

明治以降の簿記書の歴史の研究

日本簿記学会簿記教育研究部会
2012年9月9日

目 次

I 序論

1. 1 問題提起と分析視角 1
1. 2 瀬戸内海沿岸の製塩業の記帳システムと経営 25

II 欧米の複式簿記の導入とわが国の簿記会計の変遷

2. 1 19世紀の単式簿記理論における会計的認識・測定の構造
——Marshの業績を手がかりとして—— 35
2. 2 洋式簿記導入期における誘導法的損益計算構造の発達
——「和单更正法」による複式簿記への道—— 49
2. 3 福澤諭吉『帳合之法』の現代会計的意義
——Bryant & Stratton の業績を視野に入れつつ—— 59
2. 4 会計測定対象とわが国の簿記会計
——Folsomの業績を視野に入れつつ—— 67

III わが国での複式簿記書の展開と企業会計の諸問題

3. 1 明治『商法』導入期の財産目録と貸借対照表の作成方法
——誘導法的損益計算構造の貫徹による近代的貸借対照表の確立—— 79
3. 2 複式簿記書の展開と会計基準設定システム
——わが国の『商法』制定と簿記書の役割—— 91
補章 1 アメリカ式決算法の変遷の意味
——商業教育との関連について—— 101
3. 3 工業簿記・原価計算の発展と簿記教科書
——経済環境が原価計算に与える影響—— 109
補章 2 複式簿記と利益計算方法
——利益観を中心として—— 121

IV まとめにかえて

- 参考文献 131

参考文献

143

本書の各章の執筆担当は、下記のとおりである。

- 1. 1 木戸田 力・岩崎 勇
- 1. 2 伊藤 昭弘
- 2. 1 矢野 沙織
- 2. 2 江頭 彰
- 2. 3 園 弘子
- 2. 4 洪 慶乙
- 3. 1 江頭 彰
- 3. 2 高橋 和幸
- 補章 1 江頭 彰
- 3. 3 望月 信幸
- 補章 2 岩崎 勇
- IV 岸川 公紀
- 参考文献 江頭 彰

I 序論

1.1 本研究の問題意識および分析視角

企業の経営者などは、企業をめぐる利害関係者などに、貸借対照表などの財務諸表を公表することにより、会計責任(報告責任)を果たしている。企業の会計担当者などの会計測定者が、生起した経済事象を認識・測定して、このような決算財務諸表を作成するまでの一連のシステムは、「複式簿記の機構に支えられた会計情報システム」といいうる。

いまでもなく、今日の経済社会は、さまざまな発展段階をへて現代にいたっている。このような経済社会のさまざまな発展段階ないし個々の社会・経済的状況に対応し、複式簿記の機構も、数百年の年月をかけて、今日われわれが見るような機構として確立してきている。

このような複式簿記の歴史は、決算財務諸表を作成する方法を教授する簿記書の「発展」をもうながしている。

I 簿記会計史の2つの道

—簿記書の歴史をたどる道の有用性—

今日にいたる複式簿記の歴史をたどる道には、異なる2つのものがあるように思われる。その第1は、会計担当者の作成した「会計記録それ自体」に焦点を絞り、簿記の歴史をたどる道である。その第2は、これらの歴史を視野に入れつつも、会計記録の作成方法を記した簿記書ないし会計書の歴史をたどる道である。経済学の領域でいうならば、前者が「経済史」に相当し、後者が「経済学史」に相当するであろう⁽¹⁾。

本共同研究では、上記の2つの道のうち、後者の道をたどることとしたい。ただし、前者の道をも大切にして、研究グループとしてその成果を共有したい。それは、下記の理由による。わが国では、中小規模の商人の多くが大正期から昭和初期にいたるまで、江戸時代以来の和式の記帳システムを使用していた。全国各地にある歴史資料館には、大正期までに使用された和式の記帳システムの資料が数多く残っている。

これらの資料に着目して、わが国の会計記録の歴史をたどった場合には、わが国の複式簿記の歴史は、江戸時代からの和式の記帳システムの連続と大正期以降の衰退の歴史として描かれる事となろう。そしてその際には、明治維新後、実に半世紀にもわたり、なぜ和式の記帳システムが有効に機能し続けたのかが研究課題となるように思われる。このような歴史をたどり、その意義を確認することには、極めて大きな意味が存在する。

しかしながら、転換期を迎える現代会計のさまざまな問題を視野に入れ⁽²⁾、それらの解決の糸口をさぐりつつ考察をすすめていくためには、(あくまで、わが国に関して述べれば)会計記録の歴史を視野に入れつつも、会計記録の作成方法を記した簿記書の歴史をたどる道の方が、より直接的かつ有用であるように思われる。

けだし、現代の企業会計は、西欧で発達した複式簿記の機構に支えられているために、これらが抱えるさまざまな課題を考察するためには、明治以降に西欧式の簿記がどのように紹介され、わが国の経済が発展する中で簿記の体系をどのように理論化し、そしてこれらの簿記書がどのような特色と問題点を有しつつ発展していったか、を考察する道の方が、より直接的かつ有用であると考えられるためである。

II 本研究の問題意識

本研究では、明治維新から現代までにいたる、簿記書が、①明治維新の学問輸入の時期にはどのような特色と問題点を有していたか。やがて、②『商法』が施行され、数次にわたる『商法』改正がおこなわれる中、これらの簿記書は、どのような性格の変化をきたしていったかを中心として、資産評価基準の位置づけ、財務諸表の名称、そして仕訳から財務諸表作成にいたる一連の会計測定プロセスの説明の変化などに焦点をあわせ、和式の記帳システムの歴史とも関連させながら、総合的に考察をすすめたい。なお、本研究においては、企業会計の計算構造ないし測定構造の分析に光をあてながら研究をおこなうことを、ひとつの特色としたい。

さらに、本研究においては、研究部会の共同研究の一環として(単に、会計史専門の先学成果を引用するのみでなく)、江戸時代の商家の会計帳簿の研究をおこないたい。そして、その成果を全員が共有することにより明治以降の簿記書の意義を明らかにしたい。

これらの問題意識について視点をかえつつ述べれば、下記のようになる。

1. ひとつの定義のみにしたがった場合には、豊穣かつ多様な現実の歴史のいくつかの要素を捨象する可能性も高くなるように思われる。そこで、今回は、特色ある2つの定義を並行して分析視角として示しつつ、歴史をたどる試みをおこなっていく。
2. 明治中期に制定された『商法』の基本的内容をふまえつつ、これが大商人や大企業の会計処理に与えた影響を明らかにすると共に、わが国の簿記会計書ではこれらに対してどのような対応がなされていったかを、ドイツの貸借対照表論の展開などとの対比のもとで明らかにし、その特徴をさぐっていく。
3. 江戸時代から今日までの会計実務や簿記書に対して、現代会計の視点から光をあて、江戸時代からの簿記会計あゆみを、現代会計へつながる一本の道として描いていく。

III 本研究の分析視角

—複式簿記の2つの定義—

ここで、注意しておかねばならないことは、複式簿記それ自体のあゆみにしろ、簿記書のあゆみにしろ、これらの歴史をたどる際に、複式簿記をどのようなものとして概念規定するかによって、それらの歴史も簿記書への評価も大きく変わることである⁽³⁾。

さらに、豊穣な現実—とりわけ、複雑な要素のからみあう歴史を描く際には、あるひとつの分析視角から構築された理論は、かなり重要な要素を捨象した一面的かつ主観的なものとなりうる危険性を有するように思われる。

そこで、本稿では、下記の2つの異なる複式簿記の定義を掲げ、これらを分析視角として位置づけることにより、豊穣な現実をそのままの形で描きだすようにつとめたい。

1 会計的な認識・測定に遡り、複式簿記の構造を理解する定義

第1の定義は、複式簿記を、企業の会計担当者などの会計測定者が、生起した経済事象を認識・測定し、複式の勘定記録ないし決算財務諸表を作成していく、現実の企業会計を支える機構として理解し、考察をすすめる方法である。そして、このように定義し分析する際には、複式簿記を、会計測定や会計伝達や会計基準設定というさまざまな企業会計のサブ・システムの構造と機能の中に位置づけながら考察をすすめていく⁽⁴⁾。

この定義の要点を、企業の会計測定プロセスと関連させつつ示せば、以下のようになる。

(1) 「2重分類的複式」の認識・測定による、複式の勘定記録と決算財務諸表の作成

企業会計では、経済財の「価値の流れ」の対流関係すなわち「交換取引」が認識・測定の対象であり、複式の勘定記録が作成されるという見解が存在している⁽⁵⁾。それと共に、経済財の一方的な「価値の流れ」が生じた場合でも認識・測定され、「2重分類的複式」の様式で、複式の勘定記録が作成されるという見解も存在している⁽⁶⁾。

本研究の第1の定義では、後者の見解、すなわち複式簿記を、生じた一方的な「価値の流れ」が「2重分類的複式」の様式で認識・測定し、複式の勘定記録を作成するシステムとして理解する。この見解をとりはじめて、「資本の元入れ」や「現金の借入れ(負債の発生)」や「給料の支払い(費用の発生)」などの経済事象が、複式簿記機構の中で、統一した論理で、矛盾なく説明されるように思う。

「資本家が、10,000円の現金を元入れし営業を開始する」という経済事象が生じたとする。企業の会計担当者などの会計測定者は、これを企業内への現金という「資金の流入(増加)」として認識すると共に、「資本金(元手)の増加」としても認識し、下図のような、2重分類的複式の様式の勘定記録を作成する。

上記の経済事象の留意すべきことは、企業内へは一方的な「価値の流れ」しか生じていないことである。このような経済事象を、「資産の増加」と「資本の増加」として、「2重分類的複式」の様式で認識・測定するが故に、資本概念や負債概念が矛盾なく説明されると思われる。明治時代に、財産価値の「交換取引」を論理的基盤にするFolsomの著書が翻訳され、わが国の簿記書に大きい影響力を与えた。彼の見解および彼に影響を受けたわが国の簿記書の特色と問題点をさぐるためにも、この視点は重要である。Folsomの著作および彼に影響を受けた簿記書の研究は、本書の1.1のIVおよび2.3でおこなっている。

図表1 「2重分類的複式」の様式による「現金の元入れ」の記帳

現 金	
現 金	資 本 金
(1) 10,000	(1) 10,000
「2重分類的複式」の様式で勘定記入	

(2) 経済財の資金抽象化による、会計測定の対象としての「価値の流れ」の剔抉

—「公正価値会計」の源流としての「価値」概念の定立—

本研究の第1の定義では、複式簿記の記帳対象ないし会計測定の対象を「価値の流れ」と理解する。そして、「価値」概念を、経済財の貨幣金額で抽象化されたものと理解する。

上記の企業で、さらに20,000円の備品を追加元入れする、という取引が生じたとする。会計測定者は、備品の20,000円という貨幣金額に着目し、備品勘定の借方に20,000円の「価値の流入」を記録する。それと共に、この備品が、資本金と同様に収益獲得に用いられることから、資本金(元手)勘定の貸方に「価値の流れ」を記入する。

図表2 「2重分類的複式」の様式による「備品の元入れ」の記帳

備 品	
備 品	資 本 金
(2) 20,000	(2) 20,000
「2重分類的複式」の様式で勘定記入	

明治時代に、わが国に大きい影響力を与えたFolsomの簿記書では、論理展開の基点として「交換取引」が位置づけられている。そして、経済財の「交換」の中ではじめて姿をあらわす「価値」をこそ、会計測定の対象として位置づけ、注目すべき簿記理論を展開した(本書の2.3を参照)。このような影響を受けつつわが国で執筆された優れた簿記書が、本章で研究対象とする森田(1896)である。

やがて、この「価値」概念は、Paton(1922)などをとおし現代会計に受け継がれていく。近年、「公正価値(fair value)」概念や「公正価値会計」が脚光をあびている。私は、このような現代会計に至る発想の源流として、「価値」概念に着目したFolsomやPatonの簿記会計理論⁽⁷⁾、およびわが国の明治時代の簿記書を位置づけ、彼らの理論の意義を評価している。この内容の研究は、本書の1.1のIVおよび2.3でおこなっている。

(3) 「継続企業」前提の複式の勘定記録の蓄積と誘導法による財務諸表の作成

第1の定義の(3)では、複式簿記を、「継続企業」を前提として、「2重分類的複式」の様式により会計記録を作成し、さらに誘導法により決算財務諸表を作成するシステムと理解する。企業の会計測定者は、生じた経済事象を、上記の(1)と(2)で例示したように、複式の勘定記録に継続的に蓄積していく。そして、会計期末に勘定記録の貸借差額(残高)をまとめることにより、誘導法により決算財務諸表を作成する(次ページの図表3を参照)。

このような決算のプロセスにおいて、当期純利益は損益勘定で計算されること、そして純利益数値は残高勘定に振り替えられることには重要である。これらの2つの勘定記録を基礎として、貸借対照表と損益計算書において当期純利益は「2重表示」される。

ただし、ここで留意せねばならぬことがある。明治30年代までの簿記書では、理論的には当期純利益の「2重表示」ではなく、期末資本の「2重計算」に大きな意味が与えられていたことである。このことは、決算本手続きにおける勘定締切の順序がどのようにあるかを分析することにより明らかになる。

すなわち、当時の簿記書では、(近代会計の残高勘定にあたる)資産負債勘定などで資産と負債の差額として算定された「期末資本」と、資本主勘定で当期純利益に元手を加算して算定された「期末資本」が均衡することに重要な意味が見いだされていたのである。しかるに、当時は、資本概念を負債概念の下位概念として規定する簿記書が多かった。これらの研究は、本書の1.1のIVおよび2.3でおこなっている。

図表3 複式の勘定記録における残高(貸借差額)と貸借対照表の関係

現金	資本金
(1) 10,000	(1) 10,000
備品	(2) 20,000
B/S	
現金 10,000	資本金 30,000
備品 20,000	
30,000	30,000

(4) P/LやC/Fなどのネット・フロー情報とB/Sの当該ストック情報との「2重表示」

第1の定義の(4)では、複式簿記では、損益計算書やキャッシュフロー計算書などに総額表示されるフロー情報の残高数値と、貸借対照表で純額表示される当該ストック情報が一致すると理解する。換言すれば、複式簿記では、P/LやC/Fなどのネット・フロー情報とB/Sの当該ストック情報による、会計情報の「2重表示」がなされると理解する。

では、P/LやC/Fなどのフロー情報の残高数値とB/Sの当該ストック情報で、会計情報が2重表示される意味はどこにもとめられるであろうか。それは、会計情報利用者の利害関心が上記の特定の項目に集中した結果として、これらの項目については、勘定残高を集合して貸借対照表でストック情報が開示されるのみでなく、損益計算書やキャッシュフロー計算書などにおいてもこれらの総額情報が開示されるにいたったものと理解される⁽⁸⁾。

この理解を敷衍させつつ簿記会計の歴史を遡るならば、下記の理解となると思われる。すなわち、何らかの社会・経済的状況の故に会計情報利用者の利害関心が低い項目については、「2重分類的複式」の様式による認識・測定は堅持されつつも、「会計記録の側面」では省略した会計情報が提供されていくことである。江戸時代の和式記帳システムや西欧式の単式簿記は、このような省略がなされた記帳システムであったと理解される。これらの研究は、本書の1.1のIVおよび2.1でおこなっている。

(5) 西欧式簿記の「会計慣習」ないし「会計的Code」の根づかせという簿記教育の役割

わが国では、江戸時代に、和式の記帳システムが発達し、構造的には西欧式の複式簿記とほぼ同様の複式の計算システムが実践されていた。そして、これらの記帳システムは、西欧式の記帳システムに比して何らの遜色がなく機能していたために、20世紀まで使い続ける企業も存在していた⁽⁹⁾。換言すれば、明治初年には西欧式簿記の「会計慣習」はほとんど存在せず、しかもそれらはなかなか根づかなかった。

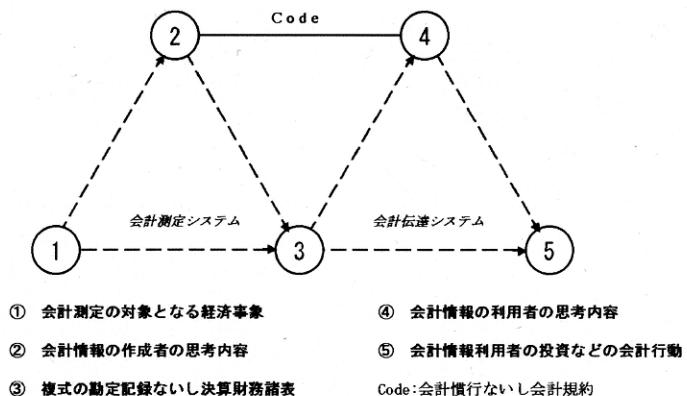
西欧式による文明開化をおしそうめた明治政府は、社会を近代化するために西欧式の複式簿記の導入をおしそうめ、小学校はじめさまざまな教育現場で、西欧式の複式簿記の教

育がなされていった。このような教育は、人々の間に、西欧式の複式簿記の「会計慣習」ないし「会計処理の規約(会計的Code)」を根づかせようとする試みであった。

いうまでもなく西欧では、数百年的時間をかけ、自然発生的に生成された会計処理から「経験の蒸留」がなされることにより「会計慣習」が発達した。そして、この「会計慣習」は、会計情報の「作成者」と「利用者」がコミュニケーションをおこなう際の「会計処理の規約(会計的Code)」としても機能していた。

ここで留意せねばならぬことがある。それは、明治初年には、(西欧式の複式簿記を用いる)会計情報の作成者も利用者も、ほとんど存在しなかつたことである。換言すれば、明治初年には、「会計測定システム」も「会計伝達システム」もほとんど存在しなかつた。もちろん、銀行や大規模企業を中心として、西欧式の複式簿記を採用する企業は次第に増加した。

図表4 Codeの蓄積のみがおこなわれた明治初年の企業会計



出所：(杉本 1991,46)の図を基礎として作成

明治時代の簿記教育が果たした役割とは、このような状況のもとで、わが国にはなかつた西欧式の「会計慣習」ないし「会計処理の規約(会計的Code)」を根づかせることにあつた。すなわち、わが国では、「会計測定システム」も「会計伝達システム」もほとんど存在しないままに、「会計処理の規約(会計的Code)」のみが蓄積されていった、のである⁽¹⁰⁾。

このような状況の下で、さらに明治20年代に、強制法規としての力をもつ『商法』が、会計処理を規制する役割をもち公布された⁽¹¹⁾。このような、明治以降の簿記書や簿記教育の特色を明らかにするためには、「会計測定システム」や「会計伝達システム」を視野に入れつつも、企業会計の基準を設定するシステムをこそ視野に入れて考察をすすめていく必要がある。これらの研究は、本書の1.1のIVおよび3.3でおこなっている。

(木戸田 力)

2 記録計算の構造的・原理的な仕組みに関する、単式簿記との関連で定める定義

第2の定義では、複式簿記とは何か、それは記録計算の構造的・原理的な仕組みに関するどのような特徴を持つもののかを、複式簿記が制度化される以前に実在した単式簿記との比較を通して明確にしていくこととする(岩崎 2011, 83-91)。

(1) 記入方法

簿記の記入方法という取引分類に関する技術的特徴として、単式簿記では、交換取引については、(その対象についての勘定が設定されていることを前提として、結果的に)複式の記入がなされるけれども、損益取引については単式の記入(すなわち現金等の財産の増減変化の記録だけ)がなされる。これに対して、複式簿記では、一般にその記帳対象たる企業の経済活動から生じた交換取引及び損益取引という全ての取引について、一つの取引を原因と結果(因果簿記)や給付と対価(分類簿記)等の観点から貸借二つに分類し、二重の記入(二重分類的記入、複式記入、複記)を行うルール(貸借(複記)記入ルール、二面的記入ルール、二重分類的記入ルール)を持つ体系的な技術である。この特徴は、このような全ての取引について包括的に複式の記入を行わない単式簿記と比較した場合の最大の特徴と考えられ、これが複式簿記の最も基本的な特徴の一つであるといえる。また、周知の通り、複式簿記では、個々の取引が複式記入されると共に、財務諸表の各計算書も全体計算として貸借が一致する仕組み(貸借平均の原理)となっている。

(2) 勘定科目

簿記上設定される勘定科目という勘定的特徴については、計算対象の実体の有無に基づき、ストックとしての実体のある実在勘定(real account; 実体勘定、実物勘定、残高勘定、ストック勘定、貸借対照表勘定と呼ぶこともある)とフローとしての実体のない名目勘定(nominal account; 損益勘定、フロー勘定、損益計算書勘定と呼ぶこともある)とに分けられる。単式簿記では必要とする一部又は全部の実在勘定を設定して、取引の記録を行う。これに対して、複式簿記では取引記録を行うのに必要とする全ての実在勘定と名目勘定の双方を設定して取引の記録を行う。この名目勘定が設定され、かつ全ての経済取引について二重分類的記入を行うことにより複式簿記が完成されたといわれる。そして、これらの双方の勘定を用いることによって、財産計算と利益計算とを行うと同時に(損益計算書上と貸借対照表上での)利益の二重計算を行うことができる。このように、実在勘定と名目勘定の双方の使用は、複式簿記の本質的な特徴の一つである。

(3) 基本目的

簿記の基本目的という計算目的的特徴について、単式簿記の基本目的は、例えば、現金や貸付金等という財産の記録計算(財産計算)とそれに基づく財産の管理(財産管理)である。他方、複式簿記の基本目的は、財産計算と同時に利益計算(「損益計算」と同意に用いている。以下、同じ)を行うことである。このように、複式簿記は財産計算と損益計算を同時にを行うという二重目的の計算構造(田代 2008, 3)を有しているという特徴を持っている。この特徴は、複式簿記がこの二つの計算目的のために、実在(ストック)勘定としての貸借対照表勘定と名目(フロー)勘定としての損益計算書勘定を有し、かつ貸借対照表と損益計算書を作成する役割を果たしていることを示している。すなわち、単式簿記が一般に実在勘定を記録の対象とし、実在勘定をベースとした財産計算を基本目的としているのに対して、二重

目的の計算構造は複式簿記の計算目的的及び計算構造的な特徴であるといえる。

(4) 利益計算

簿記上の利益計算という利益計算構造的特徴について、単式簿記では必ずしも利益計算を想定していないが、必要に応じて(複式簿記と結合しない原初的)財産法(期末純財産=期首純財産+利益; 2時点間の残高を比較して利益を計算するというストック・ベースの利益計算)により残高としての実在勘定を通じて(結果計算としての)利益計算を行う。他方、複式簿記では、必ず利益計算がなされ、しかもそれは利益計算構造的な意味での(複式簿記と結合した近代的)財産法と損益法〔収益-費用=利益; 期中の個別の取引というフローをベースとして利益計算を行うというフロー・ベースの利益計算〕という形で利益の二重計算を行っている。そして、実在勘定に加えて「名目勘定を通すことによって、損益の結果計算に加えて、原因計算が組織的、自動的、継続的に行えるようになる」(石川 2011, 15)。これは、複式簿記及び連繫観を前提とすれば、必然的な関係であり、複式簿記の特徴の一つである。すなわち、複式簿記では、期中の取引の継続記録と期末の実地棚卸等による決算修正を基礎として、損益計算書において収益から費用を控除して利益を計算すると同時に、貸借対照表において(資本取引がないことを前提として)期首・期末の残高としての資本の差額として利益を計算するという利益の二重計算を行っている。なお、歴史的には、ストックという実在勘定からの財産法による利益計算の正確性を、フロー(原因)の側面からの損益法による利益計算によって証明している(渡邊 2008, 99-100)といえる。

(5) 記録

簿記上の記録に関する記帳時点的特徴として、(単式簿記も)複式簿記も、期中においてその認識対象たる企業活動から生じた取引を、その発生時点で継続的に記録する。この記録は、その認識対象たる取引を、期中における発生時点で継続的に記録・計算するという過去的・歴史的事象の発生記録であり、複式簿記の最も基本的なないし中核的な機能的特徴である。なお、歴史的にも(単式・複式)簿記は期中における帳簿への記録すなわち記帳の実務から発展してきており、この記録とそれによる管理とを通して財産の委託・受託の関係から生じる会計責任が、後で検証可能な形で組織的・継続的に遂行されることとなる。

(6) 帳簿

簿記上の帳簿という帳簿組織的特徴として、単式簿記では、主要簿を持たずに、一般に財産管理のために特定の実在勘定についての補助簿を使用する。これに対して、複式簿記では、財産管理等のために特定の実在勘定等について記録を行うための補助簿ばかりでなく、全ての取引を記入するために主要簿としての仕訳帳・総勘定元帳を使用する。このように、単式簿記が実在勘定を記入するための補助簿のみを有していることに対して、すべての取引を記録するための主要簿を帳簿組織として有しているということは、複式簿記の帳簿組織的特徴である。

(7) 財務諸表の作成方法

簿記上の財務諸表の作成方法という財務諸表作成技術的特徴として、単式簿記では、必

ずしも財務諸表の作成を想定していないが、必要に応じて(実地)棚卸法(期中の記録を行わず、期末において実地棚卸を行い、時価等の一定の評価基準に基づいてそれを評価し、それを基礎として貸借対照表等を作成する方法)によって財産目録から財産状態を表示するものとしての貸借対照表を作成する。他方、複式簿記では、必ず財務諸表の作成を行っており、誘導法(すなわち期中の帳簿への継続的な記録・計算から決算書を誘導的に作成する方法)によって帳簿から貸借対照表と損益計算書等を作成する。この誘導法は、複式簿記の本質的な特徴の一つである。

(8) 測定基礎

簿記上の測定基礎というに測定基礎的特徴については、簿記において貨幣金額を用いて測定すること(貨幣的評価の公準)を前提として、(単式簿記も)複式簿記も、期中において基本的に収支(キャッシュ・フロー)に基づき測定され、記録がなされる。そして、従来の取得原価主義会計の下において原価主義が採用され、収支を基礎として記録するという特徴が挙げられることがある。しかし、収支には、種々のものが考えられるが、この中で伝統的に帳簿記録は、基本的に広義の収支すなわち取引額という意味での確定的な収支を基礎として(取引をベースとする過去・現在・将来の現金収支を基礎として)記録がなされてきた。ただし、複式簿記は、その測定基礎として収支以外のその他の測定基礎とも結びつくものであり、特定の測定基礎に依存しないところがむしろ複式簿記の特徴の一つになっている。

以上の検討によって、複式簿記の計算構造的な特徴が明確にされた。そこで、複式簿記の特徴を様々なモデルを比較した形で示せば、下記の図表5のとおりである。

このように、複式簿記とは、企業において期中に生じた経済取引を、実在勘定と名目勘定を用いて、貸借に二重分類し、原価等の一定の測定基礎に基づき、発生時点で会計帳簿に継続記録(貸借記入)し、期末に帳簿からの誘導(誘導法)と事実の調査による記録の修正(決算修正)とを併用して、(財産計算的側面としての)貸借対照表と(損益計算的側面の)損益計算書という財務諸表を作成すると同時に損益計算書と貸借対照表において利益の二重計算を行う簿記である。

図表5 複式簿記の特徴と会計モデル

特徴	伝統的な会計モデル	部分公正価値会計モデル	損益計算型全面公正価値会計モデル ^①	純資産計算型全面公正価値会計モデル ^②
①取引の二重分類	分類技術的側面	○	○	○
②実在勘定と名目勘定	勘定的側面	○	○	○
③二重目的の計算構造	計算目的・計算構造的側面	○	○	○
④利益の二重計算	利益計算構造的側面	○	○	○
⑤発生時点での継続記録	記帳時点的・機能的側面	○	○	○
⑥主要簿	帳簿組織面	○	○	○
⑦誘導法	財務諸表作成技術的側面	○	○	○
⑧収支に基づくもの	測定基礎的側面	(○) ^③	×	×

[注] ○:該当 ×:非該当

* 1 : 利益の源泉別計算を行うと共に、期末に全面公正価値評価を行うモデルで、複式簿記を前提とするもの。

* 2 : 複式簿記を前提とせず、利益の源泉別計算を行わず、期末に棚卸表から貸借対照表を作成するもので、全面公正価値評価を行うモデル。

* 3 : 収支の内容をどのように捉えるかによって結論が異なる。

出所:(岩崎 2011, 90)
(岩崎 勇)

IV 資産負債中心の観点にたつ小学校簿記教科書の特色と問題点

—誘導法による期末資本の2重計算の「理念」—

西欧文明にふれ、「殖産興業」の国家的目標のもとで、西欧式の複式簿記の導入に力が注がれた時代を過ぎ、明治中期になると、わが国の簿記書は、西欧の簿記書を血肉化しいかにもわが国らしく）下記のような独自の特色を共有するようになった。

1. 簿記構造の上では、資産と負債を重視し、（さまざまな簿記構造論は展開されたが）企業の財政状態をあらわす財務表として「資産負債表」ないし「資産負債対照表」などをあげる簿記書が多くみられた。この財務表では、負債の内訳項目ないし下位概念として、資本が位置づけられることが多かった（本書の3.1参照のこと）。
2. この時代は、いわゆる「資本主義論」の時代であるが、「資産負債表」などにおいて資産と負債を対照することにより期末資本を算定し、それと共に損益勘定を介して計算した当期純利益と元手を足して算定された期末資本とを対照させることを重視することにより、「資本主分割」の重要性を確認する叙述が多かった。このような特色は、既に、明治初年に紹介された複式簿記書にも見いだせる（本書の2.3および3.1を参照のこと）。1896年に出版された森田熊太郎著『実用普通簿記』もまた、上記の論理がとられている（本書の補章1のIIで叙述されている方法も、締切手続の順番に着目すればこの論理にたつと理解される）。
3. そして、このことは、「継続企業」の前提にたち作成された複式の勘定記録を基礎として、誘導法による財政状態の確定を重視する計算体系が展開される中から主張され、期末と期首の当期純利益を資本比較により算定することを主張する論調は、あまり強くなかった。

本項では、前項で提示した分析視角（特に、複式簿記の第1の定義）を適用し、上記のような特徴をもつ、明治中期の小学校簿記書における簿記構造論の特色と問題点を明らかにしていきたい。なお、本項におけるこの考察の意義は、この時代の簿記書の特色と問題点を明らかにしつつ、次章以下で展開する個々の研究の問題意識の意味や関連を明確にすることにあり、これらの研究の予備的考察として位置づけられる。

わが国では、明治20年代には、明治維新の社会・経済的混乱を乗りこえて、『大日本帝国憲法』の発布（明治22年）や『商法』の公布（同23年）がなされる。この時代、わが国の経済は安定的な発展に向かいつつあった、といえよう。

森田熊太郎氏は、このような時代を生き、わが国の計理士制度の確立に力を尽くしたことで有名である。明治40年には大阪で「森田会計調査所」を開設し、職業会計人の先駆者として活躍した。森田（1896）は、このような経験をもつ同氏の若き日の著作に相応しく、明治人らしい気概と高い志を感じさせる名書である。同書は、Folsomの影響を強く受けつつも⁽¹²⁾、それを自らの血肉とし、首尾一貫した論理を展開する。

以下、共同研究の予備的考察であるが故に、まずもって森田（1896）の特色と問題点を明らかにし、さらにその原因を考察することを課題として、論をすすめていきたい。

1 普通科教育としての小学校簿記教育の意義

—「会計リテラシー」の認識と新たな「会計慣習」の蓄積—

森田（1896）では、学校教育においては、まず「人生普通の知識の獲得」をし、その後に「職業上の知識」を獲得すべしとしている。そして、小学校は、児童の身体の発達に留意して、道徳教育と国民教育の基礎、および生活に必要な、一般的な知識技能を教えることを本旨し、中学校は中堅以上の管理職に従事する者、および高等学校に入学する者に必要な、一般的な学問を教えることを本旨とするとしている（pp.1-3）。

では、より具体的には、普通教育としての一環としての簿記教育の内容を、どのように理解しているのであろうか。この点は、下記のように述べられている（pp.6-7）。

人は誰も、営業を繁栄させ生活の安全を願いつつ、金銭や物品を取り扱う業務に従事する。金銭や物品を会計的に処理することは、営業上必要とされる実用的な知識であり、この故に小・中学校に簿記の科目が存在している。簿記は、それのみでなく、自らの生活の状態や、規則や慣例の理解や、節約の必要を理解させる効果を持っている、さらに処世に必要とされる秩序や信用などの特性を養うのに役立つものである。

森田（1896）の上記の見解は、今日的ないいかたをすれば、「会計リテラシー」の重要性を指摘するものと理解される。小・中学校を卒業した者にとり、勤労でも個人生活でも、簿記の知識の獲得が極めて重要であり、役に立つことが指摘されている。その故に、普通科教育の一環として簿記教育が位置づけられていると理解される⁽¹³⁾。

この見解からは、いかにも明治人らしい森田氏の気概と志の高さが感じられる。しかし、明治中期の社会・経済的状況を視野に入れるならば、下記のような現実をも指摘することができる。すなわち、簿記教育は、普通教育としてのみでなく、商家で働く者への「職業教育」としての重要性を有しはじめたことである⁽¹⁴⁾。

明治中期には、尋常小学校でさえ、就学年齢の児童の全員が卒業したとはいえないかった。授業料を徴収した高等小学校にいたっては、恵まれた教育環境にあった児童のみが就学していた。尋常小学校を中退した児童が、農業に従事したり「丁稚奉公」にてており、高等小学校卒業者は、地方の有力商家の中堅幹部として活躍していた。

したがって、高等小学校でなされた簿記教育は、地域の有力商家の経営を担う幹部候補生への「職業教育」としても機能する現実が浮かび上がってくるのである⁽¹⁵⁾。

さらに、下記のことをも指摘されるであろう。わが国では、江戸時代に、「大福帳」に代表される和式の記帳システムが発達していた。しかし、明治初年には、借方や貸方という概念から、複式の勘定記録や決算財務諸表を作成する複式簿記一巡の手続きに至るまで、西欧式の「会計慣習」は、わが国では「まったく存在していないかった」。高等小学校で簿記を教育することは、西欧式簿記の「会計慣習」すなわち「会計処理の規約（会計的Code）」を国民に植え付け、根づかせていく努力として理解される。わが国でのこの状況は、「会計慣習」が数百年にわたり自然発生的に生成され、それらを規制する法規として『商法』が制定された西欧の状況とは一線を画している⁽¹⁶⁾。

すなわち、わが国では、（西欧式の複式簿記を用いる）「会計情報の作成者」も「利用者」もほとんどない社会・経済的状況のもとで、換言すれば「会計測定システム」も「会計伝達システム」もほとんど存在しない状況のもとで、西欧式簿記の「会計慣習」すなわち「会計処理の規約（会計的Code）」の蓄積のみが続けられていった。

このような状況は、わが国の簿記書の歴史に、いな企業会計それ自体の歴史に、西欧諸国とは異なる特色を与えていった。私見によれば、このような、明治以降の簿記書や簿記教育の歴史を明らかにするためには、「会計測定システム」や「会計伝達

システム」を視野に入れながらも、主として企業会計の規約ないし基準(諸則)を設定するシステムと関連させて考察をすすめていく必要があると思う。

2 「交換取引」を論理的基礎とする会計構造論の特色と問題点

—元手としての「資本概念」の欠如と資産負債中心の観点の展開—

森田(1896)の簿記理論の検討に入る前に、「資本の元入れ」という基本的な取引例を検討しながら、「交換取引」を論理的基盤とした場合の会計的概念の規定の特色について検討したい。資本の元入れは、通常下記の仕訳をもち会計的記録が作成される。

(現金) 10,000 / (資本金) 10,000

この取引は、企業内に現金1万円が流入し、それを「現金という資産の増加」と、「元手としての資本金の増加」として認識・測定したものである。このように、現金と資本金が「共に増加する取引」は、いかなる意味においても「交換取引」ではない。

さらに、(貸借対照表の「借方項目」の)財産をどれほどの回数「等価交換」しようと、その取引の結果として存在するのは(貸借対照表の「借方項目」の)財産のみである。交換から(貸借対照表の「貸方項目」の)資本金が生ずることは絶対にない。

すなわち、企業の財産の「交換取引」から、「資本概念」は絶対に生成しない。さらにいいうならば、財産の交換から、貸借対照表の貸方項目の「負債概念」も「利益概念」も絶対に生成しない。では、森田(1896)では、どのような論理で、企業の財産の「交換取引」を論理的基礎として、会計的概念を規定しているのであろうか。そして、その概念は、首尾一貫した論理展開から導かれた妥当なものであろうか。

(1) 財産の3分類と企業会計の測定対象としての財産価値

—簿記構造論の論理的基点としての財産価値の「交換取引」—

森田(1896)の「卷一 営業編」では、まず企業の財産を下記の3つに大別する(pp.2-4)。

- a. 有形の財・・・土地、家屋、物品、金銭の類
- b. 代表的財・・・手形、小切手、諸証書の類
- c. 無形の財・・・知識、才能、技能、その他の類

同書では、さらに、企業の取引とは財産の交換からなることが指摘され、その故に企業の財産には「交換価値」が存在することをも指摘されている(pp.5-6)。そして、「取引」とは「財の本性である価値と価値との交換」すなわち価値の受渡しであり、財に増減変化を生じさせるものである、と規定されている(p.37)。

このような取引を分析するならば、財の交換は「原因」と「結果」として理解することができる(pp.37-39)。たとえば、商品を販売し(原因)金銭を受け取る(結果)などがその典型的な取引である。これらを表示する際に、「原因」となる「渡した」価値を示すのが「渡方」(右側)であり、「結果」としての「受けた」価値を示すのが「受方」(左側)である(p.39)。西欧式簿記では、一般的に「借方」と「貸方」という用語を用いるが、森田(1896)では、このように「受方」と「渡方」という用語を用いる。

このような理解の上に立ち、森田(1896)では、現実の経営過程においては相手企業との直接的な取引がなされるわけではなく、「営業方」を通して取引がなされるとさ

れている。そして、すべての取引を、「営業方」への「渡し」であり「原因」をあらわす(右側に記入される)要素と、「営業方」からの「受け」であり「結果」をあらわす(左側に記入される)要素に分解して理解されることとなる(pp.42-44)。

この認識にたつならば、現金のような「資産の流出」も借入金のような「負債の発生」も、同一の性質をもつものとして理解されることとなる。すなわち、甲某から20,000円への借入れた取引は、下記のように仕訳される。そして、右側(渡方)の「負債の発生」の表示は「甲某より営業方への価値の渡し」として理解されることとなる。

(現金) 20,000 / (甲某) 20,000 ←負債の発生

(2) 「交換取引」を論理的基盤とした簿記構造論の特色と問題点①

—測定対象としての「価値」の明確化と負債概念の問題点—

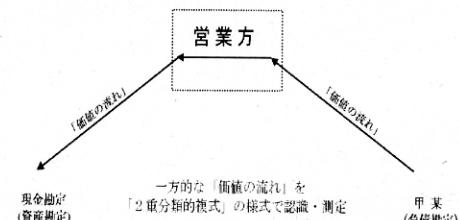
企業の財産の「交換取引」に着目することにより、交換される「価値」の存在、および価値の大きさの測定基準としての価額ないし「交換価値」が、森田(1896)の簿記理論の論理展開において重要な位置づけをしめることとなる。

換言すれば、「交換取引」を簿記理論の論理的基盤とすることにより、「記帳の対象」すなわち「会計測定の対象」が「価値」にほかならないことが明白に認識されることとなつた、といえよう。森田(1896)では、この測定対象としての「価値」との関連で、負債概念はむろん資本概念も利益概念も規定されていくこととなる。

前項で指摘したように、「負債概念」は「営業方」への価値の「渡し」として規定されていく。そして、財政状態をあらわす財務表(近代会計における貸借対照表)の右側(渡方)は、負債概念で統一されることとなる。ただし、私見によれば、森田(1896)で示された負債概念には、下記のような重大な問題が存在していると思われる。

「交換取引」という概念は、「2者の利害関係者」の間で「双方向の価値の流れ」が生じた時に成立する概念である。しかるに、森田(1896)では、「甲某から営業方への価値の流れ」と「営業方から企業(の現金勘定)への価値の流れ」という「3者の利害関係者」の間での「価値の流れ」が想定されている。

図表 6 営業方をとおす「価値の流れ」の「2重分類的複式」での認識・測定



上記の図で示すように、甲某と営業方という「2者の利害関係者」の間に光をあてれば、甲某から営業方への「一方的な価値の流れ」が存在するのみである。同様に、営業方から企業(の現金勘定)にも「一方的な価値の流れ」が存在するのみである。

見方を変えるならば、「甲某からの現金の借入」という経済事象では、営業方をと

おすけれど「甲某から企業(の現金勘定)への」「一方的な価値の流れ」が生じているのみである、と指摘しうる。すなわち、森田(1896)では、著者の意図とは異なり「交換取引」ではなく「一方的な価値の流れ」が「2重分類的複式」の様式で認識・測定されることにより、資産勘定と負債勘定へ2重記入されるプロセスが叙述されている。

次項で考察する内容であるが、森田(1896)では、利益概念は資本主に属するものとされ、その故に企業の資本主への負債と理解されている。さらに、資本主勘定に示される資本は、利益の蓄積されたものと理解され、やはり負債の下位概念と理解される。すなわち、利益概念も資本概念も、負債概念の一種として理解されている。このことを勘案すれば、資本概念も利益概念も、「一方的な価値の流れ」を「2重分類的複式」の様式により認識・測定する際に生ずる概念として規定されることになる。

このように、森田(1896)では、「交換取引」を論理的基礎として簿記構造を説明するという当初の意図にもかかわらず、負債概念も利益概念も資本概念も、「2重分類的複式」の様式による認識・測定の論理で規定されているのである。

(3) 「交換取引」を論理的基盤とした簿記構造論の特色と問題点②

—負債概念の下位概念としての資本概念と利益概念—

本項では、決算本手続における収益・費用勘定の締切と資本勘定への振替に関する、森田(1896)の論理をおうなかから、同書では「交換取引」を論理的基盤とすることにより、資本概念と利益概念がどのように規定されているかについて、明らかにしたい。

森田(1896)では、価値を、「循環価値」、「認定価値」、および(それらが合併した)「循環認定価値」の3つにわけ、損益取引の分析をすすめていく(pp.47-50)。このうち「認定価値」については、収益・費用項目が、他の資産項目との交換が不可能であるという性格を有することに着目し、これらの価値と資産と交換が可能な「循環価値」とを区別しながら規定をしている。ここにおいて、「循環」とは、「交換取引」により、ある資産の価値が営業方に渡された後に、他の資産の価値が受けとられことにより戻ってくる(したがって「循環する」)、というほどの意味であろうと思われる。

では、ここにおいて、「認定価値」すなわち収益・費用項目の決算処理は、どのように説明されているのであろうか。森田(1896)では、収益・費用項目が振替えられた「認定価値勘定」(近代会計における損益勘定)の右側残高である純利益数値は、「循環価値勘定」(近代会計における残高勘定ないし繰越試算表)の左側残高である純利益数値と等しくなることが指摘されている(pp.84-89)。

そして、「認定価値勘定」で示される純利益数値は、営業の利益から生じた「資本主に帰すべきもの」として位置づけられている。そして、「循環価値勘定」で示される純利益数値は、「資本主よりの負債」となることが指摘されている(pp.89-91)。

ここにおいて注目されることが2点存在している。その第1は、同書では、「循環価値勘定」で示される純利益数値を、資本主よりの負債として位置づけることにより、資本勘定と同様に、利益概念をも負債勘定の下位概念として位置づけられていることである。「循環価値勘定」の右側(渡方)は、すべて負債概念で統一されることになる。否、この論理はむしろ、「資本概念の規定が欠落している」と指摘すべきである。

ここにおいてさらに注目される第2は、しかし、 「資本主勘定」において繰り越

されていく残高数値を、純利益数値が蓄積されたものと理解し、資本金に「認定価値」としての位置づけを与えていていることである。森田(1896)では、「資本主は取引先と同じけれど資本という方面より論ずるときは、正しく過去勤務の結果なるが故に、認定価値より成立するものと謂うべし。」(p.116)と指摘されている。

既述のように、「認定価値」とは資産とは交換のできない価値である。このことを勘案すれば、上記の見解は、資本の元入れという取引は企業財産の「交換取引」からは説明しえない取引であることが示唆されている、といいうるよう思う。

(4) 誘導法による「資産負債対照表」と「損失利益対照表」の作成

—期末資本の2重計算の「理念」と資産負債中心の観点—

本項では森田(1896)における「巻二 帳簿編」より、「正式簿記法」に関する叙述を手がかりとして考察をすすめたい。同書では、複式簿記の定義につき、「取引は受けたる価値と、渡したる価値よりもると云う元則に基づき、一取引毎に、受渡しの二口座を元帳なる帳簿に開設し、同一の取引を二重に記入する方法、之を正式または複式の簿記法と云ふ。」(p.97)と規定されている。そして、すべての取引が記入される「日記帳」とこの帳簿で仕訳された取引が転記される口座が開設された「元帳」という、2つの「主要帳簿」について説明がなされている(pp.97-101)。

同書では、期中における一連の取引の記入についての説明がなされ、その後に、決算処理についても詳細な説明がなされている(pp.129-148)。これらの決算処理の流れは今日の複式簿記の記帳システムの方法と大差はない。しかし、そこに認める意味は、大きく異なっているように思われる。「理念」的ないし論理的には、今日の複式簿記とは大きく異なる複式簿記の説明がなされているのである。

同書では、決算本手続における主要簿の締切の説明をはじめる前に、決算の意義を叙述している。すなわち、「元帳の結算は元帳各口座を締上げ、営業の資産負債と、損失利益を認め、資本主の結果資本を知るにあり。」(p.131)として、元帳の決算の意味を、期末資本の額の計算にもとめていることが理解される。

そしてその具体的な方法として、「元帳繰越結算」(pp.132-136)と「元帳締切結算」(pp.136-140)という2つの方法が述べられている。前者は、まず「損失利益の口座」(近代会計における「損益勘定」)を開設し、収益・費用の残高を振替えた後に、その差額である純損益を資本主勘定に振替える。さらに、資産負債の各口座ごとに残高をもとめ、それらを翌期に繰り越していく方法である。この方法では、近代会計における「残高勘定」は開設しない。さらに、仕訳帳に、決算に関する仕訳はおこなわない。

このように、仕訳をせずに勘定口座を締切る方法は、「アメリカ(式決算)法」と呼ばれている⁽¹⁷⁾。後者の「元帳締切結算」においても、仕訳はなされない。

「元帳締切結算」は、収益費用の締切については前者と同一であるが、「資産負債の口座」(近代会計における「残高勘定」)をも開設し、この口座に期末の資産と負債を振替えていく方法である。以下、森田(1896)の論理をおい(pp.136-140)、この方法における締切手続の「順番」の持つ意味に留意しつつ、考察をすすめていきたい。

1. 「損失利益の口座」、次に「資産負債の口座」を開設し、「資本主の口座」には、期中の取引の結果が記入される。

2. 資産負債の各勘定には、(今日と同様に) 貸借金額の少ない方に「残高へ」という文字と「貸借差額」を朱記する。同時に、「資産負債の口座」に資産と負債の各残高を対照表示する。したがって同口座の残高は、「結算資本」すなわち期末資本を意味することとなる。このように、期末資本は、2番目の処理で算出される。
 3. 収益費用の各勘定にも、貸借金額の少ない方に「損益へ」という文字と「貸借差額」を朱記する。同時に、「損失利益の口座」にこれら収益と費用の各残高を対照表示する。同口座の残高は、純損益を意味することとなる。
 4. 損失利益、資産負債、および資本主の各口座の金額の「突合せ」をおこなう。
 5. 純損益を「資本主の口座」に振替える。純損益が振り替えられ加算された金額は、「結算資本」をあらわし、「資産負債の口座」の残高と一致する。このことを、結算資本の「資産負債の口座」への振替処理により確認する。その後に、「資本主の口座」からはじめて、各勘定の締切をおこなう。
- この方法で留意されることは、下記の2点のことである。その第1は、「元帳総切結算」で重要な役割を認められる勘定は、「資本主の口座」、「損失利益の口座」、および「資産負債の口座」の3勘定であることである。この中でも、「資本主の口座」と「資産負債の口座」の2つが重要性を認められている。
- その第2は、「資本主の口座」で算定された期末資本と「資産負債の口座」で算定された(資産と負債の差額)期末資本が一致することの確認が重視されていることである。このことは、上記の締切手続きの「順番」と内容が明白にあらわしている。
- 森田(1896)では、「理念」的には、(利益の2重計算ではなく)「期末資本の2重計算」こそが重視されていたことが理解される。当期純利益は、「損失利益対照表」と「資産負債対照表」の一区分で、2重に表示されることとなるのである(pp.146-148)。

3 本項のまとめと今後の課題

—現代会計の課題をも視野に入れつつ—

以上、森田(1896)を概観してきたが、その特色をあげれば、下記のようになると思われる。同書では、企業の財産を3つに大別し、「営業方」を介しつつ、これらの価値の「交換取引」によって、企業に生起するすべての経済事象を説明せんとしていた。

のために、負債概念は「営業方への価値の渡し」と規定され、営業方からの財産価値の流入との「交換取引」として規定されていた。この負債概念により、財政状態をあらわす財務表(近代会計における貸借対照表)の右側(渡方)は統一される。そして、資本概念はむろん利益概念も、負債概念の下位概念として統一的に規定される。このように、元手としての資本概念が欠如していることが、同書の第1の特色である。

同書の第2の特色は、森田(1896)では、「交換取引」を論理的基礎として簿記構造を説明するという当初の意図にもかかわらず、実際の論理展開においては、負債概念も利益概念も資本概念も、「2重分類的複式」の様式による認識・測定の論理で規定されていたことがあげられる。

すなわち、「甲某からの現金の借入」という経済事象では、営業方をとおすけれど「甲某から企業(の現金勘定)への」「一方的な価値の流れ」が生じているのみであることが指摘された。森田(1896)では、この「一方的な価値の流れ」を測定対象として、

「2重分類的複式」の様式で認識・測定がなされることにより、資産勘定と負債勘定へ2重記入されるプロセスが叙述されていたのである。

本章では、下記の2つの特色について、森田(1896)の内容と関連させつつ詳論はしなかった。しかし、これらの内容は、同書の特色を明らかにするために重要と思われるため、本項で述べておきたい。同書の第3の特色として、財政状態をあらわす財務表(近代会計における貸借対照表)の右側(渡方)は負債概念で統一的に理解されていたが故に、「資本主」という個々の利害関係者の立場ではなく、企業全体の立場からの判断や会計処理がなされうる可能性が生ずることとなった、といえよう。

森田(1896)では、企業のすべての取引は、「営業方」を介した「交換取引」として位置づけられている。したがって、「営業方」の視点にたてば、財政状態をあらわす財務表(近代会計における貸借対照表)の右側(渡方)は、債権者などから調達した資金として統一的に把握されることになろう。さらに、同表の左側(受方)は、利益をあげるために運用している資金として統一的に把握されることとなる。この視点は、20世紀初頭に登場する「企業実体理論(business-entity theory)」につながるものであり、新たな論理展開の可能性を胚胎しているものとして理解される。

森田(1896)の第4の特色として、本章の叙述からも明らかのように、「継続企業」の前提にたち、企業に生起した経済事象を「日記帳」と「元帳」という主要帳簿と必要とされる補助簿に記録し、さらにこれらの複式の勘定記録を基礎として、「資産負債対照表」と「損失利益対照表」を作成する、一連の会計測定プロセスが記述されていることである。換言すれば、「継続企業」の前提にたち、誘導法により決算財務諸表が作成されるプロセスが記述されていることである。

ただし、この計算構造論は、後年にみられるような損益計算に特に重要性を認めて展開されたものではなかった。期末資本の確定と2重計算に、「理念」的ないし論理的な重要性を認めて、最終的に企業の資産と負債の(すなわち、財政状態の)表示を目標とするものであった。したがって、森田(1896)では、「誘導法の期末資本2重計算構造」の「理念」的体系が展開されていた、と結論されるよう思われる。

最後に、今後の筆者自身の課題を明らかにしておきたい。この時代の簿記書の多くは、資産負債表ないし資産負債対照表という名称のもと、資本概念を負債概念の下位概念と規定し、資本および利益は負債の内訳項目や内部負債として表示されていた。

では、このような「会計慣習」が打破され、資本概念が企業会計上独自の範疇として確立するのは、いつごろどのような論理をもってであろうか。そして、それらの論理は、はたして適正なものだったのであろうか。これらの課題につき、現代会計で生じている問題をも視野に入れ、考察すめしていくことが私の次の課題である。資本概念をどのように規定するかは、当時のみならず現代においてもなお解決されていない、重要な課題であると思考されるのである⁽¹⁸⁾。

V 本書の構成と概要

本章の最後に、本書の構成と概要について述べていきたい。

1.2の「瀬戸内海沿岸の製塩業の記帳システムと経営構造」では、周防国三田尻塩田の製塩業者である有富家の史料を手がかりとして、江戸時代中期から幕末の和式記帳

システムについて検討をしている。同家の資料では、近代会計における決算手続きとほぼ同様の記帳システムが成立している。すなわち、(近代会計的な専門用語を用いて述べれば)有富家の各支店の損益を集合した後に、本店の損益を確定し、さらに本店の資産、負債、および資本を集合する形で決算処理がなされているのが見出される。そして、この帳簿を見るならば、2重分類的複式の様式で、認識・測定がなされていたことが理解される。ところで、有富家は製塩業であるために、(取扱商品の特殊性から)売掛金の貸倒れはほとんど存在しない。本書の2.1では、この内容を、簿記構造の歴史を解明する重要な「鍵」となると考え、興味深い仮説が提示されている。

2.1の「19世紀の単式簿記理論における会計の認識・測定の構造」では、C. C. Marshの原著を考察対象として、単式簿記の認識・測定構造について考察している。学制が颁布され、Marshの簿記書の翻訳書は小・中学校の簿記教科書として広く使用された。同章では、単式簿記でも「2重分類的複式」の様式で測定・伝達がなされていること、重要な会計情報に関しては、総額で網羅的な会計記録がなされていたことを明らかにしている。しかし、最も関心が高かったはずの利益計算のみが「純財産比較」という間接的な計算がなされていることを明らかにし、このような利益計算がなされた原因につき、本書の1.2との関連から興味深い仮説を提示している。

2.2の「洋式簿記導入期における誘導法的損益計算構造の発達」では、当時の簿記教育で実践された「和单更正法」というカリキュラムに光をあてながら、誘導法的損益計算構造がどのように発達していったかを明らかにしている。このカリキュラムは、複式簿記の導入教育として、当時の商人が未だ多く利用していた和式帳合や西欧の単式簿記の教育をおこない、最終的には西欧式の複式簿記の修得をめざすものである。このカリキュラムで用いられた其々の簿記書を分析するならば、簿記構造における損益計算の位置づけに極めて興味深い特徴がみられる。同章では、(簿記書に描定された簿記構造モデルではあるが)誘導法的損益計算構造がどのように発達し、複式簿記の計算構造にいたるかの道筋を明快に描きだしている。

2.3の「福澤諭吉『帳合之法』の現代会計的意義」では、同書の現代会計的意義を、Bryant & Strattonの原著の分析を基礎としながら考察している。この時代は、いわゆる「資本主義論」の時代であるが、資産負債表などで資産と負債を対照することにより「期末資本」を算定し、それと共に損益勘定を介して計算した当期純利益と元手を足して算定された「期末資本」とを対照させ、「資本主導分」の重要性を確認する複式簿記書が多く出版されている。同章では、『帳合之法』もまた、このような論理をとることを明らかにしつつ、同書の現代的意義をさぐっている。

2.4の「会計測定対象とわが国の簿記会計」では、Folsomの業績の意義を、企業会計の測定対象としての「価値概念」を明快に位置づけたことにあるとしている。さらに、「企業実体」概念など複数のテーマに焦点を絞り、Folsomの簿記書の特色と問題点をさぐっている。

3.1の「明治『商法』導入期の財産目録と貸借対照表の作成方法」では、明治23年『商法』の制定を機に、「財産目録」と「貸借対照表」の作成手順が、誘導法的計算構造の中に組み込まれて教育されるに至った経緯を、明治30年代以降の簿記書を手がかりとして明らかにしている。すなわち、『商法』制定以前の簿記書でも、誘導法に

よって資産負債表が作成されることを説明されていた。明治『商法』制定以後、この資産負債表が「貸借対照表」と称され、その名称は徐々にではあるが定着していく。そして、『商法』制定以後の簿記書では、財産目録は、貸借対照表の明細表として位置づけられ誘導的計算構造の中に包含されて説明されていく。

3.2の「複式簿記書の展開と会計基準設定システム」では、まずもって、明治期の会計規範として位置づけられる『商法』の施行までの経緯について分析している。すなわち、それまでの封建社会が国家主導のもとに資本主義社会へ転換されていったという状況において、商法制定にあたっては、今日のように各種利害関係者の要請等が反映される余地もあったのかということを焦点を当て、当時の会計基準設定システムがどのように働いたのかについて分析している。さらに、法が想定する実務も根付いていなかったであろう明治時代に、商法を有効に機能させるために、当時の簿記書はどのような役割を果たし、どのような特色を有していたのかについても検討している。

3.3の「工業簿記・原価計算の発展と簿記教科書」では、わが国これまでの研究においては十分に明らかにされていなかった、工業簿記や原価計算の発展と簿記教科書の変遷がどのように関わり合っているのかについて分析をすすめている。明治維新後、西欧から工業簿記の原理や原価計算理論の導入の時期を過ぎ、わが国での工業簿記や原価計算に求められる役割や期待は大きなものへと変化していく。本章では、このプロセスを明らかにすることを課題のひとつとして考察をすすめている。

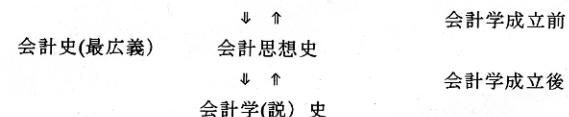
補章1では、これまであまり取り上げられることのなかった、「アメリカ式決算法」が変遷していく歴史に光をあて、簿記構造上と簿記教育の双方から分析をすすめたものである。補章2では、複式簿記と利益計算方法を利益観との関連で検討し、代表的な利益観である資産負債中心観・収益費用中心観と財産法・損益法等の関係、特に資産負債中心観は、主たる利益計算方法として財産法というよりも、財貨動態論的な考え方に基づく(資産負債の期中)変動差額法とより良く結びつくことを明確にすることを目的として考察をすすめている。以上が、本共同研究の概要である。

注

(1) 久野(2009)では、会計史の認識対象を、下記の図表であらわしている(pp.6-7)。

本章で述べる第1の道は、この表における「会計史(広義)」に含まれる内容であり、第2の道は、「会計思想史」および「会計学(説)史」に含まれる内容である。

会計史(広義)



(2) たとえば、新田(2011)では、資産負債アプローチの特色と問題点につき、計算構造論との関連で、以下のように叙述されている(pp.447-448)。「資産負債アプローチの計算式も収益費用アプローチの枠内での岩田教授の計算式も表面的に見た限り同じである。しかし、その評価論、能力論・・・分類論も大きく異なる。」・・・「そもそも資産負債アプローチに資産負債全体にわたる統一的

な評価論、能力論の視点があるかどうかである。先ずこれを明らかにする必要があるように思われる。確かに、企業価値の増大などと言われることがあるが、この企業価値概念は曖昧であり多様な解釈が可能となるのではないかと筆者は感じている。そして、企業価値に、企業にとっての損益計算の見地がとりいれることができ可能であれば、融合は可能であるように思われる。しかし、それは、結局財産法に帰着してしまうのではないか。」と述べられている。新田忠誓教授の指摘されるように、「企業価値概念は曖昧であり多様な解釈が可能となる」そして、このことが現代会計に種々の問題を生じさせている。私見によれば、この問題を解決するひとつの糸口は、「企業価値概念」がどのように生成され、どのような特色をもち、そして現代に受け継がれてきたかを、簿記書の歴史を辿ることにより明らかにする中にあると思われる。本書の考察の意義のひとつは、この点にある。

なお、本共同研究をすすめる際に、新田教授から種々の適確なご指導とご厚情を頂いた。心より感謝を申し上げたい。

(3) ここで、本書の考察方法に論及したい。徳賀(2011)の注記6では、下記の叙述がなされている(p.2)。「規範的研究には、外生的目標仮説から、経験に頼らずに演繹的な推論のみで必然的な結論に到達しようとする規範演繹的研究と、外生的目標仮説と帰納的に観察された事実との乖離の大きさを指摘する(場合によっては、その解決策を示す)規範帰納的研究がある」。同稿では、後者の方で国際会計基準と米国会計基準に規定されている現在と近未来の会計モデルを帰納的に抽出し、それを目標仮説に照らして評価しあるべき会計モデルを探求している。

本書は、会計制度の規範的研究でも計量的な実証研究でもなく、(簿記書の歴史研究という)一種の学説研究にほかならない。しかし、上記の「規範帰納的研究」の方法は、本書の分析のすすめ方に大きなヒントを与えてくれると思われる。以下本書では、まずもって明治以降の簿記書の研究を帰納的におこなう。しかるのち、本項の複式簿記の2つの定義をもって、これらの簿記書の特色と問題点を探りたい。これらの定義は、二人の論者の其々が、現実の企業会計を分析する中から導出したものである。しかし、これらは、本書の分析をすすめる際には、簿記構造に関するあるいは簿記書の歴史に関する「仮説」として位置づけられる。

(4) この定義は、杉本(1991)の企業会計の定義を基礎としつつ規定している。本書のpp.32-33では、下記のような叙述がなされている。「・・・『複式簿記の機構に支えられた現行の企業会計』とは、種々のフィードバック・ループをともなった、つぎのような一連のプロセスから構成される記号システムにほかならない。その一連のプロセスとは、企業の会計担当者などが、企業のような経済主体の経済事象を複式簿記の帳簿のなかに複式の勘定記録として写像し、この勘定記録にもとづいて決算財務諸表などの会計報告書を作成し、かつ、その会計報告書を企業のような経済主体内外の情報利用者に提供することによって、彼らの多様な情報欲求にこたえようするとともに、彼らの事情に通じた判断や意思決定をしてもらおうとする、という一連のプロセスがそれである。」

(5) 井尻(1968)では、「因果的複式簿記(causal double-entry book-keeping)」と「分類的複式簿記(classificational double-entry book-keeping)」という2つ

の概念が提示された上で、「複式」の意味を「因果的複式簿記」にもとめている。

- (6) 杉本(1991)では、井尻氏のこの見解を批判しつつ、複式簿記の「複式」とは「2重分類的複式」の意味であると強調されている。そして、「交換取引」を、「2重分類的複式」の様式による認識・測定の立場から分析していく(pp.65-70)。
- (7) Patonは、研究者として活躍した1910年代から、経営者へ有用な会計情報の提供をすることを会計職能として位置づけつつ、企業へ投下した「資金」ないし「価値」を認識・測定する会計構造論を開拓していた(木戸田2001参照)。Patonは、このような論理を開拓したが故に、公正価値や現在価値など、現代会計に通じる論理的枠組を用いつつ首尾一貫した研究成果を世に問い合わせた。角ヶ谷(2009)では、Patonの見解を引用しながら、「半世紀以上も前に、1990年代以降の現在価値プロジェクトや公正価値プロジェクトと同様の用語が用いられていたから驚きである」(pp.249-250)と指摘されている。
- (8) 渡辺(2011)では、複式簿記が生成した要因として交換経済の存在を強調しつつ、「複式簿記は、実地棚卸で算出した分配可能利益を継続記録によって証明するため生成したのである。いわば、『もの』の世界(現金や土地や建物といった取引の結果としての具体的な事象)『こと』の世界(現金や土地や建物を生み出した原因としての抽象的事象)で立証しようとしたところに、複式簿記の本質があるといえよう。」(p.2)と指摘されている。すなわち、当時の利害関係者の損益への関心の高まりこそが、貸借対照表でのストック情報の開示に加え、損益計算書で収益・費用という総額情報が開示された原因であったと理解される。
- (9) 西川(1993)では、「西洋式複式簿記も江戸時代の帳合も、既述のように、計算の本質的原理は同じであるから、明治以降に、在来の帳合から西洋式簿記に転換することは、技術的には困難なことはなかったはずである。しかし、在来企業の西洋式簿記への転換には時間がかかり、20世紀にはいっても、かなり大きな企業で伝統的な帳合が使われていた例はめずらしくない。」とされている(p.28)。
- (10) 会計実務と会計慣行ないし会計諸則などの関係について、杉本(1991)では、「会計関係者としての上述の三者(会計担当者、会計情報利用者、および会計監査人—木戸田補注)が遂行する会計言語活動は、いずれも会計慣行ないし会計諸則を形成する基盤となる。逆に、形成された会計慣行ないし会計諸則は会計関係者各人の言語活動を規制する。」(p.39)と述べられている。
- (11) 西欧では、会計諸則とはどのように発展したかにつき、杉本(1991)では、下記のような見解が示されている(p.31)。「複式簿記は、中世イタリアを中心にして活躍した個々の商人の私的記録手段として誕生し、そして各地に普及していく。それにつれ、各地の商人ないし企業の間で、会計慣行が形成された。そして、各国において近代社会が形成され、企業の社会に及ぼす影響が無視しえないものとなり、社会が企業を規制する必要が強く認識されるようになるにつれて、会計慣行は個々の企業に対して規制力をもつ会計諸則へ発展した。」杉本氏は、会計諸則のひとつの形態として、わが国の『商法』を掲げている。
- (12) すなわち、森田(1896)では、企業の財産の3分類、価値の3分類による取引の説明、そして財産価値の「交換取引」により簿記構造を描く論理などに影響が

- みられる。なお、本書の2.3では、Folsomの論理を検討しその特色と問題点を明らかにすると共に、同書がわが国の簿記書に与えた影響についても分析している。
- (13) 山田(1880)では、簿記法は勘定の覚書に過ぎないが、この覚書は経済はじめすべてに必要とされるが故に、簿記法が小学校の一学科として講じられることが指摘されている(pp.1-2)。同書は、小学校で普通科教育の一環としての簿記教育が重視された時代の著作であった。そのためか、複式簿記の原理や記帳方法の説明などは、簡明に記されている。そして、同書では、単式簿記(略式)と複式簿記(本式)の説明はほぼ半々になされている。
- (14) 佐藤(1967)では、明治21年に市制、町村制が公布され翌年4月より施行されたことと関連して小学校令の改訂が計画されたことが指摘され、さらに「尋常・高等各階級に補修科を、高等小学校に農・商・工科など実務的教科を主体とした専修科をおきうるとし、さらに徒弟学校・実務補修学校を小学校の種類に加えた。このように初步的実務教育が初等教育に導入されたことは一つの特色といえる。」と指摘されている(pp.120-121)。
- (15) 工藤・島本(2012)では、簿記教育を中等レベルの商業教育制度の確立との関連で論じている(pp.86-87)。すなわち、明治17年の「商業学校通則」からはじまる商業教育制度が、明治32年に「実業学校令」により本格的に機能する過程が記されている。同稿では、明治43年には、全国の商業学校卒業者の進路は、自家営業が37%、商店が17%、銀行会社が15%であり、商業学校は家業を継ぐ商人の子弟の教育機関としての性格が強かったことが指摘されている(p.87)。
- (16) 渡辺(1984)では、ドイツで1861年に制定された「ドイツ普通商法」の第31条が会計実務界に与えた影響について興味深い叙述がなされている(pp.1-3)。この規定は極めてあいまいで広い解釈が可能であった。その故に、「法の持つ強制力を考慮すると、条文解釈の如何によっては、企業殊に株式会社の存続が根底から崩壊せしめられる危険が多分に存在したのである。ドイツの場合、貸借対照表論は、かかる背景の下、法と実務の対立をその軸として発展していく。すなわち、債権者保護の思想に対する実務の反抗という形で展開されていくのである。」
- (17) 「英米(式決算)法」は、資産・負債・資本勘定の締切の際に、残高勘定を用いず、決算振替仕訳もしない方法である。しかし、収益・費用の締切りの際には、損益勘定を用い決算振替仕訳も省略せずおこなう。これは、「英米法」が、(「大陸(式決算)法」に比し)「損益計算を重視する」ためになされたものである。
- 「英米法」は、当時の多くの簿記書の「理念」とは相容れない。当時の簿記書の多くは、資産負債対照表などで(資産と負債の差額の)期末資本をもとめ、これと資本勘定の貸方残高の期末資本とを対照させ、「期末資本を重視する計算」がなされていた。したがって、「アメリカ法」と「英米法」の「理念」は異なるものであり、「略式」の決算法として同一範疇に含めることはできない。
- わが国において、たしかに「アメリカ法」から「英米法」に移行した時代が存在した。私は、この移行は、わが国の簿記構造論ないし企業会計が「損益計算重視」に変質した「証」として、極めて重大な意味を有するものと理解している。
- (18) 中野(2011)では、「歴史的にみて固有の意味を有しているはずの『資本』と

いう用語が消え、單なる差額概念である『純資産』という用語に、実務はもとより簿記の教科書においても置き換えられようとしている。これに対して会計史の研究者はいかに発言すべきであろうか。」と叙述されている(p.9)。

参考文献

- 石川 純治 (2011) 『複式簿記のサイエンス』 稅務経理協会。
- 井尻 雄士 (1968) 『会計測定の基礎—数学的・経済学的・行動学的研究—』 東洋経済新報社。
- 岩崎 勇 (2011) 「IFRS導入の複式簿記への影響」『経済學研究』第7巻第4号。
- 上野 清貴 (2005) 『公正価値会計と評価・測定』中央経済社。
- 木戸田 力 (2001) 『会計測定論の再構築』同文館。
- 工藤栄一郎・ (2012) 「近代的簿記教育制度の到達点としての吉田良三『甲種商業島本克彦 記教科書』」『日本簿記学会年報』第27号。
- 久野 光朗 (2009) 『アメリカ会計史序説—簿記から会計への進化—』同文館。
- 佐藤 秀夫 (1967) 「初等教育」(仲新・持田栄一編著 (1967) 『教育学叢書6 学校制度』第一法規出版, 第5章所収)。
- 杉本 典之 (1991) 『会計理論の探求』同文館。
- 角ヶ谷典幸 (2009) 『割引現在価値会計』森山書店。
- 田代 樹彦 (2008) 「公正価値測定と複式簿記」日本簿記学会第24回関西部会 レジュメ。
- 徳賀 芳弘 (2011) 「会計基準における混合会計モデルの検討」 日本銀行金融研究所 IMES Discussion Paper, No.2011-j-19.
- 中野 常男 (2011) 「会計史—会計における歴史研究の現状と課題」 中央経済社『企業会計』第63巻 第7号。
- 西川 登 (1993) 『三井家勘定管見 一江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究一』白桃書房。
- 新田 忠誓 (2011) 「計算構造論・再考」『会計』森山書店 第180巻第4号。
- 森田熊太郎 (1896) 『実用普通簿記 営業編』共益商社書店
- (1896) 『実用普通簿記 帳簿編』共益商社書店。
- (1901) 『実用普通簿記』第四版 松榮堂。
- 山田 尚景 (1880) 『小学簿記法 全』山田尚景。
- 渡邊 泉 (2008) 『歴史から学ぶ会計』同文館出版。
- (2011) 「歴史からみる時価評価の位置づけ」『会計』森山書店。
- 渡辺 陽一 (1984) 『貸借対照表論』森山書店。
- Paton W.A. (1922) *Accounting Theory : With Special Reference to the Corporate Enterprise*, 1973(reprinted in 1973 by Scholars Book Co.)
- Folsom, E.G.(1873) *The Logic of Accounts ;A New Exposition of the Theory and Practice of Double-Entry Bookkeeping, based on Value, . . . , NEW YORK:A.S.BARNES AND COMPANY.* (洋学堂書店(1995)復刻版)。
(木戸田 力)

1.2 幕末・明治初期周防国三田尻塩田における製塩業者の会計について

I はじめに

本稿は、周防国三田尻塩田(長州藩領、現山口県防府市)において、製塩業を営んでいた有富家の製塩経営帳簿(防府市立防府図書館所蔵『三田尻塩田大会所史料』)を分析する。

有富家の製塩経営帳簿は、管見の限り 1818(文政元)～1829(文政 12), 1844(弘化元)～1878(明治 11)年の分が伝存し、文政期のものは「一紙帳」、1844 年以降は「算用一紙」という表題が付されている(以下、「一紙帳」に統一)。うち前者について、筆者はすでに経営分析の研究成果を公表している⁽¹⁾が、本稿では「一紙帳」の帳簿としての構造を検討し、地方の製塩業者(有富家を現代のイメージで捉えれば、10～15 人程度の社員と 20～30 人程度のパートを抱える中小企業、といったところだろうか)がどのような経営帳簿の作成技法を有していたのか、検討したい。

II 江戸後期の製塩業と有富家

まず製塩業や有富家の概略を説明しておきたい。当該期の塩田は、「入浜式塩田」と呼ばれた。およそ 1.5 町～2 町(1 町あたり約 1 ヘクタール)ほどの塩田の砂地部分に海水を引き込み、天日で乾燥させると毛細管現象により砂地表面部分に塩分が集まる。そして表面の砂を集め、海水をかけて塩分濃度が高い「鹹水」を採取する。最後に鹹水を釜で煮込み(「煎熬」)、塩ができる。また天候の悪い秋冬期(9 月～2 月)には、経営効率が下がるため休業した。ただ在庫塩の販売や採取済みの鹹水の煎熬は、休業期にも行われた。

製塩経営の主な支出は、人件費と燃料である。人件費は、年季雇用の「浜子」(5 人前後)「釜焚」(2 人)の賃金・生活費(彼らは塩田に置かれた「浜子小屋」に住み込み)と、日雇い(5～10 人程度)の賃金である。燃料は当該期においては石炭が主で、適宜落葉・薪なども使用された。その他の支出としては、道具の修繕費や塩を包装する俵の購入費などがあった。また製品である塩の販売は、三田尻塩田の場合は製塩業者仲間が指定した塩問屋に委託し、来航する北前船に販売した。北前船は大坂方面へ北国の商人を運んだ「帰り荷」として塩を購入し、日本海沿岸や北海道に運んだ。なお塩問屋についてその機能を詳細に検討できる史料は残っていないが、「一紙帳」をみると、製塩業者と塩購入者の間を仲介する販売請負だけでなく、製塩業者の求めに応じて販売代金を預かったり、資金が欠乏した製塩業者に対しては融資を行なうなど、三田尻塩田の金融機関としても活動していたようである。

有富家は、18 世紀中頃には三田尻塩田において製塩業に携わっていたとみられる。1818～1829 年は 3 軒の塩田(真崎屋・但馬屋・丹後屋塩田)。「〇〇屋」は塩田の字を借りて製塩業を営み、1844 年以降も経営軒数は変わらないが、真崎屋塩田は自己所有となっていた。その後 1860 年(万延元年)以降但馬屋塩田も支出にリース料が計上されず、1871 年に丹後屋塩田の経営から手を引いたものの、1874 年から富士屋塩田を加え、1878 年までは 3 軒の塩田を自己所有・経営していた。本稿では詳しい経営分析は行わないが、経営規模の拡大(経営塩田の増加)はみられなかったものの、もともと全てリースであった塩田を全て所有するに至ったことからもわかるように、有富家は当該期、大きく成長したと考えていいだろう。

III 「一紙帳」の概要

1 「一紙帳」の構造

まずは「一紙帳」の構造を、1827 年の分を例に検討したい(図表 1)。

図表 1 「一紙帳」の構造(文政10年)

註1 貨幣の単位は80文銀勿
金1両＝銀65匁＝銭7085文＝80文銀88.5625匁

※80文銀とは、1匁＝80文の擬似貨幣

註2 各項目、「」は原文通り、それ以外は報告者による

但馬屋算用一紙		預り方
収益(販売收入)	21,876.59	信務 26,032.71
販売見込(未収入)	2,493.27	支出見込引当 1,429.00
収益合計	24,369.86	合計 27,461.71
費用(支出)	19,268.77	…④
支出見込引当	110.00	
費用合計	19,378.77	
(但馬屋)損益	4,991.09	…①

貯方	
「大福帳前」	14,797.19
信帳	2,105.21
合計	16,902.40

貸方	
「大福帳前」	14,797.19
信帳	2,105.21
合計	16,902.40

有物方	
塩在庫	13,139.86
その他在庫	4,269.73
預金(塩問屋など)	8,016.26
現金	127.79
合計	25,553.64

繰算用	
④	15,040.18
⑤	27,461.71
純損益・預り方合計	42,501.89
⑥	16,902.40
⑦	25,553.64
貯方・有物方合計	42,456.04
(④+⑤)-(⑥+⑦)	45.84

(数字は原文のまま)…「不足」「大福帳入」

内勘一紙	
①	4,991.09
②	5,528.70
③	5,190.16
「三軒分いたし代」	32.00
「但馬屋古塩使用」	853.92
「丹後屋同断」	1,960.72
「真崎屋同断」	930.17
収益合計	19,492.76
利息	1,387.50
「年中雜用(高)」	3,065.08
費用合計	4,452.58
損益	15,040.18

…詳細不明
…見込収益修正 + 洗替法による引当処理

…有富家家業(すなわち本店)の營業費および管理費に相当

(1) 各塩田の「算用一紙」

経営する 3 塩田ごとに収益・費用が書き上げられ、損益が算出される(①～③)。収益は塩の販売代金だが、年内に販売した分のほか、売れ残った在庫塩(「立塩」)の販売見込も計上された(a, c, e)。一方費用にも、年内に実際に支払った分のほか、在庫の管理・再包装などの諸支出見込引当が含まれた(b, d, f)。江戸時代の会計において、貸倒引当金が既に存在していたことは、先行研究で明らかにされている⁽²⁾が、有富家のよう地方の中小製造業においても、同様の会計処理が導入されていたことは注目されよう。

(2) 内勘一紙

塩田の経営損益①～③のうち黒字の分(「徳用」), 「三軒分いたし代」(詳細不明), 各塩田の「古塩徳用」が計上・合計され, その合計から①～③の赤字の分, 借入金の利息(1844年以降は記載無し), 「年中雜用×高」の合計を差し引き, その年の総損益が算出された(④)。「年中雜用×高」は, 食費や女中の賃金など有富家の生活費に相当する分のほか, 1829年には住居の「小普請」に掛かった費用が計上された。大店のように「店」(家業)と「奥」(家計)が明確に分離していない中小商家である有富家にとって, 「年中雜用×高」は生産・販売部門(各塩田)をとりまとめるための営業費・管理費に相当する。ここまでが, 有富家の損益計算書にあたる。また④の数字は後述の「惣算用」に計上された(「惣算用入」)だけでなく, 「大福帳入」ともされている。

(3) 「預り方」

有富家の債務高(借入先別)のほか, 「大福帳前×高」「残り塩雜用引当」が計上・合計された(⑤)。詳しくは後述するが, 「大福帳前×高」は期首の純資産に相当する。ただし例示している1827年の「大福帳前×高」はマイナス(債務超過)だったため, 次の「貸方」に計上された。「残り塩雜用引当」は各塩田ごとに計上され, (1)の諸支出見込引当(b, d, f)と一致する。

(4) 「貸方」

有富家が保有する債権(貸付先別)と, マイナスの場合の「大福帳前×高」が計上された(⑥)。

(5) 「有物方」

在庫塩(「残り塩」)のほか石炭・薪など製塩用資材の未消費分, および現金・預金・不動産が計上・合計された(⑦)。ただし不動産は, 貸付金の抵当として入手したり, 投資目的で購入した田畠や屋敷のみで, 有富家の主たる所有不動産である同家の屋敷および塩田は含まれていない。

(6) 「惣算用」

最終決算である「惣算用」は, (④+⑤)−(⑥+⑦)という形で計算される。ただし④がマイナスだった場合は, ⑤−(④+⑥+⑦)となる。このような計算式で算出された数字がプラスの場合は「不足」, マイナスの場合は「過」として, 「大福帳入」とされた。

2 在庫塩の勘定

以上が「一紙帳」の構造だが, 補足として2点検討したい。まずは在庫塩の勘定についてである。前述の通り各年の在庫塩については, 翌年の販売・支出見込が各塩田「算用一紙」および「預り方」「有物方」にあったほか, 「内勘一紙」に「古塩」(在庫塩を指す)の「徳用」が計上された。「古塩」については, 1822年のみ, その算出方法(「古塩一紙」)が判明する(図表2)。真崎屋塩田では, 前年度に在庫塩の販売見込を3貫094匁, 諸経費の見込を200目としていた。一方1822年の在庫塩販売実績は3貫092匁と見込をやや下回り, 諸経費は241匁と見込をオーバーした。「古塩」損益の算出は, まず販売実績から前年度販売見込を差し引き, 差額を出す(販売見込の修正)。次にその差額と前年度諸経費見込引当を足し(引当の戻入), さらに実際の諸経費を差し引いた。

図表2 1822年真崎屋塩田「古塩一紙」

項目	高(匁)
①在庫販売見込(銀)	3,094.15
②在庫販売実績(銀)	3,092.50
③小計(②−①)	-1.65
④80文銭換算(③×1.3625)	-2.62
⑤在庫諸経費見込(80文銭)	200.00
⑥小計(④+⑤)	197.38
⑦在庫諸経費実績(80文銭)	241.48
⑧古塩損益(⑥−⑦)	-44.08

真崎屋塩田の塩売上高のうち, およそ10～40%を「古塩」が占めていた(最小で1862年の2%, 最大で1876年の48%)。前述の通り, 三田尻塩田では3～8月の6ヶ月間のみ塩を生産しており, 在庫は単に「売れ残り」というだけではなく, 翌年の1, 2月の主要な収入源でもある。そのため製塩業者の経営において在庫をどう会計処理するか, は非常に重要な問題で, それ故に販売見込の計上と修正, 及び引当の「洗替法」に相当するような処理を行っていたと考えられる。

また1822年の真崎屋塩田「古塩」は44匁の赤字だったが, 「一紙帳」47ヶ年で経営塩田の「古塩」合計がマイナスになった年は無かった。文政期の真崎屋塩田に限ると(図表3), 在庫の販売見込を算出する際の塩価格とその年の実際の販売平均価格は異なっており, 恐らく年度末の塩価格や市況(他地域の製造状況など)を勘案し, 見込価格を導いていたとみられる。さらにその際, 翌年の販売実績が見込を下回る事態を避けるため, 価格を低めに設定した可能性がある。

図表3 真崎屋塩田の塩販売状況

年	塩販売高(石)			販売代銀			価格		
	販売	在庫	計	販売	在庫	計	販売価格	在庫価格	平均価格
文政元年	1,804.95	684.65(27)	2,489.61	15,748.46	6,161.89(28)	21,910.35	8.72	9.00	8.80
文政2年	1,608.02	801.64(33)	2,409.66	12,923.42	6,365.68(33)	19,289.10	8.03	7.94	8.00
文政3年	1,551.78	215.43(12)	1,767.21	15,083.24	2,643.58(14)	17,726.82	9.71	12.27	10.03
文政4年	1,967.37	402.27(16)	2,369.64	16,733.58	4,177.10(19)	20,910.68	8.50	10.38	8.82
文政5年	1,634.88	817.09(33)	2,451.97	14,887.64	7,353.82(33)	22,241.46	9.10	9.00	9.07
文政6年	1,580.61	847.80(34)	2,428.21	12,725.84	6,730.89(34)	19,456.73	8.05	7.94	8.01
文政7年	1,228.41	869.69(41)	2,098.10	9,711.13	6,595.96(40)	16,307.09	7.90	7.58	7.77
文政8年	1,338.07	253.08(15)	1,588.15	16,114.57	4,019.50(19)	20,134.07	12.06	15.88	12.66
文政9年	1,808.03	785.49(30)	2,593.53	17,412.51	7,854.28(31)	25,286.79	9.63	9.99	9.74
文政10年	1,720.75	719.71(29)	2,440.46	20,173.57	8,096.76(28)	28,270.33	11.72	11.25	11.58
文政11年	1,592.18	575.23(26)	2,167.42	20,432.95	10,354.25(33)	30,787.20	12.83	17.99	14.20
文政12年	1,668.76	504.15(23)	2,172.92	18,278.70	5,918.38(24)	24,197.08	10.95	11.73	11.13

註: 貨幣単位はすべて80文銭匁。()は「計」に占める比率, 小数点以下切り捨て。価格は小数点第3位以下切り捨て。

3 「大福帳」について

「一紙帳」の記載から, 有富家では「一紙帳」の他に「大福帳」が作成されていたことが判明する。前述の通り, 「内勘一紙」で算出された単年度総損益と, 「惣算用」で出された過不足が, 「大福帳」に転記されていた。また「大福帳前×高」が「預り方」もしくは「貸方」に計上されており, 「大福帳」との関係を明らかにしないと, 「一紙帳」の全

容を明らかにしたとはいえない。しかし残念ながら、「大福帳」は全く現存していない。ここでは「一紙帳」の記載から「大福帳」の機能を類推したうえで、「一紙帳」との関係を検討したい。

まず「大福帳前々高」について考えたい。「一紙帳」の期末純資産(「貸方」+「有物方」)から期末債務(「預り方」から「大福帳前々高」を除外)を差し引いて期末純資産を算出し、翌年の「大福帳前々高」と比較したところ、16ヶ年で一致もしくは1ヵ程度の誤差であった。その他の年も近似した数値であり、大きく異なるのは1858年、1865年、1873年くらいである。ただし一致している年の方が少なく、かつ「大福帳前・・」とされている以上、「一紙帳」の期末純資産=翌年「大福帳前々高」ではないが、有富家の純資産に関係していると考えていいだろう。「大福帳前々高」という文言をそのまま解釈し、「前年度の大福帳で算出した期末純資産」と理解したい。

そのうえで、「大福帳」の記載内容を類推しよう。確実なのは、「一紙帳」から転記された単年度純損益と、「惣算用」の過不足である。また、「一紙帳」以外の収支も計上されている(だからこそ、上記「一紙帳」期末純資産と翌年の「大福帳前々高」にズレが生じる)。すなわち

$$\text{「一紙帳」 単年度損益} + \text{「惣算用」 過不足} + \text{「一紙帳」 以外の収支} = \text{当年度損益}$$

$$\text{前年度「大福帳前々高」} + \text{当年度損益} = \text{当年度「大福帳前々高」}$$

という計算式で、当年度の「大福帳前々高」が算出されていたと考えられる。

それでは「一紙帳」以外の収支とは、どのようなものだろうか。前述の「一紙帳」期末純資産と翌年の「大福帳前々高」が大きく異なった3ヶ年のうち、1873年は富士屋塩田の所有・経営が確認される1874年の前年である。有富家の富士屋塩田購入価格は不明だが、この時期の塩田売買について、管見の限り玖珂郡柳井津町の豪商小田家による平生新市3番塩田(面積2町2畝)・同浜2番塩田(面積1町4畝⁽⁴⁾)の購入価格がそれぞれ80文銭94貫250目(1839年12月)⁽⁴⁾と70貫135匁(1850年10月)⁽⁵⁾、三田尻塩田の製塩業者田中藤六が1863年に都濃郡福川東3番塩田(面積1町5反)を購入した価格が88貫6匁75⁽⁶⁾と、2例が確認できた。三田尻塩田は平生新市や福川などと比べ生産性が高く、かつ当該期はインフレが続いていることを考慮すれば、1873年の差額208貫余のほとんどが、富士屋塩田購入費用だったとも考えられる。また前述通り有富家は、同家の屋敷や塩田を資産として計上していないので、塩田の購入は、そのまま純資産の目減り(このとき有富家は、保有現金のほか塩問屋への預金を引き出して、購入費用に充てたようである)に結果する。

なお有富家は1859年末か60年初から但馬屋塩田を所有しているが、「大福帳前々高」に1873年のような差額は発生していない。いわゆる「塩田小作」の場合、所有者から純粋に塩田を借り受けてリース料を払う場合と、もともと所有した塩田を抵当に借金し、リース料にはその返済も含め、返済終了時に所有権を回復する場合があった。但馬屋塩田の場合は後者のようだ、リース料を「利錢」などと表記する場合もあった。

以上のように、有富家では塩田購入を製塩経営=「一紙帳」から切り離して考え、「大福帳」で処理したと考えられる。塩田購入費用以外の費目は不明だが、「大福帳」には有富家の家産に関わる収支が計上されたとみられる。すなわち「大福帳」は、有富家全体の家産の増減を測定するために作成された(ただし製塩業以外の家業は無かったようだ)、「一紙帳」期末純資産と翌年の「大福帳前々高」が一致・近似する年が多かったと考えたい。また、以上の位置づけを前提とすると、「一紙帳」の作成目的はどう考えられるか、次節で検討したい。

IV 江戸期日本の簿記技法と「一紙帳」-決算方式の特徴-

最後に日本の簿記会計史における「一紙帳」の位置づけを、特に決算方式に注目して検討し、あわせて前章で残していた「一紙帳」の作成目的、という文脈を考えたい。

小倉榮一郎氏は、江戸期日本の簿記技法における決算構造の「発達の段階」を、以下のように示された⁽⁷⁾。以下は、氏の見解を筆者なりにまとめたものである。

- ・前駆第一段階... 「損益計算がある程度組織的に行われているとしても、財産に関しては何ら体系的計算は存在しない」
- ・前駆第二段階... 「期末資産合計-期末負債合計=期末正味財産」
- ・第一段階... 前駆第二段階に加え「期末正味財産一期首正味財産=当期純損益」、もしくは「期首正味財産+当期純損益=期末正味財産」
- ・第二段階... 「損益計算書(期間収益-期間費用=当期純損益)」と「貸借対照表(期末資産合計-期末負債合計-一期首正味財産=当期純損益)」と、「当期純損益を二様に計算する構造」

第一段階と第二段階に段階的に捉えない見解もあるが⁽⁸⁾、期末純資産もしくは当期純利益を二面的に測定する簿記技法の存在は事実であり小倉氏は「複式決算簿記」とした⁽⁹⁾。例えば三井「大元方」の決算方式は、上記第二段階に相当する⁽¹⁰⁾。また豊後国田の千原家の場合、総資産-債務=期末純資産、期末純資産-前期末純資産=当期純損益、という方式を採用していた⁽¹¹⁾。

「一紙帳」の決算方式を確認しておくと

$$(\text{当期純損益} + \text{債務} + \text{期首純資産}) - \text{総資産} = \text{差額}$$

というかたちで、総資産と(純資産+債務)の差額の算出を目的としていた。本来決算ではこうした差額の発生自体あり得ない(あった場合は調整する)のだろうが、「一紙帳」ではむしろ重視されていた。(当期純損益+債務+期首純資産)を一括りに捉え、純資産と比較しているという点では、上記第二段階よりも西洋式決算に近い。

ただ、差額の算出を最終目的としている、という点により、「一紙帳」が有富家の経営のなかで独特の意味合いを持たれていたと考えられる。「一紙帳」では、総資産が純資産+債務を上回ったとき(上記計算式で、マイナスを算出したとき)が「過」で、その逆が「不足」だった。純資産+債務は「計算上有富家の製塩経営に流入した資本」、総資産は「その資本をもとに入手した実際の資産」であり、後者が上回るということは、「計算より、実際の資産の方が多かった」ということになる。すなわち「一紙帳」は、世英経営における資産・債務の増減だけでなく、こうしたこうしたズレを算出して「大福帳」で処理するために作成されたと考えられ、決算方式も、こうした目的に応じて考え出されたものと位置づけたい。

V 「一紙帳」からみる製塩経営

以上のような構造を持つ「一紙帳」は、江戸後期~明治初期の製塩業者の経営を検討する上で、非常に有用な史料である。当該期の製塩業者について、これまで史料的限界により、「一紙帳」の各塩田「算用一紙」にあたる、製塩経営収支の部分しか分析されてこなかった。

「一紙帳」では、さらに深く製塩業者の経営構造に切り込むことが可能となった。まず

「内勘一紙」に有富家の営業費・管理費(家計費含む)に相当する支出が計上されていることから、当該費用が製塩業者に与える影響をみることができた。仮に製塩經營が黒字だったとしても、当該費用を貯うには足りない、という年もあり、製塩業者の經營を分析するには、製塩經營収支の分析のみでは不十分であることが分かった。

筆者の分析では、有富家は製塩經營の景況により当該費用を増減させ、「家」としての經營を安定させていた。しかし爆発的な好況を迎えたこと、及びインフレにより幕末期には当該費用が急増するが、その後迎えた不況期(明治初め)にはさほど当該費用を削減できず、「家」經營を圧迫した。インフレが続いたため支出削減が難しかったこともあるが、好況期に上昇した生活スタイルを再び下げることは出来なかつたようである。いわゆる「大店」であれば、「店」(事業經營)と「奥」(家計)を明確に分離しているところも多いが⁽¹²⁾、有富家のような地方の中小規模資本では、両者を一体化しての分析が必要である。

図表4 有富家総資産・純資産の推移

年	総資産	純資産	「大福帳前戸高」	前年純資産-「大福帳前戸高」
1818	31,918	8,129	5,392	
1819	23,291	405	8,061	67
1820	24,322	2,835	-15	420
1821	24,815	1,697	1,081	1,754
1822	24,711	542	1,697	0
1823	27,694	-2,898	522	20
1824	23,130	-13,422	-4,485	1,586
1825	22,676	-18,435	-15,723	2,300
1826	28,195	-12,955	-14,626	1,190
1827	27,658	197	-14,797	1,841
1828	39,373	13,235	-280	477
1829	40,006	3,997	12,584	651
1844	97,363	74,460	70,344	
1845	86,239	70,659	72,896	1,564
1846	99,477	76,190	70,658	1
1847	114,251	89,856	76,189	1
1848	131,763	117,900	90,043	-187
1849	157,244	134,555	117,900	0
1850	147,532	138,250	134,555	0
1851	168,652	145,516	138,250	0
1852	155,448	141,994	140,659	4857
1853	154,814	136,543	137,382	4612
1854	147,343	129,842	138,926	-2383
1855	137,760	124,730	129,503	339
1856	147,918	121,489	124,730	0
1857	152,726	126,131	125,392	-3903
1858	158,355	134,432	126,130	1
1859	136,141	108,221	105,409	29023
1860	143,345	116,128	102,585	5636
1861	190,041	143,701	116,128	0
1862	215,301	173,719	143,701	0
1863	279,316	243,358	173,375	344
1864	310,783	289,119	250,576	-7318
1865	364,413	335,001	288,443	676
1866	396,928	356,872	320,626	14375
1867	364,820	327,192	356,872	0
1868	404,793	317,579	318,742	8450
1869	598,053	465,467	317,494	85
1870	711,456	574,596	465,811	-344
1871	721,941	592,851	574,596	0
1872	731,594	580,817	592,850	1
1873	698,202	568,878	580,317	0
1874	599,802	359,459	360,113	208765
1875	550,382	345,408	359,458	1
1876	552,416	312,661	328,493	6915
1877	546,516	309,552	312,861	0
1878	556,963	388,072	309,535	17

註：貨幣単位はすべて80文銭匁。匁未満非表示。

また、「預り方」「貸方」「有物方」により、有富家の資金調達や資産管理・運用方法も分析できた。文政期有富家の經營は非常に苦しく、債務超過が続くような状況だったが、

有富家はこの苦境を長州藩と塩問屋からの資金調達で乗り切っていた⁽¹³⁾。残念ながら天保期(1830~1843)の「一紙帳」は残っていないが、1844年の総資産は1829年の約2.4倍、純資産は17.7倍に増加しており(図表4)、真崎屋塩田をリースから所有に移行していたこともあわせて考えると、有富家の製塩經營は天保期に飛躍的に成長したことがわかる。もし製塩經營収支のみの帳簿しか残っていなかつたら、こうした天保期の位置づけはできなかつただろう。

その後有富家は発展を続け、総資産のピークの1872年は1829年の18.2倍、純資産のピークの1871年は同じく141.8倍にまで膨らんだ。もちろんインフレの影響を差し引かなければならぬが、それでもこの時期、有富家が発展したことは間違いないだろう。さらに有富家は、総資産の4割前後を貸付に回し、特に資産の増加が著しい1863年以降は、三田尻塩田の製塩業者に多額の資金を融通するようになった。それまで有富家は、同業者と思われる人物との資金貸借はみられず、主な貸付先は縁戚関係と思われる人物が多かつたが、この頃から同業者との金融関係を強めたことが分かった。

このように「一紙帳」は、当該期の製塩業者に関するさまざまな情報をもたらしてくれる貴重な史料である。より詳しい分析は、他日を期したい。

VI おわりに

残念ながら「一紙帳」は1878年までしか残っていないため、その後の有富家／製塩業者がどのような簿記技法を用いていたか、今のところ筆者は不詳である。しかし有富家もメンバーであった三田尻塩田の製塩業者(のち塩田地主)組合である「三田尻塩田大会所」の財務決算帳簿⁽¹⁴⁾は、1883年から1897年までは「預り」(「借用金」とする年も)「貸方」の文言が「一紙帳」と同義で使われていた(大会所は、純資産及び「有物方」に相当する資産は有しなかった。また現金は「貸方」に含む)。1898年より「貸方」「借方」との表現に移行するが、近代簿記の「貸方」「借方」とは意味が逆で、「預り」を「借方」と言い換えただけであった。また「貸方」を「権利ニ属スル分」、「借方」を「義務ニ属スル分」とも表現している。そして1903年以降、近代簿記と同じ使い方で「貸方」「借方」が用いられるようになる。また記載方式は縦書き・漢数字で、まず資産を、その後に債務を書き上げていたが、1903年以降、上段に「借方」、下段に「貸方」を記す方法が採られていく年もあった。管見の限り、1922年までは同様の方が採られ、その後は西洋型の横書きの帳簿に移行し、アラビア数字で記されたようである。明治以降の三田尻塩田では、江戸時代以来の独自の簿記会計技法を引き継ぎつつ、徐々に西洋式簿記を取り入れた、と展望しておきたい。

注

- (1) 伊藤昭弘「近世における製塩業者の經營構造―周防国佐波郡三田尻浜の有富家を事例として―」(『ヒストリア』191、2004年)。
- (2) 本稿では、西川登「会計組織と簿記技法」(安岡重明・天野雅敏編『日本經營史 I 近世的經營の展開』、岩波書店、1995年)に、江戸期日本における簿記技法について多くを学んでいる。
- (3) 「防長塩田台帳」(『防府史料』第29集、防府市立防府図書館、1980年)。
- (4) 「覚」(山口県文書館蔵『金屋小田家文書』679(35の30)①)。
- (5) 「縮り書之事」(『金屋小田家文書』679(35の1)③)。

- (6) 「覚(福川東三番塩浜壱軒落札覚」(山口県文書館蔵『福田家文書』32)。
- (7) 小倉榮一郎「和式帳合法発達段階の実証」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』11, 1978年)。
- (8) 西川「会計組織と簿記技法」。
- (9) 小倉榮一郎「わが国固有簿記法の展望」(『彦根論叢』122・123, 1967年)。
- (10) 西川登『三井家勘定管見』(白桃書房, 1993年)。
- (11) 楠本美智子『近世の地方金融と社会構造』(九州大学出版会, 1999年)。
- (12) その代表格が三井である。西川『三井家勘定管見』。
- (13) 伊藤「近世における製塩業者の経営構造」。
- (14) 「塩田大会所一紙綴込」(『三田尻塩田大会所史料』)。

(伊藤昭弘)

II 欧米の複式簿記の導入とわが国の簿記会計の変遷

2. 1 19世紀の単式簿記理論における会計的認識・測定の構造

—Marsh の業績を手がかりとして—

I はじめに

本論文は、Marsh(1850a)をはじめとする一連のMarshの著作を手がかりとして、単式簿記における会計的認識と測定の構造を明らかにすることにより、企業会計を支えている簿記構造の特色を明らかにすることを課題としたい。さらに、Marshの一連の著作における、単式簿記の計算構造を比較することにより、複式簿記の構造と機能の特色をも明らかにしたい。最後に、わが国の会計発達史に光をあて、(Marshの著作の翻訳である)『馬耳蘇氏記簿法』がわが国の簿記の発達史において果たした役割を明らかにしたい。

Marsh⁽¹⁾は、19世紀に、会計士の立場から、当時の米国で用いられていた単式簿記による記録の欠点を改良し、新たな記録方法について提唱した⁽²⁾。さらに、わが国においては、明治初期に学制の下でMarsh(1871a)⁽³⁾及びMarsh(1871b)が小林儀秀⁽⁴⁾によって翻訳され、刊行されている。この簿記書は、全国の小・中学校で用いられただけでなく、実務においても広く普及した。このように、Marshの著書は当時の米国のみならず、わが国においても多大な影響を与えていた。

ここで、近年の企業会計の潮流に光をあててみたい。近年の企業会計の国際的調和化の潮流の影響で、わが国でもキャッシュ・フロー計算書や株主資本等変動計算書などの新たな財務諸表が制度化されつつある。これらの財務諸表により、従来よりも多くの会計情報が提供されるようになったことは事実である。

しかし、これらの財務諸表の相互関係が、誘導法に基づく現行の企業会計の測定構造の中で⁽⁵⁾、首尾一貫した論理で説明されているかについては、問題があるように思われる。このような状況は、「複式簿記の機構に支えられた企業会計」とは何かについて、複式簿記システムで作成される会計情報の意味について、そして何より複式簿記とは何かについて、われわれに再考をもとめているように思われる。

そこで、本論文では、まずもってMarshの一連の著作を手がかりとしながら、企業の会計担当者などの会計測定者の認識・測定のプロセスに光をあてながら、単式簿記の構造と機能について考察していきたい。さらに、単式簿記との比較によって複式簿記の構造と同構造で作成される会計情報の意義について考察していきたい。

下記、まずもってMarshの単式簿記と複式簿記の定義を概観しておきたい。Marshは、単式簿記は「記入は1回のみなされる。単式簿記は、彼の取引の一方だけを記録するという単式簿記の記入方法の採用を容易にする帳簿記入の機構である」とされ、複式簿記は「記入は2回される。複式簿記は、一方の借方側と他方である貸方側という、大帳(Leger)の2つの勘定に配置させるために、全ての金額を必要とする」とされている(Marsh1850b, 19)。さらに、単式簿記とは「会計帳簿は、人に対してのみ継続的に記録される」ものであり、一方、複式簿記とは「物や財産は擬人化され、人と同じように借主や貸主になる」と説明されている(Marsh1850a, iii)。借方は「義務を負っている人もしくは物」として、貸方は「義務を負われている人もしくは物」と説明している(Marsh1850b, 18)。

ここで、Marshに関する、わが国の代表的な研究として、以下の4名を取り上げたい。西川孝治郎氏は、西川(1972)において、小林(1875)と小林(1876)及び原著であるMarsh(1871a)とMarsh(1871b)が記された過程について詳細に説明している。

そして、片岡泰彦氏は、片岡(2006)の中で、小林(1875)及び小林(1876)で取り上げられている各帳簿と、本財借財正算表と商売ノ損益計算之法、または本財并借財残金と利潤損耗残金について説明を行っている。

小林(1875)については、実際の例題や本財借財正算表において借方と貸方の複式が導入されていることから、本文では単式と称しているが、正式には略式というほうが適切であると述べている。また、小林(1876)については、取引から本財并借財残金と利潤損耗残金が作成される流れについて説明した上で、小林(1876)の主たる帳簿組織は、日記帳、仕訳帳、元帳を中心とするパチャーリ簿記論に、貸借対照表と損益計算書を加えたものであると結論付けている。

また、近年の簿記史の研究において注目すべき業績を挙げている論者として、津村怜花氏が挙げられる。津村氏は、津村(2010)で『帳合之法』に対する小林(1875)と小林(1876)の位置づけについて再考している。原著の初版を比較すると、『帳合之法』の方が小林(1875)及び小林(1876)よりも出版年が遅いために、黒澤(1990)において、小林(1875)と小林(1876)が、『帳合之法』及び『銀行簿記精法』の「歴史的偉業とは、明治文化史的觀点からいえば、比較するべくもない單なる平凡な教科書にすぎなかった。(黒澤 1990, 108)」という評価がなされたとした上で、西洋簿記の知識の導入の際に、邦訳の工夫や帳簿様式の改良が果たした役割⁽⁶⁾について高く評価できることを結論付けている。津村氏は、原著との詳細な比較を行いつつ、簿記書の利用者の視点からあるべき姿を視野に入れて、Marshの原著と翻訳書の価値を明らかにしている。同氏の研究は、近年のわが国の簿記史研究の最高水準をなすものとして、高く評価される。

わが国におけるMarsh(1871a)とMarsh(1871b)及び小林(1875)と小林(1876)の位置づけに着目した上記の3者に対し、Marshの著書の位置づけに着目したのが、久野朗光氏である。久野氏は、久野(1985)において、Marsh(1831)及びMarsh(1858)を同時期の他の著者と比較している。

また、Marshが、Marsh(1858)の中で、減価償却について言及していることを紹介している。しかし、久野氏は「…Marshが現代会計理論における固定資産の原価配分方法としての減価償却を明確に認識していたかどうかは疑問である。(久野 1985, 237)」と述べている。

資産負債対照表と損益対照表では、いずれも借方・貸方の左隅の欄に元帳丁数を示していることから、帳簿締切前の決算手続きの一環であることを述べている⁽⁷⁾。

以上より、これまでの研究においては、Marshの各著書及び小林(1875)及び小林(1876)の出版の経緯や帳簿や決算書の内容について述べたものが多く、Marshの会計的認識及び測定の構造についてはあまり解説されていないようと思われる。

そこで、本論文では、Marsh(1850a)を手がかりとし、まずもって、Marshの単式簿記における会計的認識と測定の構造に着目しつつ、Marshの単式簿記の特徴を明らかにしていきたい。

II Marsh(1850a)の單式簿記における認識方法

——「2重分類的複式」による認識・測定と簡略化された2面記帳——

Marsh(1850a)では、日用品を小売販売する小規模の店を仮定している。この店では、米国国内の遠方地に向けて委託販売も行われている。以下、Marshの叙述にしたがいつつ、同書で取り上げられている帳簿や設例を手がかりとして、Marshの單式簿記理論における認識と測定に関する記述を検討したい。

1. 帳簿の種類

Marsh(1850a)では、次の7種類の帳簿⁽⁸⁾について、次のように説明されている⁽⁹⁾(Marsh1850a, 7-9)。

まず、「日用帳(Day-Book)」は、借主及び貸主の存在する、全ての取引の内容を記入する。ただし、売買した商品の詳細は他の帳簿に記入する。次に、「大帳(Leger)」では、債権及び債務の金額を記入する。これは、日用帳より移記される。

そして、「金銀出納帳(Cash-Book)」には、現金の流入額及び流出額を記入する。記入は現金が流入及び流出した時点、もしくは可能な限り近い時点に行われる。この帳簿の借方と貸方の記録は、1日の終わりに活発な経営において加減されるべきである。借方と貸方の差額は、手持ちの現金の額となる。

また、「手形帳(Bill-Book)」には、全ての手形や小切手、その他紙面による請求書について記入する。こちらが受取人の手形等は「請取手形(BILLS RECEIVABLE)」に、相手が受取人の手形等は「拂手形(BILLS PAYABLE)」に記入する。手形は厳重に保管し、手形に関する全情報はこの帳簿を参照することで得られる。記入においては、借方・貸方の区別はない。

また、「送状控帳(Invoice-book)」には、全ての商品に関する覚え書きを記入する。写しは売買した商品の手形から行われる。商品の買い入れの際の取引の内容(商品の内容や数量、金額、売り手の名前など)について記入し、日用帳を補助する役割をもつ。そして、送状控帳⁽¹⁰⁾で商品売買益の計算を行う。記入の際に、借方・貸方の区別はない。

「売物帳(Sale-Book)」は、販売もしくは売り渡した全ての商品の内容を記入する。この帳簿は、日用帳を補助する役割をもつ。記入においては、借方・貸方の区別はない。最後に、「船積帳(Shipment-Book)」は、全ての積み荷に関する重要な事項を記入する。委託販売における取引の内容(商品の内容や数量、金額、買い手の名前など。)を記入する。記入の際に、借方・貸方の区別はない。

帳簿組織における單式簿記と複式簿記の違いは、日用帳の位置づけである。Marshは、日用帳について單式簿記では、「債務者及び債権者の存在する全ての取引(Marsh1850a, 7)」を記入し、商品に関する事項は売物帳や送状控帳に記入するとしている。それに対して、複式簿記では、「経営に関するすべての取引の明白で簡潔な歴史(Marsh1850b, 15)」を記すと述べている。

2. Marshの仕訳例

Marsh(1850a)では、3ヶ月間に行われた96の取引例を上げている。商人による取引⁽¹¹⁾について、同書では、「商人は、商品を仕入れ、それを販売し、代金を受け取ったり支払つ

たり、金銭を借りたり貸したり、両替をしたり小切手を現金に換えたり、仕事を引き受けたり、その他多くの取引を行っており、その取引の多くはその状況においてわずかな変化に具体的に変えられているであろう。」と説明されている(Marsh1850a, iv)。

このように、Marshは、96もの取引例をあげているが、これらはいくつかの基本的取引が状況に応じて具体的に変えられたものという認識を示している。そこで、ここでは96の取引例をパターン別に分け、それらの記入例を取り上げる⁽¹²⁾。以下の取引記入例より、Marsh(1850a)で取り上げられている7種類の帳簿のうち各帳簿は、債権者及び債務者を記入する日用帳を基本として、日用帳から転記される大帳を除く6種類の帳簿により記帳されていることが分かる。

(a) 現金\$5000を資本金として開業する(TRANSACTION 1)。

金銀出納帳(Cash-Book)の借方に、日付と摘要と金額を記入する。摘要欄には“Balance in Banks, &c.”と記入する。同時に日用帳(Day-Book)に取引内容と金額を記入する。取引内容には、1行目に“C. C. Marsh”と貸方を示す“Cr.”、具体的な取引内容である“For amount of his Net Capital”を記入する(Marsh1850a, 9)。このように、1つの経済事象は、現金の流入と資本金の増加という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(b) John Stevensから商品を現金で仕入れた(TRANSACTION 2)。

送状控帳(Invoice-Book)の借方に、J. Stevensから受け取った請求書の内容を書き写す。一方、金銀出納帳(Cash-Book)の貸方に、支払った金額を記入する(Marsh1850a, 9)。このように、1つの経済事象は、商品の増加と現金の流出という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(c) Pettis & Roomeから商品を掛けで仕入れた(TRANSACTION 3)。

送状控帳(Invoice-Book)に受け取った明細書の内容を記載する。一方で、この商店は相手に対し商品を受け渡す義務があるため、日用帳(Day-Book)にPettis & Roomeの掛けであることを記入する(Marsh1850a, 10)。このように、1つの経済事象は、商品の増加と買掛金の増加という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(d)設備の代金及び荷馬車による運賃を支払った(TRANSACTION 5)。

これらの取引は金銀出納帳(Cash-Book)のみに記入される必要がある(Marsh1850a, 10)。この取引では、運賃(費用)の発生と現金の支出という2側面での認識・測定はなされるが、現金の支出が金銀出納帳(Cash-Book)に記録されるのみである。

(e) Howard & Co.のParkerから商品を購入し、90日間の手形を渡した(TRANSACTION 8)。

まず、送状控帳(Invoice-Book)に仕入先の名前、商品とその量、そして合計額を記入する。次に手形帳(Bill-Book)の「拂手形(BILLS PAYABLE)」の表に、取引が行われた店舗の都市、日付、相手の名前、手形の期間、支払期日、および金額などを記入する。この取引は日用帳(Day-book)に記入する必要はない。なぜなら、その人たちに支払手形が残って

いるわけではないからである(Marsh1850a, 10)。このように、1つの経済事象は、商品の増加と支払手形の増加という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(f) John Stevens に現金を貸し付けた(TRANSACTION 9)。

John Stevens がこの商店に借りている金額の支払いが残っているため、またこの金額を渡したため、金銀出納帳(Cash-Book)と日用帳(Day-Book)に記入する(Marsh1850a, 10)。このように、1つの経済事象は、現金の流出と貸付金の増加という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(g) 本日現金で商品を小売りした(TRANSACTION 10)。

これらの金額は受け取ると同時に引き出しに入れられ、夕方に現金(つり銭として入れておきた金額は差し引く)を計算するとその日の小売での総売り上げが判明する。この金額を金銀出納帳(Cash-Book)に記入する。1枚の紙にその金額を記入し、翌朝現金と共に引き出しの中に入れておく(Marsh1850a, 10)。この取引においては、商品の販売と現金の流入については2側面で認識・測定されつつも、記録については現金の流出について金銀出納帳(Cash-Book)に記録されるのみである。

(h) C. Simmons に商品を掛けで売り渡した(TRANSACTION 17)。

売り上げた商品を売物帳(Sale-Book)に記入する。そして、C. Simmons がこの商店に商品の支払いが残っていることを示すため、日用帳(Day-Book)に記入する(Marsh1850a, 11)。このように、1つの経済事象は、商品の販売と売掛金の増加という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(i) William Lawrence に商品を掛けで売り渡した(TRANSACTION 18)。

まず、日用帳(Day-Book)に相手の名前、借方(Dr.)、そして摘要と金額を記入する。次に、売物帳(Sales-Book)に、相手先の名前の下に、販売した商品の種類と量と金額を全て記入し合計額を右側の欄に記入する(Marsh1850a, 11)。このように、1つの経済事象は、商品の販売と売掛金の増加という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(j) 私的な費用の支払いのために、現金\$25 を支払った(TRANSACTION 20)。

店より引き出した金額を引き渡し、そして経営者自身に支払いの残りがあるため、金銀出納帳(Cash-Book)と日用帳(Day-Book)に記入する(Marsh1850a, 12)。この取引においては、店と家計が一緒になっている。その上で、この1つの経済事象は、現金の流出と家計の費用の発生という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(k) Wm. Lawrence より、先日の売掛金の代金として\$100 は 30 日の受取手形を、残りの \$42.08 は現金で受け取った(TRANSACTION 21)。

手形帳(Bill-Book)に Lawrence に対して所有している手形の内容を記入する。金銀出納帳(Cash-book)に受け取った金額を記入する。そして日用帳(Day-Book)には、彼が支払った金額を記入する(Marsh1850a, 12)。このように、1つの経済事象は、売掛金の減少と受

取手形の増加、または売掛金の減少と現金の流入という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(l) John Stevens から先日貸した金額(著者注: TRANSACTION 9において John Stevens に \$50 を貸し付けた。)の返済を受けた。また、彼から \$150 を借り受けた(TRANSACTION 25)。

金銀出納帳(Cash-Book)に受け取った金額を記入する。さらに、日用帳(Day-Book)にこれらの総額を記入する(Marsh1850a, 12)。このように、1つの経済事象は、現金の流入と貸付金の減少商という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(m) 主任事務員の John Sims に給料\$25 を現金で支払った(TRANSACTION 36)。

金銀出納帳(Cash-Book)の貸方に記入する一方で、日用帳(Day-Book)に John Sims に支払った金額を記入する(Marsh1850a, 13)。このように、1つの経済事象は、現金の流出と給料(費用)の発生という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(n) チャールストンの S. Chadwick & Co. に委託した商品を送る(TRANSACTION 87)。

発送した商品を売物帳(Sales-Book)に記入する。また現金で支払った費用を金銀出納帳(Cash-Book)に、(そしてこれらの合計額を、注: 作者による挿入)船積帳(Shipment-Book)に記入する(Marsh1850a, 26)。このように、このように、1つの経済事象は、現金の流入と商品の積送という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

(o) (n)の商品を、原価に 10% の利益を上乗せした金額で、C. Huntington に掛けで売り渡した(TRANSACTION 91)。

売り上げた金額を船積帳(Shipment-Book)に記入する。彼が負うている金額を日用帳(Day-Book)に記入する(Marsh1850a, 26)。このように、1つの経済事象は、委託商品の販売と買掛金の増加という2側面で認識・測定され、2面記帳されている。

3. まとめにかえて

——Marsh の単式簿記の特徴——

Marsh[1850a]より、Marsh の単式簿記の特徴として、重要項目の総額情報の作成と収益・費用情報の欠落を挙げることができる。

前節の仕訳例で見たように、単式簿記においても、基本的に複式簿記と同様に、1つの取引を2重分類的複式の様式で認識・測定し、2面記帳している⁽¹³⁾。

しかし、1つの経済事象を2面的に認識しつつも、記録においては全ての経済事象が2重になされているわけではない。例えば、備品購入の取引(ex. TRANSACTION 31)は、「備品」勘定が設定されていないため、支払い方法を示す貸方だけの記帳となっている。また、商品を複数の客に現金で小売販売した場合、金銀出納帳(Cash-Book)の借方に流入した現金額のみを記入し、送状控帳(Invoice-book)に売り渡した商品の内容や量、金額は記入しない(ex. TRANSACTION 10)。このように、経営規模の大きさにもかかわらず、小売販売の場合においては厳密な記録はなされていないという、記録の非網羅性が見られる。

当時の単式簿記を利用する利害関係者は、全ての取引を詳細に網羅的に記録し、期末において会計情報を詳細に把握しようとする情報開示要求は持っていないかった。むしろ、当時の情報会計利用者が最も必要とする情報のみを簡略的な方法で、当時の利害関係者が最も必要としている情報を提供されることを複式簿記の構造に求めていたということができるであろう。

さらに、費用の非把握である。設備の代金及び荷馬車による運賃を支払った場合(TRANSACTION 5), 記録は金銀出納帳(Cash-Book)の貸方に摘要と金額を記入するのみであり、その他の帳簿への記入は行わない。すなわち、費用の把握はなされておらず、流出した金額のみが記入されている。

このように、Marsh の単式簿記理論では、基本的に重要項目については総額情報が作成されているにもかかわらず、近代会計で最も重視されている収益・費用に関する会計情報が欠落している、という注目すべき特質を有している。

III 純財産の増減比較による利益計算構造の変遷

――簡略化された企業会計システムと企業体理論の萌芽――

1. 決算財務諸表の内容

Marsh(1850a)は、期末に作成する決算財務表として、「残高表(Balance-sheet)」が掲載されている⁽¹⁴⁾。この表の中の「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」⁽¹⁵⁾は、現代における貸借対照表に相当する(Marsh1850a, 30 - 31; Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。

借方には、現金、受取手形、委託販売による商品、商品、売掛金を、貸方には、支払手形、買掛金を記載している。現金は、金銀出納帳(Cash-Book)の貸借差額(Marsh1850a, 88 - 91; Marsh1871a, 96 - 99; 小林 1875, 卷之二三十五 - 三十七)より移記され、受取手形は手形帳(Bill-Book)の請取手形(BILLS RECEIVABLE)より期末日に未決済の取引の総額を(Marsh1850a, 110 - 111; Marsh1871a, 120 - 121; 小林 1875, 卷之二五十八), 委託販売による商品は船積帳(Shipment-Book)より期末日にまだ販売されていない商品の金額を(Marsh1850a, 92; Marsh1871a, 100; 小林 1875, 卷之二三十八), 商品は期末に棚卸しが行われ記入された送状控帳(Invoice-book)の金額(Marsh1850a, 98; Marsh1871a, 106; 小林 1875, 卷之二四十 - 四十四)より、売掛金は大帳(Leger)の貸方(Marsh1850a, 64 - 69; Marsh1850a 78 - 85; Marsh1871a, 72 - 79; Marsh1871a, 86 - 93; 小林 1875, 卷之二二十二 - 二十五; 小林 1875, 二十九 - 三十二)より移記される。一方、貸方を見ていくと、支払手形は請取手形(Bill-Book)の拂手形(BILLS PAYABLE)より期末日に未決済の取引の総額を(Marsh1850a, 112 - 113; Marsh1871a, 120 - 121; 小林 1875, 卷之二五十九), 買掛金は大帳(Leger)の借方(Marsh1850a, 64 - 65; Marsh1850a, 70 - 71; Marsh1850a, 74 - 77; Marsh1850a, 80 - 81; Marsh1871a, 72 - 73; Marsh1871a, 78 - 79; Marsh1871a, 82 - 85; Marsh1871a, 88 - 89; 小林 1875, 卷之二二十二; 小林 1875, 二十五; 小林 1875, 二十七; 小林 1875, 二十八; 小林 1875, 三十)より移記される。この貸借差額から、資本金に当たる「残金ハ即チ正味元金ニシテ即チ(BALANCE, my net Capital)」で表示される金額が求められる(Marsh1850a, 30 - 31; Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。

Marsh(1850a)においては、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」の中の資産、負債、資本に関する記載はこれで終了であるが(Marsh1850a, 30 - 31; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八), Marsh(1871a)では、「Balance, my net Capital」は“BALANCE—being our Net Capital”(注：小林(1875)における日本語訳は「残金ハ即チ正味元金ニシテ即チ」である。)と名称が変わり、その下に出資者ごとに出資額が記載されている(Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。

さらに、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.⁽¹⁶⁾)」の後ろでは、期首元金と期末元金の差額に調整を加え、差引正味利潤を求めていている(Marsh1850a, 30 - 31; Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。この計算を Marsh(1850a)においては名称を設けてはいないが、後に Marsh(1871a)において、「商売ノ損益計算之法(CALCULATION TO ASCERTAIN THE GAIN OR LOSS OF THE BUSINESS.)」と名付けている(Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。

「商売ノ損益計算之法(CALCULATION TO ASCERTAIN THE GAIN OR LOSS OF THE BUSINESS.)」の最後に、期首資本に当期増減分を加減し期末資本を求めるという株主資本の変動計算を行っている(Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。これは、Marsh(1853)以降の版に記載されており、小林(1875)においても計算方法が示されている。

決算財務諸表(Balance-sheet)は、上部に表示された、資産・負債・資本を表示する「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」の部と、下部に表示された、期首と期末の資本の差額から利益を求める「商売ノ損益計算之法(CALCULATION TO ASCERTAIN THE GAIN OR LOSS OF THE BUSINESS.)」の部(報告者注：この名称は Marsh(1853)以降の版で見られ、Marsh(1850a)においてはまだこの名称は付けられていない。)が1つにまとめられたものと見ることができる。

2. 利益計算構造の変遷

Marsh(1850a)では、「貸借対照表：資産と負債、及び営業の純利益を示して(Balance-sheet, showing assets and liabilities, and net gain of business)」と題される章において、「商売ノ損益計算之法(CALCULATION TO ASCERTAIN THE GAIN OR LOSS OF THE BUSINESS.)」について叙述している。そこでは、差引正味利潤と直近3ヶ月の営業に関する差引正味利潤を計算している(Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。

まず、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」の貸借差額である、期末元金と期首元金の差額から差引正味利潤を求めている(Marsh1850a, 30 - 31; Marsh1871a, 36 - 37; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。すなわち、財産法による計算方法である。

ここで、さらに私的な費用の支払いのために店の現金から支払った金額を加減して、一会计期間である直近3ヶ月の営業に関する差引正味利潤を計算している。これは、店と家庭の区切りが曖昧であったことから生じている。しかし、ここから、一会计期間の営業による成果を把握したいという試みが見られる。

しかし、Marsh(1871a)では、差引正味利潤の計算方法が変更されている。(【図2】)す

なむち、まず、期末元金に私的な費用の支払いのために店の現金から支払った金額を加算して、いったん合計額を求めていた。これは、本来期末に店にあるべき金額である。ここから、期首元金を差し引いて、差引正味利潤を求めていた。ここではさらに、差引正味利潤が計算された後、これを商人に配分される金額を記載している。

利益計算方式と利益概念を見ると、Marsh(1871a)はMarsh(1850a)と比べ、企業体の利益としての位置づけがより鮮明になっている。したがって、企業体理論が芽生え始めているといえる。

また、Marsh(1850a)からMarsh(1871a)にかけての利益計算の変遷を見ると、一会计期間の営業による成果から商人への配当金へと会計情報利用者の関心が移っていることがわかる。すなむち、19世紀半ばには意識されなかつた配当金額が、19世紀後半には財務諸表に記載されることにより、中小規模の個人企業においても会計情報利用者は配当金に関心を寄せていたことになる。また、Marsh(1850a)及びMarsh(1871a)では、借入金を期末までに全額返済しているため、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」に他人資本である借入金が記載されてはいないが、期末時点で未返済の借入金があつた場合自己資本は他人資本と合わせて運用されていたであろうことが推測される。

図表1 利潤と営業に関する利潤の関係

期末元金
- 期首元金
差引正味利潤
+ 次月の私的費用(private expenses)
直近3ヶ月の営業に関する差引正味利潤

出所：(Marsh(1850a)より作成。日本語訳は著者による。)

図表2 損益計算の方法

期末元金
+ 之に加うるに自分用の為に差引たる金高
合計額
- 期首元金
差引正味利潤

出所：(Marsh(1871a), 小林訳(1875)より作成。)

ここで、企業会計一般に視点を移してみたい。複式簿記の機構に支えられた現行の企業会計では、会計測定者が経済事象は2重分類的に認識・測定され会計記録が作られていく。その際には、仕訳帳を通して複式の勘定記録に総額で価値の流れの記入がなされている⁽¹⁷⁾。

このような会計システムは、経済の発展に伴って、すなむち会計情報利用者の関心の変化に伴って、従来とは異なる形で情報システムが拡張されていくものである。例えば、従来は貸借対照表と損益計算書が公表される重要な2つの財務諸表であったが、現在はこの2表に加え、キャッシュ・フロー計算書と株主資本等変動計算書が制度化されている。

逆に、資本主義が未発達な状況にある場合には、あるいは会計情報利用者の何らかの要

請がある場合には、企業会計システムは簡略化されていく。何らかの経済的な状況によって、資本を運用して得た成果分すなむち損益に関する総額情報が、すなむち収益と費用が会計情報として意味を持たない場合この情報は省略される。

例えば、本書の1, 2で取り上げられている有富家の事例を見てみると、製塩業者にとっての塩は現金と同等であり、売掛金の貸し倒れがない。そのため、有富家の会計帳簿である「老紙帳」には総額情報での損益情報の提供がなされている。逆に、売掛金の回収率が非常に悪い場合、売上高と売上原価を対比させて商品売買益を算定することは企業経営を危うくするものと思われる。このような状況下では、収益と費用の対比によって利益を計算する会計システムの部分は省略され、期末資本と期首資本の差額によって確実に分配することができる利益計算システムが確立あるいは構築される。

本項で考察した Marsh(1850a)と Marsh(1871a)の単式簿記理論における利益計算に関する叙述は、このような企業会計の簡略化という特徴を明確に表しているように思う。

IV 小括

――『馬耳蘇氏記簿法』のわが国への普及――

本論文では、複式簿記の特徴について考察する手がかりを得るために、Marsh(1850a)をはじめとする一連のMarshの著作を取り上げた。その中で、単式簿記における会計的認識と測定の構造を明らかにすることにより、単式簿記の特色を考察した。さらに、Marshの一連の著作における、単式簿記の計算構造を比較することにより、複式簿記の構造と機能の特色をも検討した。

まず、第I章においては、問題意識として、近年の企業会計の国際的調和化の潮流の影響により貸借対照表や損益計算書に加え、誘導法によって作成されないキャッシュ・フロー計算書や株主資本等変動計算書などの財務諸表が新たに制度化されつつある状況において、複式簿記について改めて考える必要があることを述べた。そのため、本論文ではMarsh(1850a)をはじめとする一連のMarshの著作を取り上げ、複式簿記との比較により単式簿記の特徴を考察した。そこでは、先行研究において解明されていないように思われるMarshの会計的認識及び測定の構造に着目した。

第II章においては、Marsh(1850a)で紹介されている仕訳例を取り上げることにより、単式簿記の認識方法について検討した。

そこで明らかになったのは、単式簿記においても、複式簿記と同様に、1つの経済事象を2重分類的複式の様式で認識・測定し、2面記帳していることである。ただし、記録については全ての経済事象が2面的になされているわけではない。

設例のように、経営規模の大きさにかかわらず、小売販売においては厳密な記録がなされていないという、記録の非網羅性が見られる。当時の単式簿記を利用する利害関係者は、全ての取引を詳細に網羅的に記録し、期末において会計情報を詳細に把握しようとする情報開示要求は持っていないかった。むしろ、当時の情報会計利用者が最も必要とする情報のみを簡略的な方法で、当時の利害関係者が最も必要としている情報を提供されることを複式簿記の構造に求めていることができるであろう。また、設備の代金及び荷馬車による運賃を支払った場合(TRANSACTION 5)で見られるように、費用の把握はなされておらず、流出した金額のみ記入されている。

このように、Marsh の単式簿記理論では、基本的に重要項目については総額情報が作成されているにもかかわらず、近代会計で最も重視されている収益・費用に関する会計情報が欠落している、という注目すべき特質を有している。

第III章では、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」の内容と、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」における利益計算について検討した。

利益計算については、Marsh(1850a)の「貸借対照表：資産と負債、及び営業の純利益を示して(Balance-sheet, showing assets and liabilities, and net gain of business)」と題される章において、「商売ノ損益計算之法(CALCULATION TO ASCERTAIN THE GAIN OR LOSS OF THE BUSINESS.)」を叙述している。まず、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」の貸借差額である、期末元金と期首元金の差額から差引正味利潤を求めている(Marsh1850a, 30 - 31 ; Marsh1871a, 36 - 37 ; 小林 1875, 卷之上三十七 - 三十八)。さらに私的な費用の支払いのために店の現金から支払った金額を加減して、一会计期間である直近3ヶ月の営業に関する差引正味利潤を計算している。ここから、一会计期間の営業による成果を把握したいという試みが見られる。

しかし、Marsh(1871a)では差引正味利潤の計算方法が変更し、まず、期末元金に私的な費用の支払いのために店の現金から支払った金額を加減して、いったん合計額を求めている。これは、本来期末に店にあるべき金額である。ここから、期首元金を差し引いて、差引正味利潤を求めている。ここではさらに、差引正味利潤が計算された後、これを商人に分配される金額を記載している。

Marsh(1850a)からMarsh(1871a)にかけての利益計算の変遷を見ると、一会计期間の営業による成果から商人への配当金へと会計情報利用者の関心が移っていることがわかる。また、Marsh(1850a)及びMarsh(1871a)では、借入金を期末までに全額返済しているため、「本財及借財正算表(Balance of my Property and Debts.)」に他人資本である借入金が記載されてはいないが、期末時点で未返済の借入金があった場合自己資本は他人資本と合わせて運用されていたであろうことが推測される。これは企業体理論の萌芽と見ることができると思われる。

最後に、以上の考察を踏まえて、Marsh の著作の翻訳である『馬耳蘇氏記簿法』がわが国の簿記の発達史において果たした役割を明らかにしたい。

Marsh(1850a)によれば、当時の米国では、単式簿記は不完全さを有しているにもかかわらず、その実用性と単式簿記システムの改良により、複式簿記よりも多く用いられていた。Marsh は、単式簿記の利用者として、複式簿記を習得する時間のない者や、仕事で複式簿記を必要としない者、複式簿記を学ぶには年齢的にまだ早いもの、そして複式簿記を勉強する準備段階とする者を挙げている(Marsh1850a, iv)。

わが国において、Marsh の著書は、明治初期の学制の下、簿記を学ぼうとする初学者のために出版された。これは、Marsh の著書の対象が、複式簿記を学ぶには年齢的にまだ早いもの、そして複式簿記を勉強する準備段階とする者であるために、わが国の教科書の原本に選ばれたと推測される。

この著書の内容に目を向けるならば、本論文のこれまでの考察で見たように、単式簿記は1つの取引を2重分類的複式により認識しており、この点は複式簿記と同様である。

なむち、Marsh による単式簿記と複式簿記は、記録の方法において異なるものの、それらの認識方法は同じであるということができる。米国と同様に、当時の日本の企業は大規模な株式会社よりも中小規模の個人企業が多く、したがって米国の状況を見てわが国の諸先駆は単式簿記が最も有用であると考えたと推測される。すなむち、明治初期のわが国では、単式簿記を、複式簿記の簡略システムとして位置づけていたと考えられる。

企業会計では、単式簿記・複式簿記のいずれにおいても、会計測定者は経済事象を2重分類的に認識・測定して会計記録を作っていく。また、このような基本的な構造は堅持しつつも、資本主義経済の発達の程度、もしくは会計情報利用者の要請により、企業会計システムは柔軟に変化していく。Marsh の単式簿記と複式簿記の理論は、このような企業会計の特質を明快に描き出しているものであり、現代会計のさまざまな問題を考察する際に、解決のための大きな手がかりを与えてくれる。

注

- (1) Christopher Columbus Marsh(1806~1884)は、ニューヨークで会計士業務及び簿記・商事事務の指導を行っていた、初期の会計士である。彼は、1830年代から1880年代にかけて、単式簿記及び複式簿記に関する著書を数多く記した。
- (2) Marsh による第1の改良点は、検算と trial balance の作成である。それまでの単式簿記では、検算の欠如がよく知られている欠点であった。第2の改良点は、共通の勘定帳簿の導入である(Marsh1850a, iii - iv)。
- (3) Marsh(1850a)と Marsh(1871a)は、一部を除いて内容がほぼ同じである。すなむち、1853年に出版された Marsh(1871a)の初版は、Marsh(1850a)を基としており、版を重ねる中で修正や変更が行われたと考えられる。
- (4) 小林儀秀(1847~1904)は、13歳のとき英國公使館に預けられ、公使館付医師ウイリアム・ウイリス(1837~1894)から英語を学ぶ。1863年に慶應義塾に入門し、そこで簿記について学んだ。
- (5) 杉本(1991)では、「決算財務諸表は、(中略)各勘定において算出される貸借差額を一覧表示するものであるが、その貸借差額は、一会计期間にわたって蓄積された分析的測定結果を定期的に集計する、という特別の会計処理をほどこすことによって算出しうるものである。したがって、決算財務諸表は一会计期間にわたって蓄積された各種の分析的測定結果としての複式の勘定記録の『要約表』または『総括表』であり、」また、そのような要約表または総括表を作成するプロセスは『会計測定の総合化』または『総合的会計測定』のプロセスである、といいうるわけである。(杉本 1991, 130 - 131)と述べられている。
- (6) 津村(2010)では、幼少者にも読みやすくするために、文章を区切ったことを挙げている。帳簿様式については、1つもしくは1日の取引が帳簿の複数頁に跨る際には、「次へ」、「前ヨリ」と記すことで、記帳のつながりを明確にしようとする工夫を挙げている。さらに、原著に倣い、合計額が計算されていることが『帳合之法』とは異なると述べている。このことについて、津村(2010)は、「これは記録と計算が分離した日本固有の簿記と、これを一体として記録する西洋簿記の違いを示し、その適切な理解を推進させたものと推察できる。(津村 2010, 55)」とまとめている。

- (7) 久野(1985)では、Marsh(1831)とMarsh(1858)内の資産負債対照表と損益対照表を同一としているが、Marsh(1858)には、株主資本の変動の計算が加えられている。
- (8) 以下で説明している帳簿の和名は、小林(1875)と対応している。元来、これらは、19世紀に我が国で使用されていたものである。現在の企業会計では単式簿記を用いてはおらず、また、わが国の19世紀における複式簿記の体系は現代の複式簿記とは異なっているため、本論文では当時の帳簿の名称を使用することが適切であると考えられる。
- (9) 本論文では、Marsh(1850a)で説明されている順番通りに取り上げているが、Marsh(1871a)では、Cash-Book, Invoice-book, Sale-Book, Bill-Book, Day-Book, Leger, Shipment-Book の順に紹介されている。
- (10) 送状控帳は、現代において、商品仕入帳に相当する。
- (11) 杉本(1991)によると、「企業の会計担当者などは、企業の経済事象について、その生起時期もしくは帰属期間を認識し、かつ『価値の流れ』の大きさを認識するだけでなく、さらに、まことに特異な認識をする、とみなされる。ここで『特異な認識』というの、一方向への『価値の流れ』についてさえも、これを『二面』的・『二重分類』的・『複眼』的に、つまり『複式』に、認識することをされている。(杉本 1991, 74)」と述べられている。
- (12) 本論文において「2重分類的」という用語は、「2重記入」の意味で用いている。
- (13) 安平(2007)においても次のように述べられている。「要するに、複式簿記と単式簿記の違いは、記帳対象の種類が多いか少ないか、したがって、記帳手続が複雑かどうかということにあるのではなく、記帳が例外なき二面的記入のルールによって行われているかどうか、そのような原理的仕組みをもっているかどうかという点にある。」
- (14) Marsh(1850a)では、1年に1回もしくは2回作成されるべき財務諸表として、Balance-sheetを挙げている(Marsh1850a, 32)。Balance-sheetは、上部の資産・負債・資本を表示する“Balance of my Property and Debts.”の部と、下部の期首と期末の資本の差額から利益を求める“CALCULATION TO ASCERTAIN THE GAIN OR LOSS OF THE BUSINESS.”の部(著者注：この名称はMarsh(1853)以降の版で見られ、Marsh(1850a)においてはまだこの名称は付けられていない。)が、見開き2ページにわたってまとめて表示されている。
- (15) Marsh(1850a)において、“Balance of my Property and Debts.”及び“CALCULATION TO ASCERTAIN THE GAIN OR LOSS OF THE BUSINESS.”の末尾にはそれぞれピリオドが付されている(Marsh1850a, 30 - 31)。
- (16) Marsh(1850a)において、“Balance of my Property and Debts.”となっているが、Marsh(1871a)では“Balance of our Property and Debts.”である。
- (17) 杉本(1991), 洪・杉本(1995)によれば、会計帳簿に記録された諸勘定は、企業の経済事象を資金の流れとして認識・測定した結果が総額で記録・蓄積されたものである。

参考文献

- Marsh, C. C.(1850a)*The art of single-entry book-keeping, improved by the introduction of the proof or balance, Sixth edition, Revised and corrected, NEW YORK.*
- Marsh, C. C.(1850b)*The Science of Double-Entry Book-Keeping, Simplified by the application of an Infallible Rule for Journalizing: calculated to insure a complete knowledge of the Theory and Practice of Accounts, Enlarged and improved 1858, NEW YORK.*
- Marsh, C. C.(1871a)*A course of practice in single-entry book-keeping improved by a proof or balance, and applied to partnership business:, NEW YORK.*
- Marsh, C. C.(1871b)*The Science of Double-Entry Book-Keeping, Simplified by the application of an Infallible Rule for Journalizing: calculated to insure a complete knowledge of the Theory and Practice of Accounts, Enlarged and improved 1858, NEW YORK.*(小林儀秀訳(1876)『馬耳蘇氏複式記簿法』第上・中・下巻, 文部省)
- 井尻雄士(1968)「会計測定の基礎—数学的・経済的・行動学的探究—」東洋経済新報社。
- 伊藤昭弘(2004)「近世における製塩業者の経営構造—周防国佐波郡三田尻浜の有富家を事例として—」『ヒストリア』第191号(2004年9月), 52 - 78頁。
- 片岡泰彦(2006)「小林儀秀『馬耳蘇氏記簿法』に関する一考察」『経営論集(大東文化大学経営学会)』第12号(2006年9月), 49 - 76頁。
- 久野光朗(1985)『アメリカ簿記史—アメリカ会計史序説—』同文館。
- 黒澤 清(1990)『日本会計制度発展史』財經詳報社。
- 杉本典之(1991)『会計理論の探究—会計情報システムへの記号論的接近—』同文館。
- 杉本典之・洪慈乙(1995)『キャッシュフロー計算書—その国際的調和化の現状と課題—』東京経済情報出版。
- 角ヶ谷良二(1966)「会計における持分概念論(続)」『商学論纂』第8巻第2号(1966年7月), 93 - 157頁。
- 津村怜花(2010)「馬耳蘇氏記簿法」および「馬耳蘇氏複式記簿法」に関する一考察」『日本簿記学会年報』第25号(2010年7月), 49 - 57頁。
- 中野常男(2000)『複式簿記会計原理 第2版』中央経済社。
- 西川孝治郎(1972)『日本簿記史談』同文館。
- (1982)『文献解題 日本書記学生成史』雄松堂書店。
- 西川 登(1993)『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究—』白桃書房。
- 新田忠誓(2010)「資産負債アプローチの下での簿記・考—手形取引の処理により考える—」『松山大学論集』第21巻第6号(2010年3月), 7 - 21頁。
- 安平昭二(2007)「単式簿記」(安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編集代表(2007)『会計学大辞典 第五版』中央経済社, 925 - 926頁)
- 渡邊 泉(2008)『歴史から学ぶ会計』同文館出版。

(矢野沙織)

2.2 洋式簿記導入期における誘導法的損益計算構造の発達

——「和单更正法」による複式簿記への道——

I はじめに

——「和单更正法」との関連で——

本章の課題は、明治初期の和式帳合および単式簿記に関する簿記書を手がかりとしながら、これらの計算構造の特色を明らかにすることにある。さらに、これらの簿記書と複式簿記に関する簿記書との関連に光をあてることにより、わが国の洋式簿記導入期における、誘導法的損益計算構造の形成過程を明らかにすることをも課題としたい。

筆者は、3.1において、明治23年『商法』導入以降の簿記書では、貸借対照表は、財産目録法ではなく誘導法により作成すべきことが叙述されていたことを明らかにしている。そして、この貸借対照表に表示される資本は、継続企業を前提として作成される資本金勘定と有機的に結びつく概念であった。つまり、資本概念とは、財産目録法により作成される貸借対照表の純財産とは、一線を画する概念であると指摘している⁽¹⁾。

このような叙述がなされた原因として、筆者は、既に明治期以前において、会計実務の領域⁽²⁾で誘導法的損益計算構造が機能すると共に、簿記会計書の領域でも、明治初期において、これらの実務を反映して財務報告の書類ないし帳簿が誘導法的に作成される過程が叙述されていたであろうことを磯村音介・齋藤軍八郎著『商法活用帳合之法』の叙述から推論している。

ここで、本章で光をあてた「和单更正法」について光をあて、紹介すると共に⁽³⁾、本章の考察の意義をも明らかにしておきたい。明治初期の洋式簿記導入期において、わが国では小規模な事業体が圧倒的多数をしめていたと理解される。そして、これらの事業体で、わが国固有の記帳システムである和式帳合が実践されていた。

そのために、洋式簿記に先立ち、まずもって和式帳合の記帳法がとりあげられたと理解される。さらに、小規模の事業体に相応しいと(当時の人々が)判断したであろう単式簿記の記帳法がとりあげられたと理解される。しかし、近代化が進展するにつれ大規模な事業体の社会的な重要性が高まると共に、複式簿記の重要性が認識され、和式帳合や単式簿記から複式簿記へ移行する教育がなされるにいたったと理解される。このような教育法こそが、「和单更正法」であったと理解される。

明治初期におけるわが国の企業会計の状況を観察し、この時代に相応しいと当時の人々が考え、執筆した簿記書を手がかりとして、当時の会計実務の状況とこれらの簿記書の特色を考察することにより、明治『商法』が制定される以前の企業会計の特色を探ることができると考えられる。すなわち、このような考察をとおして、3.1で推論する内容を証すことこそ、本章を考察する意義であると述べることができる。

以下、II節では、この和单更正法で用いられた簿記書である藤井清『略式帳合法附録』(以下、藤井(1878)とする)を考察対象とし、取引の認識・測定と損益計算構造を分析視角として考察をすすめたい。さらにIII項では、単式簿記書である兵庫県立神戸商業講習所編輯『訂正新編簿記例題単式之部』(以下、兵庫(1887)とする)とこの解答編である久保益良『訂正新編簿記例題解式単式之部』(以下、久保(1889)とする)を考察対象とし、

(総勘定帳において)純財産比較による損益計算と(損益勘定帳において)損益比較による損益計算が論じられたことを指摘すると共に、誘導法的損益計算構造の変遷という視点から、これらの損益計算の意義を明らかにしたい。

II 純財産比較による損益計算の実践と誘導法的損益計算の萌芽

——和式帳合と藤井(1878)——

本節では、和单更正法の簿記書である藤井(1878)を考察対象とし、取引の認識・測定と損益計算構造を分析視角としたい。

1 多帳簿における取引の2重分類的な認識・測定

藤井(1878)は、既存の和式帳合の知識から洋式簿記の知識へ転移させるために、「和单更正法」という指導法のために著された簿記書である。同書の内容は、単式簿記である福澤諭吉訳『帳合之法初編』(以下、福澤(1873)とする)や小林儀秀訳『馬耳蘇氏記簿法』(以下、小林(1875)とする)を基本としつつ、和式帳合の知識を洋式簿記化するためのものであった。

福澤(1873)、小林(1875)は、米国の簿記書である Bryant et al(1871)や Marsh(1871)の纂訳書であった。そして、これら単式簿記では、取引を多帳簿に記録する方法が論じられた。このように取引を多帳簿に記録する方法は、図表1のように和式帳合でも実践されており、そのため単式簿記(筆者注…洋式簿記)の普及は円滑であったと考えられる。

図表1 神戸商業講習所設立時簿記教育体系

一項	我舊法神戸ノ書風ヲ模スノ書體ヲ以テ 我舊習ノ帳記ヲ教へ而シテ其勘定ノ連 絡ヲ解得セシム	和式帳合
	一節 雜費帳ヲ記載ス 二節 判取帳ヲ記載ス 三節 註文物帳ヲ記載ス 四節 買賣帳ヲ記載ス 五節 金錢出入帳ヲ記載ス 六節 手形帳ヲ記載ス 七節 預り帳ヲ記載ス 八節 貸附帳ヲ記載ス 九節 差引帳ヲ記載ス 十節 總勘定帳ノ結算ヲ示ス	
洋式簿記	二項	

三 項	復記法ヲ教授ス	一節 帳合法二冊を用ユ 二節 銀行簿記精法ヲ用ユ 三節 � 實踐上ノ帳記ヲ設ケ其活用ヲ 説ユ	洋 式 簿 記
--------	---------	---	------------------

出所：(永田 1938, 152-153)より作表

本節では、先ず、藤井(1878)において、取引はどのような認識・測定によって記録されるのか明らかにしたい。同書では、1ヶ月間の取引を帳簿(日記帳、大帳、金銭出入帳、手形帳、仕入帳、売帳(筆者注…売上帳)、船積帳、雑費帳)に記帳する例題が示されている。本節では、この例題の中の出資取引と現金仕入取引を考察していく。

〔出資取引〕

兵庫屋及神戸屋の両人は、現金¥10,000を出資し、兵神商社と称して開業した。

記入簿③金銀出入帳
兵庫屋 10,000(借方)

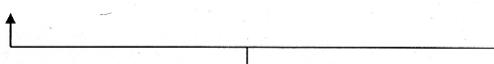
神戸屋 10,000(借方)

記入簿①日記帳

兵庫屋 10,000(貸方)
神戸屋 10,000(貸方)

記入簿②大帳

兵庫屋口座
正 金 10,000(貸方)
神戸屋口座
正 金 10,000(貸方)



借方要素と貸方要素に2重分類的認識・測定

この〔出資取引〕は複式簿記では、次のように仕訳される。

(借 方)	(貸 方)
①総勘定元帳	②総勘定元帳
現金勘定 20,000	兵庫屋勘定 10,000 神戸屋勘定 10,000

以上のように、出資取引では①日記帳、②大帳、③金銀出入帳に記入されている。金銀出入帳と大帳の関係では、複式簿記での借方要素は、金銀出入帳に記入され、貸方要素は大帳に記入されている。また、借方要素の金銀出入帳の摘要欄には貸方の内容が記入され、貸方要素の大帳の摘要欄には借方の内容が記入される。このように、単式簿記書では、複式簿記書と同様に、貸借の帳簿間のみならず、各帳簿の摘要欄(筆者注…相手要素が記入される)においても2重分類的に取引を認識・測定する記録が叙述されている⁽⁴⁾。

〔現金仕入取引〕

莊田屋より商品(3種類)を現金で仕入れた。なお、運賃は現金で支払った。

記入簿① 仕入帳

記入簿② 金銀出入帳

莊田屋より現金買入 製茶 1,850 斤 100 斤@¥25 粉茶 ⁽⁵⁾ 33,003 斤 100 斤@¥2.21 銅 8,894 斤 100 斤@¥19.258	莊田屋仕入代 ⁽⁶⁾ 2,904.345 ¥ 462.500 ¥ 729.045 ¥ 1,712.806
--	--

記入簿③ 雜費帳
運賃並人足賃 3.500

莊田屋仕入代⁽⁶⁾ 2,904.345

記入簿④ 金銀出入帳
車力代八助支払 3.500

借方要素と貸方要素に2重分類的認識・測定

この現金仕入取引は、複式簿記では次のように仕訳される。

(借 方)	(貸 方)
①総勘定元帳	②総勘定元帳
商品勘定 2,904.345	現金勘定 2,904.345
③総勘定元帳	④総勘定元帳
運送費勘定 3.500	現金勘定 3.500

この現金仕入取引は、①仕入帳、②④金銀出入帳、③雑費帳に記入される。先ず、仕入帳と金銀出入帳との関係では、複式簿記での借方要素は、仕入帳に記入され、貸方要素は、金銀出入帳に記入されている。この借方要素の仕入帳の摘要欄には貸方要素が記入される。一方、貸方要素の金銀出入帳の摘要欄には借方要素が記入されている。

また、雑費帳と金銀出入帳との関係では、複式簿記での借方要素は、雑費帳に記入され、貸方要素は、金銀出入帳に記入されている。そして、借方要素の雑費帳の摘要欄には、貸方要素は記入されず、雑費の詳細が記入されている。このことは、雑費が現金支払と決まっていたからであろう。一方、貸方要素の金銀出入帳の摘要欄には、借方要素が記入されている。

以上のように、貸借の帳簿間と各帳簿の摘要欄において、取引を2重分類的認識・測定する記録が叙述されていることが明らかとなった。この認識・測定がすべての取引において記録されるのが複式簿記書であるが、単式簿記書においても各種帳簿の摘要欄によって示されているように、取引の2重分類的認識・測定する記録が作成されていることが明らかとなった。

2 誘導法による総勘定表の作成

藤井(1878)では、総勘定表は、資産と負債の集計表であると論じられている。この総勘定表には、各帳簿残高(筆者注…商品は棚卸)が表示されている。つまり、同書では、総勘定表(筆者注…資産負債集計表)は、実地棚卸による作成ではなく、帳簿記録を主体とする誘導法によって作成されている。

総勘定表に表示される現在身代は、図表2のように資産と負債との差額であると論じられている。そして、総勘定表の末尾では、現在身代と元入金(引出金整理後の金額)との差額である純利益が表示されている。さらに、この純利益は、出资者の出資比率に応じて分配されたのち、総勘定表において、出资者毎に現在身代が表示されている。

図表 2 総勘定表の構造		
資産勘定 計	30,669.401	資産一負債 現在身代の計算
負債勘定 計	9,719.850	
現在身代	20,949.551	
損益勘定		
現在身代	20,949.551	
兵庫屋元入金	10,000.000	大帳 兵庫屋口座残高
神戸屋元入金	10,000.000	
私用引出金	100.	
正味元入金	9,900.000	大帳 神戸屋口座残高
純益金	<u>1,049.551</u>	
兵庫屋元入金	10,000.000	
純益金分配高	527.413	
現在身代	10,527.413	大帳 兵庫屋口座残高
神戸屋正味元入金	9,900.000	
純益金分配金	522.138	
現在身代	<u>10,422.138</u>	大帳 神戸屋口座残高
現在身代合計	20,949.551	

出所：(藤井 1878, 23-24)

以上のように、藤井(1878)では、帳簿記録の残高が総勘定表に集計され、純財産比較による損益計算構造が論じられていた。総勘定表において損益計算をおこなう目的は、出资者に利益分配額を知らせるためであると考えられる。図表 2 のような利益分配表示は、福澤(1873)と同じ形式で表示されている(福澤 1873, 初編卷之二 23-24)。しかし、小林(1875)では、引出金の加減方法が異なった叙述がされている(小林 1875, 卷上 38)。そして、総勘定表で計算された出资者の期末の現在身代は、大帳の出资者口座に移記され、次期へ繰り越されている(藤井 1878, 22)。このように、総勘定表と大帳(出资者口座)は結びついて叙述されている。

3 雑費帳(兼損益勘定帳)および仕入帳における損益計算の萌芽

雑費帳⁽⁷⁾では、給料などの費用口座が設けられ費用口座別の計算が叙述されている。この費用口座の摘要欄では、詳細な雑費の内容が記入された。しかし、雑費帳では、損失の認識・測定はおこなわれたが、すべての費用口座の合計額の計算は叙述されなかつた。雑費帳は、福澤(1873), 小林(1875)にはない帳簿であり、図表 1 に示されているよ

うに和式帳台で使用されていた帳簿である。

一方、収益の認識・測定は、売上帳で叙述され、期末に仕入帳において商品売買益計算が叙述された。この商品売買益は、売上原価と売上高との比較し計算された。この売上原価は、仕入高から期末商品棚卸高を控除して計算される叙述であった。この計算方法は、小林(1875)と同様であった(小林 1875, 卷二 44)。

以上のように、藤井(1878)では、売上帳、雑費帳、仕入帳において損益認識・測定の記録が叙述されたが、全体の損益比較による損益計算は論じられなかつた。

III 損益勘定帳における誘導法的損益計算の実践と総勘定帳

—単式簿記と兵庫(1887), 久保(1889)—

本節では、兵庫(1887)と久保(1889)を考察対象として、損益計算構造に光をあてながら分析をすすめていきたい。すなわち、純財産比較の利益の正確性を確認するために、損益比較による損益計算が論じられたことを明らかにしたい。

1 総勘定帳における資本金口座と純財産比較による損益計算

資本金口座は、藤井(1878)では債務者と同じ人名口座として大帳に設定されている。しかしながら、久保(1889)では、資本金口座は人名口座ではなく事口座として大帳ではなく総勘定帳に設定されている。このことは、資本金口座の概念が変わったことを表わしており、米国簿記書の翻訳書の影響であると考えられる⁽⁸⁾。

さらに、総勘定帳には、総決算口座が設定され、期末には帳簿残高(棚卸表⁽⁹⁾含む)が集計されている。この総決算口座では、先ず藤井(1878)の総勘定表と同じく純財産比較による損益計算が図表 3 のように叙述されている。次に計算された純利益(筆者注…純益金と朱書)は、資本金口座に移記されて期首資本と合算され期末資本として次期へ繰り越されている(久保 1889, 88-89)。以上のように、総決算口座と資本金口座とは結びついで叙述されている。

図表 3 総決算口座の構造

資産の部	6,435.820	
負債の部	3,000.000	
現在資本高	3,435.820	4月末
正味資本高	3,150.000	←資本金口座残高
純益金	285.820	5月末
		→資本金口座残高

出所：(久保 1889, 88-91)

2 損益勘定帳における総損益口座と2つの損益の照合

久保(1889)では、新たに損益勘定帳が設定され、雑費口座、割引及利息口座、総損益口座が設定されている。総損益口座では、図表 4 のように雑費口座、割引及利息口座の損失額と商品の売買利益額が比較され、文字通りの純利益が計算されている。売買利益は、仕入帳の末尾において、売上帳から移記された売上高に、期末商品棚卸高を加え、仕入

高を控除して計算されている⁽¹⁰⁾。

ただし、この純利益は、資本金口座へ移記されていない。資本金口座には、総決算口座で計算された純利益(筆者注…純財産比較による利益)が移記されている。したがって、この損益計算構造では、複式簿記のように、総損益口座(筆者注…損益勘定)と資本金口座(筆者注…資本金勘定)との結びつきはない叙述がされている。総損益口座で損益比較による利益計算がおこなわれた理由は、総決算口座で計算された純利益の信頼性を確認するためであったと考えられる。

図表 4 総損益口座の構造

	損失	利益
4月 30 日 売買 利益		414.450
〃〃 雑費	138.630	仕入帳より移記
〃〃 割引及利息		10.000
額		割引及利息口座合計
純益金	<u>285.820</u>	
	<u>424.450</u>	<u>424.450</u>

出所：(久保 1889, 97)

以上のように、本節では、損益勘定帳に総損益口座を設けることで単式簿記書においても損益比較による損益計算構造が論じられたことを明らかになった。この損益計算構造は、純財産比較による損益計算が損益比較による損益計算より優先させた損益計算構造であると考えられる。この損益計算構造では、複式簿記のように、総損益口座(筆者注…損益勘定)と資本金口座(筆者注…資本金勘定)との間での結びつきがないことが明らかになった。

IV まとめ

—そして複式簿記へ—

本章では、明治初期の和式帳合および単式簿記に関する簿記書を手がかりとしながら、これらの計算構造の特色を明らかにした。さらに、これらの簿記書と複式簿記に関する簿記書との関連に光をあてることにより、明治『商法』が制定される以前の企業会計の特色を探った。そして、以下のように、わが国の洋式簿記導入期における誘導法の利益計算構造の形成過程を明らかにした。

先ず和单更正法の簿記書である藤井清(1878)では、米国簿記書と同じ損益計算構造である純財産比較による損益計算が論じられ、この純利益は、大帳(出資者口座)へ移記されていた。また、売上帳、雑費帳、仕入帳において、損益の認識・測定が叙述されたものの、全体の損益比較による利益計算は論じられていないかった。

次に単式簿記書である兵庫(1887)と久保(1889)では、(総勘定帳による)純財産比較と(損益勘定帳による)損益比較による2つの損益計算が叙述されていた。ここでは、総勘定帳において計算された純財産比較による純利益が資本金口座へ移記されていた。つまり、単式簿記書では、損益勘定帳において計算された純利益は、単独でおこなわ

れる計算であり、総勘定帳(総決算口座)、損益勘定帳(総損益口座)、資本金口座の3つの口座が結びつかない叙述がされていた。このように、単式簿記は、かかる3つの口座が有機的に関係を有する複式簿記との違いがあると考えられる。したがって、単式簿記は複式簿記に比べて不完全な損益計算構造であるといえよう。

しかしながら、本章では、単式簿記の定義が明らかにされていない。また、実務で用いられた史料との比較が全く考察されておらず、文献史的考察の限界が明白になった。

次の課題として、洋式簿記導入期の単式簿記書に続く複式簿記書の損益計算構造の考察を通して、損益勘定と損益計算書、残高勘定と貸借対照表の関係から記録と表示について明らかにしていきたい。この考察によって、明治23年『商法』以降に出版された簿記書では、なぜ公表貸借対照表は、複式簿記の損益計算構造が論じられたのか明らかになると考へるからである。

注

- (1) 単式簿記で重視された「純財産概念」は、現代会計で用いられている「純資産概念」と形式的には同一である。この純財産を基礎とする利益計算は、継続企業を前提として資本概念を用いる利益計算とは一線を画すと考えられる。これらの問題点は、『企業会計基準第25号(包括利益の計算の表示)』で指摘されている(企業会計基準委員会 2010, 7)。さらに、中野常男教授も、「歴史的にみて固有の意味を有しているはずの『資本』という用語が消え、単なる差額概念である『純資産』という用語に、実務はもとより簿記の教科書においても置き換えられようとしている。」と指摘されている(中野 2011, 7)。

本節は、このような問題点を解決する糸口を探るために、明治初期の誘導法の利益計算構造の変遷の過程の解明をおこなうことを意図して執筆している。

- (2) 司法省(1932)には、明治初期の商業帳簿についての全国の態様がまとめられている。兵庫県では、問屋および仲買商の帳簿転記連絡図が示され、会計実務の領域で誘導法の損益計算構造が機能していたことが考えられる(司法省 1932, 228–231)。
- (3) 福澤諭吉は、わが国に洋式簿記を普及させるために、明治6年に『帳合之法』を出版した。さらに、福澤は、洋式簿記を普及させる自らの構想を兵庫県立神戸商業講習所(以下、神戸商業講習所とする)の簿記教育に反映させた。この構想とは、図表1のように和式帳合を始点とした洋式簿記導入教育であったと考えられる。

そして、この構想を具現化するために、神戸商業講習所では、オリジナルの簿記書が出版された。「和单更正法」は、既存の和式帳合の知識から単式簿記の知識へ知識を転移させる指導法であり、福澤の構想から生まれた指導法であると考えられる。

神戸商業講習所の簿記書を考察対象とした先行研究は、西川(1982)、田中(1999)がある。これらの研究では、帳簿体系や諸表の構造が分析視角であった。本節では、先行研究を高く評価しつつ、損益計算構造を新たな分析視角とし和式帳合から洋式簿記に至る一連の簿記書で論じられた損益計算構造の変遷について考察をおこないたい。

- (4) 記帳の対象となる取引の様相を資金の流れに着目し、会計人の思考過程から分析した考え方立っている。この考え方、杉本(1981)が詳しい(杉本 1981, 52–72)。

- この2重分類を歴史的な視点にたった論述として高寺(1982)が詳しい(高寺 1982, 15-19)。
- (5) 粉茶の金額は、¥729.366(33,003斤 100斤@¥2.21)である。ここでは、原典に示されている¥729.045を表示している(藤井 1878, 41)。したがって、製茶¥462.500、粉茶¥729.366、銅¥1,712.806の合計金額は¥2,904.674である。
 - (6) 荘田仕入代は、¥2,904.674であるが、ここでは、原典に示されている¥2,904.345を表示している(藤井 1878, 36)。
 - (7) 雜費帳は、福澤(1873)、小林(1875)にはない帳簿であり、表1に示されているように和式帳合で使用されていた帳簿であると考えられる。
 - (8) 人、事という表現は、Folsom(1873)の抄訳本である図師(1882)などを参考にしたものと考えられる。Folsomは、価値を Commercial Value, Ideal Value の2つに分け、取引は、これらの価値の交換で成立するとされた(Folsom 1873, 19)。これらの価値の交換を森島修太郎は、物、人、事に分けた(森島 1891, 19-20)。ただし、久保(1889)は、森島(1891)より早くこの「人」、「事」という表現をしたことになる。
 - (9) 棚卸には、商品の外、固定資産、有価証券が対象とされている。評価基準は、原価基準、時価基準、低価基準であり、その適用は任意とされている(久保 1889, 34)。そして、前期と当期の金額を比較して、備品の減価分(什器消費見積高)を損失に計上された(久保 1889, 121)。のことから、棚卸の目的に利益計算が加わったと考えられる。また、棚卸評価基準について、Folsom(1873)では、At Purchase Price, Above Purchase Price, Below Purchase Price の3つの評価基準が示されている(Folsom 1873, 63-65)。久保(1889)の評価方法は、この評価基準を参考にしたものと考えられる。
 - (10) これは総記法による計算方法と同じである。しかし、この計算方法は藤井(1878)や小林(1875)とは異なる計算方法である(藤井 1878, 42-43; 小林 1875, 卷之二 44)。

参考文献

- 五十嵐邦正(1999)『現代静的会計論』森山書店。
- (2005)『会計理論と商法・倒産法』森山書店。
- 井上新一郎(1903)『実業名家講話集 商業学会編』共成社。(日本経営史研究所(1978)『実業名家講話集 商業学会編』雄松堂書店 復刻版)。
- 江頭彰(2011)「明治期の簿記教育における財産目録と貸借対照表の作成方法——誘導法的計算構造との関連において——」『日本簿記学会年報』第26号(2011年7月), 99-107頁。
- 企業会計基準委員会(2010)企業会計基準第25号『包括利益の表示に関する会計基準』
- 久野光朗(1985)『アメリカ簿記史—アメリカ会計史序説—』同文館出版。
- 久保益良(1889)『訂正 新編簿記例題解式 単式之部』熊谷久榮堂。
- 司法省編纂(1932)『日本商事慣例類集』白東社。
- 杉本典之(1981)『引当経理と繰延経理—その構造と機能—』同文館出版。
- 図師民嘉抄訳(1882)『簿記法原理』甘泉堂。(西川孝治郎(1981)『簿記法原理』雄松堂書店 復刻版)。
- 高寺貞男(1982)『会計学アラカルト』同文館出版。
- 瀧田輝己編(2007)『複式簿記 根本原則の研究』白桃書房。
- 武田隆二(1961)「財産法と損益法の類型的考察」『国民経済雑誌』第103卷第3号(1961年3月), 81-93頁。
- 田中孝治(1999)「江戸商人の帳合之法(和式帳合法)の教育史」『三重の商業教育』第36号(1999年7月), 34-86頁。
- 中野常男(1992)『会計理論生成史』中央経済社。
- (2011)「会計史—会計における歴史研究の現状と課題」『企業会計』第63卷第7号(2011年7月), 4-7頁。
- 永田義直(1938)『六十年史』兵庫県立第一神戸商業学校。
- 西川孝治郎(1971)『日本簿記史談』同文館出版。
- (1982)『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂書店。
- 藤井清(1878)『略式帳合之法附錄 全』慶應義塾出版社。
- 兵庫県立神戸商業講習所編輯(1887)『訂正 新編簿記例題単式之部』兵庫県神戸商業学校。
- 森島修太郎(1891)『簿記学』金港堂。
- 水野昭彦(2009)『福澤諭吉譯 帳合之法 全四巻現代語譯』水野昭彦。
- 渡邊泉(2009)「現代会計の落とし穴—歴史から見る会計の本質—」『会計史』第27号(2009年3月), 1-12頁。
- Bryant, H.B. Stratton, H.D. and Packard, S.S., (1863) *Bryant&Stratton's Counting House Book-Keeping* . . . , NEW YORK:IVISON,BLAKEMAN,TALOR & CO.
- (1871) *Bryant&Stratton's Common School Book-Keeping* . . . , NEW YORK:IVISON,BLAKEMAN,TALOR & CO. (洋学堂書店(1994)復刻版), 福澤諭吉訳(1873/1874)『帳合之法』卷之一~四慶應義塾出版社。
- Folsom, E.G.(1873) *The Logic of Accounts :A New Exposition of the Theory and Practice of Double-Entry Bookkeeping, based on Value*, . . . , NEW YORK : A.S.BARNES AND COMPANY. (洋学堂書店(1995)復刻版).
- Marsh,C.C (1871) *A Course of Practice in Single-Entry Book-Keeping* . . . , NEW YORK D.APPLEON&CO. 小林儀秀訳(1875)『馬耳蘇氏記簿法』卷上・卷二 文部省。

(江頭 彰)

2.3 福澤諭吉『帳合之法』の現代会計的意義 ——Bryant & Stratton の業績を視野に入れつつ——

I 『帳合之法』出版の背景

1873年(明治6年), 福澤諭吉は半紙木版刷り和綴りの『帳合之法』初編二冊を発行した。これが我が国における最初の西洋式簿記を紹介した本となった。翌年には更に二編二冊を発行している。この四冊は H. B. Bryant と H. D. Stratton によって著された“Bryant and Stratton's common school book-keeping : embracing single and double entry”を翻訳したものである。

この“Common school book-keeping”は H. B. Bryant と H. D. Stratton そして S. S. Packard が、アメリカでその設立と運営に携わった簿記・会計の実業専門学校で使用する教科書として書いた一連の著作⁽¹⁾の一つである。そのなかでもこの書は最も初学者を対象にしたものであった。

福澤はこの翻訳出版にあたり、その冒頭、緒言にあたる箇所において「...帳合之法ヲ學ハシメナバ始テ西洋實學ノ實タル所以ヲ知リ...」とし、この書の翻訳が彼にとって西洋の実学を世に紹介する意図を持っていたことを示している。また「...天下ノ經濟更ニ一面目ヲ改メ全國ノ力ヲ増スニ至ラン乎譯者ノ深ク顧フ所ナリ」とし啓蒙思想家としてこの書を基とした実学の浸透が維新期の殖産興業に貢献することを期待していることが分かる。また「此帳合ノ法ヲ諸處ノ學校ニ用テ生徒ノ讀本ト為シ平民ノ子弟或ハ其學ビシコトヲ家ニ歸テ父兄ニ語ルコトアラバ父兄モ始テ洋學ノ實ナルヲ知リ...」とし、原書同様、この訳本が商業学校等で使用されることを想定している。

更に「帳合モ一種ノ學問タルハ此訳書ヲ見テ既ニ明白ナリ」とし、記帳技術を學問と捉え、それを学ぶことを推奨している。これは原書でもいかなる學問もその歴史をたどること基礎とし、その発達過程を踏まえるべきであることが述べられ、更に簿記が数学からの派生であるという叙述がある。それらを踏まえ、福澤は帳合を「學問タルハ明白」としたと考えられる。

訳書のなかでは、原書を和綴じ本にしていく上で、訳書全編に関わる福澤自身によるいくつかの工夫がうかがえる。まずは、数字の標記を、「一二三、四五六、〇〇〇 は 十二萬三千四百五十圓 ナリ」などと例示を示し、訳書中では漢数字の表記を算用数字および三文字(桁)毎に点(カンマ)を添えて表していくことを述べ、西洋式記帳に際し、当時の数値表現の慣習をどのように工夫すれば見やすくなるのかを提示している。二つ目に、この訳書中は諸帳簿に関して雑型を示すだけであるが、各帳簿の記帳実践に使用する書式は、原書がそうであるように薄い朱色の罫線の上を墨字で一つ一つ線を引くことなどを指示している。これは、当時の西洋習慣と習慣との相違、すなわちベン文字と筆文字、西洋紙と(美濃)和紙、そして何よりも横書きと縦書きの相違を前提に、記帳されたものがわかりやすくまたは見やすくするための西洋式勘定・帳簿の和式のそれとの福澤自身による書式表現上の折衷提案である。三つ目は例示に登場する人物、そして四つ目は同商品名とその物量単位の表記である。人物名・屋号、そして商品項目と物量単位(ヤードと尺)にても原書に登場するものをそのまま使用すれば「日本人ノ耳ニ慣レズシテ混雜ヲ生ズ可ガ故ニ」として一

般的日本人の屋号、そして商品項目・物量単位を使用するとしている。五つ目の工夫は Single Entry および Double Entry の訳語である。原書は Part I が Single Entry, Part II が Double Entry を扱っており、これはそのまま単式簿記および複式簿記である。福澤は「原書ニテ「シングル・エンタリ」ノ字ヲ此書ニ略式ト譯シタレシド此譯字ヨク原意に叶フモノニ非ズ」としており、Single Entry(単式簿記)を「略式」、Double Entry(複式簿記)を「本式」と訳することを最適だとは考えていないことがわかる。福澤の理解では「ドウブル・エンタリ」ハ同シ高ノ借貸ヲ大帳へ二重ニモ三重ニモ扣テ互ニ平均スル趣向タル」としており、当初は略式を「一重扣ノ式」、本式を「二重扣ノ式」と訳せば原書の意に相当するものの、口調が悪いが故に読者に不便であることを恐れ、趣旨からすれば無理があるが敢て略式・本式としたということを述べている。

上記の福澤の翻訳にあたっての緒言からは、この翻訳の労が、あくまで読者によって如何に理解しやすいものとなり、実学として商売に従事する者に役立つものとなりうるかを目指していることが分かる。そこには福澤にとって、この翻訳書籍を世に出すことが、西洋学識の啓蒙的紹介であると同時にそれだけに留まらず、読者にここで紹介する西洋式記帳知識技能を実践してもらうことを期待していることがわかる。そういう意味で、この訳書には単なる翻訳書というだけではない、西洋式記帳技術の実践的教科書として、これを世に利用してもらいたいという福澤の意図を見ることができる。

II 『帳合之法』の構成と概要

『帳合之法』は二編四巻からなっている。このうち1873年(明治6年)に出された初編一巻・二巻はともに略式、つまり單式簿記を扱っている。また翌1874年(明治7年)に出された二編三巻・四巻は本式、つまり複式簿記を扱っている。原書“Bryant and Stratton's common school book-keeping”は、一冊のなかを Part I - Single Entry と、Part II - Double Entry とに分けた二部構成である。これを福澤は Part I を初編一・二巻とし、Part II を二編三・四巻としている。

原書は各 Part とも、まず Introduction で全体の解説を為し、その後に設例を挙げていく形式をとっている。福澤の訳書も原書の通りに進められ、ところどころに読者の理解を助けることを目的としたと思われる福澤自身の「譯者註」や、また原書の一部を省略あるいは変更して訳したことの趣旨や経緯、また西洋式記帳法における秩序性・網羅性への感心・感嘆を示す「譯者附言」が付記されている。

全体解説の後に紹介された設例は、Part I では Set I から IV まで四つ。Part II でも Set I から IV までの 4 つが示されている。福澤の訳書では人物名・商店名(屋号)や物品名は変えているが、初編には原書 Part I に収められている全ての事例を、取引内容・金額をそのままの内容で、Set I から IV を一式から四式として掲載している。しかし二編では三巻において、原書 Part II の Set I を一式として取り上げ、四巻で Set II を二式として取り上げるのみで、原書の Set III・IV が省略されている。これについて、福澤は「本式ニハ四様ノ例アリテ其文モ長クコレヲ二冊ノ紙ニ記ス可ラズ」と紙幅の物理的都合を理由としてあげるとともに、「四例ノ内最モ精密ナルモノハ第二例ニシテ其余ハ皆大同小異」とし、更に三例目は略式(单式)三式(Part I・Set III)を本式(複式)に改めたものであるとして、ここでは割愛する旨を述べている。

1 初編略式(一巻・二巻)

初編の第一編略式の総論は、原書の Introduction に相当する。ここでは人名勘定を用いた売掛帳にあたる山城屋(原書は、Thomas Jones)勘定、日記帳(Day Book), 大帳(Ledger), 金銀出入帳(Cash Book), 手形帳(請取口手形、拂口手形)(Bill Book)についての記帳方法が説明されている。

(1) 原書 Set I, 訳書第一式

この設例はその端書に「左ニ示ス所ノ方式ハ帳合ノ最モ簡略ナルモノニテ即チ日記帳ト大帳トノ事ヲ記スナリ……二帳ノ体裁トよう法トヲ示スマデノ事ナリ」とある通り、日記帳と大帳の記載方法の解説と例示である。ここでは取引はまず日記帳に記され、その後に大帳に書き取られる。またこの一式の末尾に福澤による「譯者註」が添えられているが、ここでは志摩屋への売掛を尾張屋の買掛と相殺した取引の状況とその記帳についての解説を詳述している。

(2) 原書 Set II, 訳書第二式

上記の一式で示された日記帳、大帳に加え、二式では金銀出入帳および惣勘定(Statement)の記載例示とその記帳目的を記している。惣勘定については、端書(Remarks)で「商売ノ帳面ヲ取扱フ事ニ付キ最モ頗フ可キ一事ハ取引ノ始末ヲヨク明ニシテ誤ナカラシムルノ働ナリ……諸式ノ末段ニ記セル惣勘定ヲ大切ナルモノト思ヒ」とし、更に本文中でも「惣勘定ニ記ス所ハ前ノ大帳ト金銀出入帳トヨリ集タルモノニテ……惣勘定ハ商売ノ有様ヲ示スモノナレバ其所持ノ高ト借用(debts)ノ高トヲ明ニ記サザル可ラズ……但シ所持トハ商売ノ言葉ニテ云フ所ノ身代又ハ元手ノ事ナリ借用トハ即チ払口又ハ引請ノ事ナリ」としている。ここで「所持」は原書では property、「借用」は debts となっている。また「身代又ハ元手」は原書では resources、「払口又ハ引請」は liabilities となっている。上述にあるように、惣勘定は大帳の残高を集計したものであり現在で言うところの試算表に相当するが、ここでは商売の有様(condition)を示すとしており、また原書が Statement と表現していることからも財産および負債の目録としての意味を持っているとみられる。惣勘定はまず元手を示し、続いて払口を示した後、その差額を現在の身代としている。

(3) 原書 Set III, 訳書三式

この設例では、補助簿という意での小帳として、売帳(Sales book), 手形帳(Bill book)の記帳方法説明が追加されている。またこの設例では惣勘定を示した後、それに続けて当初の出資額である元手から現在ノ身代を差し引いて正味損亡ノ高(net loss)を算出している。ここでは二名の共同出資となっているため、当初元手もそれぞれに計算された上で、その合計額となっている。また事業の結果は損失となっているため、正味損亡ノ高は二人の出資者に配分され、各減額計算後の計が現在の身代となっている。ここには元手と、現在の身代とを比較するという財産法に基づく計算が見られる。

(4) 原書 Set IV, 訳書四式

ここでは新たに賃金台帳にあたる手間帳(time book)の記帳例がこれまでの帳簿に追加して示されている。また二度にわたり惣勘定が示されている。これは事業の途中に、三式で登場した二名に加え更に一名が出資参加したためである。新たな出資者が加わる直前で、一旦、それまでの利益を精算し、旧出資者の現在ノ身代を新出資者が加わった際の元手として新たな計算のスタートとしている。また取引の全てを日記帳に書くのではなく、売り帳に書かれた取引は日記帳に書くことなく直接に大帳に記載している。これについては「第四式ニ於テ帳合ノ趣ノ異ナル所ハ日記帳ニ関ハラズシテ売帳ヲ用ルノ一事ニ在リ……第三式ニモ……先ズ売帳ヨリ日記帳ニ為シ然ル後ニ日記帳ヨリ大帳ニ為セリ然ルヲ今コノ第四式ニテハ掛ケノ売買ヲバ日記帳ニ為サズシテ売帳ヨリ直ニ大帳ニ為セリ」と説明し記帳の手間を省くことができるとしている。

2 二編本式(三巻・四巻)

二編は本式と称して複式簿記を取り上げている。福澤はこの編の冒頭「譯者附言」において、まず原書の英単語のカタカナ表記に対する訳語を一覧にして示している。統いて原書にもある総論を訳し紹介している。ここでは「本式ノ功能ハ皆ニ商売ノ有様ヲ明ニシテ其正シキ証拠ヲ示スノミラズ精密ナル算法ヲ以テ利益ト損亡トノ由テ來ル所ノ道筋ヲ顯ハスモノナリ」とし、複式簿記が利益や損失がその額に至った原因説明までもしているとしている。また日記帳と区別して清書帳(Journal)を説明している。「日記帳ト大帳ノ間ノ帳面ナリ其用ハ都テ取引ヲ大帳へ記ス前ニ其借貸ヲ儘ニ定ルタメノモノナリスク取引ノ借貸ヲ定ル事ヲ名ケテ清書トイフ」としているが、ここで清書帳は現在の仕訳帳、清書とは仕訳ということになる。この後段、福澤は譯者註を設け、更に本式による記帳方法を解説している。統いて、原書の構成に基づいて訳書でも「勘定ノ學問」(The Science of Accounts.)が述べられている。そこでは、大帳(Ledger)に設けられる各勘定(account)の借方および貸方に記載された内容の意味と、貸借差額たる残高の意味するところを説明している。

更に「元手」(Resource)と「払口」(Liability)との差額から「正味元手」(Net Resources)すなわち「現在ノ身代」(Present Worth)が計算され、同じく、利益(Gain)と損亡(Loss)の差し引き計算から「正味ノ利益」(Net Gain)をまず示し、これに「初ノ元入ノ高」(original Investment)を加えて「現在ノ身代」(Present Worth)に至る過程を示している。

これはこの書式前半では財産法を、後半では損益法による利益計算を実践していると見ることができるが、またその計算結果がともに同じ「現在ノ身代」に至ることを示している。尚、ここで原書の雑費は 300 であるが、訳書では二〇〇とあり書き損じがみられる。訳書の総論の最後は、原書と同じく借方や貸方の考え方が訳され説明されている。

(1) 原書 Set I, 訳書一式

ここでは複式に基づく日記帳、清書帳、大帳が示され、更に惣勘定(General Statement)として「平均之改」二種が、例示されている。最初に登場する「平均之改・大帳ノ面を示ス」はいわゆる合計試算表(Trial Balance – Face of Leger)で、それに続いて「平均之改・借貸ノ差ヲ示ス」と表された残高試算表(Trial Balance – Differences)が示されている。更に、

「元手ト払口」(Resources and Liabilities.)から「現在ノ身代」(Present Worth)が算定され、続けて書式を別にして「利益ト損失(Gains and Losses.)が示されている。ここで利益として商品売買益を商品種毎にその内訳額及び合計額を、損失として雑費を表示し、最後にその差額として「正味ノ利益」(Net Gain)算定額を示している。この設例では当初の身代(期首の元入れ)がない。そのため、ここでの「正味ノ利益」は前段「元手ト払口」で算定された「現在ノ身代」に一致することになる。

(2) 原書 Set II, 訳書二式

この第二式は第一式の元手と払口からスタートしている。すなわち前設例の一式の惣勘定の一つである「元手ト払口」(Resources and Liabilities)に示された項目と額が、二式の冒頭で日記帳に記されるとともに、清書帳に清書(仕訳)されている。Resources の仕訳は原書では借方冒頭行に Sundries と記し、その内訳となる各科目を以下の行に記載、一方貸方は To Stock としている。これを福澤は Sundry を「諸口」とし、その先に各科目を並べ、貸方は「元入へ」としている。同様に払口(Liabilities)は借方を「元入」とし、貸方は「諸口へ」と記載した後に各科目を記述。これらが元手(Resources)と払口(Liabilities)の開始記入となっている。更にこの設例が、ここまで他の設例と異なるのは、商品勘定を商品種別に設けるのではなく「品物」(merchandise)として一つにしていること。また大帳には開始記入で使用した「元入」(Stock)の他、「損益」(Loss and Gain), 「平均」(Balance)勘定が設けられている。「損益」(Loss and Gain)と「平均」(Balance)勘定は、清書(仕訳)に用いられることはなく、従って清書帳(Journal)からの転記で使用されることはない。決算時に、大帳(Leger)の各勘定残高が算定され、それがこれら「損益」(Loss and Gain), 「平均」(Balance)勘定に直接記入され、その後、大帳の各勘定が締切られている。所謂、英米式決算と見ることができよう。

加えてこの設例では「パッカルド氏所用ノ平均表」(S. S. Packard's Balance Sheet)が紹介されている。これは現在でいう8ケタ精算表に相当する。勘定科目名が記された左端列から順に右に向かって、まずは「平均之改」(Trial Balance)欄の借方・貸方、「仕入残品」(Inventory)欄、「名目」(Representative)欄の左が損失(Losses), 右が利益(Gains), 「元入」欄、「事實」欄の左が元手(Resources), 右が払口(Liabilities)という欄割である。この表は「平均之改」(Trial Balances)欄に記載された額を、「名目」(Representative)欄と「事實」(Real)欄に分割する機能を果たしている。しかし「品物」(Merchandise)は、商品売買の記帳が総記法であるため、「仕入残品」(Inventory)欄で期末棚卸を控除し商品売買益相当額を算定。その額を「名目」(Representative)欄右側「利益」(Gains)の列に記載し、最下段行で朱書きにして正味利益(Net Gain)を計算している。またこの列の枠外には「元入へ借正味利益」(To Stock - Net Gain)という言葉がやはり朱書きで添えられている。その次の「元入」(Stock)欄では、左列で計算した正味利益額と「平均之改」(Trial Balance)に記録されている開始記入時の元入とを足し合わせ、正味元高(Net Capital)を算定しこれを朱書きしている。ここでも枠外にやはり朱書きにて「平均へ借 - 正味元高」(To Balance - Net Capital) という言葉を添え、右隣の「事實」(Real)欄へこの額を移記している。

この「パッカルド氏所用ノ平均表」(S. S. Packard's Balance Sheet)において、「平均之改」(Trial Balance)欄は決算整理前残高試算表欄、「仕入残品」(Inventory)欄は整理記入

欄、「名目」(Representative)欄は損益計算書欄、「事實」(Real)欄は貸借対照表欄に相当すると言える。また「元入」(Stock)は、この設例以前では現在の身代(Net Worth)を貸借対照表欄に入る前に確認計算する目的で設けられた欄と見ることができる。

III 『帳合之法』出版の意義と利益観

『帳合之法』は、福澤自身が記した冒頭を除いて、特段、原書と異なった内容ではない。あくまで西洋式の記帳方法紹介を基礎とした簿記教科書であり、原書が示した以上のことを行っているわけではない。略式(单式)から始め、本式(複式)へと展開されているが、これも原書に準じたためである。但し、当時の日本での「大福帳」(売掛帳)をベースとした記帳習慣を踏まえれば、複式記帳のみを紹介し解説するよりも、単式記帳から始め、複式記帳を解説する方法は理解しやすいものであったとも思われる。特に、初版の単式記帳の解説や設例で使用した取引内容をそのまま、二編の複式記帳へと改めた設例は学習者にとって複式記帳理解の助けとなつたと思われる。

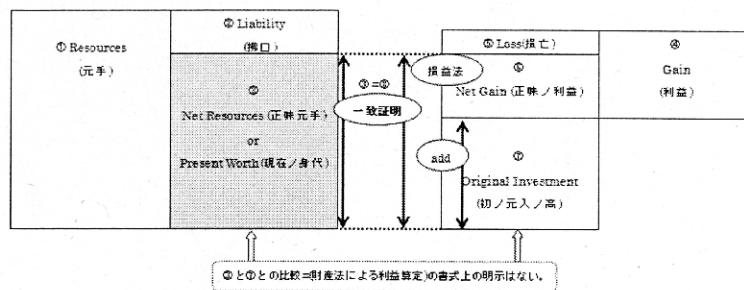
但し、福澤自身は学習の手順として、単式から始め複式へと解説を進める事について、そのような意識を持っていたかどうかは定かではない。福澤は譯者註で、「略式ハ元手ト払口ヲ記スノミ…、本式ハ元手ト払口ヲシタ上ニ利益ト損失ヲモ記ス」とし、更に「略式ニ於テモ商売ノ有様ヲ明ニシテ其証拠ヲ示ス本式ハ其ノミナラズ精密ナ算法ヲ用イ利益ト損失ヲ算出スル為ノ道筋ヲ…略…本式ハ…皆大帳ノ一冊ニ其始末ヲ見ル」と記している。福澤の興味は、もっぱら複式の単式に比して記録や計算が精緻である点と、複式記帳が利益計算の結果に対して根拠とその道筋を示している点とにおいて優れていることにある、これを訳書中でも強調している。

また視点を変えて、訳書中に用いられた用語を検討してみる。Gain は利益、Net Gain は正味利益と訳されている。このことから、当時は総額概念としての収益と、差額概念としての利益との区別は希薄であったと推定される。また元手は Resources の他、Investment, Presence Worth, Capital の訳として使用されている。ただ Presence Worth は身代と訳されることもある。当時は、会計概念や用語法が、まだ未分化であったと言えよう。

さて原書を含め、訳書に示された内容は、現代の複式簿記の利益計算の手順や構造と殆ど変わらない。単式は実在勘定中心の記帳であるため、利益計算も財産法で実践される。また複式においても、名目勘定から損益法で利益を算定するものの、財産法により計算された利益額と照らし合わせ、その計算結果の検証を行う事に主たる目的があったと考えられる。

下記の図表は、二編 総論(Part II, Double Entry. Introduction.)に示された報告書をその計算手順を図示したものである。

图表 1



この書式の前半では、元手(Resources)と払口(Liabilities)の差し引き計算から正味元手(Net Resources)ないし現在ノ身代(Present Worth)を計算している。これは現在の用語で言えば、期末資産と期末負債から純資産を計算するのと同じである。ここで、もしこの期末純資産額から期首のそれを差し引いて利益算定を行えば、これは財産法による利益計算を示していると言えよう。しかしここでは、当初の元入れ高を引いて、利益を算定することはしていない。つまり書式上は財産法で利益を算定表示してみせているわけではない。原書および訳書に示された書式では、そこから別計算をスタートさせている。後半は利益(Gain)と損亡(Losses)を並べその差額を正味ノ利益(Net Gain)とし、それに初ノ元入高(Original Investment)を加え、先に元手(Resources)と払口(Liabilities)の差引計算で求めた現在ノ身代(Present Worth)と同額であることを示し、二つの計算の正確性を証明している。この書式での後半は、利益(Gain)と損亡(Losses)による正味ノ利益(Net Gain)であるから、現在で言えば収益と費用の差額による利益計算であり、損益法が実践されていると言える。

上記より、この書式が意味するところは、前半は実在勘定から現在の純資産計算を示し、後半は名目勘定から損益法で利益算定を行うとともに、更にその利益分と当初の元手が合算されて現在の純資産額に至っていることを計算の一致によって自己証明しようとしていると理解できる。

次に同様の検討を「パッカルド氏所用ノ平均表」(S. S. Packard's Balance Sheet)で行ってみる。それまでの大帳(Leger)の残高を示す平均之改(Trial Balance)欄の額は、統く整理記入欄の働きをする仕入残品(Inventory)を通して、現在で言えば損益計算書欄に相当する名目(Representative)と、貸借対照表欄に相当する事実(Real)欄に分割される。しかし、この書式の特徴は名目欄と事実欄との間に置かれた元入(Stock)欄の存在である。これは何を意味するのだろうか。まず利益は名目欄で損益法によって算定されている。そして元入(Stock)欄では、名目欄で算定した利益額を期首の元入に加算し、期末の純財産ないし資本を表わす正味元高(Net Capital)の計算を朱書きで示している。その上で事実欄の正味元高との一致を確認させている。ここで言えるのは、やはり事実欄つまり現在の貸

借対照表欄での利益計算は行っていないということである。この欄ではあくまで現在ノ身代ないし元高を算定するにとどまる。そしてその計算が適切かどうかは、元入(Stock)欄で事前に、名目で求めた利益額と当初の元入とを合算して求めた数値とこの事実欄の正味元高が同じに至ったことで証明しようとしている。ここでも利益は損益法で算定しているが、財産法でその計算を示そうとしているとは言い難い。

これらから言えることは、この原書および訳書に示されたのは、利益観の問題ではなく、あくまで計算手続きであるということである。単式では名目勘定の記帳を網羅的には行えていないが故に、所謂、実在勘定による身代の計算が中心をなした。そして当初ノ身代すなわち初ノ元高と、現在ノ身代との差額を正味利益として計算しているが、それはそれを選好したわけではなく、計算技術上の必然であったと考えられる。また本式=複式では、利益計算を名目勘定を用いて損益法で行っている。しかしその書式構造から、会計実践者の関心は依然「現在ノ身代」にあり、その検証として損益法で求めた利益と当初元入れとの関連づけを書式中に示しているかのように見えた。

この原書ないし訳書からは、当時の利益観を特定することはできない。ただ単式から複式へと記帳方法が網羅性を備えるようになったことで、利益計算が名目勘定を利用して損益法で行われている事実だけが確認できる。現在、一般に IFRS はその利益観において資産負債中心観を探るとされる。しかしながら簿記の立場からみると、これまでの収益費用中心観に基づく計算手続は IFRS 下でも何ら変わらない。そもそも簿記は、利益観に左右されるというよりは、記録と計算手続きであるととらえる方がよいであろう。またそれゆえに利益観、会計観が変化しても、簿記技術は普遍性を備えうるのだといえる。今回の『帳合之法』は当時の西洋の簿記技術をうかがい知り、またそれが日本にどのように紹介されたかを検討する資料ではあったが、そこにあるのは「記帳技術」であり「利益観」は導き得なかった。しかしながら、同書は啓蒙書として、教育の場で紹介されまた使用されることで西洋記帳技術の実務への浸透の一助になったはずで、そこに我が国簿記教科書の祖としての意義がある。

注

- (1) 同書の他，“Counting house school book-keeping”と“High-school (National) book-keeping”とをあわせて簿記三部作と言われることもある。

参考文献

- H. B. Bryant, H. D. Stratton, AND S. S. Packard(1871)*Bryant and Stratton's Common School Book-Keeping: Embracing Single and Double Entry. Containing Sixteen Complete Sets of Books, with Ample Exercises and Illustrations. For Primary Schools and Academies.*, New York.(原著初版 1871 復刻版 平成6年9月 洋学堂書店。)
H.B.ブライヤント・H.D.ストラットン著、福沢諭吉訳『帳合之法』(全4冊合体本1冊), 雄松堂出版, 昭和60年, 復刻版。

(園 弘子)

2.4 会計測定対象とわが国の簿記会計 ——Folsom⁽¹⁾の業績を視野に入れつつ——

I 19世紀における日本の簿記教育へ影響を及ぼした文献

日本における最初の西洋の簿記書は、アメリカの Bryant=Stratton=Packard による簿記三部作⁽²⁾のうち、初学者を対象として著された Common School Book-keeping が、福澤諭吉によって訳出された『帳合之法』であり、これは 1873 年に著された Alexander A. Shand の『銀行簿記精法』とともに、日本の簿記教育に大きな影響を及ぼしていることは周知の通りである(黒澤 1990, 107-116 参照)。

Common School Book-keeping の著者である Bryant と Stratton は、Folsom が 1851 年にクリーブランドで開講したフォルソム商業専門学校(Folsom Mercantile College)の最初の生徒であったが、彼らは 1853 年に Folsom の専門学校を買収してブライアント・ストラットン・スクール(Bryant and Stratton School)を設立し、アメリカのみならず、カナダにもおよぶ 50 校以上の専門学校に成長させたようである(中野 1992, 191; 久野(光)1985, 260-261; 参照)。

Folsom は、その後、ニューヨーク州の Albany で、Bryant and Stratton 専門学校の一つである The Albany Bryant & Stratton College の経営者になり、1873 年に “Logic of Accounts” を出版したのである(久野(光)1985, 201; 中野 1992, 206, 参照)。

この Folsom の “Logic of Accounts” は、1878 年に森島修太郎によって『簿記學例題』というタイトルで抄訳され、三菱商業学校の簿記教育のためのテキストとして使われたが、同書はテキストのみならず、日本最初の理論簿記書として、日本の簿記教育および会計理論研究に大きな影響を及ぼすことになった。黒澤(1990)では明治時代における日本簿記教育の潮流について述べているが、そのなかで Folsom(1873)の訳書については下記のように言及している。

「『簿記學例題』は、『簿記學階梯』⁽³⁾とともに、ロング・セラーになった。特に『簿記學例題』は、当時アメリカで最も大きな影響力をもったフォルソムの『会計の論理』(Folsom: Logic of Accounts, 1873)を祖述したもので、わが国でも後半、『受渡説』の名でひろく知られるにいたった勘定学説を最初にわが国に紹介した文献である。」(p.110)

さらに、当時、Folsom(1873)がどれ程日本の簿記教育および理論研究へ影響を及ぼし、さらに波及したのかも下記の文言から読み取ることができる。

「商法講習所⁽⁴⁾が、明治十八年に高等商業学校に発展的に解消した新しい時代から、かなり久しい間、日本の簿記教育は、フォルソムの『会計の論理』をとりいれたいわゆる受渡説⁽⁵⁾がその主流となっていたようである。商法講習所に学んだ岡師民嘉の『簿記法原理』(明治十四年)を嚆矢として、その影響は、高等商業学校出身で母校の教授となった佐野善作の最初の著書『商業簿記教科書』(同文館、明治三十年)や同じく高商出身で後に神戸高商教授となった東夷五郎の『新案詳解・商業簿記』(大倉書店、明治三十八年)にも反映したのであった。‥‥

下野直太郎の『簿記精理』も、当初受渡説の流れに属していたが、ついにこれを脱皮し、いわゆる計算要素説⁽⁶⁾と呼ばれる新説を提唱するにいたった。」(pp.121-122)

Folsom の影響を受けて日本独自の勘定学説を展開した下野直太郎の『簿記精理』の意義と下野会計学の日本会計学への影響⁽⁷⁾について、黒澤(1990)では、それまでは単に外国簿記書の翻訳輸入にのみ終始していた明治簿記史に一つの転機をもたらした初めての日本人独自の発想による簿記原理の一端が表明された(黒澤 1990, 119)と評価しているし、太田は「博士独特の勘定理論が記述されており、それこそおそらくは日本唯一の勘定学説である。所謂要素説は吉田良三博士により祖述せられ、広く普及流布し、我が国の簿記理論の常識となった」(太田 1940; 太田 1953, 56-59)⁽⁸⁾と評価している。

このように、Folsom の “Logic of Accounts” は、直接には日本の簿記教育に、間接的には日本の勘定理論研究をはじめとする会計の理論研究に大きな影響を及ぼしたのである。19世紀末における日本の簿記教育のみならず、会計理論にも大きな影響を及ぼした Folsom の著書ではどのように複式簿記が解説されているのであろうか。

II Folsom の “Logic of Accounts”

1 本の構成

Folsom の “Logic of Accounts” (以下、Folsom(1873))は、全 16 章からなり、第 1 章から第 6 章まで(pp.1-78)が原理論であり、第 7 章から第 13 章まで(pp.79-313)が記帳例示とその解説、第 14 章から第 16 章まで(pp.314-415)が帳簿組織、各種の書式、および単式簿記から複式簿記への転換手続きとなっており、巻末(pp.417-443)には章別に通算 613 の質問が付されている。

第 1 章 値値(VALUE)

第 2 章 値値の交換(Exchange of Values)

第 3 章 借方と貸方(Debit and Credit)

第 4 章 交換の結果(Results of Exchange)

第 5 章 複合価値の結果(Results of Complex Value)

第 6 章 十三の結果(The Thirteen Results)

第 7 章～第 13 章 例および記録(Examples and Memoranda)

第 14 章 諸原則および様式(Principles and Forms)

第 15 章 一連の主要簿および補助簿(Sets with Principals)

第 16 章 単式から複式記入への変化(Changing Single to Double Entry)

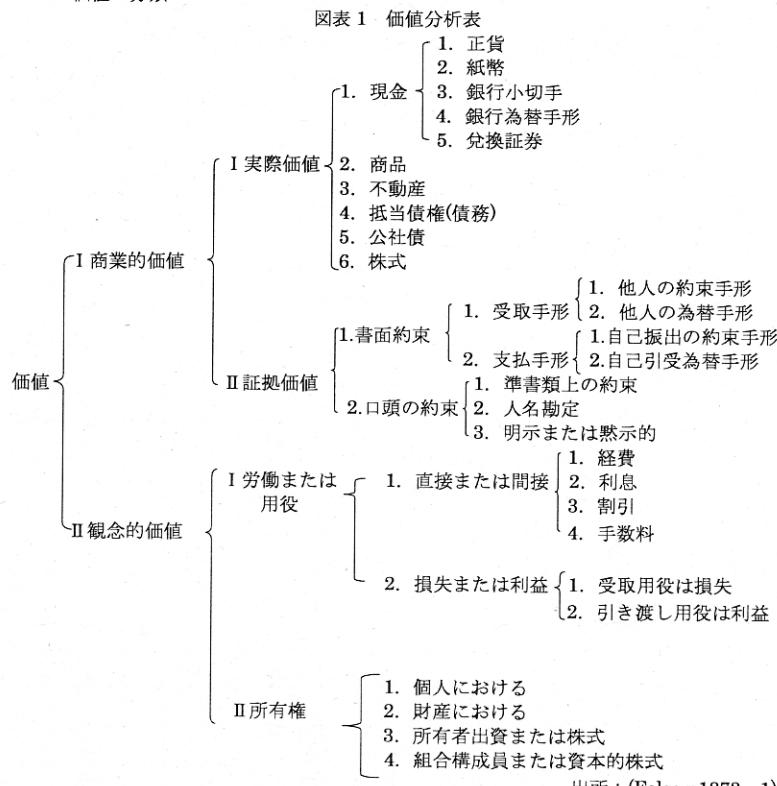
2 複式簿記および「価値(value)」の定義と価値の分類

Folsom は複式簿記を「価値の等価的受取りと引渡し(the coequal receipt and disbursement of values)を跡付け、それらの交換の二面的結果(the two-fold result of their exchanges)を表示することである。」(p.318)と定義し、彼の簿記論を価値論から出发している。すなわち、それまでの簿記教育が簿記手続きを盲目的に模倣し機械的に暗唱するといった、職人的な方法に依存していたのに対して、Folsom は価値(value)の概念を

導入して、技術の裏にある理論的根拠を提供することで、複式簿記を科学として組み立てるようとしたのである。

まず、第一章の冒頭において「価値という用語はさまざまに定義されている。」といふ John Stuart Mill および H. C. Carey の価値の定義を紹介している。しかしながら、複式簿記の対象となる価値は、「政策的経済の面における価値は、一般に交換価値、または交換可能価値を意味し、特により実際の物的なものと関連している。しかし複式による勘定記録においては認識された交換価値のみならず、使用または用役価値もあり、事実2つの主要価値が記帳の対象になる」(p.203)と述べて、下記3にある価値分析表(Topical Analysis of Value)を示している。

3 価値の分類



前述したように、Folsom は科学としての簿記は価値に基づくものとし、価値を大きく二つのクラスター商業的価値と観念的価値——に分類している。そして、前者の商業

的価値を実際価値と証拠価値、後者の観念的価値を労働または用役と所有権とに細分類し、これらをさらにより詳細な価値概念に分類している。

4 価値交換法則

価値の分類のつぎに、Folsom は「価値の交換があらゆる取引の原点(起点)である。」とし、商業における価値の交換を支配している法則として、1. 等価性(Co-equality)の法則と2. 価値対価値(Value for Value)の法則をあげている。すなわち、Folsom は交換の法則として「等価交換(an equality of worths in the exchange : co-equality in the exchange of values)」をあげている。そして、価値のあらゆる交換は下記の9つの等式(nine equations)に類型化ができるし、さらにこれらの交換のあらゆる結果は13に集約することができる、としているという。

図表2 価値の交換関係を表す9つの等式

1. 第一次(1st Order)

- | | | |
|-----------------------|-----|--------|
| (a) 商業的価値=商業的価値 | (商品 | 現金) |
| (b) 商業的価値=観念的価値 | (現金 | 地代) |
| (c) 商業的価値=観念的および商業的価値 | (現金 | 商品・利益) |

2. 第二次(2nd Order)

- | | | |
|-----------------------|-----|--------|
| (a) 観念的価値=商業的価値 | (地代 | 現金) |
| (b) 観念的価値=観念的価値 | (労働 | 労働) |
| (c) 観念的価値=観念的および商業的価値 | (労働 | 労働・現金) |

3. 第三次(3rd Order)

- | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| (a) 商業的および観念的価値=商業的価値 | (現金・損失 | 商品) |
| (b) 商業的および観念的価値=観念的価値 | (労働・現金 | 労働) |
| (c) 商業的および観念的価値=観念的および商業的価値 | (支払手形・割引料 | 受取手形・割引料) |

出所：(Folsom 1873, 18-19 ; Littleton 1933, 196 ; 片野 1952, 297-298)

このように、Folsom は複式簿記の対象である取引を価値の等価交換とすることから、取引を構成する種々の価値を借方(debit)と貸方(credit)という用語で二面的に割り当てる法則として、「あらゆる受取価値は借方に記入される(All Value received is Debited.)」、また「あらゆる引渡し価値は貸方に記入される(All Value given is Credited.)」(Folsom 1873, 30-31)としている。

その理由は、取引は等価交換であるため、受け取った価値は製品の資源(source)として引き渡した価値によるものであり、したがって、受け取った価値はこれを生産するため引き渡す価値を負うている(owes)のである。それ故にあらゆる受取価値は借方記入される(is

debited)。反対に、価値を引き渡すことは、受け取る(is owed)価値を生じさせるため、債権または権利(credit)として貸方記入される(is credited), というのである。

これは、従来の債権・債務を表す「借方」・「貸方」の意味に、等価交換をあてはめることであるが、中野(1992)では、「かつての擬人的受渡説とは異なった、価値受渡説ないし価値失説とでもいうべき思考」(p. 214)として、物の受渡に人的関係を絡めた従来の擬人的受渡説とは異なると説明している。しかしながら、中野(1992)では、引き続き「結果的には、・・・借方を『負う』、貸方を『負われる』にそれぞれ結びつけて説述するにとどまっており、結局のところ、借方と貸方という用語がかつて有していた人的関係(=貸借関係)における意味合いに拘泥するあまり、・・・人の意味合いを捨象しきれていない・・・」(p. 215)と論評し、Folsom の理論体系を Cronhelm⁽⁹⁾あるいは Foster⁽¹⁰⁾がそれぞれ提示していたと同様の「資本主義論ないし物的二勘定系統説の思考に基づいた二勘定分類の体系」として位置付けている。

Littleton(1933)では、Folsom の "Logic of Accounts" を「企業主体論」の嚆矢として高く評価している(pp. 195-199)が、上記の借方および貸方への記入に関する説明については、「Folsom は、古くから信望されている『借方は受け取ったもの、貸方は引き渡したもの』という間違いをしている。彼はまた、debit を owe に credit を is owed に結びつけようとして混乱をおちいっている。」(p. 196)と論評している。

しかしながら、前述の中野(1992)で指摘しているように、Folsom(1873)における価値受渡説は、擬人的受渡説とは異なって、「借方」および「貸方」を説明するために言葉こそ「owe」・「be owed」が使われているが、「owe」・「be owed」の対象が「人」ではない「価値」であり、したがって、「価値の流れ」を表しているというところは注目に値する。すなわち、Folsom(1873)における複式の記録は、経済主体の「債権」・「債務」の備忘録ではなく、経済主体の「価値の流れ」を表すものである、といえよう。この考え方方が徹底しているとすれば、複式の記録内容は誰のためのものではなく、当該経済主体の「価値の流れ」を表しているということになる。私見としては、これこそが Folsom(1873)の理論体系が「企業主体論」の思考にもとづいているという証拠であると思われる。

Littleton(1933)では、Folsom の "Logic of Accounting" が、ヨーロッパにおける企業主体論の熱烈な主張者であるオランダの Brenkman、ドイツの Berliner らよりも約 10 年早く、企業主体論を背景にした理論であると紹介している。次節では、Littleton(1933)における「資本主義論」と「企業主体論」、および Folsom の "Logic of Accounting" が企業主体論であると主張する理由について検討しよう。

III Littleton(1933)における企業主体論としての Folsom 理論

1 Littleton(1933)における「資本主義論」と「企業主体論」

Littleton(1933)では、第 11 章および第 12 章において、簿記から会計学形成の段階における会計理論として、「資本主義論(proprietorship theory)」と「企業主体論(Entity theory)」を展開しているが、そこでの企業主体論および資本主義論を要約するとつぎのとおりである。

「企業主体論」は「企業」と資本主との分離を強調し、資本主義論が簿記を資本主に属

する財産の構成とその全体を資本主の立場において計算する手段としてするのに対して、「企業主体論」では簿記は本来、企業が外部から委託された全財産について外部者に対する責任を明らかにする記録手段である(Littleton 1933, 191; 片野 1952, 291-292 参照)とする。このような思考の根本的相違から、両見解は簿記の職能についての考え方、資本および収益の概念についての考え方においても、当然見解の相違が生ずるはずであるとして、「資本主義論」と「企業主体論」の特徴についてつぎのように述べている。

「資本主義論にしたがえば、資本は資本主の出資であり、負債は単なる消極財産に過ぎない。しかるに、企業主体論においては、資本とは、その源泉の如何をとわず、企業に活動する財産の合計金額を意味する。この場合、負債は資本主による投資とならんで資本の源泉と考えられている。」(Littleton 1933, 192; 片野 1952, 292)

したがって、資本主義論と企業主体論の両見解による「利益観」については、「利益は、資本主義論では、積極財産と消極財産との差額たる純財産に生じた増加高であるが、企業主体論においては営業期間中(business process)における支出額(outlays advanced)を超える収益額(proceeds recovered)である。前者においては、利益はすべて資本主持分の増加部分に外ならないのであるが、後者においては、企業のあらかじめ支出した出費が回復されたときに生ずる余剰、すなわち、企業活動の成果が利益となるのである。前者の資本概念は資産 - 負債 = 資本主有高という貸借対照表等式を産みだすが、後者においては、資産 = 投資額という貸借対照表等式を産み出す。」(Littleton 1933, 192; 片野 1952, 292)と述べている。Littleton(1933)における以上のような記述は、利益は「資本主」持分(純財産)の増加分であり、その増加分は資本主に属するとみるのか、「企業」を主体にした収益と支出という資金の流れの結果としてみるとみるのかで、「資本主義論」と「企業主体論」を区分していることが分かる。

さらに、Littleton(1933)では上記の「資本主義論」と「企業主体論」の特色を説明したあと、企業主体論の起源が 19 世紀の 80 年代よりも早い 19 世紀の第 2 四半期および第 3 四半期にも存在していたと主張している。しかしながら、その例としてあげているのは、それが「企業主体論」のことなのか、さもなければ「企業実体の公準(Business entity)」のことなのかが判然としない。例えば、「企業主体論」が早い時期からあったことをいうために、「実際の資本主と会計主体とはまったく別人であった事実の証跡がある」(Littleton 1933, 193; 片野 1952, 294)とか、「資本主と店との分離は決して擬制ではない。両者は事実上別個に存在する。」といったところは、「企業主体論」よりは「企業実体の公準」に関する事実である。すなわち、企業の会計記録は、資本主のものは区分して、企業主体の価値の流れを記録対象にしなければならないという「企業実体の公準(Business entity)」に関する事実であると思われる。このように、Littleton(1933)における企業主体論の説明には、企業主体論(Entity theory)に関するものと企業実体の公準(Business entity)に関するものが混在している。

とはいっても、Littleton(1933)は「資本主義論」と「企業主体論」を区別したうえで、ヨーロッパにおける企業主体論の主張者よりも約 10 年早く、彼らと同じ基本概念を提唱したとして Folsom の "Logic of Accounting" を紹介している。はたして、Littleton はどういう理由から "Logic of Accounting" を「企業主体論」にもとづいていると主張しているのだろうか。

2 Littleton(1933)における企業主体論としての Folsom 理論

——Folsom(1873)の利益概念にもとづいて——

Littleton は、Folsom が利益(profit)を説明するときに一貫して「用役(service)」を強調しているし、これが重要な考え方であるという。この考え方から下記のように誘導して、Folsom の理論を「企業主体論」として位置付けている。

まず、Littleton は、「資本の増減はどのようにして起こりうるのか。」(Folsom 1873, 38)についての Folsom の説明を引用し、そこから利益概念を導き出している。すなわち、Folsom は、利益は完全に等価である商業的価値の交換によるのではなく、交換等式を完成し、財産の増減を測定する観念的価値を通じてである、といっている。なぜならば、引渡分(given)以上に商業価値を受け取るのは明らかに富(wealth)の増加を指すが、これは超過分に対して何らかの用役(services)が与えられているからである、とみるのである。したがって、著者(Folsom)のこのような利益概念を、Littleton は「用役に対する見返り(service rendered)」(Littleton 1933, 197; 片野 1952, 299), と名付けている。

また、Littleton は、Folsom(1873)の第4章「(価値の)交換の結果」において、さまざまに価値の交換結果について述べているが、そのなかで所有権(Ownership)の交換の結果について「資本主(proprietor)は用役を提供しうると提供され得るのみである(can only serve and be served)」(p.55)という文章を引用し、資本主において観念価値(services)は彼らの source(源泉・原因)および termination(終了・結果)であり、勘定(an account)はこれらの用役(services)を記録するために維持しているのである、したがって、著者(Folsom)がすでに利益と結びつけている「用役に対する見返り(service rendered)」は、また資本主(proprietor)とも結びつけられる」と主張している。このような理由から、Littleton(1933)では、Folsom は利益を proprietor-rendered-service(資本主が提供した用役)に対する義務として考えている(Littleton 1933, 197)ということで、資本主と利益とを結びつけている。

すなわち、これは、Folsom(1873)における利益概念はあくまで資本主(proprietor)が提供した用役に対する代価であり、企業は資本主のものであるため利益は資本主のものであるということではないということを、意味するのであろう。これに対して、日本における Folsom 研究では、Folsom(1873)では資本および損益勘定について、「資本勘定は観念的価値である」(太田 1953, 439; 457; 太田 1949)および「すべての用役も、どのような性質のものであれ、最終的には資本主、つまり、所有の勘定に帰する」(中野 1992, 211)と述べているところと紹介し、Folsom(1873)の簿記論を「資本主義論」として位置付けてい。

太田(1953)および中野(1992)は、Folsom(1873)の簿記論を「資本主義論」として位置付けたうえで、それぞれその問題点を指摘しているが、太田の諸論文では一貫して二勘定系統説による資本主義論を批判している反面、中野(1992)は基本的に「資本主義論」の理論的展開を披露しながら、その発展段階における Folsom の *“Logic of Accounting”* を分析し問題点を指摘している。

IV Folsom 理論の評価

1 中野(1992)における Folsom(1873)評価

中野(1992)では、Folsom(1873)の簿記論について、「資本主義論の簿記論の発展的延長線上に位置し、かつ、取引に関する価値論的考察」という積極的評価と、借方と貸方を「Value received owes Value given.」と「Value given is owed by Value received.」で説明したことについて、「取引における価値の受渡しの関係を結局のところ、擬人的受渡説の場合と同様に、『負う』・『負われる』という関係に置き換えており、借方・貸方という用語が当初有していた人的貸借関係における意味合いを完全には払拭しきれていない」(p. 224)という消極的評価があることを紹介し、擬人的受渡説と同様な陥罪に落ちることなく、物的二勘定系統説の思考の資本主義論をほぼ確立した人物として Sprague⁽¹¹⁾をあげている。

2 太田(1953)における Folsom(1873)の評価

太田の一連の論文には、当時通説となっていた Hugli, Schar をはじめ、Hatfield に貫くいわゆる「二勘定系統説」に対する批判が根底にある。このような太田の諸論文において、Folsom(1873)の簿記論は「二勘定系統説」の資本主義論として位置づけられて、所々で紹介・解説されている。太田は Folsom(1873)の簿記論を高く評価しているながら、当然のこととして Folsom(1873)の簿記論に対しても「二勘定系統説」に対する批判と同様の批判が行われている。

太田が批判の対象としている「二勘定系統説」は、資産と負債を財産として一括し、資産と負債の差額を企業主の持ち分として資本勘定とする二勘定系統である。この場合、資本勘定の増減は、出資または払戻しのみならず営業遂行による損益によってもおこなわれる。この営業遂行による資本勘定の増減は、発生の都度増減する不便を避けるために損益勘定を設けている。すなわち、財産と純財産との二面的記録計算をおこなうのが複式簿記であり、損益勘定を資本勘定の一分岐とする(太田 1953, 455-456; 太田 1949, 参照)ところで、「資本主義論」とつながるのである。

このような「二勘定系統説」について、太田(1953)では個人企業ならともかく株式会社制度においての株主は会社に対して事实上第三者であり、企業を私有物観念から解放した時に、資本勘定の観念も変化しなければならない(pp. 458-460)と主張している。そして、損益勘定が資本勘定に属するとする見解に反対する論者として、ニックリッシュと Paton をあげている。太田(1953)におけるニックリッシュと Paton の勘定説はつぎのとおりである。

ニックリッシュの「二勘定説」は、上記の Hugli, Schar などの二勘定系統説とは異なって、借方は企業の運用する総資本の具体的形態、貸方は資本の源泉を示すという、借方と貸方との二勘定である。そして、純益は会社の資産増加の源泉として貸方科目であるという。換言すれば、利益は資本主のものではなく、企業の資金の源泉面に位置付けられるということである。

Paton は貸借対照表の借方資産に対し、貸方科目を請求権(equities)とし、これを借入資本と自己資本とに分類し、両者(借入資本と自己資本)を区別すべき明確な境界線は与えら

れないと論じている。損益勘定については、貸借対照表貸方の純益勘定の内訳科目とし、その分解されたものであると説明している。このような考え方からすれば、貸借対照表の貸方は借入金、資本勘定の外に純益(または欠損)なる三者に分類することになる。

以上のように、ニックリッシュおよびPatonの複式簿記論は、どちらも企業主体論にもとづいて測定対象の資金(価値)の流れを二面的にとらえていることが分かる。

V Folsom 理論の意義

以上でみたように、Folsom(1873)について、Littleton(1933)はFolsomの利益概念から「企業主体論」の嚆矢として、太田および中野はFolsomが取引される価値を商業的価値と観念的価値とに分け、資本を観念的価値として分類し、損益勘定を資本に属するものとしたと解釈し、「二勘定系統説」の「資本主理論」として解釈している。

しかしながら、Folsom(1873)の第7章から第13章における各種の例題を通じてFolsom(1873)の簿記論を吟味すると、価値の交換を表す勘定には経済財の流れを表す物的勘定として商業的価値勘定および観念的価値勘定と、本稿の〔図表1〕からも分かるように、口頭の約束による債権・債務を表す人名勘定も用いている(Folsom 1873, 116-122の例題参照)。また所有権(Ownership)については人名勘定もしくは所有権が複数の場合は「資本(Stock)」勘定を用いている。そして決算では、商業的価値勘定の差額は「残高(Balance)」勘定に振替え、観念的価値勘定の差額は「損益」勘定に振替えるが、その「残高」勘定および「損益」勘定には人名勘定は属していない。最後に損益勘定の差額を「資本」勘定に振替えるが、「資本」勘定には「損益」勘定の差額のみならず、「残高」勘定の差額も振り替えられる。

このようなFolsom(1873)の例題からも分かるように、Folsom理論の勘定は完全な物的勘定には至らず、人名勘定から物的勘定への発展過程にある過渡期的勘定論であるといわざるを得ない。ただし、Folsomの複式簿記論は、それまで債権・債務関係の複式簿記論から取引を価値の交換と規定し、かかる価値交換の結果を二面的に表示することに複式簿記の目的があるとして、「価値」概念を導入したところに意義がある。

本稿の冒頭でも紹介したように、Folsom(1873)は当時のアメリカで「最も大きな影響力をもった」簿記書であり、日本の簿記教育および会計理論にも大きな影響を及ぼしている。したがって、Folsom(1873)の「価値」概念は、その後に続くSprague⁽¹²⁾やPaton⁽¹³⁾の測定論に影響しているかもしれないし、今日における会計の認識・測定問題と関連しているかもしれない。今日のように会計測定論が迷走しているなか、問題を単純化して原点に戻って会計測定とは何かを見直す必要があるかもしれない。それが歴史研究の役割であり必要性であると思われる。

注

- (1) 『勘定の論理(The Logic of Accounts)』(1873)の著者。相当の学識を有していたと推察されるが、Folsomの経歴についての詳細は知ることができない。"The Logic of Accounts"の執筆時は52歳前後に達しており、New YorkのThe Albany Bryant & Stratton Collegeの経営者をつとめていた、という(久野(光)1985, 261参照)。
- (2) Bryant=Stratton=Packardによる簿記三部作は、下記の3冊である(中野 1992,

194-195)。

- ① *Bryant and Stratton's Common School Book-keeping : Embracing Single and Double Entry. Containing Sixteen Complete Sets of Books. With Ample Exercises and Illustrations. For Primary and Academies*, New York, 1861
- ② *Bryant and Stratton's National Book-keeping : An Analytical and Progressive Treatise on the Science of Accounts, and Its Collateral Branches, Prepared as a Book of Reference for the Counting-House, and also as a Text-Book in High Schools and Academies*, New York, 1860
- ③ *Bryant and Stratton's Counting House Book-keeping : Containing a Complete Exposition of Science of Accounts, and Its Application to the Various Departments of Business ; Including, Complete Sets of Books in Wholesale and Retail Merchandising, Farming, Settlement of Estates, Forwarding, Commission, Banking, Exchange, Stock Brokerage, etc. . . . ,* New York, 1863.
- (3) 『簿記学階梯』上下2巻は、福沢諭吉門下の森下岩楠・森島修太郎の共著である。『帳合之法』の原書および上記注2)であげているBryant and Strattonの"Counting House Book-keeping"等を参照して著述された(黒澤 1990, 110参照)。
- (4) 商法講習所は森有礼が私費を投じて創立し、New YorkのBryant & Stratton商業学校の教師Whitneyを招聘して簿記および商業教育を行った私学であるが、明治17年(1884年)公立の東京商業学校となり、翌年文部省直轄の高等商業学校に昇格した(黒澤 1990, 117-118参照)。
- (5) 黒澤(1990)では、受渡説について、つぎのように説明している。「受渡説は、複式簿記の原理として等価交換の原則(co-equality)に立脚し、交換の対象を、物、権利および労働の三つに分類することがその特徴である。そこで第一に、まず物を受けて物を渡す場合、または権利を渡す場合もしくは労働を渡す場合、第二に、権利を受けて、物を渡す場合、または権利を渡す場合、もしくは労働を渡す場合、第三に、労働を受けて、物を渡す場合、または権利を渡す場合、もしくは労働を渡す場合の九種の受渡(交換)の組合せに基づいて複式簿記のしくみを説明しようという試みであった。」(p. 122)
- (6) 黒澤(1990)では、計算要素説についてつぎのように説明している。「下野の計算要素説によれば、複式簿記の原理的基礎をなすものは、計算要素であって、それは交換、貸借および損益の三つの要素から成り立っている。交換は、有価物の交換取引を意味し、それは「有価物件を受く」と「有価物件を渡す」という二対の要素に区別される。貸借は、金銭貸借取引を意味し、それは「貸金を生ず」と「貸金を減ず」ならびに「借金を返す」と「借金を生ず」という二組の二対の要素に区分される。損益は、損益取引を意味し、それは「損費を招く」と「利益を生ず」という二対の要素に区分される。これらの計算要素の組合せは、次の六種類の結合関係を形づくる。」(p. 122)
- (7) 下野会計学のその後の展開について、黒澤(1990)では下記のように述べている。
「吉田良三はその後、『近代簿記精義』(大正三年)を著わし、ハットフィールド流の二勘定学説と下野直太郎『簿記精理』(明治二十八年)によって独創的に提唱された計算要素説とを巧みに融合して、いわゆる取引要素説を完成した。彼は二勘定説と取引要素説を巧みに折衷した独特の簿記原理を編み出し、その中に構造化した日本的な会計学

- を創始し、明治末期から、大正時代にかけてわが国の会計学界をリードするにいたったのである。」(p. 145)
- (8) 参考文献としてあげている太田(1953)は、大正 9 年から同書の編集作業(1953 年頃)まで雑誌に発表した太田論文から選択分類して本にしたものである。本稿では太田(1953)を参考にしているが、その論文の元の掲載雑誌および年度を併記することとする。
- (9) Cronhelm の簿記論について詳しいことは、中野(1992)の第 5 章「資本主義的簿記論の登場——クロンヘルム簿記論の解明——」を参照せよ。
- (10) Foster 簿記論の詳しいことは、中野(1992)の第 6 章「資本主義的簿記論の移植——19 世紀前半アメリカ簿記書の検討——」の□節「クロンヘルム簿記論のアメリカへの移植——フォスター簿記書(1836)を中心として——」を参照せよ。
- (11) Sprague の資本主義的簿記論について詳しいことは、中野(1992)の第 8 章「資本主義的簿記論の確立——スプレイグ簿記論の基本構造——」を参照せよ。
- (12) Sprague の会計測定論について詳しいことは、木戸田(1995)第 6 章「会計測定の対象と構造——C. Sprague 理論を手掛かりとして——」を参照せよ。
- (13) Paton の会計測定論について詳しいことは、木戸田(1995)第 5 章「会計測定構造における損益計算の位置付け——1920 年代前後の Paton 理論の変遷を跡づけるなかから——」を参照せよ。

参考文献

- 太田哲三(1953)『会計学研究』第一集、白桃書房。
- (太田(1928)：太田 哲三稿「勘定理論上損益勘定の地位」，『計理学研究』第 29 卷，1928 年。昭和 3 年
- 太田(1933)：太田 哲三稿「複式簿記の再吟味」，『会計』第 33 卷第 2 号，1933 年
- 太田(1940)：太田 哲三稿「下野会計学の全貌」，『会計』第 46 卷第 1 号，1940 年
- 太田(1949)：太田 哲三稿「資本勘定の省察」，『企業会計』第 1 卷第 1 号，1949 年
- 木戸田力(1995)『会計測定論の再構築——意味論的考察を中心として——』，同文館。
- 工藤栄一郎(1988)「19 世紀アメリカ簿記理論の研究——Folsom の記帳法則について——」
西南学院大学大学院『経営学研究論集』第 11 号(1988 年 8 月)，pp. 37-56。
- 工藤栄一郎(1989)「19 世紀アメリカ簿記理論の研究——Folsom の決算手続について——」
西南学院大学大学院『経営学研究論集』第 12 号(1989 年 1 月)，pp. 1-24。
- 久野光郎(1985)『アメリカ簿記史——アメリカ会計史序説——』，同文館。
- 黒澤清(1990)『日本会計制度発展史』，財経詳報社。
- 図師 民嘉抄訳(1881)『簿記法原理』，甘泉堂。
- 中野常男(1992)『会計理論生成史』，中央経済社。
- 森島修太郎(1878)訳『簿記學例題 完』，1981 年雄松堂復刻版。

Folsom, E. G. (1873) "The Logic of Accounts : A New Exposition of the Theory and Practice of Double-Entry Bookkeeping, . . ." New York.

Littleton, A. C. (1933) Accounting Evolution to 1900, New York.(片野一郎訳(1952)『リトルトン会計発達史』(増補版)，同文館，1989 年増補 4 版発行版。)

(洪 慎乙)

III わが国での複式簿記書の展開と企業会計の諸問題

3.1 明治『商法』導入期の財産目録と貸借対照表の作成方法

——誘導法的損益計算構造の貫徹による近代的貸借対照表の確立——

I はじめに

本章では、明治23年『商法』(明治23年3月27日法律第32号、明治24年1月1日施行)制定を機に、「財産目録」と「貸借対照表」の作成が、誘導法的計算構造の中に組み込まれて教育されるに至った経緯を、主に明治時代の簿記教科書を手がかりとして明らかにしたい。

既に、明治『商法』と会計の諸問題を論じた優れた研究書として、高寺(1974)、片野(1977)、久野(1978)がある。これらの業績は、識者間の評価論争や実務について主として論じられている。しかしながら、これらの研究書をはじめてとして、明治32年『商法』(明治32年3月9日法律第48号、同年6月16日施行)制定以降、明治『商法』と中等商業学校の教科書に言及したものは見当たらない。

本節では、これらの先人たちの業績を高く評価しつつも、主として中等商業学校の教科書に光をあてながら、明治『商法』の財産目録と貸借対照表が誘導法的計算構造の中に包含されたことを明らかにしたい。

II 明治23年『商法』の財産目録と貸借対照表から資産負債対照表への発展

1 明治23年『商法』商業帳簿規定における日記帳、財産目録と貸借対照表

——2つの企業觀に起因する会計記録規定の相克——

本節では、商業帳簿規定における日記帳に関する規定と財産目録と貸借対照表(以下、計算書類とする)に関する規定が、2つの企業觀に起因する会計記録規定であることを明らかにする。そして、会計記録規定は、干渉主義や放任主義ではなく折衷主義⁽¹⁾が採られているためにさまざまな法解釈がなされていることを明らかにする。

(1) 繼続企業を前提とする日記帳に関する規定

第31条では、商人に対して、商人がおこなう経済活動について継続的な帳簿記録が義務づけられている。この条文の内容と特徴は、以下のとおりである。

第31条 各商人ハ其營業部類ノ慣例ニ従ヒ完全ナル商業帳簿ヲ備フル責アリ 殊ニ帳簿ニ日日其取扱ヒタル取引、他人トノ間ニ成立チタル自己ノ権利義務、受取り又ハ引渡シタル商品、支払ヒ又ハ受取リタル金額ヲ整齊且明瞭ニ記入シ又月其家事費用及ヒ商業費用ノ総額ヲ記入ス 小売ノ取引ハ現金売と掛買トヲ間ハス逐一之ヲ記入スルコトヲ要セス日日ノ売上総額ノミヲ記入ス

① 帳簿による継続記録の義務

第31条では、商人がおこなう取引、他人との権利・義務の増減、商品の増減、商品代金の受払、家事費用、商業費用を帳簿に記録することが義務づけられている。これら一連

の経済活動を記録する帳簿は、日記帳と呼ばれた。この記録方法については、司法省(1884)では、洋式簿記の必要はなく、それぞれの商人が使用した和式帳簿でも可能とされた(司法省1884、119)。

② 多帳簿による財産増減の把握

長谷川・岸本(1995)では、第31条に示されている一連の経済活動に対応する形で、当座帳(商人がおこなう取引(主に商品売買取引の明細)を記録する帳簿)、大福帳(掛壳を記録する帳簿)、仕入帳(仕入れの明細を記録する帳簿)、蔵入帳(商品の出入を記録する帳簿)、金銭出入帳(金銭の出納を記録する帳簿)を日記帳とされている(長谷川・岸本 1995、146-148)。いわゆる多帳簿制による財産増減の把握がなされた。したがって、第31条は、これら日記帳によって、取引の歴史的記録を商人に命じた規定であることから、継続企業を前提とする日記帳に関する規定であると考えられる。

(2) 解散企業を前提とする計算書類に関する規定

第32条では、商人や会社に対して、動産および不動産の総目録(物權的財産目録)と貸方借方の対照表(貸借対照表)の作成が義務づけられている。そして、これらの評価は、作成時の相場または市場価値とされている。この条文の内容と特徴は、以下のとおりである。

第32條 各商人ハ開業ノ時及爾後毎年初ノ三ヶ月内ニ又合資會社及株式會社ハ開業ノ時及毎事業年度ノ終ニ於テ動産不動産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シ署名スル責アリ 財産目録及ヒ貸借対照表ヲルニハ總テノ商品債權及ヒ其他總テノ財產ニ當時ノ相場又ハ市場価直ヲ附ス辨價ヲ得ルコトノ確ナラサル債權ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス

① 開業および決算時計算書類の作成義務と実地棚卸による時価評価

第32条では、商人、合資會社、株式會社に対して、開業時と期末に財産目録と貸借対照表の作成が義務づけられている。そして、財産目録は、動産および不動産の総目録であることから物權的財産目録である。また、貸借対照表は債權債務の対照表である。

これら計算書類に掲載される財産は、作成時の相場または市場価値が附され、債權は、回収可能額を記載するとされている。

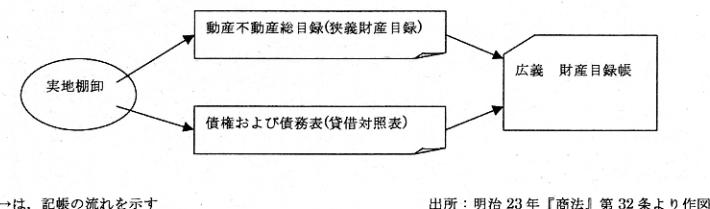
② 2つの意味での財産目録

第32条では、計算書類は別に設けた帳簿(筆者注…財産目録帳)に記入して署名すべきとされている。つまり、財産目録は、【図表1】のように物權的財産目録という意味とこの物權的財産目録に貸借対照表を加えた意味での2つの意味で使われている。

これらの計算書類の作成は、わが国の簿記教育に新たに加わった内容である。既にわが国の簿記教育では、和式帳合や洋式簿記の内容が施されており、これらは、誘導法的計算構造を有していた。しかしながら、これらの計算書類の作成は、【図表1】のように実地棚卸によるものと考えられる。したがって、第32条は、財産について、一定時点の時価による評価を命じた規定であることから、解散企業を前提とする計算書類に関する規定であ

ると考えられる。

【図表 1】明治 23 年『商法』計算書類の計算構造



(3) 明治 23 年『商法』における日記帳と計算書類の関係

明治 23 年『商法』における商業帳簿規定は、折衷主義であるために、日記帳および計算書類の作成については詳細な規定はない。そのために、以下のように、日記帳と計算書類の関係、財産目録と貸借対照表の関係について統一した見解は見当たらない。また、簿記教科書では、財産目録の形式も一定ではない。

① 洋式簿記の観点から日記帳と計算書類の関係を認める見解

司法省(1884)では、計算書類は日記帳を捕填する関係であるとする見解が示された(司法省 1884, 127)。また、岸本(1893)では、計算書類は、日々の日記帳から合計精算し表したものであるとする見解が示された(岸本 1893, 31)。前者は、洋式簿記における単式簿記の観点であり、後者は、洋式簿記における複式簿記の観点からの見解であると考えられる。

② 貸借対照表を財産目録の摘要表とする見解

財産目録と貸借対照表の関係については、【図表 1】のように前者が物権、後者が債権を表す計算書類であり、それぞれ独立した関係である。

【図表 1】のように、来住(1893)では、貸借対照表は「貸方借方の権利義務の属をへき種類を對照したるもの…」(来住 1893, 10)と解説され、動産、不動産の総目録とともに財産目録の一部とされている。しかしながら、梅・本野(2001)では、貸借対照表は、財産目録の摘要表であると説明されている(梅・本野 2001, 246)。また、山田・前川(1893)では、財産目録には、動産、不動産、債権(総ての商品、債権、その他一切の身代)が記入され、その摘要表として「貸借方ノ對照表」(引較べ易き對照の一覧表)が作られるとされている(山田・前川 1893, 27)。これらの説明では、貸借対照表(筆者注…債権債務表)の中に物権が含められている。このように、財産目録と貸借対照表の関係について、法律学者の間においても見解が分かれた。

2. 簿記教科書にみる誘導法による新財務表の工夫

——貸借対照表の債権・債務表から資産負債表への発展——

本節では、磯村・斎藤(1891)⁽²⁾において、新しい財務表が提案されたことを明らかに

する。この財務表とは、資産負債対照表である。また、決算時の資産負債表は、【図表 2】のように、財産目録⁽³⁾とともに誘導法的計算構造の中に位置づけられたことを明らかにする。つまり、本書は、計算書類の作成が誘導法的計算構造の中で叙述された先駆けであるといえる。

(1) 誘導法による貸借対照表作成へのあゆみ

磯村・斎藤(1891)では、開業時に資産負債対照表なる新しい財務表の作成が提案されている。この資産負債対照表は、物権および債権(筆者注…資産)と債務(筆者注…負債)を併せた財務表である。また、決算時の資産負債表は、貸借対照表とみなされ、財産目録とともに【図表 2】のように誘導法的計算構造の中に位置づけられた。

① 磯村・斎藤(1891)の帳簿体系

磯村・斎藤(1891)では、帳簿体系は、日記帳(筆者注…すべての取引が記載されている)、仕入帳、売上帳、金銀出入帳、手形帳、大福帳⁽⁴⁾の 6 種類の帳簿で構成されている。この帳簿体系は、洋式簿記が採用した 3 帳簿制(筆者注…日記帳、仕訳帳、元帳)ではなく、多帳簿制であり和式帳合の特徴を有するものといえる。

② 開始資産負債対照表の内容と特徴

磯村・斎藤(1891)では、第 32 条で義務づけられた開始財産目録と開始貸借対照表⁽⁵⁾の作成は、「帳面法の理屈に合わない」ことを理由に、両者を併せた「資産負債対照表」の作成が提案されている(磯村・斎藤 1891, 17)。この資産負債対照表の形式は、資産の部と負債の部から構成されている。そして、資産の部には、動産不動産総目録の内容と貸借対照表の債権のみが表示されている。一方、負債の部には、貸借対照表の債務が表示されている(筆者注…為替手形は、動産不動産目録と貸借対照表に表示されている)。そして、末尾には、資産と負債の合計の差額が、朱書きで差引資産(筆者注…期首資本)と表示されている。

③ 決算資産負債表の内容と特徴

磯村・斎藤(1891)では、諸表(以下、決算財務表とする)は、損益表、動産不動産目録(筆者注…現金含まず)、資産負債表の 3 種類とされている(磯村・斎藤 1891, 141–147, 150–155)。この決算時の資産負債表には、資産の部と負債の部が表示され、末尾には資産と負債の差額が現在資本高(筆者注…期末資本)として表示される。これら資産および負債は、大福帳の残高口座に表示された金額が移記されて作成されている。なお、大福帳の残高口座の現在資本は、大福帳の店主口座において、期首資本に引出金、純損益が加減され計算されている。

(2) 資産負債表の現在資本の表示と計算方法

前述のように、決算時の資産負債表の現在資本は、資産と負債の差額が表示された。しかし、この資産負債表には、純損益の表示はされていない。

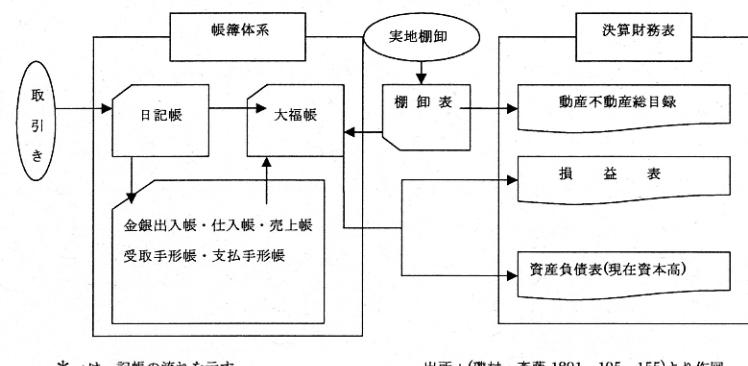
① 利益と損失の差額としての純損益

純損益は、大福帳に設けられた損益口座において、利益と損失の差額として認識測定されている。したがって、資産負債表の現在資本に含まれる純損益は、利益と損失の差額であることに注意しなければならない。

② 現在資本の表示と誘導法的計算構造との非連携

資産負債表の現在資本は、末尾に資産と負債の差額として表示されている。ただし、純損益は非表示である。前述のように、資産および負債は、大福帳の残高口座から移記されているが、現在資本は、資産負債表で計算され表示されている。資産負債表は、誘導法的計算構造の中に位置づけられるものの現在資本の表示については大福帳と非連携な部分といわなければならない。

【図表2】「資産負債表」の誘導法的損益計算構造



III 明治32年『商法』商業帳簿規定と誘導法による貸借対照表

1 財産概念の拡張と財産目録法による貸借対照表

——財産目録と貸借対照表との機能分化——

明治32年『商法』商業帳簿規定では、財産概念が拡張された。本節では、債権、債務を含む完全な財産目録とその摘要表である貸借対照表との機能について明らかにする。

(1) 債権、債務を含む財産概念の拡張

第26条では、財産目録は、物権に加え債権債務の総目録とされた。そして、財産目録には、その作成時の価格を附すこととされた。この条文の内容と特徴は、以下のとおりである。

第26條 動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債権、其他ノ財産ニ其目録調整ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス

この第26条では、財産概念が明治23年『商法』(第32条)より拡張された。財産概念の拡張によって、貸借対照表は、財産目録の摘要表と位置づけられた。したがって、貸借対照表は、財産目録を基に作成されることから、その作成方法は、「財産目録法」と呼ばれた(久野 1978, 216)。また、財産の価格は、目録作成時の交換価値(筆者注…時価)とされた(栗本 1899, 65)。

(2) 財産目録と貸借対照表の機能分化

寺尾(1922)では、財産目録と貸借対照表の相違点として、財産目録には、財産の細密(筆者注…品名、数量、単価等)が記載され、この財産の細密は、貸借対照表においては財産が同種ごとにまとめられ表示される。一方、貸借対照表には、財産目録に表示されない資本金や準備金などの控除項目が負債の部に表示されている(寺尾 1922, 93-94)。したがって、これら控除項目(筆者注…純財産)は、積極財産と消極財産の差額概念である。また、純損益は、積極財産の総額と消極財産に控除項目(筆者注…期首財産)を加えた総額の差額として認識測定される(寺尾 1922, 94)。このことから、財産目録は、財産の数量を含む財産価値計算機能を有しており、一方、貸借対照表は、財産価値計算を基礎とした損益計算機能を有していると考えられる。

2 誘導法的計算構造における財産目録と貸借対照表

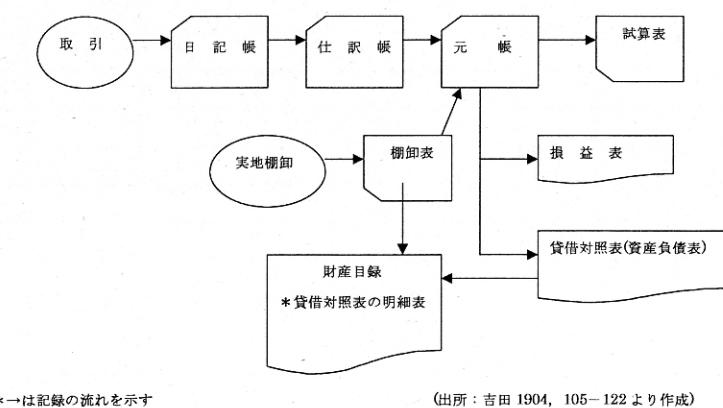
——簿記教科書にみる貸借対照表の計算構造と資本・損益表示——

本節では、明治32年以降出版された簿記教科書を手掛かりに、財産目録・貸借対照表が、誘導法的計算構造の中に位置づける叙述がなされたことを明らかにする。

(1) 棚卸表の財産目録代行機能

明治32年『商法』第26条では、貸借対照表は財産目録の摘要表である。つまり、この貸借対照表は、財産目録法によって作成される。しかし、簿記教科書では、【図表3】のように、貸借対照表は財産目録法ではなく誘導法で作成される(吉田 1904, 105-123)。そして、財産目録は、貸借対照表の明細表とされた。しかも、財産目録(筆者注…資産、負債、現在資本(資本金および純損益を内訳表示))の形式は、貸借対照表と同じである(田尻・西郷 1906, 88-90)。このような計算構造が成立した背景には、【図表3】のように棚卸表が財産目録の一部機能を果たした⁽⁵⁾。つまり、決算前の実地棚卸によって得られたデータ(数量・単価等)が、貸借対照表の数値を裏づけるものであるために、財産目録は、貸借対照表の明細表とされた、と考えられる。

【図表 3】「財産目録」と「貸借対照表」の誘導法的計算構造



*一は記録の流れを示す

(出所：吉田 1904, 105-122 より作成)

(2) 誘導法的計算構造による貸借対照表と資本表示

誘導法による貸借対照表は、棚卸によって時価に評価替⁽⁶⁾された金額が表示される。そして、貸借対照表の資本の表示は、従来の「資産負債表」の形式が踏襲され、負債の部の下に資本金と純損益が内訳表示される(吉田 1904, 105-123; 田尻・西郷 1906, 88)。

また、この純損益は、損益(集合)勘定において利益と損失の差額として計算された金額である。ここに近代的な貸借対照表の構造が確立したと考えられる。つまり、資本概念が財産目録法による貸借対照表の構造では差額概念であったことに対して、誘導法的計算構造における資本概念は、残高勘定(繰越試算表)から移記されたものであり差額概念ではないということに注意しなければならない。

(3) 簿記教科書にみる財産目録の諸形式

明治 32 年以降の簿記教科書では、貸借対照表の作成は誘導法により説明された。そして、貸借対照表には、資産、負債、資本(資本金、純損益)が表示された。一方、財産目録には、3 つの形式が表示(記述)された。つまり、「資産」のみが表示(記述)された教科書、「資産と負債」が表示(記述)された教科書、さらに負債の部に資本金(純利益含む)を加えた「資産と負債(資本含む)」が表示(記述)された教科書が見受けられた⁽⁷⁾。

中等商業学校における簿記教科書は、国定教科書ではなかった⁽⁸⁾。簿記教科書の内容は、著者に一任されていた。しかし、明治 43 年 5 月に文部省は、「甲種商業学校簿記商業算術教授要目取調報告」を公示した(官報第 8059 号)。公示後、この「簿記教授要目」に準拠した教科書が出版された⁽⁹⁾。この準拠した教科書は、「資産と負債(資本含む)」が表示(記述)された教科書であった。その代表的な教科書である吉田(1914)では、資本を負債に含めて表示する理由として、「財産(筆者注…『商法』の財産概念)には、独り積極的財産たる資産のみならず又消極的財産たる負債もあり、…(中略)…財産目録には資産負債双方の

細目を掲ぐるを正当とす、但し内部負債⁽¹⁰⁾たる資本勘定は掲ぐるも妨げなし。」(吉田 1914, 140)。と記述されている。

しかしながら、その後に出版された吉田著の簿記教科書⁽¹¹⁾では、財産目録について「資産と負債(資本含む)」が表示される教科書から「資産と負債」が表示される教科書の割合が増した。また、吉田が関与した昭和 9 年の『財務諸表準則』では、「三、財産目録は決算時における資産及負債の明細書にして、貸借対照中資本勘定を除きたる残餘の科目を含むものとす。」と規定されている。但し、資産と負債の差額は、「純財産」として表示される(日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会 1976, 7-8)。しかしながら、この『財務諸表準則』の公表後の簿記教科書では、「純財産」は表示せず、「資産と負債」を表示する財産目録の記述が多くなった⁽¹²⁾。前述したように、資産と負債の差額である「純財産」は、誘導法によって作成された貸借対照表に表示される「資本」とは別概念であることを指摘しておきたい。

IV まとめ

簿記教科書では、既に、明治 23 年『商法』制定以前に誘導法によって資産負債表が作成されることが説明されていた。明治 23 年『商法』制定以後、この資産負債表が貸借対照表と称された⁽¹³⁾。しかしながら、明治『商法』では、貸借対照表は財産目録を基礎に作成される。つまり、簿記教科書において説明された貸借対照表の作成方法は、明治『商法』の作成方法と異なった作成方法であることを明らかにした。

また、明治 32 年『商法』制定以後の簿記教科書では、【図表 3】のように財産目録は、貸借対照表の明細表として位置づけられて誘導法的計算構造の中に包含されて説明されたことを明らかにした。また、簿記教科書では、財産目録の形式が貸借対照表の「資産」の明細表から「資産と負債(資本含む)」の明細表へ、さらには、「資産と負債」の明細表へ記述が変化していることを確認した。

しかしながら、『財務諸表準則』では、財産目録において「純財産」が示されていることから、簿記教科書で記述される誘導法的計算構造の中に包含された財産目録とは異なると考えられる。このことは、財産目録と貸借対照表の関係が、簿記教科書と『商法』、簿記教科書と『財務諸表準則』、『商法』と『財務諸表準則』では必ずしも同一でないこともかもしれない。このことを解明するために、棚卸表の諸形態や実地棚卸によって生じる未実現損益の簿記処理について今後の課題としたい。

注

- (1) 商業帳簿の作成について詳細な規定を設ける干渉主義と規定を設けない放任主義がある。そして、これらの中間的なものを折衷主義といわれている(田中 1981, 294-295)。わが国では折衷主義が採用された。その理由として、「徳川時代から商人が慣習として当座帳、大福帳、仕入帳、判取帳、注文帳などの帳簿を使用していたが、これについては、別に法律規定がなく、自由に任されていました旧慣と実際とを考慮したこと、また、わが商人の多くは中小企業であって、資本も少なく取引も簡易であるから、厳格な規定はかえって商業の実際に合わないと考えられたことがあげられる。」(田中 1981, 295)。

- (2) 著者の両名は、神戸商業学校を経て滋賀県立大津商業学校へ転身した人物である。また、磯村は、本書に先立ち磯村(1890a), (1890b)を著しており商法と簿記に造詣の深い人物であった。
- (3) 財産目録の形式は、『商法』の規定に準拠した資産のみを表示(記述)された教科書が大半である。この資産のみを表示する傾向は、明治 30 年代まで続く。しかし、その中でも、長野講習会(1891)では、財産目録は資産・負債・純資産が表示されている。そして、貸借対照表は、この財産目録を基礎に作成されている(長野講習会 1891, 105 – 107)。また、山本・田村(1894)では、財産目録には資産のみが表示されているが、棚卸手続き(筆者注…棚卸表)として説明され、財産目録が誘導法的計算構造の中に位置づけられている(山本・田村 1894, 249)。このように、簿記教科書においても見解の違いが見られた。
- (4) 期中においては、前掲帳簿以外の口座が設定され、棚卸後の決算では損益口座において損益計算と前掲帳簿を含む残高計算が行なわれる。そして、残高計算の結果は、末尾の残高口座に集計されている(磯村・斎藤 1891, 125–138)。
- (5) 棚卸表は、商品売買損益を計算するために作成された。その後、棚卸項目には有価証券、固定資産が加わった。さらに、下野・廣岡・山岡(1905)では、未収収益、消耗品残高、前払費用、未払費用が棚卸項目に含められている(下野・廣岡・山岡 1905, 80)。
- 棚卸表と財産目録の作成方法の異同について吉田(1928)では、「棚卸表は性質上財産目録に同じきが故此表に一切の資産負債が洩れなく揚げられ居れば之に対し財産目録と命名し得るも、普通簿記にて作成する棚卸表には、其数量の実地調査を要する財産又価額の再評価をする財産のみが記載せられ、斯る必要なき資産負債は普通此表に記載されざるが故、棚卸表を以て直に財産目録と見做す能はず。然れども前者(筆者注…棚卸表)が後者(筆者注…財産目録)の調製につき其資料の大部分を供するや明かなり。」と記述されている(吉田 1928, 186)。
- また、財産目録の作成について、吉田(1923)では、「財産目録は前二表(筆者注…損益計算書と貸借対照表)の如く元帳より作られるゝものにあらずして、之は棚卸表及財産の補助的記録より作るか、財産を一々実地に調査して作らるゝものとす。」と記述されている(吉田 1923, 117–118)。
- (6) 小野(1892)では、評価替によって生じる評価損益を集計する財産損益表が設けられている(小野 1892, 73)。また、吉田(1904)では、評価益の処理については、利益金の一部を控除して積立金を設ける方法が提案されている(吉田 1904, 99–100)。
- (7) 明治 32(1899)年から明治 43(1910)年までの簿記教科書では、「資産」のみが財産目録に表示(記述)された教科書(祖山・關 1899, 5; 高橋 1900, 65; 勝村 1900, 37; 守田 1901, 29; 森 1901, 43; 浅野・池田 1902, 116; 富山房 1903, 90; 和田 1905, 68; 東 1906, 173), 「資産と負債」が財産目録に表示(記述)された教科書(村瀬・竹内 1903, 95–97), 「資産と負債(資本含む)」が財産目録に表示(記述)された教科書(東 1901, 52; 渡邊 1903, 203; 吉田 1904, 122; 佐野・三宅 1906, 100; 田尻・西郷 1909, 90; 中野・早藤 1907, 124; 吉田 1907, 113)が見受けられた。川口(1908)では、明治 40 年度商業簿記教科書として中等商業学校 51 校の中で、吉田(1904)6 校, 田尻・西郷(1906)3 校, 佐野・三宅(1906)2 校, 吉田(1907)19 校, 中野・早藤(1907)1 校に採

- 用されている。
- (8) 師範学校・小学校・中学校に採用された簿記教科書は、文部省検定済の国定教科書である。明治 42 年 2 月に文部省は、「師範学校商業簿記教授要目」を公表した。星野・森(1914)の初版は、明治 42 年 5 月に「同要目」に準拠し出版された。同書は、「資産と負債(資本含む)」が財産目録に表示(記述)された教科書である(星野・森 1914, 74)。
- (9) 「甲種商業学校簿記教授要目」に準拠した教科書として、茂木(1911), 鈴木・近藤(1911), 大石(1911), 市川(1912), 吉田(1914)が挙げられる。これらは、すべて「資産と負債(資本含む)」が財産目録に表示(記述)された教科書(茂木 1911, 147; 鈴木・近藤 1911, 74; 大石 1911, 145; 市川 1912, 99; 吉田 1914, 141)であった。
- 廣島県立廣島商業学校(1912)では、中等商業学校 93 校の教科書の調査が掲載されている。その中で簿記教科書は、鈴木・近藤(1911)6 校, 吉田(1914)の初版(1911)38 校, 市川(1912)3 校が採用されている。
- (10) 吉田は、内部負債について、「内部負債を資本金、積立金、前期繰越金、当期利益等の項目に分ち列記すべきものとす。」とされている(吉田 1911, 27–29)。この考え方によれば、内部負債は消極財産に含められるになることになる。
- しかし、後年には、「貸借対照表と異りて、其の負債は外部債務者に対する負債のみに限り、所謂、内部負債たる資本金、積立金、利益金等は掲ぐるの必要なし。」と記述され、内部負債の表示は財産目録から外された(吉田 1922, 178)。なお、資産の部に未経過勘定、負債の部に未払費用が計上された(吉田 1922, 201–202)。
- (11) 大正 2(1913)年から昭和 14(1939)年までに出版された吉田著中等商業学校簿記教科書では、財産目録について、その表示を「資産と負債(資本含む)」とされた教科書(吉田 1913, 111; 吉田 1914, 141; 吉田 1932a, 149; 吉田 1936, 116; 吉田 1939, 92)および「資産と負債」とされた教科書(吉田 1913, 112; 吉田 1922a, 136; 吉田 1922b, 179; 吉田 1926, 127; 吉田 1928, 185; 吉田 1932b, 161; 吉田 1935, 177; 吉田 1939, 91)が挙げられる。
- (12) 昭和 9(1934)年から昭和 18(1943)年までに出版された簿記教科書の中では、「資産と負債」と表示された教科書(栗林 1936, 190; 高瀬 1938, 94; 増地 1938, 116; 実業教育振興中央会 1943, 130)が目立つ。
- (13) 簿記書で使用された資産や負債を表示する表は、明治 23 年『商法』以降では資産負債表等から貸借対照表へ変更された(高寺 1971, 492–495), 資産や負債を表示する表は、単式簿記と複式簿記では内容を異にしている。前者は、資本が資産と負債との差額で計算され表示される。一方、後者は、残高勘定の資本金残高が表示されている。したがって、明治『商法』の貸借対照表の資本概念は、単式簿記での資本概念と同様に差額概念であるといえよう。

参考文献

- 浅野陽吉・池田原(1902)『商業簿記例題解説 全』金港堂。
安藤英義(1985)『商法会計制度論』国元書房。
飯島和一(1898)『実用 商業簿記』同文館。
磯村音介(1890a)『日本商法註釋』大阪法律書房。

——(1890b)『商法実施帳簿記入法心得』発行所不明。
磯村音介・斎藤軍八郎(1891)『商法活用帳合之法』(三版)圖書出版。
市川友三郎(1912)『中等教育 最新商業簿記』(訂正再版)寶文館。
梅謙次郎・本野一郎(2001)『日本商法義解(卷之一第參冊)』新青出版(復刻版)。
大石善四郎(1911)『実用商業簿記』博文館。
小野幾之助(1892)『商法活用商業簿記法』丸善商社。
勝村栄之助(1900)『普通簿記学教科書』積善館。
片野一郎(1977)『日本・銀行会計制度史(増補版)』同文館。
川口酉三(1908)附錄「全國商業学校教科書校舎圖面一覽」『全國商業学校一斑』川口酉三。
岸本辰雄(1893)『改正商事会社法正義』新法注釈会。
栗林定次郎(1936)『改訂 最新商業簿記教科書 下巻』(改訂初版)正文館。
栗本勇之助(1899)『帝国商法釋』博文館。
来住泰二郎(1893)『改正日本商法問答』此村欽英堂。
佐藤仁壽(1912)『実用主義 各科教授法新論』桑原友次郎。
佐野善作原著・三宅松之助(1906)『商業簿記小教科書 全』(八版)同文館。
実業教育振興中央會(1943)『商業簿記 一』実業教科書籍。
司法省(1884)『ロエスレル氏起稿商法草案 上巻』司法省。
下野直太郎校閲・廣岡米治郎・山岡嘉太郎(1905)『最近商業簿記』(再版)嵩山房。
鈴木孫彥・近藤英三(1911)『新案 商業簿記提要 全』寶文館。
祖山鐘三・關一(1899)『応用商業簿記例題』同文館。
高瀬莊太郎(1938)『三訂 商業簿記 上巻』(訂正三版)至文館。
高寺貞男(1971)『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房。
高橋邦次郎(1900)『通俗商業簿記』(三版)博文館。
田尻常雄・西郷齊員(1909)『最新商業簿記教科書』(四版)商業学会。
田中誠二(1981)『全訂 商法總則詳論』劉草書房。
寺尾元彦(1922)『商法通論』巖松堂。
中野觀象・早藤石太郎(1907)『実用商業簿記学』寶文館。
長野講習会編輯(1891)『商家実用和洋折衷 簿記法早まなび 全』中村活版所。
日本公認会計士協会 25年史編さん委員会(1976)『會計・監査史料』日本公認会計士協会。
長谷川喬・岸本辰雄(1995)『商法〔明治23年〕正義 第1巻・第2巻』信山社出版(復刻版)。
東夷五郎(1901)『簡易簿記教科書』同文館。
——(1906)『新案詳解 商業簿記 全』(四版)大倉書店。
久野秀男(1978)『新版 財務諸表制度論』同文館。
廣島県立廣島商業学校(1912)『全國商業一斑』廣島県立廣島商業学校。
富山房編輯部(1903)『言文一致 簿記学 全』富山房。
星野太郎・森富次郎(1914)『商業簿記 全』(第六版)三友書院。
増地庸治郎(1937)『新編 商業簿記 上巻』同文館。
村瀬玄・竹内正太郎(1903)『最新商業簿記 全』実業之日本社。
茂木英雄(1911)『甲種程度 商業簿記教科書』(訂正改版)同文館。

——(1918)『商業簿記 上巻』(八版)松邑三松堂。
森源次郎(1901)『最新商業簿記学』大倉書店。
守田整義(1901)『増補訂正 會社簿記学教科書』(増補訂正版)日本簿記専門学校。
山田喜之助・前川房二郎(1893)『商業登記商業帳簿正解』八尾書店。
山本邦之助・田村八二(1893)『新式 商業簿記全書 全』博文館。
吉田良三(1904)『最新商業簿記学』同文館。
——(1907)『最新商業簿記』(四版)同文館。
——(1911)『会計学 全』(四版)同文館。
——(1913)『最新商業簿記(第二回改版)』(訂正改版二十七版)同文館。
——(1914)『甲種商業 簿記教科書 上巻』(八版)同文館。
——(1922a)『最新式 近世簿記精義』(二十四版)同文館。
——(1922b)『第二回改版 甲種商業 簿記教科書 上巻』(三十七版)同文館。
——(1922c)『第二回改版 甲種商業 簿記教科書 中巻』(三十二版)同文館。
——(1923)『第二回改版 最新式 近世簿記精義』(二十四版)同文館。
——(1926)『第三回改訂 簡易商業簿記教科書 全』(第四十五版)同文館。
——(1928)『商業簿記教科書 下巻』(三十五版)同文館。
——(1932a)『三訂 商業簿記教科書 上巻』同文館。
——(1932b)『三訂 商業簿記教科書 下巻』同文館。
——(1935)『四訂 商業簿記教科書 下巻』同文館。
——(1936)『女子簿記教科書』(修正再版)同文館。
——(1939)『改訂 中等簿記簿記教科書』(修正四版)同文館。
渡邊喜勢治(1903)『商業簿記教科書』戸田學齋館。
和田昌良(1905)『教科適用 商用簿記学 全』(九版)岡島真藏。

(江頭 彰)

3.2 様式簿記書の展開と会計基準設定システム ——わが国の『商法』制定と簿記書の役割——

I はじめに

会計制度は、社会的な会計規範によって規制・制約されるものであり、そこには会社法などの法規範も含まれる。これらの会計規範は、会計におけるコミュニケーション上のコードにあたるものであり、「種々の関係者の意向等や社会的・経済的状況の変化が反映される可変的性格が認められる」(高橋 2008, 117)ので、さまざまな利害関係者の要請を調整した内容のものとして設定あるいは、改廃されていくものである。

本章では、このような視点から明治期の会計規範としての商法を取り上げ、その施行までの経緯についてまず検討する。すなわち、それまでの封建社会が国家主導のもとに資本主義社会へ転換されていったという状況において、商法制定にあたっては、今日のように各種利害関係者の要請等が反映される余地もあったのかということに焦点を当て、当時の会計基準設定システムがどのように働いたのかについて分析する。

そして、法が想定する実務も根付いていなかったであろう明治の時代に、商法を有効に機能させるために、当時の簿記書はどのような役割を果たし、どのような特色を有していたのかについて検討するものである。

補節 会計基準設定システムの概観

—プロフォーマ財務情報の事例を用いて—

コミュニケーション・システムとしての企業会計システムは、「会計測定システム」、「会計伝達システム」および「会計基準設定システム」という3つのサブ・システムから構成されているといえる。

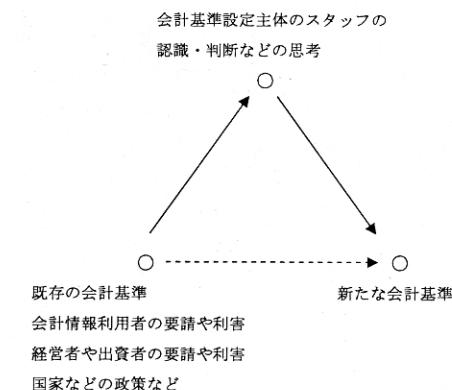
このなかで会計測定システムは、企業の会計担当者などの会計測定者が、企業の経済活動および経済事象を認識し、複式の勘定記録ないし貸借対照表や損益計算書などの財務諸表に記号化していく一連のシステムである。また会計伝達システムは、会計情報利用者が監査された財務諸表などの会計報告書をもとに、投資意思決定などを行い、現実に投資やその引き上げなどを行なう一連のシステムである。これらのシステムは、会計慣行ないし会計諸則により規整されるので、会計慣行ないし会計諸則は会計的コード(会計基準等)にあたる。

すなわち、企業会計システムにおいて、メッセージの発信者である会計測定者によりコードに基づきメッセージ化された財務諸表などの記号が、受信者である会計情報利用者へ伝達され、その利用者はコードを用いてメッセージの意味を解読し、投資意思決定などを行い、行動へつなげていくといふことが行われているのである。

ここでコードは発信者と受信者との間の共通の決まりであり、コミュニケーションにおいて必須のものである。しかし、このコードには社会的・経済的状況の変化が反映され、可変的性格が認められる。すなわち、メッセージの発信者としての会計測定者や経営者の要請や利害が「会計基準設定主体」に影響を与えることで会計的コードが設定・改廃されることもあるれば、メッセージの受信者としての会計情報利用者の要請や利害が「会計基準

設定主体」に影響を与えることで会計的コードが設定・改廃されることもあるのである。そしてこの設定・改廃は、会計基準設定システムが図表1のように働くことにより行われるのである。

図表1 会計基準設定システム



出所：(木戸田 2002, 10)

このような会計基準設定システムの働きは、米国におけるプロフォーマ財務情報の開示方法の規則化の過程において見出しうる。

「プロフォーマ(pro forma)」という会計方式は、もともと新会計基準をさかのぼって適用すればどうであったか等の、仮定の情報として制度的に開示されていたものであるが、1990年代後半以降に企業の自主的判断に基づく情報開示という形で急速に普及した。そこでは実際よりも利益を多く表示するために、リストラ費用や非現金支出費用等が中核事業には関係していないなどの理由で戻し入れ計算されることなどが行われていた。この情報はGAAPに基づくよりもよい業績を報告する傾向があり、アナリストもプロフォーマ財務情報を企業の業績の判断材料としてさかんに利用したことと相まって、経営者が企業に好都合な過度に偏重した情報を、一方的・一面的に提供するシステムとなり、投資家が欺かれる状況までエスカレートし、会計不信をまねく一因ともなっていった。そこでSECという公的機関が過熱した乱用を抑えるため、産業界が自主的次元で先行してルール化していた開示指針を、Regulation Gという正規のコードへ規則化したのであるが、これはGAAPに基づく財務諸表を補完させするような情報を提供可能な公的なコードとまでなっていったのである。

すなわち、情報利用者のニーズをSECが受け止め、新たな会計基準が形成されていったのであるが、このコードに基づくことで、情報の発信者も受信者の利害を反映する会計情報を提供することになる点から、会計情報利用者の要請が会計基準設定システムへ反映した形の、会計的コードの形成に関する事例であるといえよう。

II 明治期の商法制定の背景と施行までの経緯

1 商法をはじめとする成文法制定の必要性

明治政府は、資本主義経済の将来的な発展のための道を開くために、ヨーロッパ先進資本主義国から近代的な経済制度や産業技術を導入しようとした。その政策が殖産興業政策であり、最重点課題の一つとして会社制度の確立も急いだ。それは、先進資本主義国に追いつくためには、巨額の資金の集中・集積を可能にする近代的会社制度の確立が必要であったからである⁽¹⁾。

明治政府は、殖産興業政策推進のため商法の制定が必要であると考えていたが、同時に、わが国が幕末から西欧諸国と交わした条約が不平等条約となっていたことも商法制定に影響している。

すなわち、これらの条約は治外法権の承認と関税自主権の喪失をわが国に認めさせる内容となっていた。治外法権の拡大解釈により、裁判においては、外国人に有利で日本人に不利な判決がもたらされ、控訴審は海外で行われるという状況があった。一方、関税自主権の喪失は、国内産業の保護育成を妨げ、政府の財政収入を制限することとなってしまった。このような不平等条約の改正のために、さしあたり西欧法にならった法典の完備が条件とされた。このような背景から、外国法を継受する形の法典編纂が急務であったのである。

明治政府は、明治 14 年(1881 年)4 月に太政官法制部で商法典を編纂することとし、法制部主管山田顯義は、同月、司法省の法律顧問であったヘルマン・ロエスレル(Hermann Roesler)に商法草案の起稿を命じた。同年ロエスレルは、商法草案の起草にとりかかり、明治 17 年(1884 年)には 1133 か条からなる草案を脱稿していた⁽²⁾。この草案をもとに、「商社法」として明治 19 年(1886 年)7 月に元老院⁽³⁾での可決まで至ったが、条約改正に耐えうる内容への編纂作業がさらに必要となり、商法草案起草から 9 年後の、明治 23 年(1890 年)4 月 26 日に法律第 32 号(以下、明治 23 年「商法」と称す。)として、1064 か条からなる商法が公布され、翌年 1 月 1 日に施行されることとなったのである。

2 商法施行に対する各界の行動

しかし、この時期に民商法典の制定に対する反対運動が巻き起こることとなった。その口火となったものは、明治 22 年(1889 年)に、東京大学・帝国大学の卒業生からなり、英法派である法学士会により公表された「法典編纂ニ閣スル法学士会ノ意見」であった。そこには、法典化は社会の進歩に即応していないし、国民の必要も生じていないのであるから結局国民を苦しめることになるのであり、とりあえずは必要不可欠な部分に関し、個別に法律化することが提言されていた。

この意見表明後、商法の実施反対を主張する法学院(現・中央大学)を中心とする英法派と、即時実施を主張する明治法律学校(現・明治大学)を中心とする仏法派との論争となつていった。英法派は、わが国に適合する法律を編纂できるだけの学識を有する者や、その法律を具体的に実現する司法関係者などの人材の不足を指摘しているが、その背景には仏・独系の法律が施行されることによる、自派の私立学校の経営への悪影響があつたといわれる(浅木 1996, 15-17)。一方仏法派は、わが国の慣習は不確実・不統一であり、成文

法化することにより私権が保護され、経済発展助長のためになるという内容の主張をしていた。この論争は、最終的に英法派が勝利した。

また、商法施行までの期間が約 8 ヶ月と短かったこともあり、元老院からも反対の動きが起つた。明治 23 年(1890 年)6 月 28 日に元老院は、「商法施行延期ヲ請ノ意見書」を内閣へ上申しているが、そこにおいては、今回の商法はわが国未有の法律で、条文も多く、内容も容易には理解しがたく、施行まで時間的余裕がないというようなことが述べられていた。また、暖簾分けなどわが国固有の慣習保持への元老院の強い意志があつたり、民法に関して、政府が公布前に若干修正するという越権行為に対する元老院の反発も、施行延期へ影響している。その後、元老院議官の多くが、帝国議会の議員となり、商法施行延期のための勢力ともなった。

さらに当時の実業界からも、商法施行延期の動きが起つた。東京商工会は、商法典には実業界からみて修正点が少なくないとして、明治 23 年(1890 年)5 月に商法質疑会を開催し、条文の加除修正について検討していた。同年 8 月 27 日付で司法大臣宛に「商法施行ノ延期ヲ要スルニ付意見」を提出した。その中で、今回の商法は新奇の事項を規定した条文が非常に多く、法律の知識に乏しい商人にとっては、その理解が難しいし、社会的にも十分な準備期間が必要であると述べている。さらに、全国 55 の商業会議所と商工会に同調するよう促した。ところで大阪商工会議所は、現行条約のために商人は迷惑していることが多く、一旦公布した商法を延期することは、ますます条約改正を困難にするとして商法実施断行を決定していたが、全国的に見れば少数派であった。

このような経緯もあり、明治 23 年(1890 年)12 月 27 日に、「商法及商法施行条例施行期限法律」が公布され、商法の施行は、明治 26 年(1893 年)1 月 1 日まで 2 年間延期されることとなつたのである。

3 商法が明治 32 年に施行されるまでの経緯

その後、法典論争が民法を巻き込み激化したことから、「民法商法施行延期法律案」として提出された法律が明治 25 年(1892 年)11 月 24 日に公布されたことで、商法の施行は明治 29 年(1896 年)12 月 31 日までさらに再延期となつた。しかし商法の実施は急務であったため、明治 26 年(1893 年)3 月 6 日に「商法及商法施行条例中改正並施行法律」が公布され、商法のうち、会社・手形・破産の三法と会社に関する商業登記・商業帳簿の諸規定が、明治 26 年(1893 年)7 月 1 日からようやく施行されることとなつた。

一方、明治 26 年(1893 年)3 月 25 日には、民法商法などの修正案⁽⁴⁾を起草する法典調査会を設置することが定められたが、法典調査会の審議が当初の商法施行期日までに終了しないことが予想されたことから、商法の全面施行は、明治 31 年(1898 年)6 月 30 日までさらに延期されることとなつた。

その後、衆議院が明治 30 年(1897 年)12 月と明治 31 年(1898 年)6 月に相次いで解散したこともあり、商法修正案は審議未了に終わっていたが、衆議院解散から明治 23 年『商法』の施行延期期日まで 20 日と迫っていたので、緊急勅令により、さらに施行延期することも検討された中、結局、公布から 8 年後の明治 31 年(1898 年)7 月 1 日に全面的に施行されたのである。

その後、政府は商法修正案を明治 32 年(1899 年)1 月 9 日に貴族院に提出し、これによ

り明治 23 年商法は全面的に改正され、明治 32 年(1899 年)3 月 9 日に、689 条からなる新商法典(以下、明治 32 年『商法』と称する。)は公布され、同年 6 月 16 日に施行された。

このように、わが国初の商法は、度重なる議論が繰り返されて施行が延期されながら、当初の公布から 9 年後に商法典として本格的に施行されることとなったのである。

4 商法における会計規定に関する特色と会計実務との相克

明治 23 年『商法』において、商業帳簿規定は第 31 条から第 41 条までであった⁽⁵⁾。第 32 条において、商人や会社に対して、「動産不動産ノ總目録(財産目録)及ヒ貸方借方ノ對照表(貸借対照表)」(カッコ内筆者)という計算書類の作成が義務づけられたが、商法上は、計算書類の作成について詳細な規定はなかった。

また、同じく第 32 条に「財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ總テノ商品債権及ヒ其他總テノ財産ニ當時ノ相場又ハ市場価値ヲ附ス」と定められ、評価原則として時価主義が導入されることとなった。なお、明治 32 年『商法』では、第 26 条において時価評価が規定されるとともに、財産概念が拡張されることとなった。これにより、財産目録から貸借対照表を作成するという考え方も確立した。

明治商法にこのように時価評価が導入されたのは、お手本となった 1861 年普通ドイツ商法が次のような内容になっていたことが影響していると考えられる。

すなわち、1861 年普通ドイツ商法は、貸借対照表を「財産及び債務の関係を表示する決算書」と定義しており、貸借対照表は財産表示のためのものであった。そして、財産表示のための評価規定が売却時価主義となっていた。財産評価貸借対照表には、債務超過判定の役割が課されており、このような評価規定が現れたことについては、「貸借対照表の債権者への開示の理念に加えて、ドイツにおいて伝統的な、債務超過になれば破産であるという考え方方が存在したからである。もし債権者への開示の理念がなければ、評価規定のような貸借対照表の内容に立ち入った規定そのものがおそらく誕生しなかったであろう」(安藤 1985, 58)といわれる。

ところで「明治 23 年商法が制定されるまでの明治以降は、主要先行株式会社は、英国型の報告会計実践を遂行していた」(千葉 2009, 380)といわれる。このことについては、次のような流れが影響している。

すなわち、政府は明治 5 年(1872 年)に「国立銀行条例」を制定し、これに基づき、明治 6 年(1873 年)6 月に三井小野組合銀行が改組する形で第一国立銀行となった。これがわが国初の本格的な株式会社である。

そしてアラン・シャンド(Alexander Allan Shand)が口述したといわれる、明治 6 年(1873 年)発刊の『銀行簿記精法』が、第一国立銀行設立後に 150 行以上設立された国立銀行の記帳の手引書として用いられた。また、わが国への西洋簿記の導入に影響のあった教育機関の一つとして、大蔵省・銀行学局が挙げられるが、ここは銀行業に必要な人材の養成と、関係文献の翻訳を主要任務とし、明治 7 年(1874 年)に設立され、シャンドも講師を務めた。その後改称されながらも、明治 26 年(1893 年)9 月まで存続したが、受講生は民間会社の社員まで多岐にわたっており、洋式簿記の普及に影響を与えた。

したがって、「日本の近代会計の黎明は、こうして、維新経済運営の推進機の役をつとめた銀行会計制度の創設にはじまったのである」(片野 1976, 30)といわれる。そして、明治

初期の英米系の簿記書においては、取得原価主義による資産評価等の簿記法を包含していたのだが、「英米系の簿記会計が、企業の会計慣行のベースを形成していく」(安藤 2011, 12)こととなったのである。

III 商法導入に対応した簿記書の果たした役割と特色

1 商法導入に対応した簿記書の登場

上記のような事情で、時価評価規定の導入は、「それ以前にイギリスやアメリカからとりいれて、すでに定着しつつあった会計実務と相いれないという事態」(高寺 1964, 3)を招いたといわれるが、簿記学者の中には、法の要請にしたがい、資産の時価評価を採用した簿記書を著す者も出てきた。勝村(1896)は、明治 22 年(1889 年)に刊行された後、商法施行後に改訂されたものだが、決算書を作成する際の資料とする棚卸目録において、たとえば、商品について決算に際し売れ残り品がある場合は、「之ヲ現品ニ就キ其數量ヲ調査シニ時價ヲ附シ記入ス可シ」(勝村 1896, 136)と時価評価が説明されている。

また簿記教育のために著されたものとしては、京都商業学校の三沢(1890)と滋賀県立商業学校の磯村・斎藤(1890)が挙げられるが、このうち後者は、わが国独自の簿記法を取り入れ、商法の施行を教育面で支援する役割を果たした教科書として注目される。

磯村・斎藤(1890)は、商法公布に伴い、「商業帳簿の一段に至りては如何なる帳面を備ゑ置きどの様に記入せば宜敷やら商法を開き見るも別段説明なく(中略)此度筆を執り該商法中商業帳簿に関する事を悉皆集めて解義を為しスる人々の案内となすなり」(磯村・斎藤 1890, 1-2)という主旨で著されたものであり、商法に基づく簿記法に関する質問に答えるという目的で書かれている点が注目される。

同書では、開業時に資産負債対照表(物権および債権と債務を合わせた財務表)を、そして決算時に資産負債表(貸借対照表とみなされるもの)を作成することが提案されている。また、日記帳に記録された取引が、「金銀出入帳」、「仕入帳」、「売上帳」等の関係する帳簿に記入され、各々の合計額が決算時に総勘定元帳にあたる大福帳へ転記された。したがって、多帳簿制がとられており、当時の和式帳合法の特徴を有していた。また、当時の司法省によると、日記帳は、「洋式簿記による必要はなく、それぞれの商人が使用した和式帳簿でも可能とされた」(江頭 2011, 100-102)が、このことへも対応できる内容であった。

そして決算時の資産負債表においては、資産と負債は大福帳から移記され、その末尾には、資産と負債の差額が現在資本高として表示されるのである。ゆえに、明治 23 年(1890 年)時点ですでに、貸借対照表(資産負債表)の作成方法が、誘導法的計算構造を用いて説明されていたのである。したがって、同書は、「計算書類の作成が誘導法的計算構造の中で叙述された先駆けであるといえる」(江頭 2011, 101)といわれる。

その後、明治 32 年『商法』では、第 26 条において財産目録と貸借対照表を作成することが規定されるが、当時の簿記教科書の一つである吉田(1904)では、前出の「資産負債表」の形式が踏襲された上で、誘導法による説明がなされ、さらに純損益が損益(集合)勘定において利益と損失の差額として計算されており、「ここに近代的な貸借対照表の構造が確立したと考えられる」(江頭 2011, 104)といわれる。

このように、商法に基づく簿記に関する教科書において、この時期すでに誘導法的説明

がなされている点は注目に値すると考えられるが、これはどのようにして生成したのかについて検討することとする。

2 和单更正法の生成とその簿記書の特色

明治 11 年(1878 年)に、わが国で 2 番目に設立された神戸商業講習所では、「生徒の理解度を勘査して、初めは和式から入り、次に洋式の単式、そして複式に至るという教育課程を取っている。この簿記の教授法はわが国独自のものであり、以後、各地に設立されるほとんどの商業学校に影響を与えた、導入されていった。」(田中 2005, 133)この和洋折衷の教授法は、和单更正法とよばれる。

これが神戸で始まった理由については、福澤諭吉の影響を受け、慶應義塾より神戸へ送り込まれた藤井清ら 3 人の教師が、彼らが有していた西洋簿記の知識に加え、実際に神戸で商人に接することで、わが国固有の帳合法を取り入れる必要性を感じたことから始まったといわれる(田中 2001, 80)。

神戸商業講習所で用いられた和单更正法の教科書の一つとして藤井(1878)⁽⁶⁾が挙げられるが、この中で、日々の取引は多帳簿(日記帳、大帳、金銭出入帳、手形帳、仕入帳、売帳、船積帳、雑費帳)に 2 重分類的に記帳された上で、その後「貸ノ部」と「借ノ部」からなる集計表であり、のちの貸借対照表に相当する総勘定表が、多帳簿の記録をもとに誘導法で作成されており、総勘定表の末尾の「損益勘定」においては、純利益も表示されているのである。

前出の磯村音介と斎藤軍八郎は、「二人とも滋賀県立商業学校に来る直前には、神戸商業学校で教諭をしていたのであり、神戸で『和式帳合法』教育の影響を受け、本書(『商法活用帳合之法』)を執筆したのではないかろうか」(カッコ内筆者)(田中 2002, 97)とされており、磯村・斎藤(1890)に和单更正法が引き継がれていたと考えられるのである。

3 ドイツ貸借対照表論の成り立ちとの対比による特色的検討

ここで、わが国商法の母国であるドイツの貸借対照表論の軌跡を、フィッシャー(Rudolf Fischer)とシュマーレンバッハ(Eugen Schmalenbach)を中心に、ごく簡潔に描き出しながら、わが国明治期の貸借対照表論の特色を検討したい。

1861 年普通ドイツ商法では、貸借対照表は財産目録法により作成すべきことが定められており、評価基準としては時価が用いられていた。「ドイツでは、やがて、商法学者との厳しい論理的対峙の中から、会計学者によって、会計実務を帰納的に観察し、複式簿記の機構では貸借対照表や損益計算書などの財務諸表が『誘導法』によって作成されているとする主張がなされはじめる」(木戸田 2006, 21)のである。

フィッシャーは、貸借対照表の根本思想は、「定期的損益計算の目的をもった原価の配列」(Fischer 1913, 66; 渡邊 1984, 134)であるという見解を示し、貸借対照表を当時の会計実務に則して、誘導法で作成されるものであるとし、資産の評価基準として取得原価を位置づけ、原価配分の論理を示し、のちの動態論的な論理を展開していく。

その後、シュマーレンバッハは、「貸借対照表を企業の財産を時価評価することによってではなく、利益計算目的のために作成されるものとして位置付けていく」(木戸田 2006, 24)のである。すなわち、商法学者たちは、貸借対照表がどんな目的を果たすべきかについ

て言及していないとしたうえで、「原則として商人はその営業年度に利益があったかどうか、またどれだけあったか、及び個人の費用を保証してどれだけ残ったかを知りたかったのである」(Schmalenbach 1953, 18; 土岐 1972, 7)として、実務では商人は自分の必要にもつとも適合した貸借対照表を作成すればよいと考えていたとする。そして、損益勘定と貸借対照表は同じ目的のために助け合うものであり、「損益勘定はある計算期間に経過した運動を多少総合した形をもって表わし、貸借対照表はこの運動から生じた状態を示すものである」(Schmalenbach 1953, 27; 土岐 1972, 18)として、貸借対照表は期間損益計算における未解消項目を繰り越す機能を有するという、動的貸借対照表を提示するに至るのである。

わが国の場合、前述のとおり、1878 年頃にはすでに誘導法による貸借対照表の作成方法が萌芽し、明治 23 年(1890 年)の商法公布時の簿記書においても誘導法により説明がなされていた。これは実際の商人の実務の観察を通じて、わが国固有の帳合法と洋式簿記が融合して生まれたものともいえる。したがって、ドイツ貸借対照表論同様、会計実務をふまえて展開されたものといえよう。

IV むすびにかえて

明治期の商法制定の過程においては、当時の経済実態との整合性が半ば考慮されることなく、ヨーロッパの法制度が、まず導入ありきというかたちで取り入れられることとなつたが、これは日本が先進資本主義国に追いつくためにはやむを得ないことであった。商法制定が国家主導で進められた状況を考えると、導入された商法に合わせるかたちで、企業実務が育成されねばならなかつたであろう。しかし、実際に商法が施行される局面では、さまざまな利害関係者の意向や要請が、商法の設定主体に対し発信され、度重なる調整がなされたのである。すなわち、明治という国家主導で激動する時代においても、現在のような会計基準設定システムが作用して、当時の実務的状況も反映するかたちへの調整が試みられたうえで、実情とは乖離しない基準あるいは制度が形成されていったことがうかがえるのである。

そしてまた、商法が円滑に機能する素地が不十分であった当時の経済社会において、施行された商法の普及や運用を円滑ならしめるために、簿記書が補完的役割を果たしたということがいえよう。その簿記書においては、和单更正法が取り入れられていたのであるが、そこには誘導法の手法が用いられており、これはわが国独自の帳合法と洋式簿記が、商人の実務の観察を媒介として融合したものであり、さらにはこの当時にすでにこのような手法が用いられていたという点も注目されよう。

このようにして明治期に生まれた簿記書が、当時の教育において用いられたことで、「わが国未有の法律」といわれた商法を円滑に運用させ、根付かせる一翼を担つたという側面は特筆されよう。

注

- (1) 明治元年(1868 年)6 月 15 日には、商業の振興や取締りの目的で京都に商法司を設け、明治 2 年(1869 年)には東京など 8 か所に通商会社・為替会社が設立されているが、明

- 治 6,7 年(1873~74 年)までには解散せざるを得なかった(三枝 1992, 27-28)。
- (2) 草案の内容は、当時の主流だったフランス、オランダ、イタリアの商法典の編別を真似したものといわれる(秋坂 2006, 11)。
 - (3) 元老院の業務は、「新法ノ設立旧法ノ改正ヲ議定シ及ビ諸建白ヲ受納スル所」(元老院章程 1 条)とされていた。
 - (4) 修正の作業が行われた背景として、この時期に不況を脱し、企業勃興の気運が現れしたことや、当時の商慣習を斟酌したこと、および民法との重複を排除するなどのことがあった(三枝 1992, 117-129)。
 - (5) 明治 23 年『商法』はフランス法とドイツ法の折衷系であり、商業帳簿規定に関する限りはドイツ法の影響が強いといわれる(安藤 1997, 39-40)。
 - (6) これは、当時の神戸商人の取引実例を記帳例示したもので、『帳合之法 初編』を基にして『馬耳蘇氏記簿法』の内容の一部が流用されている(西川 1982, 178)。

参考文献

- Fischer,R.(1913) *Buchfuhrung und Bilanzaufstellung nach Handelsrecht*.
- Schmalenbach,E.(1953) *Die Dynamische Bilanz*, 12 Aufl., Köln und Opladen(土岐政蔵(1972)『十二版・動的貸借対照表論』森山書店)。
- 秋坂朝則(2006)『新訂版商法改正の変遷とその要点』一橋出版。
- 浅木慎一(1996)「明治 32 年会社法制定の歴史的展開・補論」『神戸学院法学』第 26 卷第 3 号(1996 年 10 月), 15-17 頁。
- 安藤英義(1997)『新版商法会計制度論』白桃書房。
- (2011)「商法・会社会計の展開」安藤英義・古賀智敏・田中健二責任編集『企業会計と法制度』中央経済社, 第 1 章所収。
- 磯村音介・斎藤八郎(1890)『商法活用帳合之法』圖書出版。
- 江頭彰(2011)「明治期の簿記教育における財産目録と貸借対照表の作成方法—誘導法的計算構造との関連において—」『日本簿記学会年報』第 26 号(2011 年 7 月), 99-107 頁。
- 片野一郎(1976)「商法制定の日本会計制度史上の意義」青木茂男編『日本会計発達史』同友館, 第 2 章所収, 30 頁。
- 勝村栄之助(1896)『商用簿記学原論』八尾書店。
- 北浦貴士(2009)「日本における株式会社の成立と会社規制—旧商法施行前における地方政府の果たした役割—」『経営史学』第 44 卷第 1 号(2009 年 6 月), 58-75 頁。
- 木戸田力(2002)「“国際的調和化”時代の企業会計における記号動態への一視角 一語用論的考察を中心にして」『商学論集』(福島大学)第 70 卷第 2 号(2002 年 3 月), 3-25 頁。
- (2006)「取得原価会計」上野清貴編著『会計利益計算の構造と論理』創成社, 第 1 章所収。
- 熊谷開作(1966)「商法典論争序説」『松山商大論集』第 17 卷第 6 号(1966 年 12 月), 109-129 頁。
- 三枝一雄(1992)『明治商法の成立と変遷』三省堂。
- 高寺貞男(1964a)「明治三十二年商法と評価益論争(1)」『経済論叢』第 94 卷第 3 号(1964

年 8 月), 1-21 頁。

- 高寺貞男(1964b)「明治三十二年商法と評価益論争(2)」『経済論叢』第 94 卷第 6 号(1964 年 12 月), 17-38 頁。
- 高橋和幸(2008)『会計情報伝達論』創成社。
- 田中孝治(2001)「近世商人と近代商業学校における和式帳合法の教育の史的考察」『会計』第 159 卷第 4 号(2001 年 4 月), 72-85 頁。
- (2002)「明治二十三年商法発布と和式帳合法」『会計』第 161 卷第 6 号(2002 年 5 月), 93-105 頁。
- (2005)「日本の伝統簿記と洋式簿記の導入」平林喜博編著『近代会計成立史』同文館, 第 7 章所収。
- 千葉準一(2009)「明治前商法期における英國型報告会計実務の形成と変容」『経済志林』第 76 卷第 4 号(2009 年 3 月), 375-401 頁。
- 長久保如玄(1998)『制度会計学の基本問題』森山書店。
- 西川孝治郎(1972)『日本簿記史談』同文館。
- (1982)『文献解題日本簿記学生成史』雄松堂書店。
- 久野秀男(1978)『新版財務諸表制度論』同文館。
- 藤井清(1878)『略式帳合法附録』。
- 三沢為忠(1890)『商法実施日本帳合法』。
- 吉田良三(1904)『最新商業簿記学』同文館。
- 渡邊陽一(1984)『貸借対照表論』森山書店。

(高橋和幸)

補章1 アメリカ式決算法の変遷の意味 ——商業教育との関連について——

I はじめに

わが国において現在出版されている簿記書では、帳簿決算法は、英米式決算法(または英米法)および大陸式決算法(または大陸法)の2つの方法が説明されている。そして、これら帳簿決算法は、前者はアメリカとイギリスで後者はイタリア、ドイツ、オランダおよびフランス等大陸諸国を中心におこなわれた方法であると説明されている⁽¹⁾。

明治初期のわが国の簿記書では、かかる帳簿決算法と異なる決算法が説明されている。この決算法は、損益勘定および残高勘定の締め切り手続きにおいて、仕訳帳を経由しない決算法であるところに特徴がある。その後この決算法は、損益勘定のみを仕訳帳を経由する決算法、いわゆる英米式決算法の説明へ変遷していく。本章では、この英米式決算法が大陸式決算法とともに帳簿決算法として定着していく過程について、明治後期から昭和初期に出版された簿記書を考察対象として検討していく。

II 明治初期の簿記書にみるアメリカ式決算法

——仕訳帳を経由しない直接記入による帳簿締切法——

米国簿記書である Bryant et al(1871)を纂訳した福澤(1875)および Bryant et al(1863)を纂訳した森島・森下(1878)では、帳簿決算法は、仕訳帳を経由しないで直接記入して勘定(帳簿)を締め切る決算法が説明されている。

1 森島・森下(1878)にみる帳簿決算法

森島・森下(1878)は、福澤(1875)より上級の複式簿記書である。両書ともに、帳簿決算法は、決算時に集合勘定として損益勘定と残高(または平均)勘定を設けて、名目勘定および実在勘定をそれぞれ直接記入して締め切る方法が説明されている(森島・森下 1878, 70–73)。その後、同様に損益勘定、資本金勘定および残高勘定の貸借差額も直接記入して締め切る方法が説明されている(森島・森下 1878, 70, 73–74)。この方法は、のちに亞米利加式決算法(以下、「アメリカ式決算法」とする)と定義された(武田 1909, 11–17)。また、この貸借差額の記入には黒色インクではなく赤色のインクが使われることから Red Ink method と呼ばれている(Klein 1917, 83; 碓氷 1936, 83)。

「アメリカ式決算法」では、次の順序で帳簿が締め切られる。

第1段階 損益および残高勘定を設定する。損益勘定には仮勘定を示し、残高勘定には本勘定を示すこと。

第2段階 棚卸を必要とする商品等は、商品等の勘定の貸方に残高ニテと赤記し、直ちにその勘定の借方に黒記すること。

第3段階 資本金勘定を除く本勘定に属する勘定の貸借差額、いわゆる残高を赤記して残高勘定へ移記すること。また、仮勘定に属する勘定の貸借差額を赤記し(筆者注…図表1), 損益勘定へ移記すること。

第4段階 資本金勘定、損益勘定および残高勘定から第2の試算表(残高試算表)を作成すること。

第5段階 損益勘定の貸借差額を赤記し(筆者注…図表2), 資本金勘定へ移記すること。

第6段階 資本金勘定の貸借差額を赤記し、残高勘定へ移記すること。

以上のように、仕訳帳を経由せずに貸借差額を直接に記入して勘定すべてが締め切られる。そして、損益表(損益計算書)は損益勘定を基にまた、資産負債表は残高勘定を基に作成されている。

なぜ、米国の多くの簿記書において、帳簿決算法が仕訳帳を経由する方法(The method of closing the Ledger by Journal entries)ではなく、仕訳帳を経由しない方法が説明された背景には、英國簿記書にみられたイギリス法(The English Method)の影響も考えられるが、実務法(business method)と呼ばれていることから(久野 1979, 79), 実務において合理性を追求する思考が後述する単式簿記書から考案されたと考えられる。

2 福澤(1874)にみる帳簿決算法

福澤(1874)は、福澤(1875)と同じ Bryant et al(1871)の単式簿記の部分を纂訳した簿記書である。この単式簿記書では、帳簿決算法は、集合勘定として「惣勘定」(Statement)を設けて、各帳簿から惣勘定へ直接記入し、その後に惣勘定は締め切る方法が叙述されている⁽²⁾。また、この惣勘定の末尾には、純財産比較による利益計算とその後に出資者への利益分配計算が叙述されている。さらに、この利益分配額は、出資者口座に移記されている。この集合勘定としての惣勘定は、利益計算および分配計算の機能を果たしていると考えられる。

当時の複式簿記導入に際して、単式簿記から複式簿記へ移行することを念頭にいれた教育上の配慮がなされていることから、単式簿記書で説明された直接記入する帳簿締切法が複式簿記書においても用いられたと考えられる。

III 初等中等教育簿記書と商業教育

——「アメリカ式決算法」から折衷法としての英米式決算法への変遷——

わが国の簿記教育は商業教育に包括された教育ではなく、普通教育を施す小学校や中学校においても施されている。これらの初等中等教育では、上級(高等)学校への準備教育という側面を有するが、簿記教育の内容は、これらの初等中等教育が最終教育である観点で構成されているといえよう。したがって、当然、高等教育と初等中等教育とでは、習得する簿記教育の内容は異なり、これらの教育を受講した人材を要求する企業は異なっていた。

1 英米式決算法の呼称の変遷

明治後期から昭和初期にかけて、初等中等教育を対象とした簿記書(藤本 1905, 79–87; 佐藤 1913(後編), 29–34; 川戸 1918, 94–98)では、仕訳帳を経由しないで直接記入する「アメリカ式決算法」の説明に重点が置かれているのに対して、高等教育を対象とした簿記書(吉田 1917, 435–445; 上野 1921, 67–73; 木村 1923, 155–158; 原口 1937, 152–156)では、大陸式決算法の説明を含む簿記書が目立っている。この違いは、それぞれの学校の教育目的が異なることに起因していると考えられる。

2 仕訳帳を一部経由する折衷法として英米式決算法へ変遷

帳簿決算法が「アメリカ式決算法」および大陸式に加えて折衷法が説明されるようになる(木村 1923, 148-149; 栗原 1926, 134)。この折衷法は、損益勘定のみ仕訳帳を経由して帳簿を締め切る方法である。昭和初期からこの折衷法は英米式決算法と呼ばれるようになる(吉田 1932, 143; 実業教育振興中央会 1943, 112-113)。なぜ、損益勘定の締め切りは、仕訳帳を経由する方法が採用されたのだろうか。この理由として複式簿記機構に支えられる企業会計においては、損益比較による利益が純財産比較による利益より優先的に考えられたからであろう。そして、この折衷法が英米式決算法の呼称としてわが国の簿記書に定着していく。

IV むすび

本章では、わが国簿記書で説明される帳簿決算法がアメリカ式決算法からいわゆる英米式決算法へ変遷していく過程を明らかにした。そして、明治から昭和までの時代、それぞれの教育水準の学校を対象とした簿記書では、人材育成の目的が異なっていたために簿記教育の内容も異なっていた。つまり、初等中等教育では、複式簿記をあまり必要としない中小企業に対応していたものであると考えられる。そして、都市部には大企業が設置され、地方には中小企業が設置され、特に地方の要請により設立された商業学校の生徒は、地方中小企業の労働力として期待された。これらの地方の企業では、複式簿記より単式簿記の必要性が高かったために、帳簿決算法も大陸式決算法と比べて、アメリカ式決算法に重点が置かれていたと考えられる。

しかしながら、昭和中期以降、地方においても企業の規模が増大し、また、地方から都市へも労働者が移行するにつれ、初等中等教育を経た労働者においても単式簿記より複式簿記の知識・技能が求められるようになったために、特に、中等商業学校の簿記書においても、「アメリカ式決算法」に加えて大陸式決算法および折衷法(筆者注…大陸式決算法の簡便法)として英米式決算法が説明されるようになったと推測されよう(吉田 1932, 133-143)。

以上のように、企業において単式簿記に重きを置いた時代では「アメリカ式決算法」が主流であり、複式簿記に重きを置いた時代では、大陸式決算法に移行しつつ、その簡便法として今日の英米式決算法が説明されるようになった。わが国においては戦前から戦後の時期が「アメリカ式決算法」から大陸式決算法に移行しつつ、その簡便法として今日の一部仕訳帳を経由する英米式決算法になる過渡期であると考えられる⁽⁴⁾。

このように、収益費用の振替仕訳は簡便な直接法ではなく仕訳帳を経由した背景には、収益費用の差額である純利益が重要視されていたためではないだろうか。

注

- (1) この通説について、渡邊泉氏は「わが国では、導入過程で、帳簿組織の相違ではなく決算手続の相違としてのみとりあげられ、大陸(式決算)法および英米(式決算)法と邦訳・説明され、市民権を得て、今日にまで至っているのである。」と指摘されている(渡邊 1993, 15-21)。しかしながら、帳簿組織の相違で、大陸(式決算)法および英米(式決算)法(筆者注…仕訳帳を経由しない帳簿締切法)を説明する簿記書もある(太田 1921, 64-71)。が少數である。

- (2) 明治期に出版された簿記学辞典には、仕訳帳を経由しない帳簿締切法を亞米利式加決算法と定義されている(武田 1909, 11-17)。本章では、仕訳帳を経由しない帳簿締切法を「アメリカ式決算法」と呼ぶ。「アメリカ式決算法」は、資産・負債・資本勘定については貸借差額を直接赤記し、赤記した勘定(金額)は残高(資産負債)勘定に集合させる方法であるが、集合残高(資産負債)勘定を用いず次期繰越とし繰越試算表を用いる方法も含んでいる(武田 1909, 17)。また、資産・負債・資本勘定の貸借差額(繰り上げ)を集めた繰り上げ勘定と繰り上げ試算表の両方用いた簿記書もある(藤本 1905, 87, 90)。
- (3) 単式簿記である小林(1875)では、大帳の口座締切は、貸借差額を赤記でおこなっている。このことから貸借差額を赤記する方法が複式簿記においても用いられたと考えられる。
- (4) 英米式決算法において、平常決算時の資産・負債・資本の締切法として「次期繰越」を用いる方法は昭和初期の簿記書で見受けられるようになった。これは、閉業決算時に用いられる残高勘定と区別するためであった(吉田 1932, 135)。その結果、次期繰り上げを集計する繰り上げ試算表が簿記書に見受けられるようになる(実業教育振興中央会 1943, 126)。

参考文献

- 上野道輔(1921)『簿記原理 会計学第一部』有斐閣書房。
太田哲三(1921)『会計学綱要 全』巖松堂書店。
加藤延(訳)(1877)『商家必用(初編上・下, 二編上・下, 附録)』新民社。
川戸藤吉(1918)『師範課程簿記学教科書』(9版)水野書店。
木村楨橋(1923)『最新簿記計理学綱要全』(訂正増補 10版)宝文館。
小林儀秀(訳)(1875)『馬耳蘇式記簿法(卷一~二)』文部省。
小林儀秀(訳)(1876)『馬耳蘇式複式記簿法(上・中・下)』文部省。
佐藤仁壽(1913)『実践簿記教科書(前編・後編)』富山房。
佐野善作(1898)『商業簿記教科書』(訂正 4版)同文館。
実業教育振興中央会(1943)『商業簿記 1』実業教科書株式会社。
武田英一郎・川戸藤吉編纂(1909)『簿記学辞典』勵業書院。
田中保平(1938)『商業教育論』成美堂書店。
東京商業図書研究会編(1953)『最新商業簿記』大原出版株式会社。
中野常男(1992)『会計理論生成史』中央経済社。
沼田嘉穂(1953)『商業簿記』実教出版株式会社。
原口亮平(1937)『簿記学』千倉書房。
久野秀男(1979)『英米(加)古典簿記書の発展史的研究』学校法人学習院。
福澤諭吉(訳)(1873)『帳合之法(初編一~二)』慶應義塾出版局。
福澤諭吉(訳)(1874)『帳合之法(二編三~四)』慶應義塾出版局。
藤本恕一郎(1905)『師範学校 簿記法教科書 全』文学社。
水野昭彦(2009)『福澤諭吉譯 帳合之法全四巻現代語譯』水野昭彦。
森島修太郎・森下岩楠(1878)『三菱商業学校 簿記学階梯(上・下)』森島修太郎・森下岩楠。
吉田良三(1904)『最新商業簿記学』同文館。

———(1907)『最新商業簿記』同文館。
———(1917)『最新式近世簿記精義』同文館。
———(1926)『改訂増補近世簿記精義』
———(1932)『三訂 商業簿記教科書 上巻』(三訂版)同文館。
———(1939)『改訂 中等簿記教科書』同文館。
四方一瀬(1997)「中学校教則大綱」期における学科目の教授要旨と教科書についての一考察(1)『記簿一』『教育学論叢』(国士館大学)第15号(1997年12月), 1-28頁。
文部省(1953)『高等学校商業科 学習指導書 簿記会計編』牧書店。
文部省実業学務局(1923)『商業学校簿記教授要綱』文部省実業学務局。
安田鋼太郎(1912)『再訂師範学校簿記教科書』宝文館。
渡邊泉(1983)『損益計算史論』森山書店。
———(1993)『決算会計史論』森山書店。

Bryant. H.B. H.D.Stratton, and S.S. Packard(1863), "Bryant and Stratton's counting - house book - keeping ; containing a complete exposition of the science of accounts in its application to the various departments of business...", N. Y. Ivison, Phinney & co.(The Michigan Historical Reprint Series)

———(1871), "Common School Book - Keeping ; Embracing Single and Double Entry," N. Y. Ivison, Phinney & co.(洋学堂書店 1994年復刻版)。

Carlson.P.A. A.L.Prickett.and H.L.Forkner(1940), "20th Century Bookkeeping and Accounting eighteenth edition" Cincinnati ···,South-Western Publishing Company.

Folsom E.G.(1873), "Folsom's logical bookkeeping ; the logic of Accounts:a new exposition of the theory and practice of double-entry bookkeeping, based in value as being of two primary classes commercial and ideal ...for students and business men." N.Y. A.S Barnes & co.(洋学堂書店 1995年復刻版)。

Klein.J.J.(1917a), "BookKeeping and Accounting," New York, ,D.Appleton - Century Co.

———(1917b), "Elements of Accounting ; Theory and Practice , " New York, ,D.Appleton..

Inglis.W.(1881), "BookKeeping by Single and Double Entry,With an Appendix containing explanations of mercantile terms and transactions,questions in book - keeping,etc" London and Edinburgh, W.&R. Chambers.(洋学堂書店 1999年復刻版)。

Marsh C.C (1871), "A course of Practice in Single-Entry Book-keeping; Improved by a Proof or Balance, and Applied to Partnership Business Designed for the Use of Merchants,Clerks and schools; Comprising a Series of Mercantile Transactions, Arranged to Form a Complete Course of Practice; Adapted to the Wholesale and Retail Business in the United States, " New York,D. Appleton and Co.

———(1873), "The Science of Double - Entry Book - Keeping, Simplified by the

Applications of an Infallible Rule for Journalizing; Calculate to Insure a Complete Knowledge of the Theory & Practice of Accounts : Being a Series of well Selected Mercantile Transactions so Arranged as to Form a Complete Course of Practice and Instructions ; Designed for the Use of Schools and Counting house in the United States ; including Numerous Examples of Mercantile Calculations ; and an Original Diagram Showing the Relations between the Account Books "
New York, Appleton and Co.

(江頭 彰)

図表 1 営業費勘定の赤記直接記入

This image shows a page from an account book for business expenses. The page is oriented vertically. On the left side, there are columns for '借方' (Debit) and '残高' (Balance). On the right side, there are columns for '貸方' (Credit), '摘要' (Description), '丁数' (Quantity), and '金額' (Amount). A vertical column on the far right is labeled '營業費' (Business Expenses). A small rectangular box is placed over the '摘要' column. The text '在之上' (On top) is written vertically near the top center. The date '一月二日' (January 2nd) is written vertically on the right side.

*営業費口座の貸方（下段）□の日付欄・摘要欄・丁数欄・金額欄はすべて赤記入である。

出所：(森島・森下 1878, 上 73)

図表 2 損益勘定の赤記直接記入

This image shows a page from an account book for profit and loss. The page is oriented vertically. On the left side, there are columns for '借方' (Debit) and '損益' (Profit/Loss). On the right side, there are columns for '貸方' (Credit), '摘要' (Description), '丁数' (Quantity), and '金額' (Amount). A vertical column on the far right is labeled '損益' (Profit/Loss). A large rectangular box is placed over the '摘要' column. The text '資本主' (Capital Owner) is written vertically on the left side. The date '一月二日' (January 2nd) is written vertically on the right side.

*損益口座の借方（上段）□の日付欄・摘要欄・丁数欄・金額欄はすべて赤記入である。

出所：(森島・森下 1878, 上 73)

3.3 工業簿記・原価計算の発展と簿記教科書 ——経済環境が原価計算に与える影響——

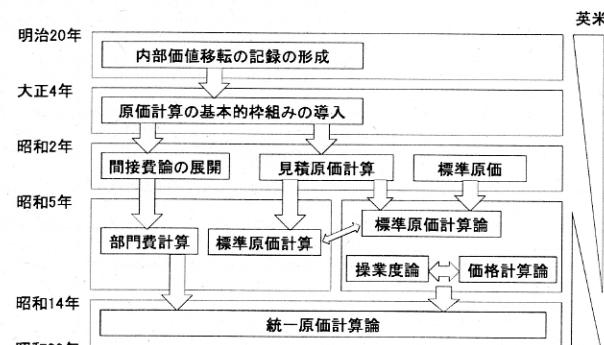
I はじめに

わが国において、最初に影響力のある簿記書が提示されたのは、明治6年に福沢諭吉が翻訳した『帳合之法』、およびアラン・シャンドの指導により大蔵省から出版された『銀行簿記精法』である。これらの文献については、『帳合之法』では商業簿記が、『銀行簿記精法』では銀行簿記を中心展開されており、その後の日本における簿記の普及と発展は、この両著書が基礎となっている。また、『帳合之法』は学校教育での利用を目的に出版されているのに対して、『銀行簿記精法』は銀行実務に重点を置き、実務と教科書が密接な関連性を持っていた⁽¹⁾。

その後、日本における工業化の進展、工業簿記の原理および英米やドイツで行われていた原価計算理論の日本への導入とその後の発展などによって、日本でも工業簿記の重要性とその必要性が高まっていた。さらには、産業や技術革新の進歩なども後押しとなり、工業簿記や原価計算に求められる役割や期待は更に大きなものへと変化していったのである。

工業簿記や原価計算に求められる役割や期待が広がるにつれて、日本における工業簿記や原価計算の文献の数も増えていった。また、図表1に示すように原価計算に関する新たな理論も見い出され、日本での工業簿記や原価計算の地位が確立されるとともに、簿記教科書についてもその影響を受けて内容に変化が見られるようになった。しかし、工業簿記や原価計算の発展と簿記教科書の変遷がどのように関わり合っているのかについては、これまで十分に明らかにはされていなかった。

図表1 日本における原価計算理論の形成過程



出所:(建部2003, 335)より一部修正

そこで本論文では、工業簿記の原理から原価計算理論への展開と、それが教育現場における工業簿記教科書に与えた影響について、これまでの原価計算理論の変遷を捉えながら考察を行う。特に、工業簿記教科書に対しては経済的な状況や原価計算準則などによる影響も大きく受けることから、それらの視点からも工業簿記教科書にどのような影響を及ぼしたのかについて考察する。

II 工業簿記の誕生初期

1 商的工業簿記の時代

工業簿記や原価計算は、もとをたどれば商業簿記に帰結する。日本においては、明治時代に入り、近代化を目指した國作りを進めていく過程において、富国強兵をテーマとし、殖産工業政策を進めていた。殖産工業政策については、内務省および明治3年に設置された工部省を中心として進められた。その際、富国強兵をキャッチフレーズとし、旧幕府の直営鉱山であった佐渡や生野鉱山を官営化することや、横須賀などでは官営の軍需工場が建設されるなど、軍事工業に特に重点が置かれていた。

岡本(2000)は、工業簿記の始まりについて次のように述べている。

「…産業革命によって工場制企業が台頭してくると、新たな計算理論と技法によって、生産物の製造・販売につきその原価を記録し計算する必要が生じてくる。しかしながら原価計算はまだ工夫されていない段階では、製造会社の業務活動はやはり従来から使用してきた商業簿記によって記録し計算するほかはない。このように、商業簿記の記帳記録方法を、そのまま工企業にあてはめた会計が、商的工業会計である⁽²⁾。」

このように、工業簿記に関心が集められるようになったのは機械化の進行がきっかけとなっている。すなわち、それまでは製品の製造原価を把握することについてそれほど重要視されていなかった。それは、工業化がそれほど進んでいなかった時代には、製品を製造するために必要な材料費は、購入した材料と消費した材料を計算することで求めることができ、また製品の製造を行う工員の給料などの労務費は、工具に対して支払われた賃金としての金額により認識することができたからである。そのため、商業簿記の記帳記録方法を用いることによって、製品の原価を算出することが可能であったと考えられる。

しかし、機械化が進むにつれて、製品の製造原価に占める間接費の割合が高まり、その結果、製品の製造原価を正確に把握することが困難となっていました。

2 『製造所簿記教科書』

工業簿記に関する書物は、日本で最初に影響力を与えた商業簿記教科書である福沢諭吉や、銀行簿記を指導したアラン・シャンドによる簿記書の出版から遅れること14年後の明治20年に、有澤菊太郎によって編集された『製造所簿記教科書』に見ることができる。

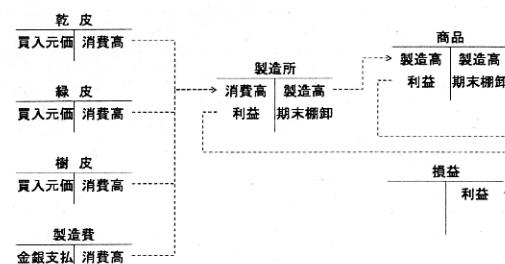
『製造所簿記教科書』では、工場制を採用している製皮業での簿記について例示されている。そこでは、主要簿として仕訳日記帳と元帳が、また補助簿として金銀出納帳、受取手形の部と支払手形の部が示された手形帳が紹介され、それらの帳簿に基づいて試算表や資産負債表、損益表が作成されている。

また、工業簿記特有の勘定として、乾皮や緑皮、樹皮などといった材料を表す諸勘定、

金銀で支払われた労務費や経費などの製造費用については製造費勘定に一括して集計され、材料を表す諸勘定や労務費、経費などの製造費用の消費高は各勘定の貸方に記入される。そして、製品の製造に要した製造原価は製造所勘定の借方に振り替えられている。

原価集計構造について図示したものが、図表2である。これを見るとわかるように、製造所勘定については、乾皮や緑皮、樹皮などの材料費や、金銀で支払われた製造費用の消費高が借方に転記されている。それに対し、完成した製品については、内部利益を含んだ金額をもって商品勘定の借方へと振替えられている。その結果、製造所勘定の貸方には内部利益を含む完成品原価、および期末棚卸原価が計上されることとなる。このことは、商品売買の記帳における総記法と類似していると言える。

図表2 『製造簿記教科書』上篇の勘定体系図



出所：(有澤1887, 10-18, 60-74)および(建部2003, 44)より一部修正

このように、日本において工業簿記は教科書としての導入がまず行われており、製造所勘定を用いた製造原価の集計が行われている点を見ると、商業簿記とは区分された「工業簿記」として扱われているように見受けられる。しかし、製造所勘定が原価と売価を交えた勘定となっている点は、原価の正確な計算が行われているとは言い難く、商的工業簿記の要素が残っていることを示している。

3 勝村栄之助『工業簿記学教科書』

1900年には、東京簿記全修学校の勝村栄之助による『工業簿記学教科書』が出版された。『工業簿記学教科書』は、総論と工業簿記という2つの章から構成されている。工業簿記の章では、第1節において工業簿記大意を、また第2節以降においては、鉱業簿記での記帳および計算方法について具体的に示されている。

鉱業簿記について、会計部に置かれている帳簿は、主要簿として仕訳日記帳、元帳、金銀出納帳が、また補助簿として鉱区記録、固定資本明細表、燃料出納帳、荷造品出納帳、需要品出納帳、鉱夫一人別勘定帳が設定されている。また採鉱部では補助簿として鉱夫就業帳と粗鉱出納帳が、精煉部には補助簿として鉱夫就業帳、粗鉱出納帳、製品出納帳が、購買部には製品出納帳が補助簿として設定されている。

しかし、鉱業というある種特殊な業種における簿記について説明されているが、複雑な

製造工程が存在するわけではなく、また製造勘定についても示されていない。そのため、原価の計算は、図表3に示すように製品出納帳上において行われている。

図表3 製品出納帳

明治 年	原 価			製 品			販売部送			残 高			備考
	一ヶ月経費	金入価額	合 計	量 目	単 価	価額	量 目	価額	量 目	価額	量 目	価額	

出所：(勝村1900, 89)より一部修正

III 大正期における工業簿記と原価計算

1. 吉田良三『工業簿記教科書』

大正7年になると、吉田良三による『工業簿記教科書』が出版された。吉田は大正6年に、日本で初めて海外文献の翻訳ではない独自の原価計算文献として『工場会計』を出版しており、本教科書は前年に出版された『工場会計』を基礎に書かれたものであると想定できる。

吉田は、教科書の中で、工業簿記の必要性について次のように述べている。

「製造業が隆盛となり工業の経営が大規模複雑となるに伴れ、製品代価は専ら需用供給関係にて定まるが故、製造家は一面に於て競争の増加に依り、他面に於て原料費賃銀等の騰貴に依り、漸次其企業利潤を減少するに至るべし。茲に於て、彼等が其利益を維持増進するの手段は、製品原価を正確に知り生産費の内容を明かにすることに依つて、生産能率の増進を計り原価の減少を企図するの外なく、此結果製造家は其工場に適当なる原価計算制度を設定し、之が記録計算を正確に行ふ為め工業簿記を大に必要とするに至れり⁽³⁾。」

この記述からわかるように、工業簿記の役割として製品原価の正確な計算、生産能率の向上、原価の削減という3つの点が期待されていることがわかる。それに加えて、適切な原価計算の設定が必要とされていることから、それまでの工業簿記だけではなく、制度としての原価計算をもってこれを達成しようと考えていることが明らかである。

吉田による『工業簿記教科書』では、工業簿記の役割や原価計算の必要性だけではなく、原価の分類や製品への配賦などといった原価計算の方法について多くの記述がなされている。まず、原価の構成要素についてであるが、吉田は原価の構成要素について図表4に示す原価構成表を提示している。これは現在の原価計算における原価構成要素とほぼ同じものであり、日本においては、吉田によって現在の原価構成要素の原型が紹介されたと考えることができる。

しかし、当時の教科書について、現在の原価計算における会計処理とは異なっている点も存在する。それは間接費の取り扱いについてである。吉田は、『工業簿記教科書』において、間接費を製造間接費と一般間接費とに区分できるとしている。ここで的一般間接費

には、製造には関連しない営業部や総務部で発生する販売費および一般管理費が含まれている。そして、現在の原価計算と最も異なっている点は、製造間接費も一般間接費もともに特定の製品に対して直接的に賦課するか、あるいは適切な標準によって全ての製品に配賦することを示唆している⁽⁴⁾という点である。このことは、発生する原価について、それを販売価格に反映させることによって全てを回収することが想定されており、販売価格の決定を念頭に置いた製品原価の正確な計算が求められているとともに、それが最も重視されていたと考えることができる。

図表4 原価構成表

		30 利益		
	15 一般間接費		販 売	
20 製造間接費		総 原 価	代	100
15 労 働 賃	直 接 35	製 造 55		
20 原 料		原 価	価	
出所：(吉田1918, 8)				

2 原価計算の位置づけ

このように、吉田が大正6年および7年に記した著書において、それまでの工業簿記を中心とされていた工業簿記文献から、原価計算へとその中心が拡大されてきたことが明らかとなった。また図1にあるように、建部(2003)は日本における原価計算理論の中で、大正4年から昭和2年の期間について原価計算の基本的な枠組みが確立される時期として捉えており、それは英米による原価計算文献の翻訳書が盛んに出版されたことによって達成されたことを明らかにしている。

この時代は、第一次世界大戦に端を発した大戦景気と呼ばれる好景気により、工業生産力の増大が図られるようになっていた。このことは、日本における工業の高度化が進行したことを見出している。

それだけではなく、この時代には、おもに英米で出版された原価計算書を翻訳した原価計算文献が数多く出版されるようになった。その結果、それまでは工業簿記が商業簿記の一部として認識されており、原価については製品勘定などに集計することで算出されていたが、英米の原価計算文献を翻訳したもののが出版されたことによって、日本で初めて原価計算論が形成されることとなった。

3 工業簿記教科書としての位置づけ

大正11年に行われた第30回全国商業学校長協議会の議事録によると、学科課程における工業簿記の位置づけを次のように求めている。

- 「…商品若ハ商業実践ヲ缺キタル場合又ハ商品及商業実践ヲ共ニ缺キタル場合ニ在リテハ左ニ例示スル如キ方法ニ依リ適宜其ノ時間ヲ配当スヘシ
- 一 工業經營ニ重キヲ置ク場合ハ工業大意及工業簿記ノ教授時数ヲ増加シ工場管理計理学等ノ学科目ヲ加設ス
- 一 簿記及計理ニ重キヲ置ク場合ハ商業算術及簿記ノ教授時数ヲ増加シ計理学、商業法規等ノ学科目ヲ加設ス…⁽⁵⁾」

このように、工業經營に対して重点を置く場合には工業簿記に当てる時間を増やし、工業簿記に対しても教育上の重点を置くことが提起されている。すなわち、英米の原価計算に対する書物を翻訳した文献が数多く見られるようになった大正初期より、機械化、産業化が進展し、それにともなって工業簿記ならびに原価計算に対する要求も高まっていったと言える。

IV 昭和初期における工業簿記教科書

1 標準原価計算の普及

昭和初期になると、世界では昭和4年に世界大恐慌が生じ、欧米各国はニューディール政策やブロック経済など、様々な形でその状況を乗り切ろうと努めていた。このことは日本でも例外ではなく、世界大恐慌への対応策の一つとして、昭和5年には臨時産業合理化局が設置されることとなつた。その結果、日本では産業合理化運動が推進され、能率の向上やムダの排除、あるいは原価の削減を促進するために、原価計算が標榜されるようになつた⁽⁶⁾。

原価の削減や生産能率の向上を達成する必要性が求められたという時代背景もあり、日本では標準原価計算に関する研究が数多く展開されるようになった。

2 太田哲三『工業簿記教科書』

昭和9年に出版された太田哲三による『工業簿記教科書』においても、標準原価計算に関する記述が見られる。『工業簿記教科書』では、原価の種別を説明する際に、実際原価と見積原価、標準原価の3つを区別して説明している。その中で、見積原価については、過去の実際原価を基礎に将来の見込みを考慮した上で計算される原価であり、請負價格や注文引受け代価を決定する際に多く用いられるとしている⁽⁷⁾。

また、標準原価については次のように示されている。

「標準原価とは事業の能率が標準的に運営されている場合の原価であって、見積原価と同様に会計記録と独立して計算され、実際原価と照合して、工業經營の不能率を検するため利用される⁽⁸⁾。」

このように、標準原価計算は工場における不能率改善のためのツールとして用いられてきた。すなわち、産業合理化の波によって原価管理の必要性が生じ、標準原価計算を教科書として指導することが必要と考えられていたことがわかる。

さらには、総原価について次のような記述がなされている。

「…注文生産又は請負作業では製造費と販売費との区別が困難であるから、製造原価を計算せず、直ちに総原価を算出するのである。然るに、在庫品生産の工業では、製造原価の計算を以て原価計算の一段落とし、総原価の計算は単に価格決定に際し参考として行はれるに過ぎない。これ工場に於ける製品の原価は製造原価に外ならないからである。従って販売費、総係費は原価計算以外の科目として、損益計算に表はれるのである⁽⁹⁾。」

このように、受注型生産方式を採用している企業においては、製造費と販売費の区別が難しく、販売費及び一般管理費も含めた総原価を算出することになるが、特に大量生産方式を採用している企業においては、総原価を計算することの目的は価格決定の参考としてではなく、むしろそれまでに重要視されてきていた販売価格決定よりも、原価管理に主眼が置かれるようになってきていることも、のことから明らかであろう。

V 統一原価計算制度下における原価計算の目的

1 統一原価計算制度

昭和12年7月に、中国軍と日本軍の間で発生した蘆溝橋事件を境として、中国各地では両国間の紛争が頻繁に勃発するようになった。当時の日本の内閣は紛争を拡大させない方針を表明していたが、結果的に日本と中国の全面戦争となり、さらには日中戦争の長期化へと進んでいった。

日中戦争が長期化することによって、日本経済は次第に戦時経済の体制へとシフトせざるをえなくなった。すなわち、それまでは産業の合理化を推進することを目的として商工省の臨時産業合理化局が設置され、簿記会計の発展にも寄与していたが、昭和12年に臨時産業合理化局は廃止され、統制局と統制委員会が設置されることとなった。また、昭和13年には国家総動員法が制定され、政府の強制的な権力によってその多くが管理されるようになった。

原価計算の領域においても、統制経済によって大きな影響を受けることとなった。それまでの原価計算では、「製造原価計算準則」に基づいて会計処理が行われていた。しかし、「製造原価計算準則」は自由競争を前提として考えられており、その下では原価要素の消費量や価格を管理統制することや製品の販売価格決定に対する基礎を構築すること、さらには明瞭性かつ正確性を持った損益計算を行うことが目的として列挙されていた。

しかしながら、原価計算の目的が異なってくると、それとともに原価の基礎概念(カテゴリー)も変化することになる。そのため、新しい戦時強制経済段階に適応するために、原価計算の目的を根本的に見直す必要が生じてきたのである⁽¹⁰⁾。

2 「製造原価計算準則」と「軍需品工場事業場原価計算要綱」の相違

そこで次に、「製造原価計算準則」と「軍需品工場事業場原価計算要綱」における原価計算の目的の相違について考察する。

「製造原価計算準則」では、原価計算の目的として原価要素の消費量や価格を管理統制するという経営管理目的、製品の価格決定に対する基礎の構築という価格政策目的、明瞭

性かつ正確性を持った損益計算に役立つ情報の提供という財務計算目的の3つの目的を掲げており、多様性を持つことによって自由競争市場における工業簿記の有用性を明確にしようと考えられていた。

しかし、統制経済下となったことを受けて、昭和14年には「陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱」が、また昭和15年には「海軍軍需品工場事業場原価計算準則」が制定された⁽¹¹⁾。「原価計算要綱」では、統制経済下において軍需品の調達が最優先に考えられていることから、政府による軍需品の調達価格を決定するための基礎情報として原価計算が利用されるようになった。

価格決定を前提に考慮されている点を考慮すると、「製造原価計算準則」と「原価計算要綱」ではいくつかの相違点が見られる。黒沢(1990)によると、1つは、原価計算のタイミングについてである。「製造原価計算準則」では、標準原価計算に関する項目が設定されるなど、原価計算について事前計算と事後計算の両方が認められている。それに対し、「原価計算要綱」では事後計算についてのみ規定されており、事前計算は認められていない。

同じように、原価計算に用いる原価についても異なっている。「製造原価計算準則」では、実際原価計算はもちろんあるが、標準原価計算、全部原価計算や部分原価計算なども選択肢の1つとして認められている。しかし「原価計算要綱」においては、実際に発生した全部原価のみが原価計算対象として認識されるのであって、標準原価や予定原価を利用した原価の集計や部分原価計算など、種々の原価計算手法については認められていないのである。

販売費および一般管理費についても、両者には相違点が存在する。「製造原価計算準則」では、製品の製造に要した原価を製造原価として位置づけており、製造原価を適切に算出することにその主眼が置かれていた。ところが、「原価計算要綱」では軍需品の調達価格を決定することに重きが置かれているため、製造原価に販売費および一般管理費を加えた総原価についてもその算出が重要な目的となっている。

VI 実業教育振興中央会『工業簿記』教科書

1 製造原価の算定と製造勘定

昭和18年の簿記教科書では、製造原価について製造に必要な直接材料を表す材料費、製品の製造を行う直接工に対する賃金である工賃、その他の原価である間接費の3つから構成されている。また、それぞれの費目に対して材料費仕訳帳、工賃仕訳帳、間接費仕訳帳といった特殊仕訳帳が設けられており、これらの特殊仕訳帳から総勘定元帳へと転記すると同時に、仕掛品仕訳帳、製品仕訳帳へと製品の流れに合わせて集計することで、製造原価を算出している。

2 販売費及び一般管理費の取り扱いとその相違

実業教育振興中央会の『工業簿記』教科書では、販売費および一般管理費について次のように述べられている。

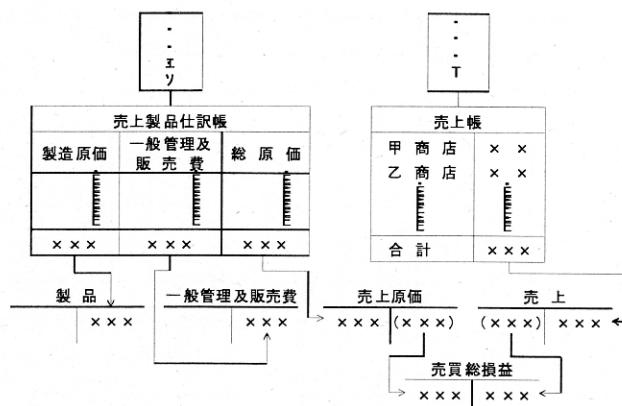
「一般管理及び販売費も個別原価計算法を採用する場合の製造間接費と同様、予め見積

額を定め、これを販売の行われる度毎に適当な割合で製造原価に賦課して行くのがよい⁽¹²⁾」。

この記述を見ると、製造原価の計算において材料費、労務費、経費を集計することはもちろんのことであるが、販売費及び一般管理費についても、製造原価に加えて総原価として集計した後に、各製品に対して配賦することによって、個々の製品との対応関係を図ろうとしていることがわかる。

それまでの工業簿記教科書では、販売費及び一般管理費について損益勘定に振り替え、各製品と個別対応を行ってはいなかった。しかし、昭和18年に出版された工業簿記教科書では、この点について製品との個別対応が促進されている。図示したものが図表5である。この図表を見るとわかるように、売上原価として製品の製造原価と一般管理及販売費を合計した総原価を計上しており、売上高と総原価を対比することで売上総損益を算出している。

図表5 製品の販売に関する記帳手続き



出所:(? ? ? ? ? ? ? ? ? ? 1943,125)

このことは、昭和23年に発令された製造工業原価計算要綱の影響によるものと考えられる。製造工業原価計算要綱の第41では、一般管理及販売費について販売直接費と一般管理及販売間接費とに区分することが提起されており、特定の売上製品に対して跡づけることが可能な販売直接費については、各製品に対して直接的に跡づけることでその金額を製品に負担させることが示されている。

また第42では、一般管理及び販売管理費について、売上製品や製造された製品の製造原価や加工費を基準として、売上製品や製造された製品にそれぞれ配賦することが示されている。

このように、一般管理及販売費についても各製品に配賦することによって、各製品の製造に要したすべての原価を把握することが目的として考えられていた。すなわち、戦時中

の日本経済は政府による統制経済下であって、軍需用物資の納入価格を適正に計算するためには、全ての原価を積み上げた上で適正な利潤を付すことが求められていた。そのため、営業活動にともなって発生する一般管理及販売費についても各製品に配分し、製品の適正価格を算定することが目的とされていた。

VII おわりに

日本において、工業簿記および原価計算の発展は、その時代背景と経済状況の変化などにより大きく左右されてきた。それとともに、工業簿記および原価計算の教科書についても、その内容に大きな変化が見られた。初期の工業簿記教科書においては、どちらかと言えば商的工業簿記の要素が強く、製造に要した原価を製造勘定に集計するとともに、販売によって引き出した製品の売価と比較することによって、製造勘定上において利益を計算することが行われていた。すなわち、そこでは製品を販売することで得られた利益の計算に主眼が置かれていたと考えることができる。

その後、次第に製品原価の計算にも目が向けられるようになった。それは欧米からの原価計算論の輸入がきっかけであり、これによって製品の販売価格を決定するために原価計算を利用するという考え方が一般的となっていた。そのため、すべての原価を回収できるだけの販売価格を設定する目的から、販売費および一般管理費についても各製品に配賦することが行われていた。

昭和初期となり、産業の合理化が進むにつれて、原価計算に求められる目的が価格決定目的だけではなく原価管理にも拡大されるようになった。そこで、日本では標準原価計算論が注目され、教科書においても標準原価及び標準原価計算に関する記述も数多く見られるようになった。

しかし、統制経済体制がとられるのと同時に、軍需品の調達価格決定が主目的とされるようになり、再び原価計算に求められる役割が変化した。それに合わせて、工業簿記教科書においても、価格決定を主目的とした販売費および一般管理費の取り扱いが行われるようになったのである。

このように、工業簿記や原価計算に対する役割や期待の高まりに合わせて、工業簿記教科書ならびに工業簿記に関する学科課程の見直しが行われ、実務を視野に入れた教科書の取り扱いが行われていたと考えができるであろう。

注

- (1) 建部(2003), 38-39頁。
- (2) 岡本(2000), 57頁。
- (3) 吉田(1918), 3頁。
- (4) 前掲書, 6-7頁。
- (5) 東京府立第二商業学校(1922), 19頁。
- (6) 建部(2003), 175頁。
- (7) 太田(1934), 14頁。
- (8) 前掲書, 14頁。
- (9) 前掲書, 13-14頁。

- (10) 黒沢(1990), 370 頁。
- (11) 本論文では、「陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱」と「海軍軍需品工場事業場原価計算準則」を合わせて「原価計算要綱」として表記している。
- (12) 実業教育振興中央会(1943), 116 頁。

参考文献

- 有澤菊太郎(1887)『製造所簿記教科書』加藤鎮吉, 岩藤錠太郎。
- 太田哲三(1934)『工業簿記教科書』高陽書院。
- 岡本清(2000)『原価計算〔六訂版〕』国元書房。
- 勝村栄之助(1900)『工業簿記学教科書』積善館。
- 久保田秀樹(2001)『日本型会計成立史』税務経理協会。
- 黒澤清(1990)『日本会計制度発展史』財經詳報社。
- 経済企画庁(2000)『平成12年度 年次経済報告』経済企画庁。
- 実業教育振興中央会(1943)『商業学校教科書編纂趣意書 第一輯』実業教育振興中央会。
——(1943)『工業簿記』実業教科書株式会社。
- 東京府立第二商業学校(1922)『全国商業学校長協議会議事録』東京府立第二商業学校。
- 建部宏明(2003)『日本原価計算理論形成史研究』同文館。
- 東京商業図書研究会(1963)『三訂工業簿記』大原出版。
- 沼田嘉穂(1959)『工業簿記 改訂版』実教出版。
- 平林嘉博(1997a)「明治期における工業会計」黒田全紀編『会計の国際的動向』同文館,
161-180 頁。
- (1997b)「大正期における工業会計—工業会計の理念・目的を中心にしてー」『研究年報「経済学」』第 58 卷第 4 号, 161-172 頁。
- 村瀬玄, 小野澤義勝(1940)『新訂工業簿記』浩文館。
- 茂木英雄(1923)『工業簿記』松邑三松堂。
- 柳楽健治(1924)『工業簿記講義』共立社。
- 山下正喜(1995)『三菱造船所の原価計算』創成社。
- 吉田良三(1918)『工業簿記教科書』同文館。
- (1928)『工業簿記と原価計算』同文館。
- 渡部明(1928)『工業簿記』寶文館。
- Littleton, A. C.(1933), *Accounting Evolution to 1900*, NEW YORK: THE AMERICAN INSTITUTE PUBLISHING CO. 片野一郎訳(1978)『会計発達史 増補版』同文館。

(望月信幸)

補章2 極式簿記と利益計算方法

一利益観を中心として

I はじめに

代表的な利益観である資産負債中心観・収益費用中心観は、後述のように、会計の基本的な計算構造に関連する利益に関する見方であり、広範な意味を持っている。他方、財産法・損益法は、どのように利益を計算するかという利益計算原理である。そして、財産法の考え方には、種々のものがある。しかし、これは貸借対照表上で期首期末における残高の2時点比較によって純資産増加額として利益を計算する方法(2時点比較法)であるという点では共通する。そして、複式簿記を基礎とする現代の企業会計の流れを、収益費用中心観から資産負債中心観へ転換しつつあるものと見ることを前提として、ここでは、複式簿記と利益計算方法を利益観との関連で検討し、代表的な利益観である資産負債中心観・収益費用中心観と財産法・損益法等の関係、特に資産負債中心観は、主たる利益計算方法として財産法というよりも、財貨動態論的な考え方に基づく(資産負債期中)変動差額法とより良く結びつくことを明確にすることを目的としている。

II 極式簿記と利益計算方法

1. 極式簿記の定義

ここでは、複式簿記以前に実務として存在した単式簿記との比較を行うことによって、複式簿記を相対的に位置付け、その構造的な特徴をより明確化するために、簿記の意義と種類、単式簿記と複式簿記の差異、財産法と損益法の内容等を明確にしていくこととする。

(1) 簿記の意義と種類

簿記は、当初企業内部の財産の管理等のための記録計算のための手段であったが、その後企業や産業の発展に伴って、利害調整や意思決定のために企業外部へ報告を行うための記録計算の手段ともなってきた。それゆえ、簿記のルーツは、経済活動についての内部的な記録計算とそれによる財産の管理等のためのものである。そして、本稿で簿記とは、企業等の経済主体がその経済活動として行った(簿記上の)取引を一定の法則に従って貨幣数値により帳簿等に記録計算し、計算書に表示する技術のことである(岩崎 2007, 1)。なお、代表的な簿記の種類には、図表1のように、単式簿記(全ての取引につき貸借の二面的ないし二重分類的記入ルールを持たない簿記)と複式簿記(全ての取引につき貸借の二面的ないし二重分類的記入ルールを持つ簿記)と考えられる。そして、ここで想定している単式簿記は、複式簿記が成立する以前の簿記ないし複式簿記成立以後の複式簿記以外の簡略式簿記のことである。このうち以下では、特に限定がなされない限り、現在世界的に実務上使用されている複式簿記を前提として、議論を進めることとする。

ここで、複式簿記とは何か、また、それは記録計算の構造的・原理的な仕組みに関してどのような特徴を持つものなのかということを明確にするために、複式簿記が制度化される以前に実在した単式簿記との比較をすれば、図表1のとおりである。

図表1 単式簿記と複式簿記

摘要	単式簿記	複式簿記
①記入方法	単式記入	全ての取引を二重分類的記入(複式記入)
②勘定科目	stkとしての実在勘定	stkとしての実在勘定とフローとしての名目勘定
③基本目的	財産計算(財産管理)	財産計算と利益計算
④利益計算 (計算構造)	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも利益計算を想定していない 必要に応じて(複式簿記と結合しない原初的な)財産法による利益計算 残高勘定の使用 期末純財産一期首純財産=利益 残高としての実在勘定を通しての結果計算としての利益計算 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず利益計算を想定している (複式簿記と結合する近代的な)財産法*1と損益法による利益計算 損益勘定の使用 収益-費用=利益 フローとしての名目勘定を通しての(財の変動)原因計算としての利益計算
⑤記録	発生時に継続的に記録	発生時に継続的に記録
⑥帳簿	(stk勘定についての)補助簿	<ul style="list-style-type: none"> 主要簿としての仕訳帳・総勘定元帳 補助簿
⑦財務諸表 の作成	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも財務諸表の作成を想定しない 棚卸法の適用 財産目録から貸借対照表の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず財務諸表を作成 誘導法の適用 帳簿から貸借対照表と損益計算書の作成
⑧測定基礎	基本的に収支	基本的に収支

出所:(岩崎 2011, 83)(一部変更)

(2) 複式簿記の位置づけ

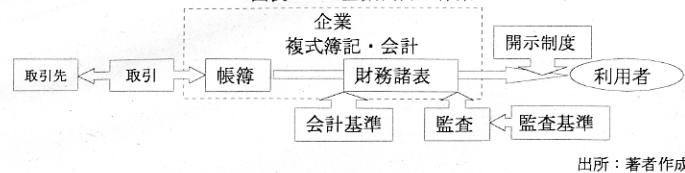
① 複式簿記と会計

複式簿記と会計の関係すなわち会計に対する複式簿記の位置づけについてであるが、複式簿記は、企業が行った一定の経済取引を(会計理論で決定された認識基準・測定基準・報告基準に基づき)財務情報として認識・測定・記録・計算・表示するための技術(的側面のもの)である。これに対して、会計は、それに加えて、どのような財務情報をいつ計上するのか(認識)、それらをどのような測定基礎に基づきいくらで計上するのか(測定)、さらにどのような財務情報を、どのような形式で提供すべきか(報告)等の判断を行う理論的な側面を含むものである(渡邊 2008, 229)。それゆえ、複式簿記は、企業の全ての経済活動(取引)を、原因結果等を基礎として二面的ないし二重分類的記録するシステムという意味で、現行の企業会計を認識・測定・記録・計算・表示という技術的な側面から支えるシステムである。それゆえ、そこで示される会計情報は、複式簿記によって二重に分類・処理された財務情報といえる。従って、上述のように、複式簿記と会計は全く別物ではなく、会計の計算技術的な側面を複式簿記が担っているものといえる。また、会計は、企業の経済活動を簿記的な記帳技術を用いて記録し、それを基に財務情報を作成し、それを利用者に報告するものである。

② 企業会計の体系

企業会計は、企業活動(取引)を質と量すなわち勘定と金額等によって認識、測定、記録、表示する社会的・制度的なシステムである。そして、図表2のように、この企業会計を上手く機能させるためのサブ・システムとして、測定システムとして複式簿記が、報告システムとして開示制度が、財務諸表の信頼性確保システムとして監査が、そして財務諸表の作成及び監査の実施上遵守すべき基準システムとして会計基準・監査基準等がある。

図表2 企業会計の体系



③ 財務諸表と複式簿記

複式簿記により作成される代表的な財務諸表として貸借対照表と損益計算書がある。このうち貸借対照表の基本は、複式簿記によって継続記録した結果としての一定時点におけるストックである資本の調達源泉と資本の具体的な運用形態を表した計算書である。しかも、それは企業の全ての財務的なストックとしての資産、負債及び資本の一会計期間の増減変化（純資産の増減額を含む）の結果を示している。すなわち、会計の基礎には、実際の取引に伴う収入・支出するなわちキャッシュ・フローがあり、その収支を期間的に配分し、収支の未解決項目として示したものが伝統的な貸借対照表である。他方、損益計算書の基本は、複式簿記によって継続記録された一定期間における企業に拠出された元本（資本）の運用結果としての（資本取引は除く）資本の総増加額及び総減少額を示した計算書である。それゆえ、そこでは、全ての利益の発生源泉である財の変動原因をフローとしての収益及び費用という形で、またその結果として両者の差額を利益という形で示している。すなわち、会計の基礎には、実際の取引に伴う収入・支出するなわちキャッシュ・フローがあり、その収支を期間的に配分し、収益・費用となった収支の解決項目を示したのが伝統的な損益計算書である。なお、全ての複式簿記の継続的な記録は、資本の委託者に対する受託者としての経営者の受託責任の状況を示すものである。

(3) 複式簿記の特徴と意義

ここでは、複式簿記の特徴点と意義について検討していくこととする。（なお、これについての詳細な議論は、本書1. 1のIIIの2（第2の定義）を参照されたい。）

複式簿記の特徴を、伝統的な会計モデルとその他のモデルとを比較した形で示せば、次頁で示す図表3のとおりである。

図表3のように、複式簿記の計算構造的な特徴としては、企業において期中に生じた経済取引を、実在勘定と名目勘定の双方を用いて、貸借に二重分類し、原価等の一定の測定基礎に基づき、発生時点での会計帳簿に継続記録（貸借記入）し、期末に帳簿からの誘導（誘導法）と事実の調査による記録の修正（決算修正）と併用して、（財産計算的側面として）貸借対照表と（損益計算的側面の）損益計算書という財務諸表を作成すると同時に損益計算書と貸借対照表において利益の二重計算を行う簿記である、といふことがいえる。そして、ここでは、このような特徴を持つ簿記を複式簿記といふ（岩崎2011, 91）。

図表3 複式簿記の特徴と会計モデル

特徴	伝統的な会計モデル	部分公正価値会計モデル	損益計算型全面公正価値会計モデル*	純資産計算型全面公正価値会計モデル**
①取引の二重分類	分類技術的側面	○	○	○
②実在勘定と名目勘定	勘定的側面	○	○	○
③二重目的の計算構造	計算目的・計算構造的側面	○	○	○
④利益の二重計算	利益計算構造的側面	○	○	○
⑤発生時点での継続記録	記帳時点的・機能的側面	○	○	○
⑥主要簿	帳簿組織面	○	○	○
⑦誘導法	財務諸表作成技術的側面	○	○	○
⑧収支に基づくもの	測定基礎的側面	(○)*	×	×

（注）○：該当 ×：非該当

* 1：利益の源泉別計算を行うと共に、期末に全面公正価値評価を行うモデルで、複式簿記を前提とするもの。

* 2：複式簿記を前提とせず、利益の源泉別計算を行わず、期末に棚卸表から貸借対照表を作成するもので、全面公正価値評価を行うモデル。

* 3：収支の内容をどのように捉えるかによって結論が異なる。

出所：（岩崎2011, 90）

(4) 損益法・財産法

ここでは、後述の議論の前提として損益法・財産法の内容について確認しておくこととする。まず、損益法に関しては、収益から費用を差し引いて利益を計算する方法であるという点については、一般に異論が見られない。他方、財産法については、次のように、論者によって種々の考え方があり、必ずしも意見の一致を見ていない。すなわち、例えば、井上説によれば、財産法は図表4のように分類されるとしている。



（出所：井上1992, 108（一部修正））

図表4のように、財産法は期首・期末の残高としての資本を比較して利益を計算する方法（2時点比較法）であるという点で共通性があるが、その実質的な内容は、特定の利益概念が財産法にインプットされる項目と範囲を決定する。したがって、財産法は汎用性を持つ利益計算方法である（井上1992, 108-110）としている。

そして、武田説によれば、財産法は、次頁に示す図表5のように分類できるとしている（武田1963b, 114）。この場合、「決算比較法としての財産法は、発生主義損益計算法（損益法）に照応する近代的財産法である・・・（著者略）・・・決算比較法の原型が運動貸借対照表（全体的総額計算法）である」（同上, 112-113頁）。なお、「財産法という形式は全く『無色』のものであり、資産、負債の解釈いかんにより実質的内容が与えられるものと解されなければならない。それゆえ、財産法は静態論にも動態論にも共通の利益計算方法である」（武田1963a, 43）としている。

複式簿記を前提とする財産法	損益法	純資産計算を前提とする財産法	形態的類型
損益法	純資産計算法	純資産計算法	純資産計算法
純資産計算法	純資産計算法	純資産計算法	純資産計算法
純資産計算法	純資産計算法	純資産計算法	技術的類型

出所：(武田 1963b, 114)

また、岩田説でも、複式簿記と結びつかない原初的な財産法と複式簿記と結合された近代的な財産法がある（岩田 1987, 113）としている。さらに、利益計算方法は、図表6のように（なお、ここでは、利潤を利益へ変えている）分類され（岩田 1955, 9-11）、また、「収益費用計算と給付費消計算とは、ひとしく損益法の利潤計算である」（岩田 1955, 10）としている。

図表6 損益法と財産法

分類	内 容
(1) 損益法	収益=費用=利益 貨幣を計算対象とし、貨幣の収支計算に基づく利益計算
	給付=費消=利益 財それ自体を計算対象とし、物量計算に基づき財の価値の流れを表示する利益計算
(2) 財産法	期末純資産一期首純資産=利益 財の実在高を基礎とする利益計算

出所：筆者作成

以上のように、財産法については、例えば、同じ財貨動態論的な利益計算方法を武田説では（近代的）財産法に分類し、他方、岩田説では損益法に分類しているというように、種々の意見がある。しかし、財産法について、期首期末の純資産の残高の2時点比較法である点では共通する。また、損益法は収益から費用を差し引いて利益計算をするという点で共通する。そこで、以下では、特に限定がない場合には、これらの意味でそれぞれの用語を使用することとする。

この場合、財産法と損益法との関係について、両者を対立関係にあるものと見る見解と両者を補完関係にあるものと見る見解がある。後者の見解には、例えば、「財産法と損益法という、二つの異なる利潤計算の不可分にして必然的な結合関係こそ、企業会計における利潤計算の本質的な計算構造である。・・・（著者略）・・・両計算の結果を比較することによってはじめて、『計算と事実の照合』が行われることとなり、両者の対象表の比較による差異分析を通じて、『結果と原因との対照』が保証される」（岩田 1987, 51）というような見解である。本稿でも複式簿記を前提としているので、基本的にはこの立場を採用している。

以上のように、財産法・損益法の意義及び特徴点が明確にされた。そこで、次節では、

これらの財産法・損益法等と資産負債中心観・収益費用中心観との関係について検討に先立って、利益観の内容を明確にしていくこととする。

2. 利益観と利益計算方法の関係

(1) 利益観の意義

ここでは、後述の議論の前提として利益観の内容を確認していくこととする。周知通り、利益観に関しては、1976年にFASBから公表された討議資料「財務会計及び財務報告のための概念的枠組みに関する諸問題の検討：財務諸表の構成要素及びその測定」（FASB1976, 以下、「討議資料」ともいう）によって詳しく検討されている。これによれば、代表的な利益観には、連繫観と非連繫観があり、さらに連繫観には、収益費用中心観と資産負債中心観があるとしている。

ここに、連繫観における「連繫」とは、「共通の勘定及び測定値を基礎とした損益計算書（及びその他の財務諸表）と財政状態表（貸借対照表）の相互関係をいう。連繫した財務諸表においては、利益は純資産の増加をもたらし、また反対に、純資産の増加は利益として表れる」（FASB[1976]par.72）ということであり、資本取引を除き、貸借対照表上の全ての純資産の増減変動が、複式簿記帳とクリーン・サープラス関係を基礎として、損益計算書上の純利益（ないし包括利益計算書上の包括利益）となるという相互関係があることである。ここでは、複式簿記に基づく財務諸表構成要素の有機的な関係の維持とクリーン・サープラス関係の維持が想定され、資産負債と収益費用とが相互に影響しあう関係にあるという考え方である。それゆえ、複式記入発生主義会計は、連繫を定式化したものであり、二重チェックを提供する（Ibid., par.82）としている。

ここで収益費用中心観とは、収益費用を鍵概念として、収益費用から財務諸表の構成要素の定義を始めるものである。すなわち、利益は、企業の効率の測定値であり、（財の変動原因としての）収益と費用の差額として定義される。この収益費用中心観において利益は、企業活動の成果（performance）を示すものとして、企業の達成した成果としての収益と、それを獲得するための努力（犠牲）としての費用を期間的に対応させ、その差額として計算される。収益・費用の当初認識においては、取引に基づき、過去・現在・将来のキャッシュ・フロー（現金収支）の金額である自己が参加した取引価額で測定される。そこで収益費用の期間帰属は、確定した取引をベースとするので、現金収支の時点とはタイミングが異なるが、それらの測定額は、全体（総額）として確定したキャッシュ（現金）によって枠づけられているという特徴がある（徳賀 2002, 149）。このような利益の典型例が、発生主義会計による実現利益としての純利益である。

他方、資産負債中心観とは、資産負債を鍵概念として、資産負債の定義から財務諸表の構成要素の定義を始めるものである。すなわち、利益は企業の富の増加額を示すものとして、資産負債の増減（変動）額として定義される。すなわち、利益は資産負債（財）の変動として示される。この場合、収益は当該期間の資産の増加及び負債の減少であり、費用は当該期間の資産の減少及び負債の増加として定義される。この資産負債中心観において利益は、1期間における企業の富又は正味資源の増加分の測定値であり、資産負債の期中の増減変動（財の変動）の結果として純資産純増加額として計算される。ここで鍵概念

は、将来の経済的資源としての資産であり、負債は、資産の反対概念として位置づけられ、将来の経済的資源の引渡し義務であるとされる。財務会計における基本的な測定プロセスは、資産負債の属性及びそれらの測定属性の変動を測定することであり、常に測定属性の選択問題が存在する。そして、このような利益の典型例が、今日的な用語で表現すれば、IASBの公正価値測定をベースとする包括利益である。

(2) 資産負債中心観・収益費用中心観と財産法・損益法等との関係

これまでの利益観や利益計算方法等に関する検討を前提として、ここでは、これらの関係について検討していくこととする。利益計算をする場合、図表7のように、財の状態の捉え方から三つのものが考えられる。すなわち、第1は、貨幣動態に着目し、期中における財の変動の原因を貨幣的に捉えて利益計算を行う動態的な利益計算方法であり、一般に損益法と呼ばれている。第2は、財貨動態に着目し、期中における財の変動（差額）それ自体を捉えて利益計算を行う動態的な利益計算方法であり、ここでは（資産負債期中）変動差額法と呼んでいる。第3は、期首期末における財の変動結果（残高）を捉えて、2時点間の残高比較により利益計算する方法であり、一般に財産法と呼ばれる方法である。

図表7 利益計算方式

概要		算式	利益観	計算法
複式簿記の採用	有	損益法 ^{*1} (1)利益=収益-費用 (2)利益=(資産増加-資産減少)-(負債増加-負債減少)-(元入資本増加-元入資本減少) …(a)	収益費用中心観 純資産増加額 ^{*2}	動態的計算法 ^{*3}
		利益=資産純増加-負債純増加-元入資本純増加 …(b)		
		利益=純資産純増加-元入資本純増加 …(c)		
	無	(3)利益=(期末資産-期首資産)-(期末負債-期首負債)-(期末元入資本-期首資本) …(a)	—	静態的計算法 ^{*4}
		利益=純資産純増加-元入資本純増加 …(b)		
		利益=純資産純増加-元入資本純増加 …(c)		

*1: 田中によれば、損益法は収益費用差額計算式、(資産負債期中)変動差額法は変動差額損益計算式、財産法は残高差額損益計算式と呼んでいる。なお、財産法には、複式簿記と結合しない原初的財産法と複式簿記と結合する近代的財産法がある。

*2: 利益はいずれの方法も結果としては、貸借対照表においては純資産増加額として現れる。

*3: 複式簿記に基づく期中の増減変化の記録を基礎とするもの

*4: 一定時点(期末)におけるストックの評価を基礎とするもの

出所: (岩崎 2004, 8), (田中 2012, 2)を参考にして岩崎作成

現行の複式簿記を前提とすれば、収益費用中心観の中心的な利益計算方式は、貨幣動態論的な考え方に基づき、収入支出を基礎として実現・対応という認識基準を適用して利益計算を行うものであり（高須 2012, 10）、（財の変動とその変動原因を生じさせる）期中取引（損益取引等）というフローをベースとした動態的な損益計算方法である表5(1)の損益法である。なお、注意すべきことは、このようにして計算される利益であっても、貸借対照表上においては、企業の（正味資源としての）純資産増加額を表わしているという点である。他方、複式簿記を前提とする資産負債中心観の中心的な利益計算方法は、前述の1(4)で検討したように、期中取引を資産負債の変動として収益費用を計上していく方法であるので、（期中取引の結果としての単なる残高の期首・期末の2時点間の増加額として期末に利益を計算する）(3)財産法ではなく、()財貨動態論的な考え方に基づき期中における個々の財の

数量的変動を貨幣的に捉えて利益計算を行うものであり（高須 2012, 12）、複式簿記を前提とするストックとしての資産負債の期中変動差額を捉えて利益計算を行う動態的な損益計算方法（田中 2012, 1）であるので、(2)（資産負債期中）変動差額法ということとなる¹⁰。

なお、(2)（資産負債期中）変動差額法と(3) 財産法との主な差異は、期中におけるフローとしての変動差額比較かないし期末におけるストックとしての残高比較かということであり、さらに、複式簿記と結合しない財産法の場合には、複式簿記を使用し、期中に継続記録するか否かの違いである。すなわち、(2)（資産負債期中）変動差額法は、財務諸表の連繋を前提として期中に複式簿記による継続記録を行う方法で、かつ期中において財の変動を継続記録し、利益を計算する方法であるのに対して、(3) 財産法は、期首期末の残高を比較し、利益計算を行う方法である。また、継続記録を不要とする静態的な損益計算方法である（原初的）財産法の場合には、継続記録がなく、期末の実地棚卸と時価等による評価を行う方法なので、損益計算書等の業績計算書は作成されず、利益の発生源泉は示されないこととなる。

このように、収益費用中心観の中心的な利益計算方法は損益法と結びつく。他方、資産負債中心観の中心的な利益計算方法は、財産法というよりも、財貨動態論的な（資産負債期中）変動差額法により直接的に結びつくことが明確にされた。

III むすび

以上の検討によって、次のことが明確化された。

複式簿記の定義に関しては、複式簿記とは、企業において期中に生じた経済取引を、実在勘定と名目勘定の双方を用いて、貸借に二重分類し、原価等の一定の測定基礎に基づき、発生時点で会計帳簿に継続記録（貸借記入し）、期末に帳簿からの誘導（誘導法）と事実の調査による記録の修正（決算修正）を併用して、（財産計算的側面としての）貸借対照表と損益計算的側面の損益計算書という財務諸表を作成すると同時に損益計算書と貸借対照表において利益の二重計算を行う簿記であることが明確にされた。

次に、代表的な利益観として資産負債中心観と収益費用中心観があり、これらは、会計の基本的な計算構造に関連する利益に関する見方であり、広範な意味を持っている。他方、財産法・損益法は、どのように利益を計算するのかという利益計算原理である。そして、財産法には、種々の考え方がある。しかし、そして、財産法には、複式簿記と結びつかない（原初的）財産法と複式簿記と結合する（近代的）財産法がある。両者は、共に一般に貸借対照表上で残高の2時点比較によって純資産増加額として利益を計算することでは共通するが、複式簿記を前提とするか否か等で全く異なるものである。そして、複式簿記を前提としない（原初的）財産法は、損益計算書や包括利益計算書が作成され得ないので、資産負債中心観と直接的には結びつかないことが明らかにされた。他方、複式簿記と結合する（近代的）財産法は、複式簿記を前提とすること、損益計算書や包括利益計算書が作成されることでは、特に問題は生じないが、その基本的な考え方が結果としての残高の2時点比較法による利益計算方法であり、期中の資産負債の変動及びその変動原因を即時のに計算記録し、利益計算を行うという考え方と整合しない。この考え方は、むしろ財貨動態論的な考え方である（資産負債期中）変動差額法に合致するということが明らかにされた。

注

- (1) ただし、武田説のように、ここでの（資産負債期中）変動差額法と同じ意味で、近代の財産法を使用している場合には、この意味での財産法でも同じことを示している。しかし、第1に、一般的に、前述のように、財産法は一定時点(期末)において残高の2時点比較法という意味で使用されているので、これと非常に混乱しやすいこと、第2に、財貨動態論的な利益計算方法を岩田説では、財産法ではなく、損益法としているので、このことを含めると、三つの利益計算方法を区別して呼んだ方が、混乱が少なくなると考えられるからである。

参考文献一覧表

- 石川純治 (2011)『複式簿記のサイエンス』税務経理協会。
井尻雄士 (1984)『三式簿記の研究』中央経済社。
岩崎勇 (2003)『基本財務諸表論』中央経済社。
—— (2005)『簿記の考え方と処理方法 [入門編]』税務経理協会。
—— (2007)『新会計制度の簿記』税務経理協会。
—— (2008)「公正価値会計モデルと複式簿記」『経済学研究』第75巻第1号 1-23頁。
—— (2011)「IFRS導入の複式簿記への影響」『経済学研究』第78巻第4号 81-109頁。
上野清貴 (2005)『公正価値会計と評価・測定』中央経済社。
浦崎直浩 (2002)『公正価値会計』森山書店。
大塚成男 (2003)「会計基準における利益観」『企業会計』第55巻第1号 72-78頁。
斎藤静樹 (2008)「コンバージェンスの未解決論点」『企業会計』第60巻第1号 4-10頁。
—— (2009)『会計基準の研究』中央経済社。
—— (2010)「世界金融危機と会計基準」『武藏大学論集』第58巻第1号 192-205頁。
—— 編著 (2002)『会計基準の基礎概念』中央経済社。
佐藤信彦 (1999)「FASBによる収益費用利益観・資産負債利益観と損益法・財産法」『経済集志』第64巻第4号 141-148頁。
鳴村剛雄 (1989)『会計学一般原理』白桃書房。
鈴木一水 (2003)「対応と配分の概念の普遍性」『企業会計』第55巻第1号 79-84頁。
徳賀芳弘 (2002)「会計における利益観」147-177頁、斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社。
田口聰志・梶原太一 (2008)「複式簿記の経済分析」日本簿記学会第24回関西部会レジュメ 1-26頁。
田代樹彦 (2008)「公正価値測定と複式簿記」日本簿記学会第24回関西部会レジュメ 1-12頁。
田中茂次 (2012)「会計、その神話の崩壊（9）」『経理研究』第55号 1-15頁。
新田忠誓 (1999)『財務諸表論究』中央経済社。
—— (2003)「簿記、会計の対象と資産負債アプローチ」『企業会計』第55巻第2号 4-10頁。
辻山栄子 (2007)「収益の認識をめぐる欧州モデル」『会計』第172巻第5号 1-22頁。
—— (2011)「会計基準の国際化と会計基準のメタ・ルール」『会計』第179巻第1号

52-67頁。

角谷典幸 (2009)『割引現在価値会計』森山書店。

藤井秀樹 (2011)『FASB/IASB改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ』『国民経済雑誌』第204巻第1号 17-40頁。

安平昭二 (2001)「勘定学説史」238-239頁 神戸大学会計学研究室編『第5版会計学辞典』同文館。

渡邊泉 (2008)『歴史から学ぶ会計』同文館出版。

—— (2010)「取得原価主義会計と公正価値」『会計』第178巻第3号 1-19頁。

FASB (1976)『Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement.』(津守常弘監訳 1997『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。)

(岩崎 勇)

IV まとめにかえて

I 本書の要約と意義

日本が慶應から明治に変わると、すでにわが国では帳簿に記録する技術が発達していた。それは、「中井家文書」⁽¹⁾等などの史料が現存している。その一つである周防国三田尻塩田の製塩業者における有富家の史料を検討してみれば、江戸時代から、2重分類的複式の様式で、認識・測定がなされる記帳システムが有効に機能していたことが確認された。このシステムは、今日の財務報告とほぼ同一の構造を有し、明治維新後半世紀を経た大正時代まで現役で機能していたのである。しかしながら、記帳方式は、和式帳合とよばれる單式記入の方式であった。

そして、明治維新を経て、諸外国に対抗するために、国家としてさまざまな制度が整えていくことになる。教育制度もその一つであり、1872年(明治5年)8月に「学制」を颁布し、はじめて記簿法を小・中学校の教科目に取り入れた。そして、その教科書として文部省は、米国の会計士兼簿記教育者のC. C. Marshが著した簿記書を小林儀秀の訳による『馬耳蘇氏式記簿法』として、1875年(明治8年)から刊行したのである。

この『馬耳蘇氏式記簿法』の原著であるMarshの著作を概観つつ、単式簿記における会計的認識と測定の構造を明らかにし、単式簿記の特色を考察するとともに、複式簿記の構造と機能の特色についても検討をした。これによると、Marshの単式簿記理論は、会計構造に光をあてるならば、単式簿記とはいって「2重分類的複式」の様式で測定・伝達がなされていること、キャッシュ・フローなどの重要な会計情報に関しては、総額で網羅的な会計記録がなされていたことが明らかとなつた。このことから、近代的な単式簿記とは複式簿記と同一の認識方法がとられ、その略式のシステムであることが理解されたのである。しかし、何故か利益計算については、純財産比較による間接的な方式でなされていた。

このように、学校制度のもとでは、1873年(明治6年)に刊行された福澤諭吉の『帳合之法』や『馬耳蘇氏式記簿法』が使用され、複式簿記の学習が行われていた。一方、経済界に目を向けてみると明治政府は、新しい通貨制度に対応するために、国立銀行条例・同成規を1872年(明治5年)に公布し、1873年(明治6年)創立された第一国立銀行以下150余行が、それに準拠して設立された。それらの新設銀行に統一的に実施させる目的で大蔵省は、A. A. Shandの原著を翻訳捕捉し、1873年(明治6年)12月に『銀行簿記精法』として刊行している。この『銀行簿記精法』は、銀行のみならず一般企業にも影響をあえた。

しかしながら、わが国では、この時代においてはまだ小規模の事業体が圧倒的多数をしめており、それらの事業体での記帳方法として、わが国固有の記帳システムである和式帳合が実践されていた。それが、「和单更正法」であった。この「和单更正法」とは、この時代に相応しいと考えられていた和式帳合や単式簿記の知識から洋式簿記である複式簿記への知識へ転移させるために実践された指導方法である。

この「和单更正法」の簿記書として挙げられるのが、藤井清の編集による『略式帳合の法附録』である。この『略式帳合の法附録』は、当時の神戸商人の取引実例を記帳例示したもので、1878年(明治11年)11月に刊行され、『帳合之法』(福澤1873)、『馬耳蘇氏記簿

法』(小林1875)ならびに『銀行簿記精法』(Shand1873)を基本としたものであった。

この(藤井1878)を対象として、会計構造を考察してみると、そこには複式簿記と同様に「2重分類的複式」の認識・測定方法がとられ、誘導的計算構造がとられていることが明らかになった。そして、ここでは、純資産比較による損益計算が論じられ、損益の認識・測定においては叙述されたものの、全体の損益比較としての利益計算は論じられていないことが明らかになつた。

さらに、単式簿記である『訂正新編簿記例題單式之部』(兵庫1887)ならびに『訂正 新編簿記例題解式單式之部』(久保1889)を対象として考察してみると、純財産比較と損益比較による2つの損益計算が叙述されていることが、明らかになつた。そして、純利益の資本金口座への移転は、総勘定帳における純資産比較から行われていることが明らかにされたのである。このように、明治時代中期の簿記書の変遷を辿ることにより、誘導法的な損益計算構造が確立されていく姿が歴史的に明らかにされたのである。

さらに、わが国に大きな影響を与えたE. G. Folsomの簿記書と邦訳書の考察を行つた。そこには、彼の著書の真の意義は、「取引の8分類」の創始者としてではなく、会計測定の対象としての価値に着目し、その交換取引を位置づけたことを明らかにした。そして、彼の学説の意義と限界を、H. R. Hatfield, W. A. Paton, そして現代の会計理論の中に位置づけ考察を行つてゐる。

さらに、明治政府は、欧米の巨大な資本に対抗するためには、日本でも企業を起こしていく必要性があると感じて、殖産興業政策を採り、巨額の資金の集中・集積を可能とする近代的会社制度の確立を目指した。しかしながら、先にも述べたとおり、この時代には小規模の事業体、いわゆる個人または同族経営による商店が圧倒的多数を占め、そのため商取引は商慣習に従つて行われていた。そのため、会社の設立のルールも存在せず、全国に統一された規範も存在していなかった。そこで、1890年(明治23年)に明治『商法』(現行の「商法」と区別するため、明治『商法』と呼ぶ)が成立された。

そこで、この明治『商法』を、明治期の会計規範として取り上げ、その施行までの経緯について検討を行つた。これによると、明治『商法』制定の過程においては、当時の経済実態との整合性が半ば考慮されることなく、ヨーロッパの法制度が、まず導入ありきといふかたちで導入されることとなつた。しかし、実際に明治『商法』が施行される局面では、さまざまな利害関係者の意向や要請が、明治『商法』の設定主体に発信され、度重なる調整がなされてたことが明らかにされた。このことは、明治という国家主導で激動する時代においても、現在のような会計基準設定システムが作用し、当時の実務的状況も反映するかたちへの調整が試みられたうえで、実情とは乖離しない基準あるいは制度が形成されていったことがうかがえたのである。そして、この明治『商法』の普及や運用を円滑ならしめるために、簿記書が補完的役割を果たしていたことが明らかにされたのである。

すなわち、わが国では、明治以前では、西洋式の複式簿記の会計慣行は存在しない。明治政府が先頭に立ち、教育の場において、これらの会計慣行を定着せんとする試みは、新たな会計的コード(規範)を確立せんとする試みにほかならない。確言すれば、明治初年には、簿記会計教育は、会計基準設定システムの補完システムとして機能したといえよう。このような状況のもとで、明治23年に明治『商法』が制定されたのである。

それでは、この明治『商法』制定を機に、簿記書の中で会計構造はどのようにとられら

えるようになったのであろうか。このことについて、『会計政策と簿記の展開』(高寺 1971), 『日本・銀行会計制度史』(片野 1977)及び『新版 財務諸表制度論』(久野 1978)という、明治『商法』と会計の諸問題を論じた研究書をとおして考察をおこなった。

これによると、1890 年(明治 23 年)明治『商法』制定以前の簿記書でも、誘導法によって資産負債表が作成されることが説明されていた。明治『商法』制定以後、この資産負債表が貸借対照表と称された。いうまでもなく明治『商法』では、貸借対照表は財産目録を基礎に作成される。明治『商法』制定以後の簿記書では、財産目録は、貸借対照表の明細表として位置づけられ誘導的計算構造の中に包含されて説明された。このように、売却時価による財産目録の作成を定めた明治『商法』の制定期においても、わが国の簿記書は誘導的損益計算構造が貫徹され、近代的な貸借対照表が発達していったことが、明らかにされたのである。

II IFRS 導入における簿記教科書への影響

以下、近年のわが国の企業会計について、高校教科書と IFRS の内容に光をあてながら考察したい。このような状況は、明治時代において、継続企業を前提として日々の経済事象を複式の勘定記録に蓄積し、さらに誘導法により決算財務諸表を作成することを説いた簿記書が教育現場で使われるなかで、明治 23 年に、売却時価により作成された財産目録を基礎として、期末資本と機首資本の差額を利益を報告することを定めた『商法』が公布された状況と類似しているように思われる。すなわち、本項の考察により、改めて明治時代の簿記書の歴史的研究をおこなう意味が確認できると思われる。

2009 年に、わが国の金融庁企業会計審議会より、『我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)』が公表された。これによると、2010 年 3 月期(年度)から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards : 以下 IFRS)の任意適用を認め、強制適用については、2012 年を目途に判断し、2015 年または 2016 年に開始することとした⁽²⁾。

一方、教育界に目を向けてみると、学校教育の指導について指針とすべき『学習指導要領』が 2009 年(平成 21 年)3 月に告示された。この要領は、2013 年の第 1 学年から学年進行で適用されることとなっている。そして、この新しい要領に沿った教科「商業」における簿記会計分野の教科書についても IFRS の影響を受けている内容が見受けられる。以下、IFRS と高校教科書(新井・稻垣 2009)との比較を通して、IFRS 導入の影響と課題を明らかにする試みをおこないたい。

1 IFRS 導入の際の簿記学習内容における課題

新井・稻垣(2009)と IFRS における簿記会計が取り扱う基本概念は、次頁の図表 1 のようになっている。これによると、資産・負債・資本については、表現に若干の違いはあるものの、新井・稻垣(2009)が IFRS に配慮した内容となっていると理解される。しかしながら、新井・稻垣(2009)による資産と負債の表現は、初学者にわかりやすい、具体的な表現となっており、IFRS は、より抽象的な表現となっていることには注目があたいる⁽³⁾。

次に、収益と費用については、新井・稻垣(2009)は、「資本の増減」として捉えている。すなわち、収益と費用を「資本」側から捉えているのに対し、IFRS は、「経済的便益増減」をキーワードと

しながらも、「資産の流入出若しくは増減」として「資産と負債」と捉えている。このことに、大きな違いが見受けられる。すなわち、概念の規定においては、新井・稻垣(2009)は、IFRS の「資産負債中心観」を全面的に取り入れているわけではないことが推測される⁽⁴⁾。

このことから、もし IFRS が導入されたならば、新井・稻垣(2009)の側で、収益と費用をどう定義していくのか、という問題が出てくるであろう。さらには、現行の企業会計構造の支えとなる複式簿記をどう捉えていくのかという問題にも関わってくると考えられる。

図表 1 簿記の基本概念の比較

	高校教科書	IFRSs
資産(assets)	経営活動を行うための、現金・商品・建物・備品などの財貨や将来、売掛金・貸付金などの一定の金額を受け取る権利である債権。	過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源。
負債(liabilities)	将来、一定金額を支払わなければならぬ義務である債務。	過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの。
資本(capital) ・ 持分(equity)	資本(capital)として表記。 現金などの資産を返済される負債を全額支払った場合の企業に残る資産、いわゆる純資産のこと。	持分(equity)として表記。 企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権。
収益(revenues) ・ 収益(income)	収益(revenues)として表記。 経営活動によって資本の増加の原因となることから。	収益(income)として表記。 当該期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形となる経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるもの。
費用(expenses)	経営活動によって資本の減少の原因となることから。	当該期間中の資産の流出若しくは減価又は負債の発生の形となる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関するもの以外の持分の減少を生じさせるもの。

出所:(新井・稻垣 2009, 9, 10, 18), (IAS 1989, par.49.70)を参考に作成した。なお、下線は岸川。

2 簿記の基本概念の間の関連性について

現行の「複式簿記の機構に支えられた企業会計」においては、簿記の基本概念である資産・負債・資本及び収益・費用は、有機的に結びついている。その関連性を比較するために、資産と負債及び資本の関係、収益・費用と利益計算構造、及び収益・費用と資本の関係について述べてみたい。

最初に、資本については、新井・稻垣(2009)及び IFRS ともに、資産と負債の差額である「残る資産」あるいは「残余の資産」と規定されている。すなわち、資産から負債を控除したものが資本であるという関係が成立立つ⁽⁵⁾。

次に、費用と収益については、新井・稻垣(2009)では、資本の増加分と関連させて、次のように述べている。「当期純利益または当期純損失の額は、期首の資本と期末の資本とを比較して求めることができる」(新井・稻垣 2009, 17)。しかし、「この方法では、当期純利益または当期純損失の総額がわかるだけで、それらがどのような原因によって生じたかわからない」(新井・稻垣 2009, 17)。そこで、「資本の増減の内容を調べて、当期純利益または当期純損失の発生原因を明らかにする必要がある」(新井・稻垣 2009, 17)としている。

る。そのために、収益・費用は、資本の増減の内訳を示す項目として関連づけられている。

しかしながら、IFRSでは、資産負債中心観にたつたために(すなわち、包括損益項目も含まれるために)、収益は、「広義の収益(income)には、収益(revenue)と利得(gains)の両方が含まれる」(IASB1989, par.74)とされ、費用は、「費用の定義には、企業活動の過程において発生する費用だけでなく損失(losses)が含まれている」(IASB1989, par.78)とされている。このように、両者の間では、収益及び費用の概念規定が異なる。

次に、利益計算であるが、新井・稻垣(2009)では、期中の取引を例にとり、資産の増減を資本の増減分に反映し、この増加分を当期純利益(減少分は、当期純損失)としている。そして、「期末資本-期首資本=当期純利益(マイナスは純損失)」(新井・稻垣 2009, 14)という式を示している⁽⁶⁾。同時に、収益は、資本の増加分であり、費用は資本の減少分であるという関係から、「収益-費用=当期純利益(マイナスの場合は当期純損失)」(新井・稻垣 2009, 18)⁽⁷⁾という式をも示している。

そして、IFRSでは、「利益は、当期中の所有者への分配と所有者からの出資を除いた後の、期末の純資産の名目(又は貨幣)額が、その期の純資産の名目(又は貨幣)額を超える場合にのみ、稼得される。」(IASB1989, par.104)とされている。これは、期首の持分(資産と負債の残余額)と期末の持分(資産と負債の残余額)との差額が当期純損益(当期包括利益)を示しているとされるものである。

さらに、収益は、「広義の収益(income)には、収益(revenue)と利得(gains)の両方が含まれる」(IASB1989, par.74)とされ、「持分の増加を生じさせるもの」(IASB1989, par.70)であるとされる。費用は、「費用の定義には、企業活動の過程において発生する費用だけでなく損失(losses)が含まれている」(IASB1989, par.78)とされ、「持分の減少を生じさせるもの」(IASB1989, par.70)とされる。

すなわち、ここでは、期首の持分と期末の持分との差額が利益であることはわかるが、収益と費用の差額が純損益になることは明記されておらず、包括利益計算書の例示(IAS1997, IG)から、収益と費用の差額が当期純損益であることがうかがえるだけである。

ただし、概念規定の違いから IFRS の示す利益は、「当期純利益」ではなく、「当期包括利益」と呼ばれている。

次に、収益・費用と資本との関係であるが、新井・稻垣(2009)では、前述したように、資本の増減と関連させて、説明がなされ、決算においては、集合勘定である損益勘定に振り返られた収益と費用を比較し、計算された当期純損益は、「純利益は資本の増加を意味するので、資本金勘定の貸方に振り替える。」(新井・稻垣 2009, 61)「なお、当期純損失が生じた場合には、これを資本金勘定の借方に振り替えて、資本金を減額する」(新井・稻垣 2009, 61)こととする。

一方、IFRSでは、資本維持の概念と関連させて、「資本維持の概念は、利益が測定される評価の基準を提供することになるので、資本の概念と利益の概念との連携をもたらす。」(IASC1989,par.105)と述べられているだけあり、収益と費用からもたらされる利益(及び損失)と資本の関係は、必ずしも明確になっていない。

以上、簿記の基本概念である資産・負債・資本及び収益・費用の関連について、新井・稻垣(2009)と IFRS とを比較してきたが、IFRSにおいては、資産、負債、そして(その差額としての)純資産と、収益・費用との関連が必ずしも明らかになっているとはいひ難かった。

これは下記の理由から生じていると思われる。それは、IFRSにおける純資産概念は、期末の資産と負債の差額計算によってもとめていることにもとめられる。さらに、簿記教科書と IFRS では、収益と費用の概念の認識範囲の違いが見受けられる。そして、利益計算においては、期首持分(資産と負債との差額)と期末持分(資産と負債との差額)による純損益(純包括損益)についての説明はあるものの、収益と費用との関係による純損益の説明は、かならずしも明記されていない。

このことに、近年の企業会計で生じている問題は、明治時代において、継続企業を前提として日々の経済事象を複式の勘定記録に蓄積し、さらに誘導法により決算財務諸表を作成することを説いた簿記書が教育現場で使われるなかで、明治 23 年に売却時価により作成された財産目録を基礎として、期末資本と機首資本の差額を利益を報告することを定めた『商法』が公布された状況と類似しているのである。

3 基本的財務表の構成及び内容

図表 2 高校教科書及び IFRSs における基本的財務諸表の構成及び内容

	高校教科書	IFRSs
名称	貸借対照表 (balance sheet: B/S)	財政状態計算書 (statement of financial position)
定義	一定時点の財政状態を明らかにするために、資産・負債・資本の内容を示した報告書。	資産・負債及び持分を基本概念として、一定時点(期末)における企業の財政状態を表す報告書。
名称	損益計算書 (profit and loss statement: P/L)または (income statement: I/S)	包括利益計算書 (statement of comprehensive income)
定義	一定期間の経営成績を明らかにするために、期中に生じた収益と費用の内容を示した報告書。	収益及び費用を基本概念として、一定期間における企業の財務業績を表す報告書。

出所:(新井・稻垣 2009, 10, 19)及び(IASC1989, par.47), (IAS1997, par.9)より筆者作成。

IFRSにおいては、貸借対照表や損益計算書という表記も見受けられる⁽⁸⁾。しかしながら、図表 2 に示すとおり、貸借対照表は、「計算書の機能をより良く反映されるだけでなく、『財政状態』に何度も言及している『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク(Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)』に整合する」(IASB1989,par.BC16)という理由で名称の変更がなされた。そして包括利益計算書については、IFRSでは、収益と費用の定義から、「包括損益」⁽⁹⁾を計算するために、新しい名称として示されている。

これは、新井・稻垣(2009)が、複式簿記を前提とした収益費用中心観にもとづいて、記述しようとしているのに対し、IFRS は、資産負債中心観による規定のみを表そうとしていることによるものと考えられる。さらに、初学者を対象とした高校教科書が、小規模の営業活動を行う個人企業の営業に関わる経済事象を対象にしているのに対し、IFRS は、国際的な活動を主とする一般企業の経営に関わる活動ならびに連結を考慮に入れた経済事象を対象としていることも関係しているであろう。

このことは、明治時代に複式簿記が導入された際、中小規模の商人には「単式簿記」に

よる会計情報の提供を期待し、大商人ないし大企業には「複式簿記」による提供を期待した状況と類似している。

4 IFRSs と簿記の初期段階での学習

これまで、新井・稻垣(2009)の初期段階での学習内容を取り上げ、IFRS の記述と比較しながら考察を行った。そして、IFRS の導入における問題点及び課題を明らかにした。それによると、両者には、概念的な相違点と複式簿記的な観点から、利益計算の構造、収益と費用の定義、そして財務諸表の表記の方法など、様々な問題点があることがわかった。このことは、IFRS がもし導入されたとしたら、今後どのように変更がなされ、それを受けてどう簿記の学習者に解説していくのか、といった課題が出てくることが、明らかにした。

しかしながら、簿記学習の初期の段階は、個人商店(個人企業)を対象とし、複式簿記を中心として個別財務諸表を学習していく。それに対して、IFRS は、一般企業を対象としており、連結をベースとした財務諸表中心の基準である。このことは、IFRS は、簿記を前提にしていることには間違いはない⁽¹⁰⁾が、基準設定の際に、財務諸表の目的である「広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供する」(IASB2007, par.9)ことを重視するため、「複式簿記の機構に支えられた企業会計」の説明が不十分となってしまうように、考えられる。そして、IFRS が導入されたとして、明治に複式簿記がわが国に導入された時代に酷似していることも指摘した。すなわち、明治時代における簿記書を検討することは、「複式簿記の機構に支えられた企業会計」と IFRS との関係を、正しく理解することの手がかりを与えてくれるであろう。

III 結論

明治初期から明治『商法』の制定の前後における簿記書に焦点をあてて、会計構造観がどのようにとらえられていたのかについて、考察してきた。それによると、表面的には、帳簿記入の方法は、わが国特有の和式帳合から複式簿記へと変化してきたわけであるが、認識・測定の視点からみると、そこには現在の「複式簿記の機構に支えられた企業会計」である「2重分類的複式」の思考が存在していたのである。そして、誘導法による損益計算構造が発達し、財務諸表の位置づけが確立してきたのである。そして、江戸時代からの小規模な事業体である個人あるいは同族経営の商店から近代的な会社制度へと経済が発展する中において、簿記書は発展の補助システムとして機能していたことが明らかになったのである。

近年、企業会計の国際的調和化の潮流の影響で、わが国でも貸借対照表や損益計算書のみでなく、キャッシュ・フロー計算書や株主資本等変動計算書などの財務諸表が制度化されてきた。さらに、2015年からの国際財務報告基準(IFRSs)のアドプションの問題は、教育界にも混乱をあたえている。そのことを明らかにするために、全国的に統一された指導法がなされている高校での簿記会計の教科書に焦点を当て、IFRS を比較し、検討をおこなった。それによると、高校での簿記会計の教科書はすでに IFRS の影響を受けており⁽¹¹⁾、さらには、概念的な違いのため、IFRS 導入の際には、高等学校の商業教育界にいくつか

の深刻な問題点や課題が生ずる可能性があることを指摘した。

現在、会計の国際化へ向けた IFRS 導入の際の影響について対応に追われている。このことは、2001年に設置された企業会計基準委員会(The Accounting Standards Board of Japan : ASBJ)が制定している様々な会計基準が公表されるとともに、2005年に制定された会社法などの法的な環境整備が進んでいることにも表れている。そして、産業界においても IFRSs 導入に対する影響への対策を取ろうとしている。しかしながら、会計の国際化への対応は、そもそも国際的な投資家の意思決定に資するための財務情報の提供を中心目的とするものであり、その対象は国際的に経営活動を行う公開企業を前提として設定されているのである。

ここで、国内に目を向けてみると、投資家とは比較的関係が少なく、国際的に活動をしていない小規模の企業が多数存在する⁽¹²⁾。そこでは、コストベネフィットの関係から、「投資家などの利害関係者が比較的少なく、どちらかといえば、利害調整に重点を置いて公開会社等会計基準の簡易版として設定される中小企業用の会計基準(いわゆる中小企業会計基準)が必要となってくる」(岩崎 2006, 5-6)のである。そして、このような背景により、2005年(平成 17 年)8月に「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」)⁽¹³⁾が作成・公表された。

さらに、前述した「中小指針」は、主に大企業向けの企業会計基準をベースとしているため、時価主義の導入や、国際会計基準の改正の影響を受けるなど、多くの中小企業にとって、高度かつ複雑で利用しにくいものとなっているため、2012年2月1日には、「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小会計要領」)が、「中小企業の会計に関する検討会」⁽¹⁴⁾において策定・公表された。

これらの関係を示せば、図表 3 のようになる。

図表 3 「中小会計要領」の位置づけ

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約 3,600 社	国際会計基準の任意適用 日本基準	日本基準
金商法開示企業(①) (上場会社以外)	約 1,000 社	日本基準	
会社法大会社(②) (上場会社及び①以外) (資本金 5 億円、又は負債総額 200 億円以上)	約 10,000 社 から上場会社、①に含まれるもの数を除く	作成義務なし	
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約 200 万社 から上場会社、①、②に含まれるもの数を除く	中小指針 中小会計要領	

出所:(日本政策金融公庫 2012)の図表2より抜粋。

このことは、わが国の中で、多数の基準が存在することになる。それでは、これから簿記会計の教科書は、どの基準を採用し、簿記会計の教育においては、どの基準を教えていけばよいのであろうか。さらには、すべてに通じる複式簿記の理論は存在するのであろうか。このことを解決する一つの方策として、明治初期に、複式簿記がわが国に導入された際の簿記書の企業認識・測定構造に手がありがあるように思われる。すなわち、経済を発展させるために近代会社制度の必要性から、圧倒的多数を占めていた小規模事業体に対して、わが国が発展させてきた和式帳合から複式簿記へと移行させるために、簿記会計の教科書は、複式簿記の会計構造の認識・測定を首尾一貫つつ、記帳の形式を連携させることで、経済発展の補助システムとして貢献していたからである。

のことから、さまざまな基準が規定されるなか、「複式簿記の機構に支えられた企業会計」における会計構造を再考し、現在の状況を説明しうる簿記会計の教科書の存在と教育法が必要であると考える。そうすることにより、ここでも簿記会計の教科書と教育法は、わが国の経済の発展に貢献する補助的システムとしての役割を担うことができるのではないだろうか。

注

- (1) 滋賀県(旧近江国)日野の商家である中井家は、薬種を扱った事業を江戸時代から行っており、江戸期から昭和初期に至るまで帳簿等の会計書類が現存している。現在、中井家の資料は、滋賀大学経済学部附属史料館に2万点ほど保管されている。
- (2) 金融庁の企業会計審議会は2012年7月2日にIFRSの日本の適用について審議をまとめた「中間的論点整理」を公表した。それによると、IFRSの適用についてはまだ、結論は示されていない。しかし、さらに審議を継続して議論を深めていく方針で、IFRSsの適用については「IFRSのどの基準・考え方がわが国にとって受け入れ可能であり、どの基準・考え方は難しから整理することが必要である」として、任意適用の実績を積み上げていく重要性を訴えている。なお、国際会計基準と国際財務報告基準(IFRSs)は、本文では同じ意味で使用している。
- (3) この資本の表示については、企業会計基準委員会(2005)企業会計基準5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』の公布により、学習指導要領の改訂はないけれども、高校教科書においても資本の名称が純資産への名称へと変更された。すなわち、高校教科書も日本基準の変更により会計処理の内容や表示について、毎年変更がなされていることには注意したい。
- (4) 収益費用アプローチと資産負債アプローチの特徴については、Financial Accounting Standards Board, FASB Discussion Memorandum, *an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB1976,において記述がみられる。さらに、岸川2010において、若干の考察を行っている。
- (5) このとから、この純資産は「差額概念」と呼ばれている。
- (6) 新井・稻垣(2009)においては、この当期純損益の計算方法を財産法と呼ぶとしている。

- (7) 新井・稻垣(2009)においては、この当期純損益の計算方法を損益法と呼ぶとしている。
- (8) 財務諸表としては、この他に所有主持分変動計算書(statement of changes in equity), キャッシュ・フロー計算書(statement of cash flows)等がある。(IASB1989,par.10;文部科学省2009, 237-238)がある。
- (9) その他の包括利益として有価証券の再評価、固定資産の帳簿価格からの増加、為替レートによる未実現損益などが考えられる(IASC1989, par.76.80)
- (10) 「財務諸表は、その目的を満たすために発生主義会計に基づいて作成される。発生主義の下では、取引その他の事象の影響は、その発生時(現金又は現金同等物の受渡時ではなく)に認識され、会計帳簿に記録され、それらが帰属する期間の財務諸表に計上される(下線岸川)」(IASB1989, par.22)としている。
- (11) すでに、わが国の会計基準は、国際会計基準を意識した様式で規定されている。高校における商業教育では、これらの規定に沿って指導を行なっているため、高校教科書についても規定への変更があれば、ただちに反映されている。そして、2009年改訂の学習指導要領では、「簿記」「会計」「会計実務」という科目名が「簿記」「財務会計I」「財務会計II」と変更され、国際化に向けての学習が行われるようになっている。
- (12) 『中小企業白書2012年版』付属統計資料「1表 産業別規模別事業所・企業数(民営、非一次産業、2009年)(2)企業ベース』によれば、中小企業数(会社数+個人事業者数)は、約420.1万社であり、全企業数に占める割合は99.7%とされる。
- (13) 「中小企業の会計に関する指針」は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が、法務省、金融庁及び中小企業庁の協力のもと、中小企業が計算関係書類を作成するに当たって拠るべき指針を明確化するために作成したものであり、たびたび改正が行われ2011年7月20日に平成23年度版が公表されている。
- (14) 「中小企業の会計に関する検討会」は、2011年2月に、中小企業関係者(中小企業団体、金融機関、学識経験者等)が主体となって設置された。

参考文献

- FASB (1976) *FASB Discussion Memorandum, an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*.
- IAS (1997) IAS No.1 *Presentation of Financial Statements*.(企業会計基準委員会(2009)『国際財務報告基準(IFRS)2009』中央経済社)。
- IASB (2002) *Preface to International Financial Reporting Standards*.(企業会計基準委員会(2009)『国際財務報告基準(IFRS)2009』中央経済社)。
- IASB (1989) *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.(企業会計基準委員会(2009)『国際財務報告基準(IFRS)2009』中央経済社)。
- IASC (1993) IAS No.18 *Revenue*.(企業会計基準委員会(2009)『国際財務報告基準(IFRS)2009』中央経済社)。
- 新井益太郎、稻垣富士男(ほか7名)(2009)『新簿記 新訂版』実教出版。
- 井手健二・岩田康成・米田正巳・石塚一彌(2009)「わが国における洋式帳簿の導入過程」『フジビジネスレビュー』創刊号 58-64頁。

- 岩崎 勇(2006)『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会。
- 粕谷和生(2009)「論説導入段階における簿記教育の課題とその解決への取り組み」関東学院大学『経済系』第 239 集 127-137 頁。
- 企業会計基準委員会(2005)企業会計基準第 5 号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』。
- 企業会計基準委員会(2004)基本概念ワーキンググループ 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』。
- 岸川公紀(2010)「新学習指導要領における利益観の一考察」『日本商業教育学会 九州部会論集』第 9 号 17-34 頁。
- 斎藤静樹編(2005)『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク』』中央経済社。
- 日本政策金融公庫(2012)「中小企業の会計に関する基本要領」『経営情報』No.380。
- 西川孝治郎(1982)『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂書店。
- 西村修一(2009)「学習指導要領の改訂と教科「商業」の展望」『じっこう』商業教育資料 No.82。
- 新田忠誓(2010)「資産負債アプローチの下での簿記・考——手形取引の処理により考える——」『松山大学論集』第 21 卷第 6 号 7-21 頁。
- 日本政策金融公庫(2012)「中小企業の会計に関する基本要領」『経営情報』No.380。
- 文部科学省(2009)『高等学校学習指導要領』。
- 文部省(2000)『高等学校学習指導要領解説 商業編』実教出版。
- 吉野弘一(2000)「21 世紀のビジネス教育—ビジネスの基礎・基本の魅力の育成—」『じっこう』商業教育資料 No.55。

(岸川 公紀)

参考文献

- 青木茂男編（1976）『日本会計発達史』同友館。
- 青柳源十郎（1886）『簿記學獨習』大日本英文學會関西本會。
- 秋山行藏・石川豊太郎（1893）『商家実用帳合活法全』博文館。
- 浅川由雄（1907）『簿記法教授書全』（再版）浅川由雄。
- 浅野陽吉校閲・池田愚（1902）『商業簿記例題』金港堂書籍（国）。
- 天城安政（1892）『商業教科書 附録商業簿記之部』博文館（国）。
- 有本邦造（1933）「簿記及会計学文献雑考」『会計』第35卷第4号（1933年9月），127-140頁。
- （1934）「決算書類の名稱變遷考」『会計』第35卷第5号（1934年11月），13-145頁。
- 安藤英義（1985）『商法会計制度論』国元書房。
- （2002）「吉田良三「取引要素説」の形成」『一橋論叢』第128卷第5号（2002年11月），1-17頁。
- 飯島和一（1898）『実用商業簿記』同文館（国）。
- 飯塚榮太郎（1887）『新選商用簿記独學』辻本尚古堂（国）。
- 飯野利夫・山林忠恕編（1965）『会計学基礎講座 1 企業会計原理』有斐閣。
- 五十嵐邦正（2002）『現代財産目録論』森山書店。
- 井尻雄士（1968）『会計測定の基礎』東洋経済新報社。
- 磯村音介（1890a）『日本商法註釋』大阪法律書房。
- （1890b）『商法実施帳簿記入法心得』発行所不明（国）。
- 磯村音介・斎藤軍八郎（1891）『商法活用帳合之法』（二版）圖書出版。
- 石垣康雄（1984）「わが国における簿記教育の歴史的展開－簿記教科書の内容を中心として」『経理知識』第63号（1984年3月），125-139頁。
- （1985）「わが国における簿記教育の歴史的展開－簿記教科書の内容を中心として」『経理知識』第64号（1985年3月），101-125頁。
- 泉屋清次郎・松本喜一（1908）『最新初等商業教科書 下』金港堂書籍。
- 市川友三郎（1912）『中等教育最新商業簿記』（訂正再版）寶文館。
- 伊藤岩次郎（1881a）『簿記正法帳簿式 上』伊藤岩次郎（国）。
- （1881b）『簿記正法帳簿式 下』伊藤岩次郎（国）。
- 伊藤博文編（1934）『秘書類書 法制関係資料 上巻』（原書房1969年複刻版）明治百年史叢書第111巻。
- 稻田植光検閲・中島久太郎（1887）『簿記學教授誌』東京明進学校。
- 井上新一郎（1903）『実業名家講話集 商業学会編』共成社（日本経営史研究所[1978]『実業名家講話集 商業学会編』雄松堂書店 複刻版）。
- 今井清茂（1891）『極意簿記學決算統計論 全』簿記學專修館。
- 岩田巖（1949）「商法における計理体系」『会計』複刻第1号（1949年1月），26-47頁。
- （1955）「二つの簿記学」『産業経理』第15卷第6号（1955年6月），8-14頁。
- 宇佐川秀次郎（1871）『日用簿記法完』大蔵省（雄松堂書店 1981年複刻版）。
- 内山克己（1972）『明治前期実業教育政策史 一 一名実業教育発達史』東海大学出版会。

- 梅謙次朗・本野一郎（1891）『日本商法義解（卷之一・卷之三）』金蘭社（新青出版 2001年複刻版）。
- 梅津武治編（1892）『簿記學問答集』高藤書店。
- 海野力太郎（1899）『実用簿記法』春陽堂。
- 江頭彰（2011）「明治期の簿記教育における財産目録と貸借対照表の作成方法 一誘導法的計算構造との関連において」『日本簿記学会年報』第26号（2011年7月），99-107頁。
- 大石善四郎（1911）『実用商業簿記』博文館。
- 大久保常吉（1887）『商用簿記學軌範』金玉堂。
- 大蔵省（1873a）『銀行簿記精法 一』大蔵省。
- （1873b）『銀行簿記精法 二』大蔵省。
- （1873c）『銀行簿記精法 三』大蔵省。
- （1873d）『銀行簿記精法 四』大蔵省。
- （1873e）『銀行簿記精法 五』大蔵省。
- 大倉義雄（1938）「神馬氏「複式簿記の日本輸入」」『会計』第42卷第5号（1938年5月），107-116頁。
- 大阪市立大学百年史編集委員会（1987）『大阪市立大学百年史 全学編 下巻』大阪市立大学。
- 太田竹次郎（1892）『簡易独習商業帳簿記入活法』歸一社。
- 大坪文次郎編輯（1879）『銀行實地營業取引書 全』中島精一（国）。
- [1887a]『実施適用簿記活法上』大坪文次郎。
- [1887b]『実施適用簿記活法下』大坪文次郎。
- 大橋新太郎（1898）『民法商法修正案理由書』博文館。
- 大原信久（1896）『実地応用簿記學教科書第二巻官用』東京簿記精修學館。
- （1898）『貸借対照表の誤謬』『東京經濟雑誌』第38卷第957号（1898年12月），1316-1317頁。
- （1899）『大福帳整理法 第一卷』簿記學研究会。
- （1900）『実地応用簿記學教科書第一巻總則商用原理單複』（四版増補）東京簿記精修學館。
- （1901）「商法中財産目録及貸借対照表調製に關する私見」『法律新聞』第47号（1901年8月），3-4頁。
- [1905]「商法第26条の財産目録の調製に就て」『法律新聞』第272号（1905年4月），7-8頁。
- 岡田賢一（1986）「教育法規々定の変遷と商業科目的構造変化－1. 明治期より昭和前期 一 57 改訂と商業教育の現代化（その2）－」『京都教育大学紀要』第68巻（1986年），35-64頁。
- 岡田誠一（1921）「明治初年の簿記書（一）」『会計』第9卷第3号（1921年6月），71-82頁。
- （1931）「貸借対照表なる語の出所に就て」『会計』第28卷第6号（1931年6月），53-62頁。
- 小久江成一（1898）『法令民法商法刑法 修正草案 全』東京専門学校出版部。

- 小倉栄一郎 (1960) 「商法制定と当時の簿記普及への影響」『産業経理』第 20 卷第 12 号 (1960 年 12 月), 32–41 頁。
- (1977) 「和式帳合法発達の段階的考察」『彦根論叢』第 185・186 号 (1977 年 10 月), 67–86 頁。
- 音羽竹槌 (1894) 『実地応用農業簿記独習所』伊藤活版所 (国)。
- 小野幾之助 (1892) 『商法活用商業簿記法 全』丸善商社 (国)。
- 小野静雄 (1901) 『簡易商業読本卷之一』大夢堂。
- 小原右馬允 (1907) 「附録全国商業学校教科書一覧」『全国商業学校一斑』小原右馬允。
- 甲斐織衛 (1879) 『毎家必要家内用帳合 全一箇年分』甲斐織衛 (西)。
- 海後宗臣編 (1969) 『井上毅の教育政策』東京大学出版会。
- 片岡泰彦 (2007) 『複式簿記発生史論』大東文化大学経営研究所。
- 片野一郎 (1956) 『日本・銀行簿記精説』中央経済社。
- (1968) 『日本財務諸表制度の展開』同文館出版。
- (1977) 『日本・銀行会計制度史 (増補版)』同文館出版。
- 勝村栄之助 (1889) 『商用簿記學原論』日本書籍 (国)。
- (1896) 『商用簿記學原論』(訂正六版) 八尾藏版 (国)。
- (1900) 『普通簿記學教科書』積善館本館 (国)。
- 加藤斌訳 (1877a) 『商家必用 記簿教則 単認之部 初編上』新民社。
- (1877b) 『商家必用 記簿教則 単認之部 初編下』新民社。
- (1877c) 『商家必用 記簿教則 複認之部 二編上』新民社。
- (1877d) 『商家必用 記簿教則 複認之部 二編下』新民社。
- (1877e) 『商家必用 記簿教則 附録』新民社。
- 加藤吉松 (1899) 「財産目録に就て (簿記法改正の急務)」『東京經濟雑誌』第 40 卷第 990 号 (1899 年 8 月), 298–299 頁。
- 金子初太郎 (1898) 「貸借対照表に誤謬なし」『東京經濟雑誌』第 38 卷第 958 号 (1898 年 12 月), 1371–1372 頁。
- 鹿野清次郎 (1918) 「商業帳簿ノ規定ニ就キテ」『計理学研究』第一号 (1918 年 1 月), 1–21 頁。
- 樺山純一 (1904) 『英文簿記例題』実業之日本社 (国)。
- 神山卓也 (1984) 「福沢諭吉における啓蒙と「実学」—『帳合之法』を例として—」『三田 商学研究・学生論文集』(1984 年 1 月), 54–66 頁。
- 亀井孝文 (2006) 『明治國づくりのなかの公会計』白桃書房。
- 川口西三 (1908) 「附録全国商業学校教科書校舎図面一覧」『全国商業学校一斑』川口西三。
- 川戸藤吉 (1909) 『簿記学辞典』勵業書院。
- 河原一夫 (1977) 『江戸時代の帳合法』ぎょうせい。
- 企業会計基準委員会 (2006) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。
- (2009) 企業会計基準第 5 号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』。
- (2010a) 企業会計基準第 25 号『包括利益の表示に関する会計基準』。
- (2010b) 企業会計基準公開草案第 43 号『公正価値測定及びその開示に関する会計基準 (案)』。

- 岸本辰雄 (1890) 『商法正義 第貳巻』新法註釈会 (信山社出版 1995 年復刻版) 日本立法資料全集別巻 48。
- (1893) 『改正商事会社法正義』新法註釈会。
- 北井不二男 (1996) 「我国における複式簿記の導入と伝播 —大蔵省銀行学局の教育的役割—」『学習院大学大学院 経済学研究科・経営学研究科研究論集』第 6 卷第 1 号 (1996 年 3 月), 1–12 頁。
- 木戸田力 (1995) 『会計測定論の再構築 一味論的考察を中心として—』同文館出版。
- (1999) 『会計測定の方法と構造 一複式簿記システム概説—』創成社。
- 木村勝蔵編 (1895) 『簿記法教科書』山田良弼 (国)。
- 木村清五郎 (1931a) 「取引ノ八要素及十要素説ノ欠陥」『計理学研究』第 7 号 (1931 年 2 月), 29–39 頁。
- (1931b) 「再び取引ノ八要素及十要素説ノ欠陥ニ就キテ」『計理学研究』第 8 号 (1931 年 6 月), 26–48 頁。
- (1931c) 「三度取引ノ八要素及十要素説ノ欠陥ニ就キテ」『計理学研究』第 9 号, 1931 年 10 月, 32–51 頁。
- 木村和三郎 (1950) 「日本における簿記会計學の發展」『潮流講座 経済学全集 [第一部 経済理論の發展]』潮流社。
- 工藤栄一郎・島本克彦 (2008) 「吉田良三とその簿記書 わが国簿記学の形成についての研究序説」『日本会計研究学会第 67 回全国大会報告資料』(2008 年 9 月)。
- 工藤栄一郎 (2011) 『会計記録の基礎』(熊本学園大学産業経営研究所研究叢書 45) 熊本学園大学産業経営研究所。
- 久野光朗 (1980) 『アメリカ簿記史』同文館。
- 久保益良 (1889) 『訂正新編簿記例題解式 単式之部 完』熊谷久榮堂 (国)。
- 久保田秀樹 (2008) 『「日本型」会計規制の変遷』中央経済社。
- 窪田正雄 [1892] 『神田協和会講話』窪田正雄 (国)。
- 倉田三郎 (1992) 「単式簿記の特徴と複式簿記の本質」『松山大学論集』第 4 卷第 3 号 (1992 年 8 月) 219–237 頁。
- 栗本勇之助 (1899) 『帝国商法釋』博文館。
- 來住泰二郎 (1893) 『改正日本商法問答』此村欽英堂 (国)。
- 吳新一訳 (1879a) 『簿記學精理 卷一』嵩山房 (国)。
- (1879b) 『簿記學精理 卷二』嵩山房 (国)。
- 黒澤清 (1986) 『職業会計人の実践哲学 一福沢諭吉の「学問のすすめ」と「帳合之法」の研究—』TKC 広報部。
- (1990) 『日本会計制度発達史』財経詳報社。
- 桑原秀吉 (1893) 『高等小学簿記教科書』成美堂。
- 現代法制資料編纂会編 (1983) 『明治『旧法』集』国書刊行会。
- 神戸市教育委員会 (2002) 『神戸市文献資料 第二十巻 古文書調査報告』神戸市教育委員会。
- 国際会計基準委員会財団編・企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監証 (2009) 『国際財務報告基準 (IFRS®) 2009』中央経済社。
- 小島男佐夫 (1973) 『簿記史』森山書店。

小島小太郎（1898）『商業帳簿法全』小島小太郎（国）。
小西虎彦（1897）『理論応用簿記學』私立東京簿記学校。
小林健吾編（1994）『日本会計制度成立史』東京経済情報出版。
小林儀秀（1875a）『馬耳蘇氏記簿法 一』文部省。
——（1875b）『馬耳蘇氏記簿法 二』文部省。
——（1879）『馬耳蘇氏複式記簿法』（上中下合本）文部省。
坂田忠麟（1893a）『簿記學原論』武内教育會（国）。
——（1893b）『和式商業帳簿獨習書』博文堂（国）。
——（1894）『會社簿記教科書』森博文堂（国）。
佐久間健壽（1882）『日本商業類鑒』竹雲書屋（国）。
佐久間文太郎（1887）『高等小學簿記法』（訂正再版）岡安慶介。
佐々木隆志（2002）『監査・会計構造の研究—通時態の監査論—』森山書店。
佐藤信彦編（2003）『業績報告と包括利益』白桃書房。
佐野善作（1906）『商業簿記教科書』（訂正八版）同文館。
——（1925）『日本商業教育五十年史』東京商科大学。
佐野善作原著・三宅松之助刪纂（1906）『商業簿記小教科書』（八版）同文館。
志田鉄太郎（1933）『日本商法典の編纂と其改正』明治大学出版部（新青出版 1995 年複刻版）。

自治館編輯局（1903）『商法実用詳解』自治館（国）。
実業教育振興中央會（1943）『商業簿記 一』実業教科書籍。
柴垣馥（1891）『高等小学簿記學教科用書』吉岡平助（国）。
司法省（1884）『コエスレル氏起稿 商法草案 上巻』司法省。
——（1893）『Commercial Code of JAPAN』司法省。
下野直太郎（1895）『簿記精理第一編』八尾藏版（雄松堂書店 1982 年複刻版）。
下野直太郎校閲・廣岡米太郎・山岡嘉太郎（1905）『最新商業簿記』（再版）嵩山房。
下関商業高等学校百年史編集委員会（1987）『下商百年史 資料年表編』下関商業高等学校百年史編集委員会。
商業帳簿改良局編輯（1891）『改良新法商業帳簿全附新式帳簿用紙一式』商業帳簿改良局（国）。
商法編纂局翻訳（1882）『佛國商法復説』太政官藏版（国）。
——（1883）『独逸普通商法』忠愛社。
白鳥壽根吉（1901）『簡易商業簿記例題』若林春和堂（国）。
新保博（1971）「わが国在來帳合之法の成立と構造—近世簿記発達史についての一試論—」『国民経済雑誌』第 123 卷第 4 号（1971 年 4 月），1–19 頁。
菅劣三（1889）『高等小學簿記法続編』（訂正再版）岡安慶介・水谷善七（国）。
——（1890a）『商法応用新選簿記獨學教科書上編』園部利三郎。
——（1890b）『商法応用新選簿記獨學教科書下編』園部利三郎（国）。
杉本典之（1981）『引当金経理と縁延経理—その構造と機能—』同文館出版。
——（1991）『会計理論の探求 会計情報システムの記号論的接近』同文館出版。
杉山忠平（1986）『明治啓蒙期の経済思想』法政大学出版会。
鈴木孫彦・近藤英三（1911）『新案商業簿記提要 全』宝文館。
鈴木学（1987）「商業帳簿規定に関する一考察 一明治期を中心として一」『東海大学短期

大学紀要』第 21 号（1987 年 3 月），75–81 頁。
鈴木嘉（1986）「チャールズ・ハットンによる複式簿記—西洋式会計の一源流について—」『商学論集』第 55 卷第 2 号（1986 年 10 月）139–169 頁。
砂川雄峻（1890）『商法問答新誌』商法問答新誌社第 3 号（1890 年 10 月），29–32 頁。
陶山誠太郎（1944）『大阪商科大学六十年史』大阪商科大学六十年史編纂委員会。
岡師民嘉訳（1881）『簿記法原理』岡師民嘉（雄松堂書店 1981 年複刻版）。
閔一・祖山鐘三（1899）『應用商業簿記例題』同文館。
閔一・鹿野清次郎（1908）『商業簿記例題』（三版）同文館。
閔根慎吾（2010）「損益計算を指向した単式簿記の展開」『経営学研究』第 21 卷第 1・2 合併号（2010 年 3 月），121–134 頁。
染谷恭次郎編（1981）『会計学文献目録—明治・大正・昭和前期一』中央経済社。
高瀬莊太郎（1938）『三訂 商業簿記 上巻』（訂正三版）至文館。
高木泰典（2000）『日本動態論形成史』税務経理協会。
高寺貞男（1971）『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房。
——（1974）『明治減価償却史の研究』未来社。
——（1982）『会計学アラカルト』同文館出版。
高橋邦次郎（1900）『通俗商業簿記』（三版）博文館。
太神和好（1932）『福澤諭吉の「帳合之法」に就いて』『商業論集』第 12 卷第 1 号（1932 年 7 月），105–138 頁。
瀧田輝己編（2007）『複式簿記 根本原則の研究』白桃書房。
瀧本誠一（1932）『日本商事慣例類集』白東社。
武居奈緒子（2001）『岡山商法講習所の開設とその時代』『産業と経済』第 16 卷第 2 号（2001 年 9 月），131–158 頁。
竹田等訳（1884）『簿記學原論』丸家善七（国）。
——（1885）『校訂商用簿記學』（再版）丸善商社。
武田安宏・野尻和仁（1996）『戦前におけるわが国企業会計の特質』『愛知学院大学論叢 経営学研究』第 5 卷第 3・4 合併号（1996 年 3 月），51–83 頁。
武田隆二（1996）『簿記 I 簿記の基礎』税務経理協会。
——（2006）「企業会計原則と概念フレームワークを巡って」『企業会計』第 58 卷第 1 号（2006 年 1 月号），9–15 頁。
武中丈夫（1880）『和洋折衷商業帳合法』細謹舎（国）。
但馬弘衛（1933）『日記帳論』『会計』第 33 卷第 3 号（1933 年 9 月），45–53 頁。
田尻常雄・西郷齊員（1909）『最新商業簿記教科書』（四版）商業学会。
田尻常雄・古館市太郎（1906）『英文簿記教科書全』三友書院。
田中孝治（1999）『江戸商人の帳合法（和式帳合法）の教育史』『三重の商業教育』第 36 号（1999 年 7 月），34–86 頁。
——（2000）『帳合法をめぐる近世・近代の会計教育』『経営総合科学』第 75 号（2000 年 9 月），15–122 頁。
——（2001）「実務使用を目的とした和式帳合法」『経営総合科学』第 77 号（2001 年 9 月），139–205 頁。
——（2002）「明治 23 年商法発布と和式帳合法」『会計』第 161 卷第 6 号（2002 年 6

- 月), 93–105 頁。
- 田中耕太郎 (1946)『貸借対照表法の論理』有斐閣。
- 田中俊二郎 (1902)『英文記帳法』五車樓 (国)。
- 田中庄三郎 (1906)『実地応用商業簿記例題』(訂正再版) 英文館 (国)。
- 田中章介 (2003)『商法貸借対照表論』清文社。
- 田中誠二 (1981)『全訂 商法總則詳論』劉草書房。
- 田中藤一郎 (1930)「明治中葉に於ける収支簿記法の先駆」『会計』第 26 卷第 3 号 (1930 年 3 月), 103–108 頁。
- 谷春雄校閲・三田村金次郎編輯 (1886)『商用簿記全學』兎屋 (国)。
- 千葉準一 (1998)『日本近代会計制度—企業会計体制の変遷』中央経済社。
- (2009a)「明治前商法期における英国型報告会計実務の形成と変容」『経営志林』第 76 卷第 4 号 (2009 年 3 月), 375–401 頁。
- (2009b)「商法計算規定の形成」『経営志林』第 77 卷第 1 号 (2009 年 6 月), 97–124 頁。
- 土谷温齊 (1889a)『商法家簿記全書 上』豊國学校。
- (1889b)『商法家簿記全書 下』豊國学校。
- 土屋喬雄 (1966)『シャンド 一わが国銀行史上の教師一』東洋経済新報社。
- 角ヶ谷典之 (2009)『割引現在価値会計論』森山書店。
- 津村怜花 (2007a)「明治期の簿記書研究 一福澤諭吉『帳合之法』に関する一考察一」『六甲台論集 一経営学編一』第 54 卷第 1 号 (2007 年 6 月), 103–118 頁。
- (2007b)「明治期の簿記書研究 一『帳合之法』の果たした役割一」『会計』第 172 卷第 6 号 (2007 年 12 月), 118–129 頁。
- (2009a)「『銀行簿記精法』(1873)に関する一考察」,『六甲台論集 一経営学編一』第 56 卷第 1 号 (2009 年 6 月), 33–50 頁。
- (2009b)「明治初期の簿記書の研究『簿記法原理』(1881)の考察」『第 68 回日本会計研究学会報告資料』(2009 年 9 月)。
- (2010)「馬耳蘇氏記簿法」および「馬耳蘇氏複式記簿法」に関する一考察」『日本簿記学会年報』(2010 年 7 月) 49–57 頁。
- 鶴岡竹治郎 (1888)『初等教育簿記學教科書』内田老鶴園。
- 寺尾元彦 (1922)『商法通論』巖松堂。
- 土井晋吉 (1897)『独習自習會社簿記』大阪実業学館 (国)。
- 東京高等商業学校 (1917)『東京高等商業学校一覧 従大正六年 至大正七年 附商業教員養成所一覧』丸善。
- 東京都公文書館 (1991)『都市紀要 8 商法講習所』東京都。
- 東条源次郎 (不明)『簿記学雑類答式』。
- 都倉義一 (1907)『最新式記帳法』実業之日本社。
- 土肥謙吉 (1883)『改正増補簿記法獨案内 全』(再版改正増補) 神谷齊 (国)。
- 富樫義一 (1886)『簿記法手引草甲之部』尚玄堂 (国)。
- 戸田十畝 (1885)『試験例題簿記講習全書』吉岡平助 (国)。
- 戸田博之・興津裕康・中野常男編 (2005)『20世紀におけるわが国会計学研究の軌跡』白桃書房。
- 中島朝彦編 (1976)『風雪八十 同文館創業八十年史』同文館。
- 中野觀象 (1906)『横帳改良單式簿記法』実業之日本社 (国)。
- 中野觀象・早藤石太郎 (1907)『実用商業簿記學』寶文館 (国)。
- 中野常男 (1992)『会計理論生成史』中央経済社。
- (1999)「神戸大学における会計学の教育と研究の系譜 (前身校篇) 一神戸大学百年史の一齣一』『経営学・会計学・商学研究年報』XLV 神戸大学大学院経営学研究科。
- 編著 (2007)『複式簿記の構造と機能 一過去・現在・未来一』同文館出版。
- (2011)「会計史—会計における歴史研究の現状と課題」『企業会計』第 63 卷第 7 号 (2011 年 7 月), 4–7 頁。
- 長久保如玄 (1998)『制度会計学の基本問題』森山書店。
- 長野県講習會編纂 (1892)『商家実用和洋折衷簿記法早まなび 全』中村活版所 (国)。
- 永田義直 (1938)『六十年史』兵庫県立神戸商業学校。
- 永野耕造 (1906)『日本商業学校一斑』永野耕造 (国)。
- 西川俊作 (2006)「『帳合之法』と簿記の日」『三田評論』1089 号 (2006 年 4 月), 32–38 頁。
- 西川孝治郎 (1934)「『帳合之法』に就きて」『会計』第 35 卷第 3 号 (1934 年 9 月), 127–130 頁。
- (1971)『日本簿記史談』同文館出版。
- (1978a)『日本簿記史上の明治 6 年の意義』(日本会計研究学会近代会計制度百年記念事業委員会編 (1978)『近代会計百年』日本会計研究学会 所収)
- (1978b)『文献解題』(日本会計研究学会近代会計制度百年記念事業委員会編 (1978)『近代会計百年』日本会計研究学会 所収)
- (1982)『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂書店。
- 西川登 (1983)「寛政期の三井両替店一巻新元方とその勘定目録」『佐賀大学経済論集』第 16 卷第 3 号 (1983 年 12 月), 59–83 頁。
- (1993)『三井家勘定管見 一江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究一』白桃書房。
- 新田忠誓「資産負債アプローチの下での簿記・考 一手形取引の処理により考える一」『松山大学論集』第 21 卷第 6 号 (2010 年 3 月), 7–21 頁。
- 日本会計研究学会近代会計制度百年記念事業委員会委員長黒澤清編 (1978)『近代会計百年』日本会計研究学会。
- 日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会編 (1976)『会計・監査史料』日本公認会計士協会。
- 額賀金太郎 (1895)『商業會社簿記學例題全・同解式記入法全 附簿記學要領解説』英簿學舎 (国)。
- 野村久八 (1892)『商法摘要 商業帳簿記入法説明 全』野村久八 (国)。
- 長谷川喬 (1890)『商法正義 第壹卷』新法註釈会 (信山社出版 1995 年復刻版) 日本立法資料全集別巻 48。
- 「八商百年史」編集委員会 (1986)『八商百年史』八商創立百周年記念事業実行委員会。
- 濱田四郎 (1907)『カード式記帳法の理論及実際』(第五版) 博文館。
- 原征士 (1975)「わが国固有の簿記法研究への一視角 一日本会計史研究序説一」『経営志

- 林』第12卷第3号（1975年10月），43–65頁。
- （1977）「わが国固有の簿記法に関する一考察 一固有帳合法と複式簿記との比較」『経営志林』第13卷第4号（1977年1月），111–140頁。
- 原田奈々子（2003）「明治初期における複式簿記受容の歩みと『帳合之法』の貢献」，『杏林社会科学研究』第19卷第3号（2003年12月），1–29頁。
- 林良治（1997）『ドイツ会計思想史研究 一ドイツ企業会計と会計学者一』同文館出版。
- 東夷五郎（1901）『簡易簿記教科書』同文館（国）。
- （1905）『教科摘要 商業簿記十例題』（四版）大倉書店。
- （1906）『新案詳解 商業簿記 全』（四版）大倉書店。
- 東夷五郎校閲・山下興之助（1909）『普通簿記教科書』（六版）博文館。
- 久野秀男（1958）『官廳簿記制度論』税務經理協会。
- （1978）『新版 財務諸表制度論』同文館。
- （1984）「資本等式（説）の系譜と課題」『経済論集』第20卷第3号（1984年3月），1–56頁。
- （1992）『会計制度史比較研究』学習院大学。
- 土方久（1998）『貸借対照表能力論』森山書店。
- （2008）『複式簿記会計の歴史と論理』森山書店。
- 一橋大学学園史編纂事業委員会編（1983a）『一橋大学学園史資料 商法講習所時代』一橋大学学園史編纂事業委員会。
- （1983b）『一橋大学学制史資料 第五集 第一巻』一橋大学学園史編纂事業委員会。
- （1991）『一橋大学学制史資料第12集 棚遺別冊』一橋大学学園史刊行委員会。
- 兵庫縣勸業課編（1878）『兵庫縣神戸商業講習所 教授具及規則類纂』兵庫縣勸業課。
- 兵庫県立神戸商業講習所編（1883）『新編 簿記例題 和式の部』兵庫県立神戸商業講習所（国）。
- （1884a）『新編 簿記例題 單式之部』兵庫県立神戸商業講習所（国）。
- （1884b）『新編 簿記例題 複式之部』兵庫県立神戸商業講習所（国）。
- （1884c）『新編 簿記例題 複式之部 建築 農業 輸入及仲買 問屋』兵庫県立神戸商業講習所（国）。
- （1885a）『新編 簿記例題 複式之部 営送店 遺産處分法 兩換商 御賣商』兵庫県立神戸商業講習所（国）。
- （1885b）『新編 銀行簿記例題』兵庫県立神戸商業講習所。
- （1885c）『新編 銀行簿記例題』兵庫県立神戸商業講習所。
- （1894）『訂正 新編簿記例題 卷之二複式之部』熊谷久榮堂（国）。
- 廣島県立廣島商業学校（1912）『全國商業学校一班』廣島県立廣島商業学校。
- 広瀬大有（1980）「福沢諭吉『帳合之法』の未翻訳部分」『秋田経済大学・秋田短期大学論叢』第26号（1980年7月）18–43頁。

- 広瀬義州（2010）『IFRS 財務会計入門』中央経済社。
- 平田央（1930a）「商業帳簿規定の発展」『会計』第25卷第3号（1930年9月），39–51頁。
- （1930b）「商業帳簿規定の発展」『会計』第25卷第4号（1930年10月），29–41頁。
- 福澤諭吉訳（1873a）『帳合之法初編一 卷之一』慶應義塾出版局。
- （1873b）『帳合之法初編二 卷之二』慶應義塾出版局。
- （1874a）『帳合之法二編三 卷之三』慶應義塾出版局。
- （1874b）『帳合之法二編四 卷之四』慶應義塾出版局。
- 福島県師範学校編纂（1888a）『諸學校用單式簿記教授本卷之上』田中善平（国）。
- （1888b）『諸學校用單式簿記教授本卷之下』田中善平（国）。
- 富山房編輯部（1903）『言文一致簿記学全』富山房。
- 藤井改造編輯（1887）『普通商業簿記手引草全』藤井改造（国）。
- 藤井清（1878a）『和歐帳面久良べ 上巻』慶應義塾出版社（雄松堂書店1982年復刻版）。
- （1878b）『和歐帳面久良べ 下巻』慶應義塾出版社（雄松堂書店1982年復刻版）。
- （1878c）『略式帳合法附錄 全』慶應義塾出版社。
- 藤本恕一郎（1908）『師範学校 簿記法教科書』文学社。
- 古館市太郎（1914）『初等商業教書 記帳法及取引例題』（訂正再版）寶文館。
- 星野通（1944）『民法典論争史』日本評論社。
- 細谷新治（1991）『商業教育の曙 下巻』如水会。
- 細谷俊夫（1965）『人物を中心とした産業教育史』帝国地方行政学会。
- 北海道函館商業高等学校創立八十周年記念事業協賛会（1969）『函商八十年史』北海道函館商業高等学校創立八十周年記念事業協賛会。
- 堀内正善訳（1887）『簿記學』専修学校。
- 保田安政（1891）『商業帳簿組立法』博文館。
- 本田熊三郎（1912）『和式商業帳簿整理法』広島財務協会。
- 前田貞一（1884）『農業簿記教授書 中巻』有隣堂（国）。
- 牧振次郎閑・坂田忠麟（1893）『尋常高等小学單式簿記学』武内教育書房（国）。
- 増地庸治郎（1937）『新編 商業簿記 上巻』同文館。
- 松岡正美（1960）「日本商法典成立序説 —「商法典論争」をめぐる諸問題（一）—」『立命館法学』第35号 15–36頁。
- 三浦昇（1992）「我が国の明治初期における商業教育専門機関 一特に神戸商業講習所と石巻商業講習社の関連についてー」『商業教育論集』第2集（1992年3月），7–18頁。
- 三枝一雄（1992）『明治商法の成立と変遷』三省堂。
- 三澤為忠（1890）『商法實施日本帳合法』三澤為忠（西）。
- 水野昭彦（2009）『福澤諭吉譯 帳合之法 全四巻現代語譯』水野昭彦。
- 溝田成治郎（1894）『商用簿記法原理 全』鶴野書店。
- 宮村滴翠（1907）『実地経験簿記カード式独習』田中宋榮堂。
- 三好信博（1985）『日本商業教育史の研究 一日本商業の近代化と教育ー』風間書房。
- （1992）『近代日本産業啓蒙書の研究 一日本産業啓蒙史上巻ー』風間書房。
- 村上彌太郎（1893）『現行商法警察必携』大津商報会社（国）。

- 村瀬玄・竹内正太郎（1903）『最新商業簿記』同文館（国）。
- 茂木虎雄（1976）「和式帳合と洋式簿記－複式簿記法展開の世界史的体系化の問題－」
立教大学『立教経済学研究』第29巻第4号、1976年1月1-41頁。
- 茂木英雄（1911）『増訂改版 甲種程度商業簿記教科書』（訂正改版）同文館。
- 森源次郎（1901）『最新商業簿記學』大倉書店（国）。
- 森川直人（2004）『明治期における商業教育の教育課程の形成と展開』雄松堂出版。
- 森下岩楠・森島修太郎（1878a）『簿記學階梯 上』森下岩楠・森島修太郎。
- （1878b）『簿記學階梯 下』森下岩楠・森島修太郎。
- （1884a）『民間簿記學 上』中島精一。
- （1884b）『民間簿記學 下』中島精一。
- 森島修太郎（1878）『三菱商業学校 簿記学例題』森島修太郎（雄松堂書店1981年複刻版）。
- （1889）『簿記學例題 全』弘文社。
- （1892）『小学校用 簿記学』金港堂書籍。
- （1897）『簿記學 第七』（三版）金港堂書籍。
- 森田熊太郎（1896）『実用普通簿記營業編卷之一』（再版）共益商社。
- （1897）『実用普通簿記帳簿編卷之二』（三刷）共益商社。
- 守田整義（1903）『新撰商業簿記教科書』（再版）日本簿記専門学校。
- 森田哲彌編（2000）『簿記と企業会計の新展開』中央経済社。
- 森田佳宏（1998）「明治期商法における財産目録規定」（田中弘編〔1998〕『取得原価主義会計論』中央経済社、第8章所収）
- 森山章之丞（1906）『商業大辞典』同文館。
- 文部科学省（2009）『高等学校学習指導要領 平成21年3月告示』文部科学省。
（2010）『高等学校学習指導要領解説 商業編 平成22年5月』実教出版。
- 文部省専門学局（1899）『明治三十二年九月商業学校長会議要項』文部省専門学局。
- 文部省実業学務局編纂（1934）『実業教育五十年史』文部省実業学務局。
- 弥永真生（1990）「取得原価基準の再検討（二）」『法学協会雑誌』第107巻第9号（1990年9月）、1-97頁。
- 山口不二夫（1998）『日本郵船会計史〔財務会計〕』白桃書房。
- 山田喜之助・前川房二郎（1893）『商業登記商業帳簿正解』八尾書店。
- 山本邦之助・田村八二（1893）『新式商業簿記全書 全』博文館。
- 吉澤英一（1989）「福澤諭吉『帳合之法』」『創価女子短期大学』紀要第6号（1989年6月）、19-41頁。
- （1995a）「福澤諭吉『帳合之法』における複式簿記の三帳簿制」『浦和論叢』第14号（1995年6月）、181-203頁。
- （1995b）「福澤諭吉『帳合之法』帳簿システム」『浦和論叢』第15号（1995年12月）、201-221頁。
- （1996）「福澤諭吉『帳合之法』における複式簿記の理論」『浦和論叢』第16号（1996年6月）、162-184頁。
- （1997a）「福澤諭吉『帳合之法』における複式簿記の決算手続き」『浦和論叢』第17号（1997年1月）、103-120頁。
- （1997b）「福澤諭吉『帳合之法』における略式帳合の帳簿」『浦和論叢』第18号（1997年7月）、19-38頁。
- （1998a）「福澤諭吉『帳合之法』の単式簿記と複式簿記」『浦和論叢』第19号（1998年1月）、19-44頁。
- （1998b）「福澤諭吉『帳合之法』の日記帳と大帳」『浦和論叢』第20号（1998年6月）、61-80頁。
- （1998c）「福澤諭吉『帳合之法』の主要簿と補助簿」『浦和論叢』第21号（1998年12月）、93-116頁。
- （1999）「英國簿記史と『帳合之法』」『浦和論叢』第22号（1999年6月）、61-79頁。
- 吉田良三（1904）『最新商業簿記學』同文館。
- （1907a）『最新商業簿記学例題』（訂正八版）同文館。
- （1907b）『最新商業簿記』（四版）同文館。
- （1910）『会計學 全』同文館。
- （1912）『甲種商業 簿記教科書 中巻』（三版）同文館。
- （1913）『最新商業簿記（第二回改版）』（訂正改版二十七版）同文館。
- （1914）『甲種商業 簿記教科書 上巻』（八版）同文館。
- （1921a）「取引八要素説及十要素説欠陥論を讀みて」『会計』第8巻第6号（1921年3月）、81-90頁。
- （1921b）「再び取引八要素説及十要素説欠陥論を讀みて」『会計』第9巻第5号（1921年8月）、53-66頁。
- （1922a）『最新式 近世簿記精義』（二十四版）同文館。
- （1922b）『第二回改版甲種商業 簿記教科書 上巻』（三十七版）同文館。
- （1922c）『第二回改版 甲種商業 簿記教科書 中巻』（三十二版）同文館。
- （1923）『第二回改版 最新式 近世簿記精義』（二十四版）同文館。
- （1926）『第三回改訂 簡易商業簿記教科書 全』（第四十五版）同文館。
- （1928）『商業簿記教科書 下巻』（三十五版）同文館。
- （1929）『商業簿記教科書 上巻』（三十八版）同文館。
- （1932a）『三訂 商業簿記教科書 上巻』同文館。
- （1932b）『三訂 商業簿記教科書 下巻』同文館。
- （1935）『四訂 商業簿記教科書 下巻』同文館。
- （1936）『女子簿記教科書』（修正再版）同文館。
- （1939）『改訂 中等簿記教科書』（修正四版）同文館。
- 吉永榮助（1972）「財産目録についての歴史的回顧 一在置論と廃止論の根拠一」（武市春男他編集〔1972〕『商法・経済法の諸問題』評論社70-93頁）。
- 吉村一郎編輯（1888）『簿記獨案内』（再版）積善館。
- 四方一彌（2004）『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版社。
- 渡邊 泉（1983）『損益計算史論』森山書店。
（1992）「日本の経済発展と会計教育」『経営経済』第28号（1992年3月）、27-38頁。
- （2009）「現代会計の落し穴 一歴史からみる会計の本質一」『会計史 学会年報』

- 第27号（2009年3月），1-12頁。
- （2011）「行き過ぎた有用性アプローチへの警鐘 一割引現在価値測定の非現実性」日本会計研究学会課題研究委員会『歴史から見る公正価値会計 一会計の根源的な役割を問う』（2011年9月）。
- 渡邊喜勢治（1903）『商業簿記教科書』（訂正五版）戸田學齋館。
- 渡邊陽一（1984）『貸借対照表論』森山書店。
- 渡部明（1930）『英文簿記』宝文館。
- 和田昌夫講述（1907）『新帳合法 商業帳簿獨習帳 全』（第九版）大阪共立簿記学校。
- 和田昌良（1894）『教科適用商用簿記学例題』岡島書店。
- （1902）『教科適用 會社簿記学』（五版）岡島書店。
- （1905）『教科適用 商用簿記学 全』（九版）岡島貞藏。
- Bryant. H.B. H.D.Stratton, and S.S. Packard (1863), " Bryant and Stratton's counting - house book -keeping ; containing a complete exposition of the science of accounts in its application to the various departments of business...," N. Y. Ivison, Phinney & co. (The Michigan Historical Reprint Series)
- (1871) , " Common School Book - Keeping ; Embracing Single and Double Entry, " N. Y. Ivison, Phinney & co. (洋学堂書店 1994 年復刻版)。
- Folsom E.G. (1873) , "Folsom's logical bookkeeping ; the logic of Accounts:a new exposition of the theory and practice of double-entry bookkeeping, based in value as being of two primary classes commercial and ideal ...for students and business men. " N.Y.A.S Barnes & co. (洋学堂書店 1995 年復刻版)。
- Klein.J.J. (1917a) , "BookKeeping and Accounting, " New York, ,D.Appleton-Century Co.
- (1917b) , "Elements of Accounting : Theory and Practice, " New York, ,D.Appleton..
- Hutton.C (1801) , "A Complete Treatise on Practical Arithmetic :andBook - Keeping,both by Single and Double Entry.Adapted to the use of school.The Eleventh Edition ",London,G.G.and Robinson, and R.Baldwin. (八)
- (1811) , "A Complete Treatise on Practical Arithmetic and Book -Keeping,both by Single and Double Entry.Adapted to the use of school.A New Edition ,corrected and enlarged by Alexander Ingram" ,Edinburgh,London., Oliver & Boyd. (八)
- (1858) , "A Complete Treatise on Practical Book -Keeping....Edited by Alexander Ingram.A New Edition ,with many important improvements and additions....by James Trotter " Edinburgh,Oliver&Boyd. (八)
- Inglis.W. (1881) , "BookKeeping by Single and Double Entry,With an Appendix containing explanations of mercantile terms and transactions,questions in book - keeping,etc" London and Edinburgh, W.&R. Chambers. (洋学堂書店 1999 年復刻版)。
- International Accounting Standards Board (2009) , "International Financial Reporting Standards"(国際会計基準委員会財団編『国際財務報告基準(IFRS®) 2009』中央経済社)。
- Marsh C.C (1871), "A course of Practice in Single-Entry Book-keeping; Improved by a Proof or Balance, and Applied to Partnership Business Designed for the Use of Merchants,Clerks and schools: Comprising a Series of Mercantile Transactions, Arranged to Form a Complete Course of Practice: Adapted to the Wholesale and Retail Business in the United States, " New York,D. Appleton and Co. (八)
- (1873) , "The Science of Double - Entry Book - Keeping, Simplified by the Applications of an Infallible Rule for Journalizing; Calculate to Insure a Complete Knowledge of the Theory & Practice of Accounts : Being a Series of well Selected Mercantile Transactions so Arranged as to From a Complete Course of Practice and Instructions ; Designed for the Use of Schools and Counting house in the United States ; including Numerous Examples of Mercantile Calculations ; and an Original Diagram Showing the Relations between the Account Books " New York, Appleton and Co. (八)
- Previts.G.J. Merino.B.D (1979) , "A History of Accounting in America, An Historical Interpretation of the Cultural Significance of Accounting " New York.A Ronald Press Publication.John Willey&Sons. (大野功一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳 [1983] 『プレヴィツ=メリノ アメリカ会計史』同文館出版)。
- Shimme.S (1937) , "Introduction of Double-Entry BookKeeping into Japan " Accounting Review,Vol.X I No.3 , pp.290-295.
- Zimmerman.V.K (1954) , "British Backgrounds of American Accountancy by Vernon K Zimmerman" (U.S Doctoral Dissertation,Yushodo Book Sellers Ltd.) (小澤康人・佐々木重人 (1993) 『V. K. ジンマーマン 近代アメリカ会計発達史 一イギリス会計の影響力を中心に』同文館)。
- * (国) 国立国会図書館所蔵 (西) 一橋大学附属図書館西川孝治郎文庫所蔵
 (八) 久留米大学御井図書館ハーウッド文庫所蔵